

## 第4章



### 復旧・復興 4年目の現状と課題



## 復興加速の実感に向けて

土木総務課 企画調整班

宮城県震災復興計画における再生期の初年度に当たる平成26年度は、土木部の重点方針において、「1. 宮城県社会資本再生・復興計画／第2次アクションプランの推進」、「2. 災害に強いまちづくり宮城モデル構築の推進」、「3. 創造的復興に向けた特定プロジェクトの推進」を重点事項として位置づけ、被災者をはじめ県民の方々が一日も早く復旧・復興を実感できるよう、土木部一丸となって取り組んできたところである。

その結果、平成27年3月末時点で、公共土木施設の災害復旧事業は、箇所ベースで着手率96%、完成率85%となっているが、金額ベースでは、着手率76%、完成率18%に留まっており、甚大な被害を受けた沿岸部の河川堤防・防潮堤の整備が、地元住民との合意形成や用地買収に時間を要したため、ようやく工事が本格化したところである。また、予算面では、創造的復興スタート予算として、平成24年度につぐ過去2番目となる当初予算3,368億円を計上したほか、平成25年度明許繰越予算1,822億円、平成24年度事故繰越予算135億円を合わせた5,325億円を執行することとした。平成27年1月末の見込み値で、支出見込が2,115億円と過去最高になったが、現年予算の繰越率が55%、明許繰越予算の不要率が49%と相変わらず高い水準となっている。

今年度、土木部では、「復興実感年」をキャッチフレーズに掲げ、復旧・復興事業の推進に向け、様々な取組を実施してきた。まず、マンパワー不足に対応するため、事業調整業務、積算業務や工事監督業務を外部委託する「発注者支援業務」をはじめ、用地取得においても、用地交渉などを外部委託する「用地補償総合技術業務」を積極的に活用し、執行体制の強化を図った。さらに、企業が応札しやすい施工確保対策を実施することとし、発注ロットの更なる大型化や入札参加条件の拡大、設計労務単価の前倒し改訂、大型案件(WTO案件)の発注見通しの早期公表などに取り組んだほか、年度末・年度初めの切れめない工事発注として、平成26年度予算に係る工事の一部について、入札公告及び開札を平成25年度中に前倒しで実施したところである。特に、今年度は、事業の円滑な実施に向けて課題・隘路となっている事項に適時・適切に対応するため、事業進行管理委員会幹事会を概ね毎月開催し、部内横断的な検討を実施するなど、きめ細かな進行管理を実施した。

こうした取組を実施したにもかかわらず、結果的に多額の繰越額、不用額が発生しており、その原因は様々考えられるが、平成27年に向けて、土木部として最重点に取り組まなければならない課題が「用地取得の加速」である。用地取得については、平成27年2月末現在、復旧事業の要取得筆数6,484筆に対して、取得済3,655筆(取得率56%)、復興事業の要取得筆数6,114筆に対して、取得済1,901筆(31%)に留まっている。事務所別で見た場合、事業量が特筆して多い東部土木の取得状況が、仙台土木、気仙沼土木に比べ低くなっている。東部土木は、マンパワー不足に対応するため、いち早く施工前事業調整業務(CM業務)や用地補償総合技

術業務を導入し、執行体制の強化を図ってきており、課題解決に向けて事務所と本課との意見交換を緊密に行ったところである。来年度に向けて、事務所内の体制を含め、優先度を考慮した用地取得など更なる改善が必要と考える。その一方で、今後、事業完了に向け課題となるのが数次相続や共有地などの用地隘路箇所であり、事業認定・収用裁決の計画的な申請が必要となる。このため、用地課を中心に該当箇所ごとに詳細なスケジュールを作成し、重点的な箇所管理を実施した。来年度は、引き続き、事業認定の優先順位や手続き保留の取扱など、より詳細な進行管理を行う必要がある。

また、繰越額・不用額の縮減に向けては、上半期終了時点で事業別・事務所別の執行見通しを把握し、予算の箇所間・事務所間流用を弾力的に実施したほか、平成27年度予算編成において、再予算化できる事業については、執行見通しを踏まえ、国と調整し現実的な予算規模とするなど、次年度以降を見据えた予算編成を行った。

来年度は、国が定める集中復興期間の最終年度に当たり、平成28年度以降の財源が大きな焦点となる。現時点において、復興庁から明確な考えは示されていないが、一部報道によると、これまで国費を除く地方負担分については、震災特別交付税等の対応により実質発生していなかったが、28年度以降は、自治体に一部負担を求めることとなっている。今後、宮城県震災復興計画に基づき、復旧・復興事業を計画的に推進するためには、集中復興期間と同様の財源の確保、特例的な財政支援の継続が不可欠であり、2月には、岩手・福島県の部長と合同で復興庁をはじめ国土交通省、県選出国會議員に要望活動を行った。

これから、28年度の概算要求基準が決定する夏までに、地方負担を含めた支援の枠組みが整理されることになるが、その結果次第では、継続中の事業であっても事業期間の延長や一時休止もあり得ることから、引き続き、被災市町はもとより岩手・福島県とも連携しながら、集中復興期間と同様に必要な予算の確保と特例的な財政支援の継続を強力に働きかけていく必要がある。

近年、我々の社会資本整備を取り巻く環境は、加速化するインフラの老朽化、急激な人口減少社会の到来、気候変動に伴う災害リスクの増加、建設産業の衰退など大きく変化しており、復旧・復興事業も来年度で折り返しを迎えることを考えると、復興後を見据えた新たな社会資本整備について、今から検討する必要がある。このため、各課には、今年度一部作業を依頼したところであるが、来年度は、28年度以降の復興財源の整理と合わせて、今後の通常事業のあり方についても検討していく予定である。

県内では、未だ約6万人の方々が応急仮設住宅等で不自由な生活を強いられており、一日も早く恒久的な終の棲家に移行していただくとともに、安心して安全な県土基盤を早期に構築できるよう、引き続き、各課各班と連携を密にししながら、復旧・復興事業の加速化に向けて、土木部一丸となって取り組んでいきたい。

— 以 上 —



## 復旧・復興 4年目の現状と課題

土木総務課 総務班

総務班では、部内行事の調整や、課内の職員の給与など庶務に関する業務、課の予算編成・支出に関する業務、及び庁議や議会、広報に関する業務などを担当している。復旧・復興に向けては、宮城県社会資本再生・復興計画第2次アクションプランに基づき、土木部が推進している様々な整備事業の方向性や進捗の状況を踏まえながら、部内の各所属の庶務担当班と連携を密にし、計画の推進を総務・庶務的な面から支えることを、当班の役割と認識し、業務に当たっている。

庶務の業務としては、自治法派遣されている職員の給与等に関する業務を行っており、土木部に派遣された職員の給与等負担金の各都道府県への支出業務や、土木部の公所に派遣されている職員の月々の災害派遣手当の支給業務を行っている。また、部内の公所の管理経費の予算も担当しており、派遣職員の増員により必要となる駐車場や執務環境の整備にかかる経費について調整を行い、対応している。

総務班の業務は、部の業務の進行の流れの中で、その時々によ請される事柄に対し、限られた時間の中での対応を求められることが多いため、その都度、所与の条件のもとで、よりよい方法を探りながら、調整・対応を行っている。

平成26年度は、復旧・復興事業が本格化することによる本庁・沿岸土木事務所間の打合せ等が増加することを想定し、そのための移動時間の削減と移動に伴う職員の負担の軽減を図るため、Web会議の導入の検討を行い、予算調整の上、その実施に必要なアプリケーションソフトやパソコン、Webカメラ等の機器を調達し、本庁(土木総務課)、東部土木事務所及び気仙沼土木事務所に各1台を設置し、実施可能な環境の整備を行った。

また、平成27年度に向けては、設計や工事の発注が本格化していくことを踏まえ、通常の年を相当数上回ることが予想される設計・工事完成図書の収納場所の確保が必要となることから、沿岸3土木事務所と、現在の書庫の広さや使用状況の確認を含め、調整を開始したところである。

## 本県の復興，その先を見据えて

土木総務課 管理班

東日本大震災の発災から4年が経過した。

本県が震災対応業務を進めていく中で、土木部は最も大きい比重を占める「社会資本の再生・復興の推進」の役割を担っており、土木・建築・設備など各分野における復興の最前線で業務を行っている。その中であって、当班は部の組織・人事を掌る立場にあり、復旧・復興現場での直接的な貢献を果たすことはできないが、事業量が増大の一途をたどる中で、その事業実施が滞らないような取り組みを常に意識しながら日々の業務に当たってきた。本県の再生期1年目に当たる平成26年度は、主に次に掲げる3点を継続・発展させながら取り組んできたところである。

1つめは、効果的・機動的な組織体制を構築すること。

震災業務に迅速かつ的確に対応するための組織体制づくりは、復旧・復興の加速化にとって必要不可欠であることから、土木部としては、発災直後から「復興まちづくりの支援」や「応急仮設住宅の建設」「災害公営住宅の整備」など、時間の経過とともに刻々と変化する行政需要を見極めながら随時体制整備を図ってきたところである。土木部では、平成26年度を被災者や県民の皆さんに復興を実感してもらう年と位置づけ、「復興実感年」を掲げて取り組んできたところであり、その具現化を図る組織として災害公営住宅整備を加速させるための「復興住宅整備室」の体制強化や、工事施工に必要となる事業用地取得を推進させるため、沿岸地域における「用地班」の体制強化を行ったところである。今後とも適時適切な組織体制を構築していくことが必要となるが、その一方で、平成29年度までには全ての災害復旧事業の完了を目途として業務を進めていることから、今後到来する組織規模の縮小も視野に入れながら体制整備を検討していく必要がある。

### 【土木部の組織体制】

平成22年度(震災前)

○本庁 14課1室(55班)

○地方 15事務所(90班)



平成26年度

14課2室(62班)

15事務所(101班)

2つめは、適正な人員管理・配置に配慮すること。

近年は採用人数を抑制するなど、本県の組織全体として職員数を徐々に削減してきたが、震災以降は増大する復旧・復興事業に対応するためのマンパワー不足が顕著になってきたことから、平成26年度もその対応に奔走してきたところである。具体的には、

①通常事業から復興事業への人員のシフト

②任期付職員や民間企業等職務経験者も含めた採用予定数の増

③全国知事会を通じた自治法派遣職員の要請

が挙げられる。①については、被害が甚大であった沿岸部に経験者層も含めた厚い人員配置を行ったものであるが、これにより沿岸部以外の所属では通常よりも少ない人員や業務経験が少ない職員で業務をこなしている状況が生じている。復旧・復興

事業の進捗状況を見極めながら、適正な職員配置を検討していくことが今後必要になってくる。②については、膨大な業務量に対する絶対的なマンパワー不足を解消するものとして、従来からの採用形態に加え、新たに即戦力としての活躍を期待する職務経験者の採用を行うとともに、採用者数についても、平成30年度以降の採用予定者数の一部をこの再生期(H26～H29)に前倒して増員する計画としたところである。ただし、平成26年度の採用者数が計画値より落ち込んでしまったことから、来年度以降はこれまで以上に採用者確保対策に力を入れていく必要があるとともに、平成30年度以降の人員が過剰とならないよう、職員数のバランスにも配慮していく必要がある。③については、震災の風化が叫ばれる中、全国の都道府県への派遣要請を継続して行ったところであり、派遣元となる都道県には本県への尽力に感謝しながらも、いまだ本県が復興の途上にあることを継続して説明していく必要がある。

【土木部内配属職員数】	
平成22年度(震災前)	平成26年度
○913人	○1,128人
(プロパー895人 再任用 18人)	(プロパー903人 再任用 50人 任期付 52人 派遣 123人)

3つめは、職員の健康管理に配慮すること。

震災以降の事業規模の増大は、事務・技術職を問わず、あらゆる部門での業務量増加に直結しており、それに伴う時間外勤務も増加している状況にある。マンパワー不足が否めない状況では、1人当たりの業務量が増えることもやむを得ない面はあるものの、職場の上司の方々には会議の場などを通じ、職員の健康管理の徹底や休暇取得の推進など、職場全体としての目配せを継続してお願いしてきたところである。今後も事業量が落ち着くまでにはまだ時間を要することから、職員が働きやすい環境づくりができるような取り組みを引き続き行っていく必要がある。

震災から4年が経過し、徐々に復興の姿が見え始める段階となってきた。今後しばらくの間は継続した取り組みが必要となる一方で、復興を果たしたその時に、どういうことが起きるのか、どういう状態になっているべきかということ、今のうちから先を見据え、頭の片隅に置いて考えていく必要性を感じているところである。

## 創造的復興スタート予算からステップアップ予算へ

土木総務課 予算管理班

平成26年度は、「創造的復興スタート予算！」として当初予算3,368億円を計上したが、これに明許繰越1,822億円、事故繰越135億円を加えた5,325億円を執行する必要があり、適正かつ迅速な執行と繰越額の縮減が求められた。

復旧・復興事業の早期執行を目的として、年度末・年度始めの切れ目ない発注手続のため、庁内関係部局と調整し、平成26年度予算で執行する大型工事について、予算成立前に入札公告・開札を前倒しする年度を跨いだ発注手続を実施した。併せて、大型工事の本契約を前倒しするため、庁内調整した結果、工事請負契約議案のみを審議する5月臨時会が開催された。

議会の議決が必要な5億円以上の工事請負契約については、平成26年度中に当初契約113件が議決された。一方、変更契約の議決は25件に留まったが、これは専決処分(包括承認)の基準が見直され、通常「1割以内かつ5千万円以内の変更」が、復旧・復興関係は「2割以内の変更」と改正されたことによる。専決処分の報告件数は218件と増大し、このうち、専決処分の基準見直しに該当するものが119件含まれており、見直しの効果が大きく発現された。

この他、職員のマンパワー不足を解消するため、事業調整、積算業務や工事監督業務を外部委託する「発注者支援業務」並びに用地交渉などの業務を外部委託する「用地補償総合技術業務」を積極的に活用することとし、その予算を事務費から捻出した。

また、平成26年度も相当数の事故繰越が発生すると見込まれたため、国に対し、「事故繰越手続の簡素化」及び「官庁会計システムの入力作業の省力化」の継続を要望した。その結果、財務省主計局司計課長から事務連絡が発出され、復旧・復興事業について特例措置が講じられることとされた。また、通常事業についても簡素化措置が講じられるよう東北財務局に要望したところ、同様の取扱が認められ、事務手続の大幅な軽減が図られた。

現在の最大の課題は、復旧・復興事業の財源確保である。国の集中復興期間が平成27年度で終了するが、その後のスキームが未だ示されていない。報道によれば、国が全額負担する現在の形を見直し、地方公共団体にも負担を求めることも検討されている。新たな地方負担が生ずれば、復興事業に遅れが生じることは必然であり、震災復興計画に示された10年での復興も達成できないおそれもある。集中復興期間の延長と復興特別交付税による財源措置の継続を強く求めていく必要がある。

平成27年度当初予算については、「創造的復興ステップアップ予算」として2,897億円を計上した。復旧・復興の更なる加速化を図るほか、仙台空港民営化や宮城野原広域防災拠点整備など、創造的復興を進めるための予算を確保した。また、平成27年度から公共事業に「維持補修枠」が新設され、老朽化が進行しているインフラを適正に維持管理し、長寿命化を図るための予算を優先して確保している。一方、公共事業のキャップ・シーリングについては、復旧・復興事業の財源確保のために大幅に縮小されており、復旧・復興事業の進捗状況に応じて、平成23年度当初予算要求額をベースに再検討することとされているが、財政課は多額の繰越予算を抱えていることを理由にキャップの回復には応じない状況が続いている。繰越額の縮減を果たし、



通常事業予算の早期回復を実現していかなければならない。

会計実地検査については、平成27年次検査(平成26年10月～平成27年9月)から通常検査寄りにシフトされ、平成28年次検査から通常検査へ移行される。平成27年次は、国土交通検査第3課(水管理・国土保全局所管)及び同第4課(道路局所管)から検査の打診があったが、事務負担が大きいことから第3課の受検は困難である旨を説明し、了解された。しかし、その後に第4課から示された調書では道路及び河川の災害復旧事業が検査対象とされていたため、「災害復旧事業を検査対象とする場合は負担が大きいため、第3課の検査打診を断った」旨を説明した結果、災害復旧事業は検査対象外とされた。さらに、事務負担を軽減するため、検査対象金額(県事業2千万円以上、市町村事業1千万円以上)の引き上げを要望した結果、県事業、市町村事業ともに5千万円以上を対象とすることとされた。なお、通常検査は平成22年度の受検が最後であり、実際のノウハウが蓄積されていないことから、3月末の調書提出から6月29日に始まる受検まで遺漏のないよう十分留意して望む必要がある。

今後も引き続き、土木総務課内の各班並びに部内各課と連携し、復旧・復興予算の確保や通常予算の早期回復、予算の迅速かつ適正な執行及びその進行管理、定期監査や会計実地検査の対応、その他様々な課題解決に取り組み、「チーム土木部」の官房機能の一翼を担っていく。

## 東日本大震災から4年目を迎えて

事業管理課 調整班

あの日から4年が経った。「もう4年」なのか、「まだ4年」なのか、それぞれの置かれた状況によって、想いは様々かと思う。

「未曾有の被害」、「千年に一度の大震災」など、発災直後からいろいろな表現をされてきたが、いざ現場で復旧・復興に取りかかろうとしても、当初は「従来どおり」のルールに従わざるを得ず、復旧・復興事業に取り組んでいる皆さんにとっては、様々な場面でもどかしさを感じたのではないだろうか。

事業管理課は、これまでの震災対応とはまったく異なる状況下で、復旧・復興事業をいかに安全に、確実に、そして速やかに進めてもらうかを第一に、いわば復旧・復興事業の下支えを担ってきた。県の入札・契約制度への特例措置の導入、資材確保対策や実勢価格を踏まえた資材・労務単価の設定、全国から応援にかけつける建設業者への対応など、各班の職員は「自らが先例となる」という心意気で、山積する課題に取り組んでいる。

時の経過とともに、事業管理課が対応する課題も少しずつ変わってきているが、各班の業務量は一向に落ち着く気配がない。さらに、集中復興期間の最終5年目を迎える27年度には、また新たな課題が出てくるであろう。

私ども調整班は、庶務担当班として、復旧・復興を支える各班をさらに下支えする役回りとも言える。各班に過度の負担がかからないよう、自身の課題解決に専念できるよう、この一年視野を広げて取り組んできたつもりである。果たして、各班の「支え」になっていたかどうかの判断はそれぞれに委ねることとし、調整班としては、今後とも黒子役として腕を振るうだけである。

## 復旧・復興 4 年目の建設業の振興と指導

事業管理課 建設業振興・指導班

### 1 建設業の振興について

復旧・復興 4 年目である平成 26 年度は、復旧・復興工事の本格化に伴い、県内建設業者数が増加し、県内建設業者の倒産件数も減少傾向にあった。一方で、建設業の担い手の確保・育成の問題は、全国的な課題とされ、官民ともに積極的な取組が求められた。また、近い将来には復旧・復興工事がピークを過ぎ、県内における建設工事額の減少が懸念されているため、復旧・復興工事後を見据えた建設業振興の指針や担い手確保・育成策が求められている。



このような状況のもと、県としては新たな「建設業振興プラン」を早期に策定する必要があり、平成 26 年度は、県内各建設業団体や地域の建設業者と、建設産業振興に係る意見交換会を計 21 回開催し、計 389 名参加の下、活発な意見交換が行われた。復旧・復興の 5 年目である平成 27 年度は、復興需要後を見据えた建設産業の振興の指針や担い手確保・育成対策の推進のためにも、新たな「建設産業振興プラン」の策定作業を進めていく必要があり、前年度に実施した地元建設業界等との意見交換の意見等を踏まえ、外部有識者等による懇談会を実施し、年度内にプラン策定を目指す必要がある。

### 2 建設業の指導について

震災後は、復旧・復興工事の増加により、紛争や法令違反事案が多発している状況を踏まえ、建設業振興支援講座の充実や立入検査等により県内建設業者に対する指導を徹底するとともに、建設工事紛争審査会や紛争相談などにより、紛争解決を支援してきた。平成 26 年度は、建設業振興支援講座を 3 回開催し、計 230 名参加者に対し、建設業法等の改正内容や法令遵守の啓発指導に努めた。また、工事現場への立入検査や建設業者の営業所への立入検査を、それぞれ 28 箇所ずつ行い、工事管理や元請・下請契約について指導を行い、適正化を図った。このほか、年間 100 件を超える紛争相談を行い、建設業に係る紛争解決にも努めた。

平成 27 年度も引き続き多くの復旧・復興工事が予定されており、建設業者間の紛争や法令の不知による違反を防止するためにも、建設業振興支援講座等を通じ紛争の防止・解決や法令遵守についての講習を行っていくとともに、担い手確保・育成対策などの建設業法等の改正の状況についても、広く周知を図っていく必要がある。また、立入検査については、建設業法違反の是正のみならず、建設業者に対する違法行為抑止効果も大きいと考えられ、引き続き的確に実施していく必要がある。このほか、建設工事に係る紛争の多発が懸念されており、建設工事紛争審査会や紛争相談を通じ適確に対応していく必要がある。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

事業管理課 技術企画班

### ○県工事における労働災害の発生状況について

県工事における労働災害は、震災以降、復旧・復興工事の本格化とともに沿岸部を中心に増加し、平成25年(暦年)の休業4日以上又は全治30日以上の死傷者は、死亡者2人を含む50人となり、震災前の平成22年の9人と比較すると、約5.5倍に増加した。平成26年(暦年)の死傷者は、死亡者2人を含む22人で、平成25年の50人から28人(56%)減少し、震災以降、初めて減少に転じた。しかし、震災前の平成22年と比較すると2倍以上であり、高い水準で推移している。

労働災害が増加した背景としては、工事量及び工事従事者の増加はもちろんであるが、新規就労者や県外からの労働者が増加し、不慣れ、言葉や文化の違い等から、これらの方の労働災害が増加した。震災直後から平成26年12月末までに県工事で発生した4件の死亡事故のうち3名が県外からの労働者であった。

事故防止対策として、平成26年度県工事事務事故防止対策事業計画に基づき、現場安全点検、安全講習会、施工体制点検等の拡充を図ったほか、リスクアセスメントの導入促進、ハーネス型安全帯の着用促進などの具体的な取組を実施した。

特に平成26年度は、災害公営住宅新築工事や大規模工事がさらに本格化し、元請会社の現場管理における役割が非常に重要となることから、復旧・復興工事の現場代理人等を対象とした安全講習会を沿岸3地区(仙台、石巻、気仙沼)で開催し、延べ460人が参加した。

また、平成24年12月から、宮城労働局・労働基準監督署、建設業団体、発注機関等が協働して「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を展開し、労働災害ゼロに向けた意識の高揚を図るため、推進大会、合同安全パトロール、安全宣言活動、のぼり旗掲揚活動、周知広報活動などに積極的に取り組んだ。

県工事では、平成25年・平成26年と2年連続で死亡事故が2件発生していることから、死亡災害の撲滅、労働災害の予防を図るため、平成27年度以降も引き続き、積極的な事故防止対策の徹底を図る。

### ○入札不調及び対策について

復旧・復興工事の入札執行状況は、平成23年7月頃から不調案件が顕著になり、今日まで様々な対策を講じてきたことにより、平成24年度をピークに平成25年度以降低下しているが、依然として高い傾向にあることから、入札状況の変化に応じた適時・適切な対応が必要である。

#### ・実施している対策

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ①建設資材の確保        | 仮設生コンプラント設置等5項目   |
| ②予定価格の適正な算出     | 復興係数等11項目         |
| ③技術者等の確保        | 復興JV等10項目         |
| ④入札契約制度の簡素化・迅速化 | 総合評価「特別簡易型導入」等9項目 |
| ⑤事業執行体制の強化      | 地方機関執行権限拡大等3項目    |

#### ・今後の取組

- ①手続の簡素化・迅速化等(継続)



入札手続の軽減や開札から落札決定までの迅速化、低価格受注の防止を図る。

②技術者の確保(継続)

技術者の配置や下請確保、建設資材の調達など計画的な施工体制の整備の促進を図る。

③入札不調の状況及び緩和措置,特例措置の運用のモニタリング実施(継続)

実施している制度の効果を検証し,更なる改善や制度の廃止時期等の検討する。

○人材育成について

震災からの再生・復興,そして災害に強い宮城モデルの構築を目指し,主要施策の実現に向けた技術力,マネジメント能力を養い建設行政全般の遂行能力向上を図る目的で,土木部職員研修を実施した。平成26年度は特に下記を重点的な取組として開催した。

①「宮城県社会資本再生・復興計画」推進のための技術力・専門力の向上

東日本大震災により被災した膨大な社会資本の迅速な復旧や災害に強いまちづくり宮城モデルの構築に向けた各種施策を遂行するために必要な技術力及び専門力を養うため各種研修を開催した。各部門別研修を40コース開催し,延べ1,729名が受講した。

② 効果的・効率的な研修実施

膨大な復旧・復興事業の対応により,研修の為に職場を離れることが難しくなっていることから,前年度の研修アンケートを参考とし,研修カリキュラムの厳選及び複数の研修を一括で実施する等,受講環境の向上に配慮した。

③ 自治法派遣職員及び新任職員の即戦力化

他県からの自治法派遣職員においては,本県の積算システムや,業務上の各種運用や被災3県独自の災害特例等,派遣元とは異なる分野が多々あることから,これらについて着任前に派遣職員用事前配付資料を派遣元へ送付した。また,積算システム及びCAD研修を開催し,自治法派遣職員の即戦力化を図った。

新任職員については,各種研修の他,新任職員の育成に重要となるOJT「土木部ブラザー制」の効果的な運用を図るため,監督者(ブラザー兄)を対象とした「OJT 監督者研修」を新規開催し,教え方及び教える側として持つべき意識の醸成を図った。併せて,採用後3年間における修得すべき業務内容を明確化し,計画的な新任職員の育成を促した。

1年を通して研修を実施した結果,膨大な業務に対応するため,研修の受講を希望しても,業務対応の為に参加できない職員が散見された。

特に新任職員にとっては,OJTを進める上でも必要となる最低限の知識習得の機会であり受講環境の整備は重要であることから,再生期2年目にあたる平成27年度は,研修スケジュールを年度当初に明示するとともに,採用後3年間において受講を必修とする必修科目を指定し,各所属の研修への理解を促した上で研修に参加しやすい環境を整備することとした。

## 4年目の現状と課題

事業管理課 工事管理班

震災後の発注工事の増加に伴い、平成25年度においても災害復旧・復興工事における入札不調が依然として高い傾向にあり、その傾向が平成26年度も続く見込みであったことから、その要因の数ある中のひとつとされた「労務・資材単価の市場実勢との乖離」や「資材の入手難」といった問題の解消へ向けて、工事管理班は主に取り組んだ。

### ①「労務・資材単価の市場実勢との乖離」について

公共工事の積算に用いる労務単価は、かねてより国交省と農水省とが毎年実施している「公共事業労務費調査」の結果に基づき設定したものに県もならい決定してきている。震災前は長引く不況の影響などにより毎年連続で下落していたが、震災後は状況が一変し、労働者不足であったところへの需要増により一気に売り手市場となり単価は上昇へ転じた。市場の実勢価格との乖離が問題となり、国は、出来る限り早く対応するため例年4月に単価改定するところを、平成26年度は前倒しして平成25年2月に改定し、平成27年度についても同様の状況となったことから平成27年2月に前倒し改定しており、本県においても国に従い、いずれも即時対応した。

また資材単価は、前年度末に実施する実勢取引価格の聴取調査や定期刊行物等の資料に基づき4月に設定しており、設定後も価格に変動があれば、主要資材は月毎に、その他一般資材は四半期毎に改定を行い、市場との乖離が小さくなるように努めるとともに、契約月における資材単価での変更契約を実施した。

なお、いずれの単価も契約後の価格変動への対応として、契約書に規定しているスライド条項を適切に適用することにより、工事受注者の応札時における契約後の物価変動への懸念を取り除いている。

ほかに、積算基準においても実勢を反映したものとするため、まず、土工3工種の日当たり作業量補正を10%から20%に変更する改定等を実施し、平成26年4月1日から適用した。10月1日からは、施工パッケージ型積算方式の新規導入を行った。

次年度、工事が最盛期を迎えると見込まれ、今後も実態に即した工事価格の設定環境を整えていく必要があるとともに、復旧・復興事業が完了に近づくに連れて徐々に従前の通常状態に戻っていくと見込まれることから、震災に伴い設けた制度等の存続・廃止のあり方も併せて考えながら取り組んでいく必要がある。

### ②「資材の入手難」について

平成26年度は、沿岸部における復旧事業の工事発注が最盛期を迎え、それに伴う工事量の増加で、建設資材、特に生コン、砕石、仮設材の不足が予想された。そのため、これまでに引き続き、国主催の「建設資材対策東北地区連絡会」やその下部組織となる「宮城県分会」等を通じて、発注機関、建設関係団体、資材関係団体の間で情報交換、共有を図った。それらの会では、発注機関からは資材の需要量見込みデータを、建設関係団体からは現場での資材の入手状況等の情報を、資材関係団体からは資材の供給能力等の情報をそれぞれ提供した。意見交換、情報共有を図ることにより、各々が早めの対応を行えるよう備えたが、実際には、見込んだほどの需要

に達せず、極端な資材供給不足に陥ることはなく、落ち着いた状況となった。需要が伸びなかった原因としては、関係機関との協議不調により発注の遅れた工事があったことや資材を必要とする工程までに至らない工事があったことなどが考えられる。工事の最盛期が後ろにずれ込んできていることから、平成27年度は、引き続き、需要の動向を注視し、各団体と意見交換、情報共有を図り、態勢を整えて安定供給を確保できるように努めていく必要がある。

資材の中でも特に生コンについては早い段階から供給不足が懸念される。平成25年7月における調査では、平成28年度末までに、気仙沼地区で約122万 $m^3$ 、石巻地区で約69万 $m^3$ の生コンがそれぞれ不足することが判り、設計を見直して二次製品への転換を図り、気仙沼地区で約80万 $m^3$ 、石巻地区で約30万 $m^3$ の生コンを減量し、それでも供給不足となる気仙沼地区の42万 $m^3$ 、石巻地区の39万 $m^3$ に対応するため、仮設プラントをそれぞれの地区に2箇所ずつ建設し、取り組んできているところである。プラントは平成26年5月までに全て完成し、現場との調整を経て、7月から順次出荷を開始した(気仙沼地区：本吉7/16、戸倉9/3、石巻地区：雄勝8/25、牡鹿7/24)が、前述のとおり工事が最盛期に達していないため、平成26年度における仮設プラントの出荷量は予定より下回った。

仮設プラント事業は、民間プラント業者が共同企業体を組んでプラントを建設し、事業に要する総費用(プラント建設、撤去、運営、管理費用等)を生コン販売代金で回収する仕組みで、県は、共同企業体と協定を結び、その生コンを使用する工事を、県、市、町が行う災害復旧工事の中から指定して確保するなど事業成立の責任を負っている。プラント事業における人件費や運搬車代などの費用は、指定した工事の生コン需要量が極端に変わると効率が悪くなり、大きく影響を受ける。したがって、生コンの供給という仮設プラントの目的を果たすことは元より、指定している工事の需要動向やプラントの出荷、運営状況を常に確認し、工事受発注者とプラント事業者間の連絡調整に努め、プラント事業が成立することも併せて考えていかなければならない。加えて、生コン全体の供給にも目を向け、仮設プラントがなくても安定供給が果たせる時期を見極め、仮設プラント事業の終了時期も念頭に置いて取り組んでいく必要がある。

#### 仮設プラントと出荷の状況



【戸倉プラント (南三陸町)】



【牡鹿プラント (石巻市)】



## 収用裁決案件の増加

用地課 企画班  
収用委員会事務局

### 1 収用委員会で行う手続き

収用委員会で行う裁決は、土地収用法に基づき、公共の利益となる事業に必要な土地等について、土地所有者等に対し正当な補償の支払いを行うことを条件に事業者(起業者)に所有権を与え、土地所有者に土地を明け渡すことを義務付けるものである。事業反対や土地所有者を確定できない等、何らかの事情により任意交渉で取得できない土地について、起業者から裁決申請が上げられる。

### 2 平成26年度の裁決申請状況

復旧・復興事業用地の取得が進行するに伴い、裁決申請も増えるものと予想、平成26年度の収用裁決申請の受理件数は、昨年度よりも増加、過去最高の7件の案件を受理したものの事業内容をみると、厳密な意味での復旧・復興事業は3件で、受理件数の半数に満たない。起業者別で見れば、国、本県、市町村等とそれぞれから申請があった。裁決数は5件であった。

内容としては共有地や相続未了、その複合といった多数当事者が多い。100人前後のものが2件のほか、10人を超すものは4件あり、通知一つ出すにしても、相応の時間を要した。このうち海外居住者(ブラジル)が多数いる事案もあったため、翻訳や海外への郵便やら、通常とは異なる処理を強いられ、裁決に至るまでに困難を伴った。また、案件ごとに様々に異なる法律問題を抱えており、検討のための時間を多く割く必要が生じている。

委員会の開催回数はおよそ月に2回であるが、1回当たりの時間数が長くなってきた。昨年度までは15時開催としてきたが、今年度は13時30分に始めて17時を過ぎても終わらないことがしばしばあった。東京から来ていただく会長はじめ、委員の皆様には本県の復興のため力を尽くしていただいている。

### 3 平成27年度の裁決申請見込

来年度後半以降は、復旧・復興事業に係る申請が続々と出されるものと見込まれる。起業者宮城県だけでも今後、裁決によって処理すべき案件が60件を超えるとみられている。

大量の案件処理のため事務局の体制強化等が必要となるが、受理件数はあくまで起業者の申請によるものであり、当方で時期をずらして申請するよう指導、制御することはできず、受理件数のピークを見込むことも困難であり、増員の対応を取りにくい。まずは、初の試みとなる指名委員制度の活用等により対応していくこととなる。

中立的立場の収用委員会と、起業者・申請者としての用地課と、双方の立場において、大量の案件への対応が大きな課題である。



# 復旧・復興事業に係る用地取得に対する取組

用地課 管理指導班

## 1 現状と課題

現在、宮城県土木部においては、東日本大震災からの復旧・復興のため各種公共事業を実施しているところであるが、その公共事業の実施に当たっては、事業に必要な用地を早急に確保(取得)することが必要不可欠である。

宮城県土木部では、これまで鋭意用地取得を進め、平成27年2月末時点において、要取得筆数12,598筆に対し、5,556筆(取得率44.1%)の取得が完了しているが、取得すべき用地は、残り約7千筆と引き続き膨大な数であることから、今後は、今以上に用地取得を進めていかなければならない状況にある。

しかし、膨大な用地に対して、用地担当職員の数に限りがあること及び今後取得を進める用地については、数世代に渡って相続手続が未了であることによって1筆の土地に多数の権利者が存在することにより、取得が困難となっている、所謂、取得困難地の割合が多いことから、今以上のスピードで用地取得を進めていく必要があり、そのための手法・体制づくりが課題となっている。

## 2 用地課管理指導班の取組

平成26年度においては、用地担当職員数の不足解消のため、平成25年度に制定した用地補償総合技術業務委託(※)の活用の推進を事務所に促したほか、土地開発公社へ委託する用地取得業務について、既存の制度を見直し、より活用しやすいものに改正した。その結果、平成25年度は、3地区、5件であったが、平成26年度においては、11地区、13件について用地交渉の委託がなされ、実績を上げている状況にある。

次に、取得困難地の対策として、一筆の土地に多数の権利者が存在する土地については、これまでの面談による用地交渉に替えて、文書により用地交渉を行うこととし、交渉を簡素化しながら、かつ効率的に用地取得を進め、更には、土地収用法の活用も視野に入れた取り組みを行っている。現在、事務所において当該手法による用地取得が開始されているが、課題を検証しながら、より良い手法になるよう事務所と連携し進めていくこととしている。

また、不在者財産管理人制度を始めとした各種制度を活用した用地取得についても、制度の利用が図られている状況にある。

このほか、用地取得業務においては、土地収用法を始め広範な知識を要することから、研修を充実させ用地担当職員の経験不足を補いながら職員の能力向上を図っている。

※ 用地補償総合技術業務－ 用地担当職員に替わり民間補償コンサルタントが用地交渉を行う業務

## 震災後から4年目を振り返り

道路課 路政班

震災4年目を迎え本格的に復旧・復興が進むにつれ路政班の業務量が増加してきた。工事の進捗に伴い道路区域の変更や供用開始はもちろんのこと、通常ではあまり多くない土地関係の仕事が多くなってきた。

防災集団移転事業では道路敷の法面を事業用地とする箇所が石巻市で13か所、女川町では4か所あるため、それに伴う底地処理が発生した。単純な土地の一筆の払下げではなく、土地を分筆した上で面積を確定させ、表示登記をおこし、道路法94条に基づき赤線は国から譲与を受けてから、県から市町に払下げを行った。もちろん単純な県名義の土地については県から単純な払下げを行っている。事務所では市町の窓口となり、底地処理するために必要があれば旧公図まで遡り土地の状況を確認し、払下げするための底地所有者を明確にする作業を行い、買収当時の記録をあたり、その底地が補助事業で買収したか否かの確認も行ってもらった。一方で、通常道路法第94条に基づく国有財産の譲与については不用物件管理期間(4か月)経過後に譲与が可能となるが、防災集団移転事業では被災者の新生活場所を確保する目的であることから、財務局と整備局と事前調整を行った上で、要領を作成し、不用物件管理期間を4か月から1か月に短縮し処理することで手続きの短縮化を行った。それでも、市町が提出してくる底地処理に必要な情報がぎりぎりにはしか上がってこない状況であること、かつ被災者に分譲時期を公表している市町もあるため、スケジュール管理をしつつ、いかに土地の処理を速やかに行うかが毎回ポイントとなるため、譲与がある場合には事前に財務局に説明し、少しでも早く存置協議の回答をもらえるようにしつつ、管財課とも情報共有して少しでも早く手続きを終わらせるようにした。また、防災集団移転事業地で必要となる土地が補助金により買収されたものである場合については、補助金返還が必要となることから、土地の洗い出しをした上で、財政課に協議し、補助金返還の手続きを行っている。財政課に協議した段階で本来補助金返還の必要が生じたものについては買収から20年を経過していないものについては起債の返済が必要となるとの指摘を受け、そのような手続きが生じることを初めて知ることとなった。

これ以外にも、道路事業用地で買った土地を他の事業で使うために所管替えを行う場合(この場合には補助金返還は必要ないが、国に対し道路事業として買収した土地を目的外に使うための財産処分の手続きが必要となること)や、道路敷が堤防敷となるケースがあることから、財務局・整備局と国有財産の手続きが必要か否か検討を行った。具体的には次年度以降に道路敷が堤防敷となるケースの底地処理が生じてくることとなるが、赤線が堤防敷となる場合でかつ部局長が同じ場合には国有財産の手続きは不要で、庁内の所管替えの手続きで可能との見解は得ている。しかし、今後、所管

替えを行うとしても、赤線を分筆しただけでいいのか、表示登記を起こし、地目を変更するまで必要なのか、関係課と調整の上処理を進めていく必要がある。このように通常ではあまりない土地の処理に多くの時間を費やすようになってきている。

また、占用物件の移設補償については、国から平成25年2月25日付け通知が出ておりその中で嵩上げ工事の場合には補償出来るとの見解があったが、その通知が財源の裏付けがなされていないため、通知はでたものの、実際の取り扱いについて苦慮した。復興事業については復興庁が通知の要件に合致したものであれば復興交付金で見られるとの見解であることから問題はなかったが、災害復旧工事の場合には国土交通省防災課で占用物件の移設補償費を認めてもらえなければ占用物件の移設補償を払うことができないため、何度となく職員が防災課に行った際に占用物件の移設補償が可能か否かの確認を行ったが、災害復旧事業は原形復旧であるため占用物件の移設補償は認めないとの回答は得たもののその根拠が明確に示されておらず、大口占用者が納得をしないため、今後も占用物件の移設補償について大口占用者と引き続き協議せざるを得ない状況である。

## 震災より4年目の班内業務

道路課 企画調査班

今年度を振り返ると、高規格幹線道路事業の開通、関係機関との会議、庁内調査等多岐にわたり業務をおこなった。

高規格幹線道路事業では、三陸縦貫自動車道が、東日本大震災からの復興のリーディングプロジェクトとして復興道路に位置づけられており、そのうちの仙台松島道路(利府中IC～鳴瀬奥松島IC)については、全線4車線化(平成27年3月30日)となった。未供用区間においては、南三陸道路でトンネルが貫通し、気仙沼道路で(仮)気仙沼湾横断橋着工式が開催されたほか、三陸縦貫自動車道の早期供用を目指し、「復興道路会議」等で関係機関と必要な調整を実施した。

次に常磐自動車道では、山元IC～相馬IC及び南相馬IC～浪江IC間の開通(平成26年12月6日)により、宮城県内が全線開通したほか、常磐富岡IC～南相馬IC間が開通(平成27年3月1日)したことにより常磐自動車道全線が開通した。

関係機関との会議では、5月に復興道路等の早期完成を図るため、「第4回復興道路会議」を開催し、開通見通しが公表された区間での開通に向けた課題の確認、今後、主要構造物にも本格的に着工していくことから事業進捗の見える化に向けた取り組みなどについて、関係機関と意見交換をおこなった。3月には「仙台東部地区道路ネットワーク検討会」をおこなった。東日本大震災以降、沿岸部においては、三陸縦貫自動車道や常磐自動車道等の高規格幹線道路の整備が加速的に進められており、今後、沿岸部と仙台都市圏間の高規格幹線道路を利用した交通需要の拡大が見込まれることから、国、県、仙台市及び東日本高速道路株式会社で、仙台東部地区道路ネットワーク検討会を開催した。

庁内調査では、道路課各班に跨がる業務のとりまとめ、庁内、他都道府県、国からの照会など様々おこなった。



第4回復興道路会議



仙台松島道路4車線化完成式



# 市町村道事業における震災後4年目を振り返って

道路課 市町村道班

## 1. 市町村道事業における現状と課題

当班では、「補助金等に係る予算の適正化に関する法律」第26条に基づく法定受託事務として、①市町村道国庫補助事業等の予算要望、実施認可、設計審査、完了検査、②交付申請書の受理・審査、必要に応じて行う現地調査、③災害復旧事業(公共土木施設)の道路災・橋梁災に係る設計審査、成功認定等を主に担当している。

市町村道は、地域住民が日常生活を送る礎になっており、その路線延長を合計すると21,286.7km、県内の道路における総延長の割合では、国道、県道と比較すると約85%が市町村道である。その市町村道を整備、維持管理することは地域住民の利便性及び安全性向上を図るうえで極めて重要であるが、震災以前は市町村道を整備、維持管理する予算は年々削減され、市町村担当職員も削減されてきた状態であった。しかし、震災以降は壊滅的な被害を受けた市町村道の復旧・復興、そして新たな発展のため、事業規模及び予算も右肩上がりの状態であり、その業務を担当する市町村職員のマンパワー不足、技術力向上等が大きな課題になっている。

宮城県内の道路現況調書

道路種別	路線数	延長(km)	割合(%)
国道	20	1,363.7	5.4
県道	234	2,311.2	9.3
市町村道	45,927	21,286.7	85.3
合計	47,181	24,960.7	100.0

出典:平成25年度みやぎの道路P5

## 2. 市町村道事業における復旧・復興

市町村道事業は、平成22年度に創設された社会資本整備総合交付金事業、平成24年度に創設された防災・安全交付金事業、平成25年度に創設された社会資本整備総合交付金事業(復興枠)、この3つの交付金事業を活用しながら事業を推進しているところである。この3つの事業を目的別で区分すると、現道拡幅や改築など地域の活力を支える整備は社会資本整備総合交付金、総合的な事前防災、減災対策、老朽化対策、通学路対策等は防災・安全交付金、震災によって甚大な被害を受けた復興計画エリアを結ぶ道路事業等は復興枠と大きく区分されているところである。

近年は、国の施策により社会資本整備総合交付金から防災・安全交付金事業へ重点配分される傾向にある。また、復興枠は事業採択要件へ合致しているか国による事前審査があるので、事業化する前に非常に高いハードルがある状況である。そのため、当班と市町村職員で一緒に知恵を絞り、如何に防災・安全交付金の事業目的に合致させて事業展開するか考える必要がある。例えば、この道路を拡幅したいと考えている市町村があれば、通常であれば社会資本整備総合交付金を活用して事業をすることになるが、交安推進法の3号指定道路になっているか？小学生の通学路指定になっていないのか？平成24年度に実施した通学路の緊急合同点検における要対策箇所になっていないのか？等々を確認しながら、防災・安全交付金事業の採択要件に合致しているものを探し出す。そして、防災・安全交付金事業で事業採択になれば重点配分されることになり、事業のスピードアップ、早期の供用開始が図られ、投資した税金の波及効果が早期に発揮出来ることになる。

また、社会資本整備総合交付金(復興枠)では、沿岸市町村において復興エリアに住むことになる被災された方々の利便性、安全性の向上を図るため、平成26年度において25箇所の事業を推進しているところであり、平成27年度は19箇所の事業を国に対して新規採択されるよう事務手続きを進めているところである。主な事業では石巻市南浜地区に計画されている復興祈念公園に隣接する鎮守大橋、平成27年度新規事業として事業採択を目指している女川町出島と本土を結ぶ出島架橋など大規模な事業がある。また、復興エリアと産業基盤、避難所等の拠点間を結ぶ事業などがあり、これらの道路事業は復興エリアの発展に必ず寄与するものと考えている。

### 3. 道路メンテナンス元年

平成26年度の市町村事業を取り巻くトピックスとしては、平成24年に発生した笹子トンネル崩落事故等を受けて道路法施行規則第35条が改正され、各道路管理者の責任による点検→診断→措置→記録というメンテナンスサイクルを5年に1回の頻度で近接目視により点検しなければならないことが関係法令により明確化されたことが大きな出来事である。

このことを受けて、平成26年6月10日に県内の各道路管理者(国土交通省東北地方整備局・県・各市町村・東日本高速道路株式会社・宮城県道路公社)によって、宮城県道路メンテナンス会議を設立したところである。本会議は道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、本会議を通じて道路メンテナンスに関する情報共有、関係者の意見調整、道路利用者等を対象にした広報活動等をする予定にしておき、これらの取り組みを通じて、円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現していくことを目標としている。



一般の方を対象とした現地見学会での  
広報活動状況(国道45号多賀城橋)

しかし、市町村道は県内道路の約85%を占める路線延長があり、5年に1回の頻度で近接目視しなければならない橋梁が約9,600橋もあるため、市町村職員だけでは道路メンテナンスサイクルが回らない現状がある。そのため、公益社団法人建設センター等を通じた一括発注や道路メンテナンス会議を利用した各道路管理者からJR跨線橋への一括協議等の取り組みなどをして、市町村職員への負担軽減を図っているところであり、今後とも市町村職員の負担を軽減するよう各種施策を考えなければならないところである。

### 4. 再生期一年目を振り返って

この一年を市町村道として振り返ると、内陸部の市町村は震災の災害復旧事業が完了し、通常期の道路事業になってきている。しかし沿岸部の市町村に目を向けると、具体的なまちづくり計画等が決まったことにより、その発展に寄与する道路づくりが本格的に始まったところである。道路事業は地域住民の基幹的なインフラであり、その利便性、安全性を如何に向上出来るのかが大事であると考えている。例えば、この道路づくりをしたことによって、小中学校への通学における安全性向上、地域住民の通

勤における快適性の向上, インフラ整備することによる企業等の立地による波及効果を考えながら事業を推進していく必要がある。これらの知恵を絞るのは自治体職員の腕の見せどころである。この2, 3年は新しい道路を作る事業も多く, まさしく宮城全体の再生期になっており, 今こそ汗をかいて仕事に邁進していきたいと考えている。今後とも県職員, 市町村職員と立場は違うけれど, 地域住民のための全体奉仕者という公務員の仕事に対して, 市町村職員とともに精進して取り組んでいきたいと思う。

## 震災から4年目を振り返り

道路課 道路管理班

今年度を振り返り、まず思い当たるのが、(国)398号の冬期閉鎖解除についてである。(国)398号は宮城県栗原市と秋田県湯沢市を結ぶ観光道路であり、GW前の規制解除を目指し除雪作業を行うとともに、秋田県と解除時期の調整を実施していたが、宮城県側の「なだれ沢」で雪崩の恐れがあることから、規制を解除できず結果として5月2日まで解除がずれ込んだ。

現在、雪崩対策として交付金事業によりスノーシェットの整備に着手しているが、平成29年度の完了予定であることから、それまでの対策として、当該斜面に予めシートを設置し雪崩を誘発させる措置を講じた。その結果、3月には例年より早い雪の滑り出しが確認された。今後は雪の状況を観測し、GW前の規制解除を目指して調整を行う。

次に、7月の法律改正により、道路施設の5年に1度の定期点検が義務化となり、県における、点検計画策定が課題となった。

以前より、県として橋梁や、トンネルにおける定期点検を実施していたが、新たに大型ボックスカルバートやシェッド等の施設も加わり、施設台帳整備から点検計画、点検マニュアルの策定が必要となった。

今年度の取り組みとして、県が管理するトンネル50箇所を対象としたトンネル管理計画を策定し、計画的な維持管理を実施した。また、来年度も引き続き点検業務を執行し、シェッド等の管理計画を策定するための台帳整備を行い、点検計画を策定して行く。

次に道路舗装について、昨年度より長寿命化対策として、交通量が多い区間の舗装構成を従来の10年設計から20年設計とし、特に交通量の多い区間については、改質Ⅲ型のAS合材を使用する取り組みを行っており、今年度も18箇所を実施した。また、舗装健全度を評価するための、路面性状調査が県管理全線を一巡したことから、今年度までの成果を基に路面の劣化予測を行い、舗装補修にかかる予算計画を策定して行く。

震災復旧・復興事業が加速する反面、工事車輛の増加による路面損傷の問題が震災以降継続していることから、昨年度に引き続き9月定例議会にて補正予算の議決を受け、舗装補修工事を実施した。翌年度以降も、路面損傷による事故防止のため、継続的な予算要求を行っていく。

また、震災復旧・復興の集中に伴い、資機材運搬や重機輸送に係る特殊車両通行許可協議件数が増加しており、今年度の審査処理件数は震災前(平成23年度)の約4倍に達しているため、書類審査に携わる人員を増やし対応している。震災から



4年が経過するが、申請件数は未だ減少傾向になっていないため、今後も対応を継続していく。

道路災害復旧事業について、査定時より協議設計となっていた、道路災害復旧事業、全28箇所の実施保留解除を今年度中に行うことが課題であった。本年度の取組状況については、関係する省庁や自治体と関連事業の協議・調整を行い、L1 津波対応の防潮堤・堤防計画や、まちづくり計画に合わせた、道路復旧計画を策定し、昨年度より残る、道路災害復旧事業12箇所の実施保留を解除し、協議設計箇所全ての実施保留を解除した。

また、併せて工事内容の変更等に伴う重変についても、協議申請を行った。今後も、事業進捗により生じる変更に対し、復旧工事に影響のないよう速やかに対応していく。

社会資本整備交付金(復興枠)において、災害に強い道路を整備するため、震災以降、道路防災点検を実施しており、その結果に基づき、災害防除事業を進めている。平成24年度より35箇所の工事に着手し、9箇所が完了した。しかし、対象となる危険箇所は多数あるため、来年度は継続した工事進捗と併せ、対策規模が小さく早急に効果が得られる箇所も並行して対応していく予定である。

また、道の駅の防災拠点化事業として、道の駅に情報提供設備や自家発電設備を設置した。県管理路線にある道の駅は全7駅あり、今年度まで「七ヶ宿」「林林館」「みなみかた」「米山」に設備を設置し、「おおさと」の整備設置工事を執行した。翌年度は「路田里はなやま」「村田」の設備整備を進めていく。

通学路安全対策事業については、交付金事業により現在13箇所の事業に着手しており、平成19年度より事業を進めていた(国)113号、丸森町大内地区の整備が完了した。これにより、懸案となっていた、大内地区の通学路が確保された。

そのほか、降雪による事項として、12月初旬の大雪により(国)113号では倒木により通行止めが発生したほか、(国)48号では昨年度に引き続き雪崩発生による通行止めが行われた。また、昨年2月の豪雪では、東北自動車道が通行止めになり、(国)4号では激しい交通渋滞が発生し、丸森町では孤立状態になるなど、近年異常降雪が頻発している。そのため、これらの経験を踏まえた、異常降雪時の対応方法を検討した。

その結果、(国)113号にて3月に発生した、地吹雪を伴う異常降雪では、車輛スタックが頻発する前に、全面通行規制を行い、除雪機械を集中させ、除雪作業の効率化を図り、早急な交通機能の回復を図ることができた。

今後、県際道路の路面状況を把握するため、ライブカメラの設置や道路管理 GISシステムを効率的に運用する等の検討を行っていく。

国道道網の再編について、各土木事務所とヒアリングを行うとともに、停車場線の移管基準の検討を行い、県としての案を作成した。来年度は移管に向けて、市町村

と協議を行うことになるが、沿岸事務所では現道移管が多数あり、併せて現道民地の問題や盲腸線的な路線もあるほか、内陸事務所では市町村移管の条件整備が求められ可能性が高く、整備に係る予算確保が問題となる。

また、(国)4号の旧道部分について、平成27年度より県と仙台市に移管されることから、懸案箇所の対応について仙台河川国道事務所と調整を行った。

(国)108号花淵山バイパスについては、平成27年度の秋頃に完了する見込みであることから、国と事前立会を実施した。また、旧道部分については、大崎市と移管について調整を図っているが、移管される範囲には地すべり区域や危険斜面等があり、調整が難航している。今後、移管についての勉強会を立ち上げ、継続的な話し合いを行っていく。

## 「復旧・復興 4年目の現状と課題」

道路課 道路建設班

道路課道路建設班では、現在事業実施に当たり、「1.防災道路ネットワークの構築」、「2.復興まちづくりを支援する道路整備の推進(復興交付金)」の2点を重点事項として業務に取り組んでいるところである。

これら重点事項を推進するに当たってのこの一年間の取り組み状況と課題を以下に記す。

重点事項「1.防災道路ネットワークの構築」に関する事業としては、大震災の教訓を踏まえ、沿岸部の縦軸及び沿岸部と内陸を結び東西連携軸を強化する幹線道路網の整備を進めてきたところである。

その第一番目として取り組んでいるのが、復興支援道路に位置づけられている「みやぎ県北高速幹線道路」の整備である。「みやぎ県北高速幹線道路」については、現在、Ⅱ期(中田工区)、Ⅲ期(佐沼工区)、Ⅳ期(築館工区)の3区間で事業を進めているところである。平成23年度に事業着手し、平成29年度の完成供用を目指しているⅡ期区間については、平成25年度末から用地買収に着手したところであり、筆界未定、相続問題、騒音対策要望への対応など、数々の難題を地道に解決し、ほぼ1年間で約9割の用地を買収し、区間全体の工事発注まで漕ぎ着けたところである。同様にⅣ期区間についても、平成25年度からの事業着手であるが、今年度、事業計画について地元からの同意を取り付けた上で、約5割の用地を取得し、改良工事の発注まで行うなど、大幅な事業進捗が図られたところである。

このように用地買収が進み、工事発注まで漕ぎ着けた要因としては、計画策定、用地買収、工事発注について目標時期を設定し各担当者が認識を共有し、各段階で、関係機関協議、地元調整などのそのスケジュール管理がしっかりマネジメントされてきたことによるものと考えられる。

また、Ⅲ期区間についても、平成27年度から工事の執行管理を宮城県道路公社に委託することで公社との間で協議が整っているところであり、連携して事業推進を図り、早期の完成供用に向けて、引き続き取り組んでいく。

同様に、平成28年の通年通行化を目指している(国)347号の宇津野、柳瀬工区や、(国)346号錦織バイパスについては、積年の課題であった難航用地について関係地権者と粘り強く交渉を進めたところ今年度合意に至り、完了の見通しがついてきた。そのほか、(主)岩沼蔵王線(大師・姥ヶ懐工区)や(一)大衡仙台線(宮床工区)などについても、事業完了時期や工事発注に向けたスケジュールについて担当者間で認識の共有を図り用地取得を進めているところである。

工事執行についても同様、(国)398号石巻大瓜工区については、平成24年度か

ら平成26年度までの3年間で約80億円の事業費を工事発注している他、(主)古川松山線(志田橋)については、事業を委託している直轄との調整や、工事不調が頻発する中で平成27年の供用に向けたスケジュールを死守すべく、担当者間で認識の共有を図り事業を進めているところである。

重点事項「2復興まちづくりを支援する道路整備の推進」に関する事業としては、津波により壊滅的な被害を受けた沿岸市町の進める「復興まちづくり」を加速的に支援するため、復興交付金により多重防御の機能を有する道路や、防災集団移転地間等を結ぶ道路整備を推進してきたところである。

津波被害を受けた沿岸市町の進める「復興まちづくり」と調整を図りながら、計画を策定し用地取得を進めなければならないが、まちづくり計画策定が遅れにより、道路計画策定も遅れを来し、事業の進捗が図られない箇所が多い状況である。

そうした中、まちづくり計画(防災集団移転地の建築開始時期など)に支障を来さないよう、現道からのアプローチ区間の部分供用や全体工程上クリティカルとなる橋梁やトンネルなどの大規模構造物を先行して施工するなど、段階的な整備計画を策定し、その部分を優先的に進める方針を定め、担当者間で認識の共有を図り事業を進めているところである。

このように各事業箇所において、計画策定、用地買収、事業執行上、事業費の多寡などそれぞれの段階で課題が山積しているところであるが、課題解決が図られ事業の進展が見られる箇所に共通しているのは、課題およびその解決に向けた具体的対応策及び用地買収や工事発注スケジュールについて、担当者間で認識の共有が図られ、マネジメントされていることであり、その重要性を改めて認識したところである。



## 復興実感年を振り返って

道路課 橋梁整備班

### 1. 大島架橋事業

大島架橋事業は、気仙沼地域の復興、地域経済の発展を支援する重要な社会基盤であり、復興のシンボル事業として平成23年度から新規事業として着手し、平成30年度の完成目標に事業を推進している。

工事については、道路改良工事を計画的に進めてきており、本土側の計画2トンネル及び大島側の計画3トンネルの全てのトンネルが9月までに貫通した。

大島架橋本体については、11月15日に「大島架橋本体工事着工式」を開催し、現場工事に着手したところである。



浦島2号トンネルの完成状況



大島架橋本体工事着工式

用地補償にあたっては、三陸自動車道や防災集団移転促進事業等の関連する事業と調整を図りながら進めてきており、仮移転補償等を行いながら約7割の用地取得を行うとともに、用地交渉の不調に備え事業認定資料作成及び環境調査を実施した。

島内の浦の浜地区に計画ルートについては、防潮堤計画(県水産漁港部)やウエルカムターミナル計画(市)と調整を図りながら、これまで8回にわたり地元調整を合同で進めてきたが地元合意までは得られていない状況にあり、引き続き、地元の合意が得られるよう丁寧な説明を合同で実施していくこととしている。

### 2. 橋梁長寿命化計画の改定

橋梁補修については、平成21年度に定期点検が完了している15m以上の橋梁634橋を対象に長寿命化計画を策定し、平成22年度から平成26年度の5箇年で46橋について補修及び予防保全対策を完了してきた。

橋梁等の点検については、平成25年9月の改定道路法の施行により、近接目視による5年に1回の頻度での点検を基本とするなど、道路管理者の維持管理における義務化がより明確となったことから、今年度から点検計画に基づき計画的に点検を開始したところである。

改定計画では、東日本大震災により被災した橋梁の復旧状況や、道路ストック管理の重要性を踏まえ、全管理橋梁1,756橋を対象に今後10年間で120億円を投じ、220橋の補修を実施する計画に改定し、平成27年度から計画的に実施することとした。

### 旧計画と改定計画との比較

	H21長寿命化計画	改定計画
対象橋梁数	橋長15m以上の634橋	全橋梁1,756橋 (橋梁:1,378橋,BOX:378橋)
健全度区分	3段階区分	省令告示に合わせ4段階区分
計画期間	10年(H22～H31)	10年(H27～H36)
対象橋梁	100橋	220橋
総事業費	100億円	120億円

### 健全度の診断結果と対策橋梁数

橋梁の判定区分	橋梁数	対策橋梁数	整備期間	
IV(緊急措置段階)	0	0		
III(早期措置段階)	101	101	1～5年目	
II(予防保全段階)		119		
	部材損傷にC1が含まれているもの	84	84	1～10年目
	上記以外のもの	931	35	9～10年目
I(健全)	640			
計	1,756	220		

### 3. 災害復旧事業

協議設計の27橋については、全橋について実施保留解除を完了し、4橋を除く122橋について工事に着手し94橋完了した。

内訳としては、内陸部の61橋のうち耐震化工事との合併施工等による2橋を除く59橋が完了し、沿岸部の65橋のうち61橋に着手し35橋完了した。

内海橋等の大規模橋梁工事に着手し、事務所と連携を図りながら進行管理を実施してきており、引き続き、早期完成に向けて進行管理を適切に進めていく。



内海橋の施工状況（右岸側）



内海橋の施工状況（左岸側）

### 4. 復興実感年を振り返って

平成26年度は、復興事業のシンボルである大島架橋事業、内海橋等の災害復旧事業に本格着手した1年であり、復興実感年にふさわしい一年となった。

また、橋梁補修にあたっては、耐震工事と合併施工するなど、コスト縮減を図りながら実施しており、今後の道路ストック管理として「橋梁長寿命化計画」を改定することができた。

復興実感年としてふさわしい成果結果を得られたことは、事務所との連携を密に図り、風通しの良い関係を築きあげたことが成果として実を結んだものと実感している。引き続き、事務所と良好な関係を築きながら、「再生期」の二年目となる平成27年度も「復興加速実感年」となるようステップアップしていく。

# 東日本大震災からの復旧・復興について

河川課 調整班

## 1 現状について

当班は東日本大震災により被災した公共土木施設のうち、河川・海岸施設についての災害復旧事業を所管している。

東日本大震災により、これまでと比べ災害復旧事業に係る工事経理業務が激増したことから、災害復旧事業は班全体としての取り組みが必要となった。

東日本大震災発生前の班員は4名であったが、平成26年度末には8名と工事経理業務を円滑に執行出来るよう体制整備を図った(4名増員の内訳としては、自治法派遣職員3名、任期付き職員1名である。)

## 2 今後の課題について

東日本大震災に係る災害復旧事業の建設工事及び建設関連業務の本課契約については、当初契約発注件数は平成26年度をピークに減少し、平成28年度には発注を終える予定である。

しかしながら、平成25年度以降の発注は3～4年の債務工事であり、設計変更や物価スライドによる変更契約の締結、前払い、部分払い等の支払い、下請け承認手続きなど、工事経理の業務量は増大した状態が今後数年継続される見込である。

今後の業務の遂行に当たっても、事業を円滑かつ確実に推進するため、当班と各事業担当班との連絡を密にしていくことが、引き続き必要であると感じている。

【参考】 東日本大震災に係る災害復旧事業の執行状況の推移

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	計
本課発注件数	19	60	62	47	6	194
事務所発注件数	26	26	9	54	29	144
計	45	86	71	101	35	338

## 水政班の業務はこれからが本番！

河川課 水政班

### (1) 河川法に基づく許認可について

東日本大震災に伴う占用物件の被災により、河川法に基づく許認可件数は増加しており、震災以降(平成23～26年度)の4カ年平均は、84件と震災前(平成22年度)と比べ約1.4倍増の状況にあり、平成27年度以降も件数については、横ばいあるいは増加が漠然と予想される状況にある。

本来であれば、将来における数値的な裏付けをしっかりと把握し対策を講じなければならぬが、その把握のためには、各土木事務所に災害復旧区間の占用物件の調査と、その中での河川課許可案件の選別を行ってもらう必要がある。

しかし、震災後の業務量の増加により、各土木事務所にその作業を行うだけの余力がなく、これまではその場その場の対応をしてきたのが実情である。

震災から4年が経ち、河川の災害復旧工事の発注ピークも過ぎたことから、今後は数値的な裏付けを行いながら、班員一人ひとりの処理能力を向上させ、効率的に許認可業務を遂行していかなければならないと考えている。

【許認可数】

(単位:件)

	許可(A)			意見聴取・協議(B)			(A)+(B)		
	新規	変更	更新	新規	変更	更新			
H22	36	19	11	6	26	2	23	1	62
H23	47	19	18	10	31	9	13	9	78
H24	40	18	17	5	52	19	21	12	92
H25	41	24	11	6	43	15	21	7	84
H26	48	34	12	2	34	13	13	8	82

### (2) 海岸法に基づく海岸保全区域の指定変更について

平成18年度以降、震災前の平成22年度までは、海岸保全区域の指定変更を要する事象がなかったことから、その実績はなかった。

現在、海岸保全区域を設定している海岸は82海岸、そのうち震災により災害復旧を行う海岸は62海岸(72カ所)あり、海岸保全区域の指定変更をしなければならない。

指定変更には、保安林との協議(海岸保全区域と保安林との重複)が伴うものがほとんどであり、また、海岸保全施設が完成した後に保安林の重複解除、場合によっては海岸保全区域の指定の再変更など、1カ所につき複数回の手続きが必要となることもある。

区域の指定変更を要する62海岸のうち、平成26年度までに変更を実施した海岸は11海岸と、約2割の進捗状況である。

海岸保全施設の災害復旧工事の発注は、ほぼ終了していることから、平成27年度は区域の指定変更の手続きがピークとなる可能性が高い。

平成27年度から平成28年度までの2カ年で残り8割の51海岸の指定変更の手続



きを均等に処理すると仮定した場合、班員1人当たり年間約9海岸の手続きを処理しなければならない状況にある。

(1)の河川法に基づく許認可件数も震災前に比べ増加していることから、班員一人ひとりの能力向上を図りながらも、心身の健康にも十分留意し、限られた人員の中、組織力を高め、業務を遂行しなければならない。

	H22	H23	H24	H25	H26	計
指定変更件数	0	4	2	0	5	11

※平成 27 年度以降、指定変更を要する海岸は 51 海岸ある。

### (3) その他

#### ① 貞山運河再生・復興ビジョンに基づく桜植樹事業について

貞山運河への桜植樹は、沿岸地域の復興に向けて策定された「貞山運河再生・復興ビジョン」の主要施策にも位置付けられており、東日本大震災からの復興の象徴となるとともに津波防災意識の醸成や未来への震災体験の伝承を目的に官民連携で取り組むことを基本としている。

桜植樹には、多くの方々の参加や苗木・支柱等の資材、植樹後の維持管理を行うための費用が必要となる。

このため、平成 26 年度は、企画調査班と協働しながら、桜植樹ボランティア、寄附金、資機材の寄附、植樹後の管理等を行う桜回廊サポーターを9月から募集した(応募状況【平成 27 年3月末現在】は下記のとおり)。また、公募開始後初となる桜植樹を記念し、本事業の趣旨に賛同する方々が一同に集う「桜」植樹会を3月に開催した。

桜植樹ボランティア	寄附金	苗木や資機材
1,346 人 (24 登録団体・企業・個人)	63,503,314 円 (26 企業・個人)	苗木 270 本、記念碑 1 基 (4 企業・個人)

本事業は2, 3年で終わるものではなく、取り組んだ姿が見えてくるのは十年ぐらいかかる、息の長い取り組みとなるため、継続的に桜植樹ボランティア等の協力者を確保しながら、官民連携をより強固なものとし、事業を進めていかなければならない。

#### ② ダムのネーミングライツについて

平成 23 年2月からダムのネーミングライツ制度を導入し、6つのダムについて募集を行った結果、大倉ダムについては、仙台環境開発(株)が、南川ダムについては、(株)クリアアがスポンサー企業に決定している(ネーミングライツ導入期間:平成 23 年8月1日から平成 28 年3月 31 日まで)。

平成 24 年 11 月には、払川ダムを、平成 26 年8月には長沼ダムをはじめ4つのダムを追加募集したところ、長沼ダムについて応募があり、審査の結果、パシフィックコンサルタンツ(株)がスポンサー企業に決定した(ネーミングライツ導入期間:平成 26 年 12 月1日から平成 31 年3月 31 日まで)。

平成 27 年度以降も、歳入確保を図るため、スポンサー企業が決定していない8つのダム(樽水・七北田・宮床・惣の関・弘川・漆沢・上大沢・花山)について、あらゆる広報媒体を使い、継続的に募集を行い、スポンサー企業の決定につなげていきたいと考えている。

また、平成 23 年8月にネーミングライツを導入している大倉ダム及び南川ダムについては、平成 27 年度末で契約の期間満了となることから、スポンサー企業との契約の更新協議を行っていくこととする。



## 企画調査班が復興へ向けて実施した4年目の業務について

河川課 企画調査班

### 1 企画調査班の主な業務

企画調査班の主な業務は、災害時体制等の総括窓口対応、河川整備の基本計画となる河川整備基本方針及び河川整備計画策定、河川情報及び水害ソフト対策、河川法に係る許認可の技術審査、そして各種イベントの開催などをおこなっている。

### 2 復興へ向けた4年目の主な出来事

企画調査班として平成26年度を振り返ると、様々なことがあったが、特に大きな出来事としては、2つある。1つ目は43年の年月をかけて完成した長沼ダムの竣工式、2つ目は「貞山運河再生・復興ビジョン」の主要施策の一つでもあり、官民連携で進めている桜植樹である。

#### (1)長沼ダム竣工式について

長沼ダムは、一級河川北上川水系迫川の宮城県登米市北方地内に建設した多目的ダムであり、昭和46年の計画調査着手、昭和50年度から建設事業に着手、平成12年6月に本体基礎掘削工事に着工、それ以来鋭意工事進捗に努め、平成26年3月に本体完了及び試験湛水を無事に終えたことから、平成26年5月31日に竣工式を行った。

長沼ダムの完成により、洪水調節機能が確保され、佐沼市街地など下流域の河川治水安全度の向上はもちろんのこと、上流域の若柳狭窄部の河道拡幅着手が始まるなど、新たな整備ステージに進んだ。また、流水の正常な機能の維持としてかんがい用水の安定供給が期待され、湖面の有効利用としては、恵まれ自然条件を利用した国際A級漕艇競技コースの整備等、地域に開かれたダム湖としての役割も担う。

竣工式は宮城県、登米市、栗原市の共催により、長沼フットピア公園で行われ、当日は晴天に恵まれ、国会議員、国土交通省、流域首長など多くの来賓並びに地権者の方々など約400名もの出席者のもと盛大に執り行われた。

来賓の方々と宮城県知事書により「恵水悠久」と刻まれた記念石碑の除幕、くす玉開披、地元小学生による風船放天より竣工を祝った。





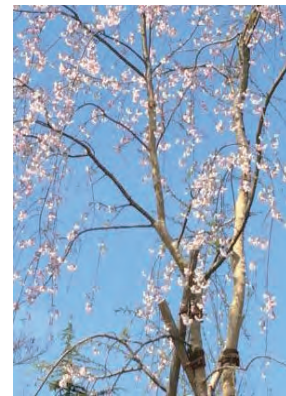
## (2) 桜植樹について

伊達正宗公の命により開削された貞山運河をはじめとする運河群を、未来に向けた「鎮魂と希望のエリア」として再生するため、国や沿岸市町と連携して「貞山運河再生・復興ビジョン」を平成25年5月に策定した。このビジョンの主要施策の一つとして桜植樹を行っている。平成26年度は官民連携で進めていくために、植樹ボランティア、苗木の寄附等の募集を開始してから初めての桜植樹を平成27年3月に多賀城地区緩衝緑地公園で盛大に開催した。当日は晴天にも恵まれ、桜守の第16代佐野藤右衛門氏や、貞山運河への桜植樹にご協力いただいているボランティアの方々、また広場を利用している子供達など約200名に出席いただき、合計37本の桜を植樹した。

植樹後には参加者の思いを寄せたメッセージを苗木に掛け、復興と共に桜が大きく成長するようお願いを込めた。



貞山運河「桜」植樹会  
～復興・そして未来へ～



開花したシンボルツリー

以上が復興へ向けて実施した4年目の大きな出来事である。

その他にも、通常業務であるが、震災からの復旧・復興に向けた災害復旧工事等の増加に伴い河川法に係わる許認可の技術的審査や再生可能エネルギーの推進としての太陽光発電開発に伴う防災調整池の指導など、依然として震災前の倍以上の協議件数が続いている状況である。また、河川計画の基本となる河川整備基本方針や河川整備計画についても、震災に伴う地盤沈下や災害復旧などを考慮した変更やこれまでに策定されていなかった箇所についても、早期策定に向けて、学識者懇談会の開催やパブリックコメントの実施、関係機関との協議などこれまで以上にスピードを上げて業務を進めているところである。

震災から4年が経過して復旧・復興も次々と本格化していき、これまで以上に関係者との調整が増えていくと思うが、被災から一日でも早い復旧・復興に貢献できるように一層円滑な業務遂行を進めていきたい。



## 河川施設の早期復旧への取り組み

河川課 河川整備班

### 【災害復旧の概要】

河川災害復旧の対象である、107河川・274箇所(変更決定金額3,416億円※)について、復興を支える重要な社会基盤であることから、県土の保全のための河川災害復旧事業に関係者が一丸となって取り組んでいる。



七北田川 (福田大橋下流付近) 着手前

着実かつ速やかな復旧を目指した結果、震災後4年目である平成26年度においては、内陸部の復旧が、全て完了した。

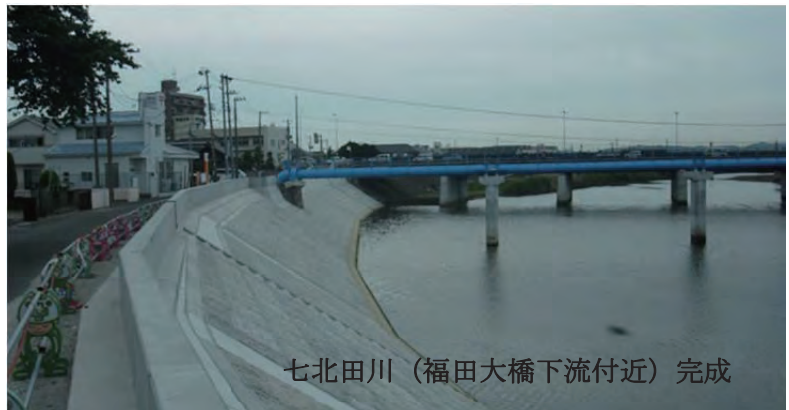
(※ 物価上昇他の要因による増額)

### 【沿岸域河川の災害復旧の推進】

被害の大きかった沿岸域の協議設計対象42箇所に関しては、実施保留解除手続きを全て完了した。そのうち39箇所については本格的な復旧に着手している。残る3箇所も、平成27年度の早いうちに契約を締結し、着工を見込んでいる。

### 【完了目標】

河川基本方針・河川整備計画の順次策定・変更、国道橋やJR橋、空港施設等の調整箇所や用地隘路箇所について進行管理するなど、各種調整を実施しながら復旧事業に取り組んでいる。しかし、入札不調や事業用地取得の遅れ等による事業進捗の遅延のため、当初予定から事業期間を2年延伸し、平成29年度までに全ての災害復旧が完了することを目指して取り組んでいる。



七北田川 (福田大橋下流付近) 完成

### 【環境への配慮】

事業実施時に、環境の各分野(魚類・植物等)の専門家・学識者の意見を聴きながら工事を進めていく「環境アドバイザー制度」の仕組みを整えて、アドバイザーからの助言・指導を事業計画に反映できるようにした。

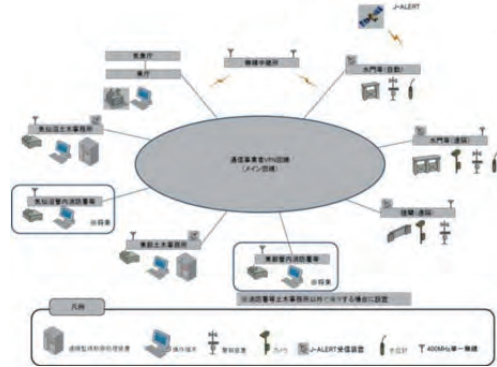


アドバイザーによる現地検討



宮城県環境アドバイザー会議

全体的な調整が必要な事項の検討は「宮城県環境アドバイザー会議」を開催して、施設毎の取り組みについて情報共有を図りながら事業を進めている。



遠隔操作化・自動化システム構成イメージ

【水門等の遠隔操作化・自動化】

今回の津波で、水門・陸閘等の操作活動中に多くの水防団員が犠牲になったことを踏まえて、必要箇所についての遠隔操作化・自動化に取り組んでいる。

【復興まちづくり計画と一体となった河川の復旧】

沿岸市町の復興まちづくり事業と隣接した河川では、調整に不測の時間を要するケースが多いものの、一日も早い復興に向けて、全力で取り組んでいる。

【二級河川 女川】 進捗状況 見える復興  
見せる復興

**進捗状況**

現在、護岸工を進めております。  
完成は平成29年3月を予定しています。

① 平成27年2月末現在の状況

現在、護岸工を進めております。

② 平成27年2月末現在の状況

現在、護岸工を進めております。

【まとめ】

- 工事本格着手はしたが、全川完了した河川はまだ無い。
- 復旧事業の本格化に伴う技術者・労働者の人手不足、労務資材単価の高騰及び入手難等、多くの要因による入札不調が頻発しているが、関連工区を合併するなどスケールメリットを反映する工夫をしながら、事業を推し進めている。
- 今後は「復旧・復興の進捗が実感」されることを目指して、完成までのロードマップを作成し、復興の状況が目に見えるような形で情報発信していく。

## 海岸保全施設復旧における4年目の現状と課題について

河川課 海岸整備班

沿岸域の海岸保全施設は壊滅的な被災を受けて、そのほとんどを災害復旧事業で作り直すとともに、既存施設がなく被害を受けた地区には新たに海岸堤防等の施設を築造することとしている。

河川課で所管する建設海岸において、災害復旧事業箇所は74箇所(63海岸)、新たに新設する箇所は7箇所(7海岸)で計画されている。この内、海岸堤防の築造は61海岸で進められている。

### 1. 現状(平成27年3月末)

#### (1) 工事の発注、進捗状況

単位: 延長(km)

県施工のみ		整備計画		工事着手済			工事完成済			合意 状況 %
区 分	管理者	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所 %	箇所数	延長	箇所 %	
農地海岸	県	103	17.8	84	15.9	82%	29	6.8	28%	100%
漁港海岸	県	59	48.1	15	12.4	25%	0	0.0	0%	64%
建設海岸	県	61	33.0	51	28.4	84%	6	2.1	10%	95%
港湾海岸	県	38	54.8	20	34.2	53%	0	0.0	0%	89%
治山	県	15	9.6	10	7.5	67%	3	0.5	20%	100%
合 計		276	163.3	180	98.4	65%	38	9.4	14%	90%

#### (2) 平成26年度の取り組み

平成26年度は、事務所及び県庁発注合計で19件、金額にして約390億円の契約を実施した。これにより、全体計画の約84パーセントの執行率となった。

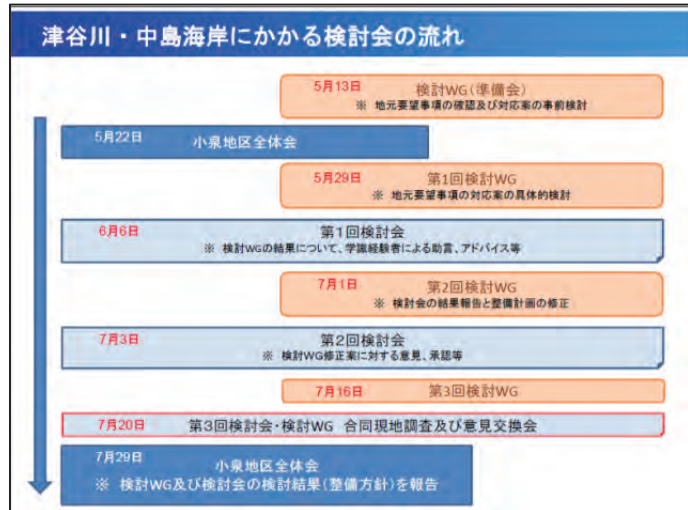
代表的なところでは、東部土木事務所の州崎海岸は、現堤防から2.2mの嵩上げとなるが、隣接する県道奥松島公園線も兼用堤とし、嵩上げすることにより、県道通行時において海が見える構造として執行したところである。今後の施工にあたっては、動植物の環境に配慮するために有識者から助言を得ながら取り組んでいくこととしている。



州崎海岸の現況



また、気仙沼土木事務所の津谷川河口・中島海岸は、県内で最も高いTP14.7mの堤防高であり、外部の環境団体等から防潮堤計画の見直しを強く要望され、多くのマスコミ等にも取り上げられてきた。地元住民は、一日も早い安全安心な生活再建を望んでいたが、環境等に対する意見も重視し、地元住民等によるワーキンググループを立ち上げて意見の集約を図り、集約された意見を学識者による検討会で議論を重ねて、地域の全体会に図り合意を得て発注することができた。



そのほか、他部局所管の気仙沼市唐桑の鮪立漁港においては、地元から情報提供のあった岩礁帯の詳細測量に基づいて河川課において再シミュレーションを行い、堤防高を1.8m下げることが可能とわかり、地元住民と堤防高について合意することができた。更に沖ノ田海岸等の林野庁所管の治山施設と接続する箇所においては、県が採用している耐震指針を基に構造物の設計を進める調整を行い、関係省庁による構造物断面の不整合の解消がなされた。

また、平成27年2月には課題となっていた海岸保全基本計画の変更策定のための地元説明会及びパブリックコメントの募集を実施したことで、平成27年度早期に変更策定を行い、現在実施しているL1堤防の概念を取り入れた災害復旧事業と海岸保全基本計画の整合を図る見込みが立ったところである。

## 2. 課題及び今後の進め方

平成26年度は、復旧復興に向けて大きく前進した年であったが、まだまだ整理すべき課題も多い。

一つは、未だに地元未合意により工事着手に至らない地区である。建設海岸においては、大谷海岸、長石海岸、浦戸諸島野々島海岸、花渚浜海岸が挙げられる。これらの地区については、関係機関との更なる調整・連携が必要であり、まちづくりによる地盤嵩上げや堤防の位置の変更、堤防構造上の工夫をもって、より一層の丁寧な対応が必要である。

二つ目は、震災時に海岸における水門陸閘の操作従事者が被災したことを踏まえて、平成26年6月に海岸法が改正され、水門陸閘の操作規則に操作従事者の安全を確保するための項目を加えて早急に策定することが求められた。このため、建設海岸にとどまらず港湾・漁港・農地を含めた関係機関と水門陸閘の遠隔操作以外において、外部操作委託する施設の洗い出しを行っている。市町等の操作委託予定者に



早急に協議を行い、操作規則の策定を進めていくこととしている。

三つ目は、動植物等に対する環境への配慮である。27年3月に仙台市で開催された国連防災会議において、環境学識者らから海岸堤防を築造することにより、海と陸地を結ぶエコトーン(遷移帯)の喪失を懸念する声が発せられた。エコトーンの保全方法については、まだまだ未知の分野であるが、現在実施している海岸堤防の整備については、その地区の動植物の特色を把握し、工事实施にあたって十分な配慮をしていくことが求められている。このため環境配慮の事例を紹介するリーフレットの作成や有識者による環境アドバイザー制度の活用を積極的に進めるものである。

震災から4年が経過し、未だ仮設住宅(みなし仮設含む)の生活を余儀なくされている方々が7万人近く存在している。被災者の皆様が慣れ親しんだ土地に一日でも早く戻られて、安全安心な生活ができるように海岸保全施設の早期整備に尽力してまいりたい。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

河川課 ダム整備班

一級河川名取川水系川内沢川に計画している川内沢ダムは、ダム検証の結果、平成25年度に事業の継続が決定され、平成26年度からは建設事業に移行し、より本格的な調査に着手したところである。

震災に伴う地盤沈下等の影響により、洪水被害のリスクが高まった低平地の治水安全度を早急に向上させるため、早期建設に向け調査検討を進めているところである。特に平成26年度においてはダムサイト・ダム型式を確定するため、水文調査の他、ボーリング調査及び地質解析、第四紀断層調査、貯水池内の地すべり調査、堤体設計業務等を実施し、関係機関との調整を行ってきた結果、概ね了解を得られたが、平成27年度早々に確定されるよう引き続き調整に努め、建設へ向けた詳細設計及び事業に御協力していただく地元の方々とのより具体的な話し合いに進みたいと考えている。

また、事業用地内に多人数共有地が存在していることが確認されており、平成26年度はその解決に向け様々な他事業の事例を確認し、関係者等の意向を伺いながら、地元に対してより有利な解決方法を模索してきた結果、現時点での処理方針を入会林野整備に定め、平成27年度からは具体的な調整に入る予定である。

他のダムでは、長沼ダムが昭和46年の実施計画調査着手以来、43年の歳月をかけ竣工し、宮城県、登米市、栗原市の共催により、長沼フートピア公園にて平成26年5月31日に竣工式を開催した。式典では、国会議員、国土交通省、流域首長様など多くの来賓並びに地権者の方々など、約400名の出席のもと執り行われた。このダムの完成に伴い、迫川の治水安全度向上に向けて大きく前進している。



川内沢ダム建設予定地



長沼ダム（試験湛水時）



長沼ダム竣工式 くす玉開破



長沼ダム竣工式 風船放天

## 東日本大震災からの復旧・復興について

防災砂防課 調整班

当班は河川等災害復旧事業、砂防事業等に関する予算・決算事務及び市町村の災害復旧事業の指導監督業務、その他に県砂防協会の事務局、課内の庶務業務を所管している。

なお、河川等災害復旧事業は、施工を各事業主管課で対応し、予算・決算を当課で一括して行っている。

東日本大震災により、これまでと比べ災害復旧事業に係る予算が大幅に増加したことから、災害復旧事業は班全体としての取り組みが必要となった。

業務を効率的に進めるため、班内での打合せを随時行い、業務分担の割り振り、進捗状況の確認や課題解決策の検討を行った。また、スケジュール表を作成することにより計画的な進行管理を図った。

【参考】 防災砂防課決算額の推移

(単位:千円)

科目名	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	備考
河川総務費	149,768	168,458	180,316	217,866	
河川改良費	64,554	12,488	89,660	87,902	
砂防事業費	3,196,362	3,704,802	2,188,435	2,377,715	
砂防維持費	67,829	45,943	70,688	141,943	
河川等災害復旧費	1,448,676	416,615	2,265,110	1,921,610	
土木施設等災害復旧費	100	33,016,382	34,308,798	40,575,695	
計	4,927,289	37,364,688	39,103,007	45,322,731	

平成26年度における東日本大震災に係る災害復旧事業への対応は、次のとおりである。

### 1 河川等災害復旧事業の予算・決算

#### (1) 予算関係

予算要求の通知から提出までは期間が短いことから、事前に必要となる資料の作成を事業班に依頼した。また、国に対しても予算に関する情報の収集に努め、予算要求に反映させた。

さらに、事業の進捗に伴い、当初想定していなかった費用が生じた場合には、その都度追加の予算令達を行い事業が停滞しないように努めた。

#### (2) 精算関係

震災直後の平成23年度は、当班と事業班で所要額、繰越見込額、不用額などを異なる金額で管理をしていたため、精算額を確定する際に非常に苦労した。

これは、膨大な業務に追われ、事業班との連携が不足していたことにより、情報の共有化が図れなかったことが原因であった。このことから、現在では当課から公所へ各種調書の作成を依頼する際の流れや逆に公所から報告をもらう際の流れをルール化するとともに、事業班との連携を密にして情報の共有化を行っている。

また、災害復旧事業は箇所数・金額とも膨大であることから、精算調書に加え箇所別調書を作成してもらうことにより金額の2重のチェックを行った。

### (3)国費関係

前年度に提出した国庫負担金要望額調書に基づき、4月1日に国から平成26年度予算の内示があり、4月9日に交付申請書を提出し、4月25日に交付決定を受けた。その後、事業費の変更に伴い12月1日に変更交付決定を受けた。

また、7月1日に本省繰越予算に係る内示があり、12月17日に交付申請書を提出し、12月22日に交付決定を受けた。

国費の受入については、事業の完了実績に併せて9月から実施した。

前年度に完了した事業の成功認定検査(通常の国庫補助事業の場合は完了検査)では、先に述べたとおり件数・金額が膨大となっていることから、関係公所には、これまでより2か月早い時期に提出書類の作成を依頼した。

また、12月1日から3日の検査を受検するに当たっては、当課事業班や関係課所に随員や会場の確保等に協力をもらい対応した。

【参考】 県成功認定の実施状況

(単位:件, 千円)

災害区分	H24 年度検査		H25 年度検査		H26 年度検査		備 考
	箇所数	竣功金額	箇所数	竣功金額	箇所数	竣功金額	
災害関連	0	0	4	101,738	0	0	
通常災	77	1,344,029	230	1,947,776	185	1,756,697	
地震災	0	0	2,233	42,469,579	970	36,554,534	
計	77	1,344,029	2,467	44,519,093	1,155	38,311,231	

【県成功認定の受検状況】



### (4)繰越関係

国に対して、繰越案件に係る202か所・80,247,045千円の翌債申請を行うとともに、県議会に対しても繰越の承認手続きを行った。

また、繰越予算のうち年度内に完了が困難な53か所・5,348,959千円の事故繰越申請も併せて行った。



## 2 市町村の災害復旧事業の指導監督業務

### (1) 国費関係

国からの市町村に係る決定通知に基づき、8市町に国庫負担金の交付決定を行い、事業の完了実績に応じ、1月から国費の支払いを行った。

成功認定検査では、提出書類の記載例や前年度に問い合わせのあった内容をQ&Aにまとめたものを送付して、市町村職員の負担軽減を図った。

また、11月19日から21日の検査に当たっては、当課の事業班や関係課・所に随行員や会場の確保等に協力をもらい実施した。

【参考】市町村成功認定の実施状況

(単位:千円)

災害区分	H24 年度検査		H25 年度検査		H26 年度検査		備 考
	市町村	認定金額	市町村	認定金額	市町村	認定金額	
災害関連	0	0	0	0	1	20,007	
通常災	10	815,408	23	1,909,555	17	1,594,736	
地震災	0	0	33	22,689,647	26	8,058,770	
計	—	815,408	—	24,599,202	—	9,673,513	

### (2) 繰越関係

国に対し、繰越案件に係る7市町の66か所・4,336,353千円の翌債申請を行った。

また、繰越予算のうち年度内に完了が困難な4市町の20か所・1,878,194千円の事故繰越申請も併せて行った。

## 現状と課題

防災砂防課 防災企画班

平成 26 年度における本班の最重点項目は「災害復旧事業に関わる着実な推進」、  
「3.11 伝承減災プロジェクトの推進」及び「災害対応力の強化」の大きく 3 つ上げられ  
る。以下に個々の実施内容、解決されたことや課題について明記する。

### ○災害復旧事業に関わる着実な推進

東日本大震災により被災した公共土木施設の災害復旧事業については、平成 27  
年度の完了を目指し各種課題の解決を図りながら進めてきたところである。内陸部や  
沿岸部の浸水区域外は、概ね平成 25 年度内に完了したが、沿岸部の河川・海岸や  
復興まちづくり関連箇所については、計画調整に時間を要していることなどから用地  
取得や工事発注にも遅れが生じており、完了予定を平成 29 年度に延伸することとな  
った。

このような状況の中、事業の進行管理を行っていくにあたり、これまでは事業箇所  
毎の進行管理であったが、今後は発注工区単位で進行管理を行い、工事箇所毎の  
個別の問題に対応できるよう丁寧な進行管理を行っていく必要がある。

計画的な用地買収を進めるために必要となる事業認定申請については、当初 30  
事業箇所の用地隘路を取得するために申請を予定していたが、平成 26 年度は 3 箇  
所の事業認定申請に留まった。主な遅延の理由として申請資料の作り込みなどによ  
る内部的要因や他事業との調整などによる外部的要因の課題が上げられた。工事完  
了時期を考慮すると平成 27 年内には、すべての箇所の申請を完了しなければならない  
ことから重点的業務として認定庁と調整を図り、事務所及び各主務課と関係を整え  
期限厳守の危機感を持って取組む必要がある。

平成 23 年災害査定時において他事業との関連や地形・地盤等の状況から特に検  
討が必要な箇所は、協議設計扱いとして査定を受け、工事実施が保留されていた。  
査定後、保留解除に係る協議を進め、平成 27 年 3 月末現在、全体で 206/226(県事  
業 147/148, 市町村事業 59/74)の保留解除を達成した。遅れている箇所は、他事業  
の計画が決まらず、実施設計に着手できない状況にあるが、平成 27 年度は集中復  
興期間の最終年度となることから、早期に全件解除を行う必要がある。そこで、各箇  
所毎に協議の進捗状況を把握し、適時助言を行いながら保留解除を進めていく。

### ○3.11 伝承・減災プロジェクトの推進

津波災害は発生頻度がまれで、時間の経過とともに防災意識が薄れる事が懸念さ  
れる。今後発生するであろう災害から身を守り被災を軽減させるために、東日本大震  
災の苦い経験を後世に伝承することが重要である。本班では「3.11 伝承・減災プロジ  
ェクト」として、被災事実を後世に伝承し、迅速な避難行動に繋がる様々な取組みを、  
「記憶より記録で『ながく』伝承」「かたりべの据野を拡げ『ひろく』伝承」「防災文化を次  
世代に『つなぐ』伝承」を 3 本柱に、積極的に進めている。

「記憶より記録で『ながく』伝承」の活動として、官民協働で実施する表示板設置事  
業として民間の方々の御協力を得て約 40 箇所への設置を行った。さらに仙台市内の  
町内会と協働し、町内会で設定した避難路に関連付けた津波浸水表示板設置を計

3回のワークショップを通して実施した。津波浸水表示板の知名度は徐々に高まってきたが、今後も宣伝活動を充実させ普及に努めたい。さらに、公共土木施設における震災遺構の保存に関しては、収集に係る基準を11月に策定し、随時東部下水道事務所内に設置した保存倉庫へ収集を実施するようにした。また、3月より県庁18階県政情報展示室にて小型遺構を展示している。今後は幅広く収集を実施し、様々な形で県民のみならず全国に発信していく方法を検討していきたい。



「かたりべの据野を拡張『ひろく』伝承」の活動としては、5月に岩沼市にて津波防災シンポジウムを実施した。東日本大震災以前から実施していたシンポジウムであったが、震災後は平成24年度から2年は県庁で行っていただけに、震災後初めてとなる市町村での開催であった。次年度以降も沿岸市町村での実施を予定しており、市町村と協力した津波防災を県民へ発信する。また、東日本大震災時の対応や教訓について3県1市で「東日本大震災から学んだこと伝えたいこと」と題して報告を行った。東日本大震災を経験していない聴講者からは深く関心を寄せられている。今後も必要な限り活動を行う予定である。

「防災文化を次世代に『つなぐ』伝承」の活動としては、東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策を提供する防災教育の充実を図ることを、次年度以降に重点的に実施していく必要がある。

#### ○災害対応力の強化

今後起こりうる大規模災害に備え、土木部の災害対応力の強化を図ることを目標に様々な取組みを実施した。

まず、防災力の向上を目的に「みやぎ県民防災の日」に併せ東日本大震災レベルの災害を想定し防災訓練を実施したほか、自衛隊主催の防災訓練「みちのくALERT2014」に参加し防災関係機関との連携強化に努めた。



また、災害復旧事業における若手職員の即戦力化を目的とし11月に公共土木施設災害復旧事業研修会を実施した。研修では昨年の反省を踏まえグループ毎の指導員を増員し若手職員に対し丁寧な指導を行い、現地調査から朱入れまで一連の流れを3日間の演習を通して行った。受講者からの意見は概ね好評で来年度へ活かすためにも収穫の多い研修となった。

## 4年目の現状と課題

防災砂防課 砂防・傾斜地保全班

砂防傾斜地保全班では、局地集中豪雨等による土砂災害から県民の生命を守るため、砂防等施設の整備と併せて、市町村の避難体制構築支援という目標を掲げている。

平成26年度は、復興枠と通常事業をあわせて、砂防事業4箇所、火山砂防事業2箇所、地すべり対策事業2箇所、急傾斜地崩壊対策事業3箇所を実施している。そのうち、5箇所は平成27年度の事業完了を予定し、大洞沢砂防事業、江合川下流2火山砂防事業、泊浜急傾斜地崩壊対策事業が26年度に概成した。

課題としては、平成26年度は、前年度からの繰越が9.5億、事故繰越が0.8億となっており、入札不調等によって執行に遅れが生じ、施工範囲が狭いことから、施工箇所が重複するなど、遅れを取り戻せていない状況がある。平成27年度への繰越は4.7億。事業完了に向かい実施箇所数が減少し、箇所間の調整が困難になってくることから、早期の残事業費把握が必要となっている。そのため、早期発注によって、契約額や変更要素の把握に努め、事業完了箇所については重点的に進捗状況の把握を実施し、予算の早期執行及び年度内の完了に向けて進行管理を行う。

### ○警戒避難体制構築支援

ソフト対策としての土砂災害警戒区域の指定促進を進め、平成26年度は726箇所の指定を行っている。広島県で起こった土砂災害では、施設整備や土砂災害警戒区域の指定の遅れについて取り上げられるなど、指定促進に向けての動きが加速し、平成27年1月には土砂法が改正された。その中で、未指定の危険箇所については今後5年間での指定が義務づけられた。そのため、平成28年以降は6億強の事業費の確保と、膨大な作業を効率的に執行することが課題となる。基礎調査の予算規模は、震災前が1.5億円程度であり、26年は69百万円であった。今年度は業務効率化に向けてワークグループを立ち上げ、作業の簡素化・効率化を進めており、平成31年度までの調査完了を目指し、さらなる指定の加速を図ることとしている。

また、情報基盤整備事業では、平成27年度のシステム更改に向けて準備を進めており、砂防総合情報システムの統合と、土砂災害警戒情報の発信等による、情報提供の推進を予定している。

### ○適切な施設管理

砂防施設緊急改築事業により、既存施設において新基準にあわせた土石流対策を



実施し、既存施設の有効活用と機能改善を図る。今年度は北上川・名取川・阿武隈川の3圏域で、6施設の設計と3施設で工事を実施した。

#### ○火山噴火対策

蔵王山は、火山災害の直接的影響を受ける重要性の高い29火山の1つに位置付けられ、国土交通省が「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進めており、平成24年度から東北地方整備局が設置した「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」において、国、県及び関係市町などが連携し、蔵王山火山噴火緊急減災砂防計画の検討を行い、今年度中の計画策定に向け検討を進めている。

# 復旧・復興事業

港湾課 調整班

## 1 はじめに

港湾課では、東日本大震災により、大きな被害を受けた港湾施設及び海岸保全施設を早急に復旧するとともに、港湾機能の更なる強化や復興まちづくりと連携した港湾施設及び海岸保全施設の整備を推進し、港湾の利用拡大に向けたポートセールスや工業用地売却等を通じて、円滑な港湾運営等を推進している。

調整班においても、港湾施設整備事業や災害復旧事業を推進するため、これら関連業務の連絡調整役として、課内各班及び関係課所と連携を図りながら、課内の予算・経理・庶務業務等の適切な運営に努めている。

調整班の分掌事務としては、(1)課内の庶務に関すること、(2)課内の予算及び決算に関すること、(3)課内及び他課等との連絡調整に関すること、さらに、(4)港湾関連団体に関することであるが、以下に、これら分掌事務に関する4年目の現状と課題を記載する。

## 2 4年目の現状

調整班では、①予算編成及び決算業務の適切な処理、②課内・港湾事務所・庁内関係課等との連絡調整、③適正な給与支給、福利厚生の実施及び環境整備の推進、④港湾関連団体業務の適切な処理を目標に掲げ、各事項の推進に取り組んできた。分掌事務ごとの内容は、以下のとおりである。

### (1) 課内の庶務に関すること

分担する事務としては、①公有財産の管理、処分に関すること、②公印の管理、保管に関すること、③文書の審査、管理に関すること、④自動車の運行管理に関すること、⑤職員の給与、諸手当に関すること、⑥職員の旅費に関すること、⑦職員の福利厚生、健康管理に関すること、⑧地方職員共済組合、職員の互助会に関すること、⑨物品の購入、管理に関することである。

この中でも、適正な給与支給や福利厚生の実施、職員が職務に専念しやすい環境づくりの推進及び室内環境の整理・整頓による働きやすい職場環境づくりについて重点事項として取り組んだ。また、課内各班及び関係課所と連携を図りながら、庶務業務等の適切な処理に努め、給与、旅費、福利厚生等についても、随時、円滑に業務を処理した。

### (2) 課内の予算及び決算に関すること

分担する事務としては、①予算、決算に関すること、②港湾整備事業特別会計に関すること、③工事経理に関すること、④国庫補助事業申請等及び公共事業の進行管理に関することである。

この中でも、課内各班の予算の取りまとめ、予算執行の節減及び予算の編成や執行に関する関係課との連絡調整について重点事項として取り組んだ。また、課内各班及び関係課所と連携を図りながら、決算業務、経理業務等の適切な処理に努めた。

### (3) 課内及び他課等との連絡調整に関すること

分担する事務としては、①課内及び他課等との連絡調整に関すること、②地方

公所に関する事、③県議会関係連絡調整に関する事、④請願、陳情の処理に関する事である。

この中でも、各種会議の開催による情報の共有化や諸課題解決に向けた協議、課内各班との連絡調整について重点事項として取り組み、適切な処理に努めた。

#### (4) 港湾関連団体に関する事

分担する事務としては、①宮城県港湾協会(県、港湾所在市町及び港湾関連団体で構成)に関する事、②東北地区港湾整備促進協議会(東北6県と港湾所在市町で構成)に関する事である。

この中でも、宮城県港湾協会の中央要望、東北地区港湾整備促進協議会の中央要望について重点事項とし、県内市長等とともに、7月の「中央要望(宮城県港湾協会)」及び10月の「経済と暮らしを支える港づくり全国大会((公社)日本港湾協会等主催)」の参加等を通じて、港湾の復旧・復興に向けて、国や国会議員に働きかけを行った。

さらに、各団体の事務局として、総会、大会等の事業を着実に実施したほか、東北地区港湾整備促進協議会においては、10月に東京都内で「東北の経済と暮らしを支える港づくり意見交換会」を開催し、東北6県港湾関係市町村首長と国会議員や国との意見交換等を行い、東北地区の港湾の復旧・復興に向けた港湾整備の促進を図った。

### 3 今後の課題

港湾課では、今後も港湾施設及び海岸保全施設を早急に復旧するとともに、港湾機能の更なる強化や復興まちづくりと連携した港湾施設及び海岸保全施設の整備を推進し、港湾の利用拡大に向けたポートセールスや工業用地売却等を通じ、円滑な港湾運営等を推進することとしている。

調整班としても、引き続き、これら関連業務の連絡調整役として、課内各班及び関係課所と連携を図りながら、課内の予算・経理・庶務業務等の適切な運営に努める必要がある。分掌事務ごとの内容は、以下のとおりである。

#### (1) 課内の庶務に関する事

引き続き、課内各班及び関係課所と連携を図りながら、庶務業務等の適切な処理に努める必要がある。

#### (2) 課内の予算及び決算に関する事

引き続き、明許繰越や事故繰越などの事業予算について適切に管理・調整するとともに、決算業務、経理業務等の適切な処理に努める必要がある。

#### (3) 課内及び他課等との連絡調整に関する事

引き続き、課内各班及び関係課所と連携を図りながら、適切な処理に努める必要がある。

#### (4) 港湾関連団体に関する事

港湾関連団体の事務局として、引き続き、総会、大会等の事業を着実に実施し、港湾の整備促進に向けた要望活動や国への働きかけを行う必要がある。

## 復旧・復興事業 -工業用地の分譲促進-

港湾課 港政班

### 1 平成 26 年度における取り組みの状況

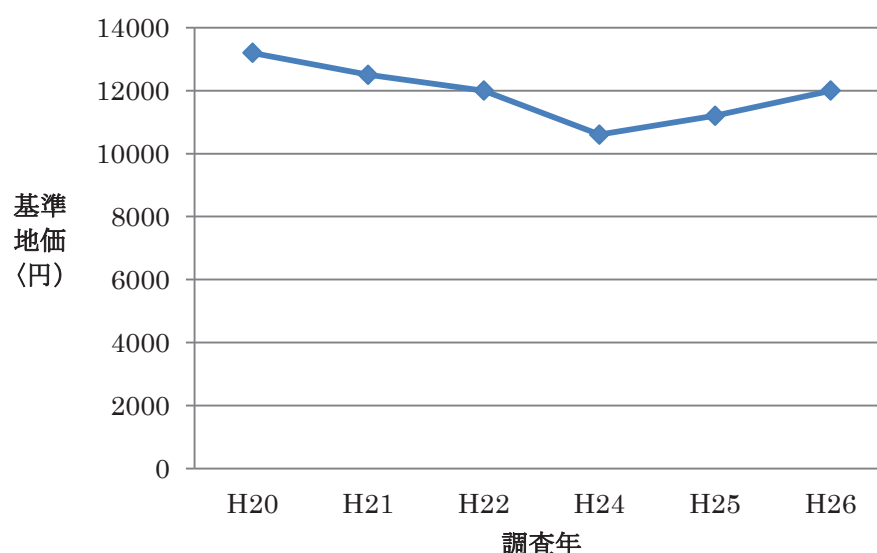
平成26年度は、震災以後石巻港区の工業用地で進められてきた災害廃棄物処理事業が完了したことを受け、工業用地の分譲を再開した。

宮城県沿岸部における工場用地の需要は震災前まで低迷し、地価も一貫して下落傾向であったが、震災後は沿岸部における復興需要を見込んだ土地需要から増加に転じ、地価も平成25年度以降上昇傾向に転じている。

#### 【参考】雲雀野地区近傍地価調査地の価格動向

地価調査地：石巻市潮見町3-4

※平成 23 年は、震災の影響により地価調査を実施していない。



### 2 分譲促進に向けた取り組み

#### (1) 港湾立地企業に対する土地需要ヒアリングの実施

工業用地の分譲再開に際しては、工業用地の主たる土地取得者と目されていた木材関連事業や製紙業等の港湾立地企業も大きな被害を受けたことから、平成26年度は継続的な企業訪問を行い、今後の生産計画や施設整備計画等について企業から聴き取りを行い、各企業の今後の生産や投資計画の情報収集に努めた。

#### (2) 多様な産業の立地に向けた用地情報の発信

石巻港区周辺は、復興特区法に基づき復興推進計画(民間投資促進特区)の認定を受け多様な企業立地が可能なことから、多様な産業の進出に向けて、産業立地推進課と連携し、これまで訪問履歴のない新分野の企業への訪問や、相手方からの要望に応じた相談に際しても積極的に情報を提供した。



【参考】平成 26 年度の企業訪問・立地相談受付状況

年度	訪問状況			相談状況		成果
	件数	県内外別	社名	件数	社名	
H26	3	県内	①日本製紙	5	①三省水工 (工事ヤードの借地)	・日本製紙(株)にF区の一部を売却 ・(株)山大からの買い受け申出に基づき売買交渉実施
			②(株)山大		②エナリス (バイオマス発電)	
			③(株)石巻合板		③清水建設 (石炭火力発電)	
	県外	①日本コーンスターチ	④エイブル (石炭火力発電)			
⑤ソサイエティ (バイオマス発電)						

(3) 用地取得に有益な補助制度等に関する情報提供

石巻市は経済産業省の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(以下、津波補助金)」の対象地域に指定され、用地取得に同補助金の活用が可能とされた。

津波補助金は用地費についても最大でその1/2が補助されるなど、津波被災地への企業立地に非常に手厚い補助内容となっている。

このため、県の担当部局である経済商工観光部産業立地推進課と連携し、同補助金の情報を企業訪問時に提供し、津波補助金を活用した施設整備と用地取得を勧奨した。

(4) 地域が一体となった分譲促進に向けた体制の構築

工業用地の早期分譲に向けて、県庁内の産業立地推進課、林業振興課等の関係各課と協力し、利用可能な補助制度や交渉状況等の情報を共有し、県全体として港湾の工業用地を核とした立地交渉が進められるよう連携の強化を図った。

また、県のみならず地元自治体、地元商工会議所等と一体となって分譲を推進することも重要と考え、石巻市の企業誘致担当部局や石巻商工会議所に分譲地と津波補助金に関する情報を提供し、用地の取得や立地相談を寄せた企業等に対し幅広く工業用地等の情報を提供するよう協力依頼した。

3 平成26年度における成果

(1) 日本製紙(株)に対する売却の実施

以上の様な取り組みの結果、日本製紙(株)から用地の取得要望があり、一般競争入札を経て、平成26年10月14日付けで売買契約を締結した。

(売却面積:約4.9ha, 売却金額:約5.5億円)

なお、これまで分譲手法としては、港湾管理者が定める売却条件で買受人を公募する方式で売却を進めてきたが、震災後の用地需要の増加等に対応し、複数候補者からの申込みにも対応できる、一般競争入札で売却を実施した。

## (2) (株)山大への売却に向けた手続の開始

津波補助金を活用した用地購入を検討していた(株)山大とは、事前交渉を進めていたが、同社の補助金交付申請が遅れ、平成26年度内には売却できなかった。しかしながら、平成27年3月に津波補助金の交付決定されたことから、平成27年度早期の売却に向けて、一般競争入札に向けた手続を開始した。

## (3) 鈴木造船所への売却に向けた手続の開始

北上川の河口部にある鈴木造船所の敷地が、東北地方整備局が施工する河川堤防工事で買収され、石巻港区内で移転用地を探していたところ、石巻市の協力要請もあり、石巻港区西浜地区の港湾関連施設用地を同社に売却することで合意した。

今後は、平成27年度早期に売却できるよう手続を開始進める。

## 4 今後の課題と対応方針

平成26年度は一定の売却成果を上げることができたが、今後の社会情勢の変動次第で、工業用地の分譲が再び難航する恐れもある。

当面、現在の取り組みを継続し、極力早期の分譲を進めるとともに、想定される課題については下記のとおり対応することで、工業用地の一層の分譲促進を図る。

### 【想定される課題と対応方針】

#### (1) 復興需要の一巡後を見据えた用地分譲の促進

現在の沿海部の土地需要は将来の復興需要を見込んだものであり、将来、再生期・発展期と復興が進むにつれ次第に沈静化すると考えられ、企業立地の減少が想定される。

また、現在沿海部への立地を希望する企業は高率補助の津波補助金が活用できるが、津波補助金事業は平成29年度末までとされている

このような状況を踏まえ、分譲の一層の推進に向けて、情報提供体制の拡充や関係機関等との連携の強化を図るとともに、取得希望者のニーズに則した分譲を可能とするよう、効果的な売却方法の検討を行う。

このため、信託銀行や不動産鑑定士等の民間有識者から実効的な売却手法に関する意見を聞く場の設置を検討する。

#### (2) 港湾計画等に定める土地利用計画とは異なる用途での購入希望の増加

石巻港区は主に製紙・紙パルプ産業、木材関連産業等を基幹産業として整備を進めてきたが、震災以前の基幹産業は厳しい経済状況下で投資余力が乏しく、基幹産業向けの用地分譲は低迷していた。

震災後は、将来の電力自由化をにらんだ小規模発電所の設置など、従来の港湾整備の方針では想定していなかった産業からの立地希望が寄せられている。

新規事業に用地を分譲するには、既存の港湾利用者との調整や港湾計画の見直し等を行う必要があることから、当面は現行の港湾整備方針に適合する産業への分譲を進めつつ、用地需要の動向次第で、必要に応じ港湾利用者等と港湾整備のあり方等を含め協議を行い工業用地の分譲のあり方を検討する。

## 復旧・復興事業

港湾課 企画調査班

### 1 はじめに

港湾課企画調査班では、主に下記の業務を行っている。

- ① 「港湾計画の策定・変更」  
港湾法に基づいて港湾管理者(県)が定めるもので、概ね10～15年後の港湾の将来像・開発方針を示す。社会情勢の変化や地域の実情に応じて、適宜変更等を行う。
- ② 「港湾政策の企画・立案」  
港湾計画を基に「宮城の将来ビジョン・震災復興計画」や「宮城県社会資本再生・復興計画」など県の基本政策における港湾行政の取組方針の立案・調整等を行う。
- ③ 「港湾統計」  
港湾における取扱貨物量や入港船舶数などの統計を行うとともに、取扱貨物量の推移や動向分析などを行う。

### 2 沿岸市町の復興と港湾計画

再生期がスタートし、沿岸市町では震災復興のためのまちづくりが一層加速しており、港湾内あるいは港湾に隣接する地域において、L1防潮堤や復興道路の整備、土地の区画整理や民間企業の新規立地・移転・再建など様々な事業が展開されつつある。これらの事業の中には、今後の港湾行政の推進や港湾計画で定めた港湾の将来像に深く関連するものもあることから、各事業計画立案段階において港湾計画等との整合を図り、復興まちづくりの進捗はもとより、港湾の整備や管理に支障を来さない様に、必要に応じて関係事業計画への助言や港湾計画の変更等を実施している。

平成26年度は、仙台塩釜港塩釜港区において塩竈市の実施する「北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業」や石巻港区への新たな企業の立地計画にあわせた港湾計画の軽易な変更を実施するとともに、東松島市の「大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業」や石巻市の「上釜南部地区・下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業」、気仙沼市の「朝日町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設」など復興まちづくり関連の都市計画決定に際し港湾計画等との調整、事業実施における助言等を実施した。

平成27年度以降も引き続き港湾所在市町の復興まちづくり計画との調整を実施し、地域の復興の更なる加速化を支援していく。とりわけ今後は各事業が実施段階に移り、計画時点では見えなかった様々な問題が現場で発生することが想定されることから、各市町や県の出先事務所に密接に寄り添い、円滑な事業進捗が図られる様取り組んで行く。

### 3 発展期に向けた港湾機能の拡充

単なる復旧にとどまらない創造的復興を成し遂げ、宮城のみならず東北の産業・経済・暮らしを震災以前にも増して豊かなものに発展させていくため、地域の産業・経済を支える広域物流拠点である港湾の整備推進を図ることが必要である。

とりわけ再生期においては、全ての災害復旧事業を完了させるとともにL1防潮堤や漂流物対策など災害に強い港湾の形成を図ることやこうした港湾インフラの回復とあわせて貨物量の増加に対応した物流ターミナルの整備・拡張や船舶の大型化に対応した大水深岸壁、航路・泊地の整備、荷役効率や安全性の向上のための防波堤整備など港湾機能の強化・拡充を戦略的かつ着実に進めることが重要である。

こうした背景から、平成26年度は港湾整備の着実な推進に向けた予算確保や事業進捗の円滑化を図るべく、港湾課各班の取り組みの後方支援や国直轄事業との調整、国の港湾政策調整などを重点的に実施し、様々な政策課題の解決に向けて取り組んできたところである。

特に、現在拡張工事を進めている高砂コンテナターミナルの将来計画の着手については、整備に多額の費用と期間を要することから、現在の拡張工事完了(平成31年度予定)を見据えた上、拡張の効果並びにコンテナ貨物量や定期航路及び就航船舶の配船などの動向を注視しながら、適時適切な見極めが肝要である。また、仙台塩釜港は京浜港との国際フィーダーによる結びつきが強いことから、国が進める「国際戦略港湾政策」との関連にも留意する必要がある。これについては、平成27年度から本格的に国や港湾関係者と議論を深めていくこととしている。

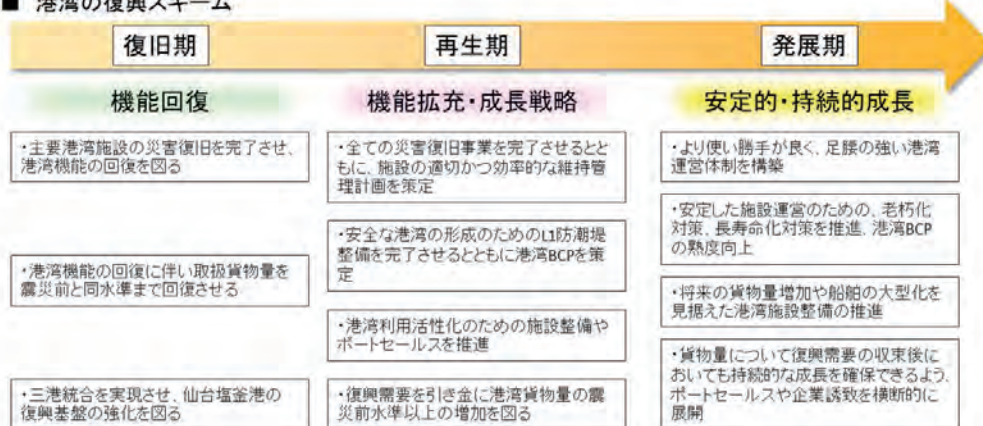
そのほかにも、石巻港区雲雀野地区の将来計画や港湾施設のストックマネジメント、震災後新たに設置する防潮堤や陸閘の維持管理など課題は山積しており、各班と連携しながら取り組んで行く。

## 港湾課所管事業の基本方針と復興スキーム

### ■ 基本方針

- ① 東日本大震災で被災した港湾・海岸施設の早期復旧
- ② レベル1津波に対応した防潮堤の早期整備・災害に強い港湾形成の取組推進
- ③ 仙台塩釜港港湾計画の目標年次や貨物量の動向を見据えた港湾機能の拡充
- ④ 港湾・海岸施設の長寿命化等による適切かつ効率的な維持管理
- ⑤ 官民連携したポートセールスの展開による集荷・創貨の取組推進

### ■ 港湾の復興スキーム





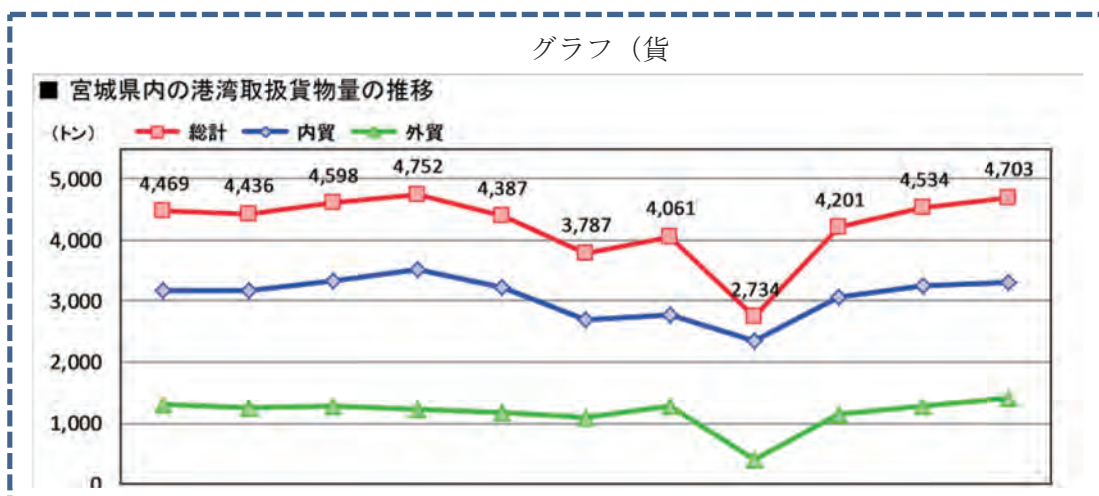
#### 4 港湾統計からのアプローチ

港湾統計は、港湾の現状を知る上で重要な指標である。特に震災後においては、港湾機能の回復状況のみならず、港湾を利用する企業の活動や東北経済の回復状況を推し量る上で最も分かり易く、重要な指標のひとつであることから、当班では震災以降毎月ホームページにおいて港湾取扱貨物量の速報値を掲載し、港湾機能の回復状況をお知らせしてきた。

幸い震災後の取扱貨物量は文字通りのV字回復となり、現在もお震災復興資材の需要増などにより比較的高い水準で推移している。平成26年のコンテナ取扱貨物量も過去最高の平成22年(21.6万TEU)に次ぐ21.3万TEU(99%)まで回復している。

復興関連事業はこれから更にピークを迎えていくことから、少なくとも平成27年は前年同水準で推移していくものと思われるが、再生期の終期～発展期へと移行するにつれ、震災復興需要が徐々に収束していくため、復興の完了による取扱貨物量への影響が今後の大きな懸案事項となることが容易に想像される。

このことを踏まえ、平成27年度は現在の取扱貨物量のうち震災復興需要による増分がどの程度含まれているのか、震災前からのコアの貨物がどの程度回復しているのかなど港湾取扱貨物量の動向を詳細に分析し、復興完了期に向けて貨物量を減らすことなく、むしろ持続的な増加が図れるように各種施策を適切に講じていく必要がある。



#### 5 おわりに

再生期に入り、災害復旧事業の完了が見え始めたのと同時に、官民双方で復興・発展に向けた新たな開発の動きが加速化している。港湾においても、地域の復興まちづくり事業や工場・事業所の移転・新規立地などの取り組みが活性化している。創造的復興の概念の下、港湾計画に定めた港湾の将来像とこれら復興・発展の新たな動きをどのように組み合わせ、新たな港湾の発展ベースを構築するかが当班の再生期の大きな課題であり、平成26年度はそのことを改めて実感する1年となった。

# 復旧・復興事業

港湾課 建設班

## 1 はじめに

3年間の復旧期が経過した平成25年度末の時点で、主要な港湾施設について概ね復旧し、供用することができていた。再生期の1年目である平成26年度においては、復旧にとどまらない県土再構築に向けた動きを具体化していく重要な時期であり、新たな防潮堤整備やまちづくりと一体となった港湾施設の復旧など課題が多く、さらに整備後の陸閘の管理をはじめとした維持管理のシステムの構築や長寿命化計画の策定に取り組んだ。

## 2 被災から4年、現状と直面している課題

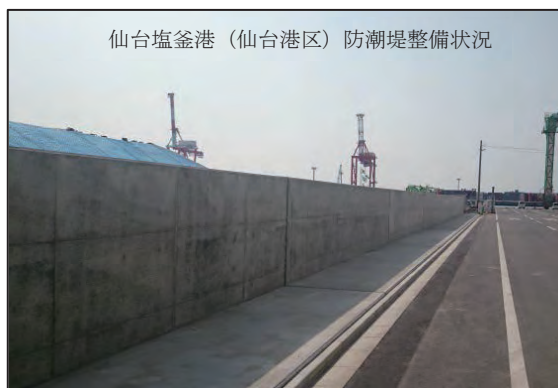
### (1) 復旧・復興事業の現状

災害復旧事業においては、港湾及び海岸保全施設全体の復旧箇所(査定件数)は292件(港湾関連を含めると302件)である。

そのうち、平成25年度までの着手率は64%、完成率は35%であったが、4年目の平成26年度では、防潮堤の復旧が本格的にスタートし、着手率は概ね80%、完成率は50%となる見込みである。

港湾施設においては背後の市町におけるまちづくりとの調整や新たな防潮堤整備との取り合いなど、施設としては利用できる状態まで復旧できているものの、前述の調整等により完了に至らないといった状態の箇所が残っている。

復興事業においては、災害復旧事業とあわせて、比較的頻度の高い津波に対応するためのL1防潮堤の新設や津波漂流物対策、そして高松ふ頭整備や高砂コンテナターミナル拡張などであるが、これについても港湾利用者との調整や背後のまちづくりとの関係から工事への着手は難しい箇所もある。特に防潮堤整備における、海岸単位での着手状況は次のとおりである。



仙台塩釜港(仙台港区)防潮堤整備状況

そのなかでも、仙台塩釜港仙台港区や石巻港区においては、中野地区や釜地区などで一部工事が完了することができた。

	復旧・復興計画		工事着手済み		工事着手率	
	箇所数	延長	箇所	延長	箇所	延長
港湾海岸	38	54.8	20	34.2	53%	62%

### (2) 復旧・復興事業の課題と対応

復旧・復興事業は、一步一步着実に進んでいるが、とりわけ建設工事の発注がピークを迎えた近年においては、建設資材の需要も増えたことから港湾利用も増加傾向にあるため、より一層、港湾利用者との岸壁利用調整や航路の工程調整が難しくなっ

ている。また、養殖業との関係もあり、震災前からの工事期間の制約が戻りつつあるため、実際の工事を行える日数がだいぶ限られてきている。特段、海上工事での浚渫や杭打ちなどは配慮が必要であり、年度当初での早期発注できる体制を作り、あわせて交付申請等の事務手続きを進めなくてはならない。

建設資材については、震災以降、捨石等の不足分に対応するため県外産を利用してきており、これについては災害復旧事業として設計変更協議が認められ、再調査において事業費に計上することができている。また、コンクリートにおいては供給不足に対応するため二次製品への変更や、一部港湾工事においても仮設プラントの利用をしなければならないため、これについても設計変更協議を行っている。今後、仮設プラントについては需給状況により単価変更もあり得ることから関係者と調整していかなければならない。

復旧・復興事業で進められている防潮堤整備の中では、新たな陸閘や水門も含めた管理について調整してきた。これまでは、県内においても港湾をはじめ河川および漁港などの管理者ごとに操作を関係市町村等に依頼していたが、とりわけ、東日本大震災の教訓を踏まえ、津波等の災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に水門・陸閘の操作をするための操作規則を策定しなければならなくなった。これについては、平成26年に海岸法が改正され操作規則の策定が義務づけられているところである。

そこで、遠隔化や自動化を踏まえた県内全域でのシステムの構築と予算の確保が課題となっており、平成26年度については、関係各課と、陸閘の集約化及び一元管理への方向性を調整してきた。まず陸閘については、常時閉扉を基本とし特定の利用者への閉扉の徹底を図るとともに非常時の操作を考慮し、ある程度の規模から電動化にすることとした。また、臨港道路等に設置される陸閘については不特定者が通行し、常時閉扉も不可能なことから、これまでどおり市町村に管理を依頼したいと考えている。そのなかでも操作者の安全を確保できるものについては現地操作とすることとし、これ以外の陸閘については自動化とすることでシステムの構築を図っていくこととして検討を進めた。今後は災害復旧事業と復興事業にまたがるため、災害復旧事業での設計変更協議や、初期投資に限らず、多額の維持管理費が発生していくことから、関係者との調整をすすめていくこととしている。

### 3 復旧・復興事業後の維持管理について

陸閘・水門に限らず、今回の復旧・復興事業によりリニューアルされた施設についても今後、維持管理をしていかななければならない。

平成25年に港湾法及び関係法令の改正により技術基準対象施設の維持管理計画書の策定が必要になっている。また、非常災害時に損壊した場合に船舶の交通に影響を与えるおそれのある施設を特定技術基準対象施設と定め、民有施設についても港湾管理者が維持管理状況について徴収または立入検査を実施することになった。そこで、平成26年度においては、港湾施設の維持管理計画書策定を本格的に行うこととし、計画書策定に必要な各種条件の設定や点検様式及びとりまとめ方の統一化を図るため、国土交通省で示したガイドラインを踏まえた県のマニュアル整備を実施した。

今後は、海岸施設についても同様に維持管理計画書の策定を行い、全ての港湾・海岸施設について適切な維持管理の推進をし、あわせて更新・修繕費の縮減・平準

化を図るため、予防保全の考え方にたった施設の長寿命化計画を策定していかなければならない。

#### 4 おわりに

復旧・復興事業に携わる他県からの応援職員や任期付き職員については、平成26年度においても、東京都、秋田県、富山県をはじめ仙台塩釜港湾事務所及び石巻港湾事務所で多数の支援をいただいた。不慣れな環境のもとでの組織形成や業務システムの対応に限らず、住民との合意形成に親身に取り組んでいただいたことに御礼申し上げたい。さらに来年度も引き続き応援をいただく予定となっているが、派遣職員や任期付職員がいなくなった後の工事管理や各施設の復旧後の維持管理、そして会計検査等への対応を視野に入れた上で今後も早期復旧・復興へ全力で取り組んでいく。

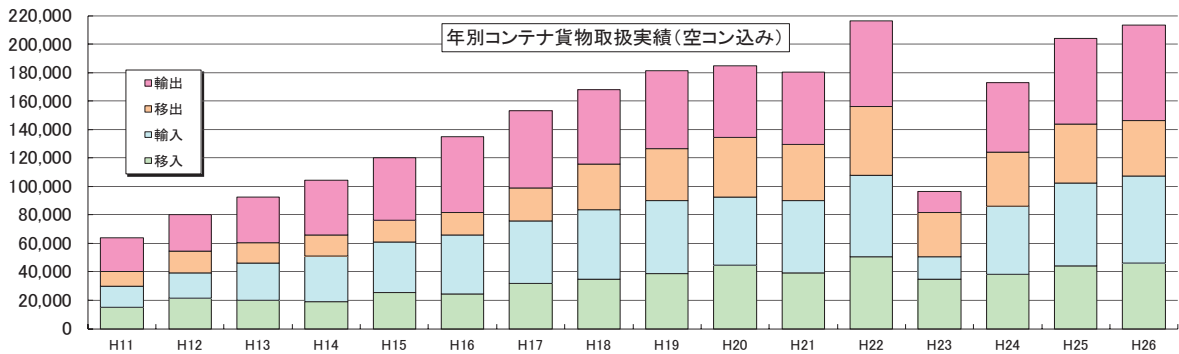


# 復旧・復興事業

港湾課 振興班

## 1 平成26年度における取組状況

- 平成26年のコンテナ貨物取扱量は、速報値で213,327.25TEUと過去2番目となる記録した(過去最高は平成22年の216,142TEU)。
- コンテナ貨物取扱量は最高記録の約99%であるが、実入り輸出は約77%、実入り輸入は約130%である。
- 輸出入の比率は、震災前の輸出55対輸入45から輸出45対輸入55と輸入超過となっている。
- 輸出では、紙・パルプが震災前の約30%、水産品が約47%と回復していない。
- 輸入では、製材が震災前の約112%、木製品が約176%と大きな伸びを示している。
- 外貿定期航路は、5航路週5便と震災前と同じ便数となった。
- 台湾船会社によるコンテナサービスが平成27年4月から開始されるみこみである。
- 45ftコンテナについては、順調に取扱数が伸びており、H27年5月には全国展開される。
- コンテナ貨物取扱量が20万TEUを超え、既存コンテナヤードが手狭になっている。



【空コンテナを含む総取扱個数】														(単位: TEU)				
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	前年同期	対前年比
輸 出	23,821	26,013	32,247	38,548	44,171	53,279	54,342	52,725	54,967	50,341	50,688	59,817	14,947.00	48,590.25	59,989.75	67,153.75	59,989.75	111.9%
移 出	10,399	14,989	14,376	14,430	15,012	15,920	23,101	31,640	36,292	41,833	39,517	48,650	31,002.25	38,074.25	41,230.00	39,079.00	41,230.00	94.8%
輸 入	14,620	18,000	26,051	32,299	35,454	41,357	44,237	48,966	51,472	47,713	51,077	57,004	15,593.75	47,653.25	58,297.75	60,811.50	58,297.75	104.3%
移 入	15,219	21,368	19,898	18,959	25,536	24,278	31,589	34,830	38,728	44,771	39,126	50,671	34,985.00	38,347.50	44,224.25	46,273.75	44,224.25	104.6%
合 計	64,059	80,370	92,572	104,236	120,173	134,834	153,269	168,161	181,459	184,658	180,408	216,142	96,528	172,665.25	203,741.75	213,318.00	203,741.75	104.7%
対前年比	-	125.5%	115.2%	112.6%	115.3%	112.6%	115.3%	112.2%	113.7%	109.7%	107.9%	119.8%	44.7%	178.9%	118.0%	104.7%		

## 2 課 題

- コンテナ取扱貨物量の過去最高記録を更新できなかった。
- 復興需要による輸入増加が取扱数を押し上げているが、輸出が戻っていない。
- 台湾、東南アジア方面の航路が無くなり、戻ってこない。
- 北米からの輸入航路について、月1回寄港しているが、定期航路と位置付けられていない。
- 45ftコンテナについては、輸出での利用が大半で、空コンテナを輸入している状況である。

- コンテナヤード拡張工事を遅滞なく進めること。



北米輸入航路(ウェストウッド SHIPPINGラインズ) 寄港

### 3 今後の取り組み

- 荷主企業、船会社への企業訪問及び各種セミナーの開催を継続する。
- 県内立地企業を訪問し、輸出入情報を把握する。
- 製紙会社の輸出に向けた動向を定期的に情報収集する。
- 水産品輸出回復に向け、水産会社への個別訪問を実施する。
- CYでの放射線量計測方法について、検討する。
- コンテナサービスを開始した台湾船会社に対して、本船寄港のポートセールスを行う。
- 北米輸入航路の定期航路化への働きかけを継続する。
- 既存中国／韓国航路の維持のため、韓国船会社本社訪問等ポートセールスを実施する。
- 45ftコンテナについては、一般化されることにより他県企業への売り込みを図る。
- コンテナヤード拡張に向けた詳細設計を滞りなく進めるため、使い勝手の良い仙台港づくり推進部会WGなどを通して利用者調整を図る。

## 仙台空港の復興（航空ネットワークの再構築・拡充，利用促進）

空港臨空地域課 空港・アクセス鉄道振興班

### [年度初めにおける現状と課題]

仙台空港の利用者数は，LCCの新規就航など国内路線数の増加により，震災前の状況を超え前年度より46万人多い約316万人となった。好調な伸びを示す国内線とは反対に，国際線は，中国及び韓国との外交関係や環境問題の影響により，震災前の約7割，前年度より1万人少ない約17万人に留まっている状況である。

国際航空貨物は，主力のソウル便の減便と機材の小型化の影響が大きく，取扱量は震災前の約2割に留まっている。なお，昨年6月には，冷凍冷蔵庫，燻蒸施設，爆発物検査装置を備えた新国際貨物棟が完成し，受入体制が万全となっており，貨物の仙台回帰に向けた取り組みが必要である。

### [取組とその結果]

#### 1 定期路線の維持・拡充に向けたエアポートセールスの展開

(1) 定期路線の維持・拡大に向けたエアラインに対する仙台空港の PR，要望活動の実施

(2) 路線定着に向けた新規就航，運航再開等の歓迎行事の開催

(3) 定期路線就航等の実現に向けた知事等によるエアライン本社等へのトップセールスの実施

→実施の結果，LCC ピーチの拠点化，神戸線の3月増便，台北線の10月増便，グアム線の冬期増便が決定した。

#### 2 航空旅行需要の喚起

(1) 国内外就航地における旅行需要喚起を図るための戦略的なプロモーション活動の実施

(2) 空港利用者発掘を主眼とした旅行イベントやセミナーの開催

(3) 旅行会社や航空会社が行う仙台空港利用促進事業に対する経費の助成

→今年度も昨年度を上回る仙台空港利用者を確保する見通しであり，今後も予算の範囲内で地道かつ継続的に需要喚起事業を実施していくことが，重要であると実感している。

#### 3 航空貨物の集積

(1) SACTの物流機能の充実強化に向けた支援の実施

(2) SACT の利用促進に向けた荷主企業等へのエアポートセールスの実施

(3) 大量の貨物搭載が可能な大型機材運航に向けたエアラインへの要望活動の推進  
→仙台空港を使った国際航空貨物取扱拡大に向けて，フォワーダや航空会社と意見交換を行い，課題を共有したほか，航空会社と共同して輸出品を生産・製造している県内事業所を訪問し，仙台空港からの輸出を促したところである。しかしながら，現在仙台空港で国際線を運航している航空会社では，一定量以上の貨物を取扱うことができないこと状況であり，この解消には，航空旅客の増加を図りつつ，機材の大型化を働きかける必要がある。

#### 4 アクセス鉄道の快適性や利便性の向上

(1) 利便性や快適性向上のための航空旅客に配慮したダイヤ編成の協議

(2) 利便性向上のための航空会社や旅行会社等とタイアップした事業の展開

→ダイヤ編成については、乗り入れしている鉄道会社と協議を行い、航空旅客に配慮した改善が一部実現できた。航空会社や旅行代理店に対しては、アクセス鉄道との連携を促したが、実現には至らず今後の課題となった。



## 仙台空港民営化に向けて（600万人・5万トンを目指して）

空港臨空地域課 空港改革推進班

平成26年度は、仙台空港民営化に向けた大きな一歩を踏み出す一年となった。

前年度、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（民活空港運営法）が成立し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）による国管理空港等の民間運営委託が可能となった。

県では、法成立以前から、経済界や空港民営化に向けた検討を進め、民営化による空港及び周辺地域の活性化により、東日本大震災からの創造的な復興を実現させるため、空港民営化に向けた機運醸成に取り組んできており、それらが実を結び、年度当初の平成26年4月25日に、「仙台空港特定運営事業等実施方針」が公表され、民活空港運営法に基づく国管理空港民営化第一号として仙台空港での民間運営委託実施が決定された。

仙台空港は国管理空港であり、運営権者の選定手続は、国が実施することになり、空港運営事業の実施に当たり、いかに地域の実情を反映させていくか大きな課題となっていた。

そのため、前年度より国との協議を重ねた結果、実施方針には、県や地元自治体等と連携して行う、周辺環境対策等地域との共生や、空港利用促進に関する事業を自ら提案し実施することが義務化されるなど、地域意見が盛り込まれることとなった。

但し、民営化決定までの道は、決して順風満帆なものではなかった。選定手続は、国が行うものであるが、国との調整の結果、県が、空港関連第三セクター2社（仙台空港ビル株式会社、仙台エアカーゴターミナル株式会社）の株式譲渡に係る確認手続を行うこととなった。これらは当初は実施が想定されていないものであり、これに伴い、全ての株主に対する説明と了解の取り付けや、株式譲渡に関する予約契約の締結に関する事務も県が行うこととなり、これを実施方針公表前に完了させる必要があった。

そのため、前年度より全株主を訪問し、空港民営化の目的やその効果などについて丁寧に説明を行い、平成26年4月14日に、全ての株主と株式譲渡予約契約を締結し、実施方針公表に向けた条件を整えることができた。

また、PFIによる空港の民営化は、これまで国内での実施例のある事業ではないことから、一つ一つ顧問である弁護士や公認会計士の助言を受けながら、国との協議調整を早急に進め、実施方針公表の約2ヶ月後、平成26年6月27日に国が公募手続の詳細を定めた「仙台空港特定運営事業等募集要項」を公表。同日に県も「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領」を公表し、確認手続を開始した。

国の実施方針や募集要項では、「3者以上の第一次審査参加者から第一次審査書類の提出がなかった場合、特定運営事業の選定を取り消すことがある」と明記されており、県の確認手続で認定を受けていることが、国の第一次審査に参加する条件となっていることから、国の選定手続への進むためには、県の確認手続で、3者以上認定することが、必須条件となった。

そのため、県の確認手続への応募が締め切られるまでは、条件を充足するだけの応募があるか不安になったこともあったが、蓋を開けてみれば、10者からの応募があ

り、空港運営に対する関心の高さを伺わせた。

確認手続では、全ての応募者に対し、検討に必要な、三セク2社の内部資料の閲覧やビル施設の現地調査、役職員ヒアリング等を実施する機会を提供し、その結果、株式譲受意思表明書の提出があった6者に対し、平成26年12月に株式譲受確認書を交付し、当初の予定通り、県の確認手続を完了させることができた。

県が実施した確認手続は、前例のない事業であり、かつ、スケジュールも限られていたことから、短期間で一つ一つ課題を整理し、制度を作り上げながら進めていく必要があったのだが、国との細かい協議を重ねるとともに、協議に当たっては、株式譲受の検討に必要な応募者に対する調査機会の提供や、守秘義務を課す資料の取扱といった法的問題点を整理の上、顧問のアドバイスを受けながら方針を決定し、対応をしてきたことにより、問題無く完了させることができたものと考えている。

その後、国の第一次審査には4グループが応募し、現在、国による選定手続が進められており、予定通り進めば、平成27年度中に手続きが完了し優先交渉権者を選定。優先交渉権者は空港を運営する特別目的会社(SPC)を設立し、国がSPCに空港施設運営権を設定することで空港運営権者となり、平成28年3月末には、民間企業による仙台空港の一体的な運営が開始される見込みである。

しかしながら、空港民営化は目的ではなく手段であり、民間による運営開始がゴールではなく、スタートとなるものである。民営化後、空港運営権者と地域の自治体や経済界が、どのように連携し、官民共通の目標指標として設定した「民営化30年後の年間乗降客数600万人・貨物取扱量5万トン」を実現していくかが大きな長期的課題となる。

そのため、民間企業による仙台空港の一体的な運営が始まるまでの間に、地域との連携に向けた検討組織の立ち上げを検討するなど、空港運営権者と一体となった、空港及び周辺地域の活性化に取り組む体制づくりの準備を進め、民営化後は速やかに連携体制が構築できるようにすることが、短期的な課題となる。

来年度は、民営化に向けた着実な歩みを進め、将来の目標指標を達成していくためにも、短期的課題解決を見据え、まずは国の選定手続の完了向け、取り組むこととなる。

## 仙台空港周辺地域中坪・荷揚場地区の事業について

空港臨空地域課 臨空地域整備班

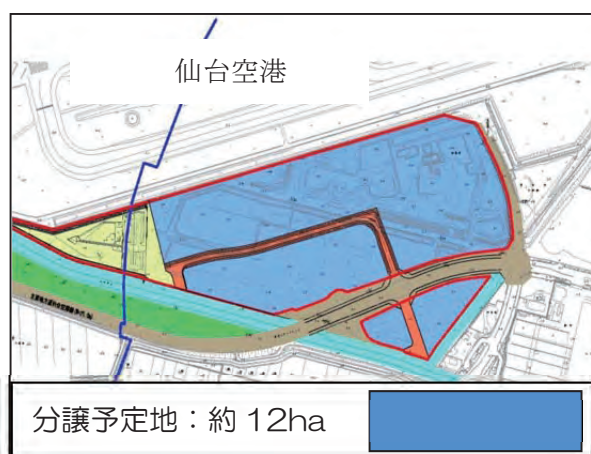
年月日	空港周辺の出来事	緑地整備事業(用地買収)、中坪・荷揚場事業
昭和61年 3月		第1次 緑地整備事業
昭和62年 8月		仙台空港拡張整備の早期実現に関する覚書 荷揚場地区買収
平成3年 9月		第2次緑地整備計画
平成4年 12月	仙台空港2500m供用開始	
平成7年 7月	仙台東部道路(岩沼 IC 迄開通)	
平成7年 12月		第3次緑地整備計画
平成8年 9月	仙台空港臨空都市基本計画	
平成8年 12月	運用時間3時間延長に関する覚書	
平成9年 3月		中坪地区買収
平成10年 3月	仙台空港3000m供用開始	
平成18年 4月	塩釜亘理線(矢野目バイパス)	
平成19年 3月	仙台空港アクセス鉄道開業	
平成22年	都市計画基本方針「仙台空港周辺」 経済を支える「ものづくり産業」	
平成23年 3月	東日本大震災	
平成24年 4月		仙台空港臨空公園開園
平成27年 3月	中坪・荷揚場地区市街化区域編入	中坪・荷揚場用地を宮城県土地開発公社へ売却
平成28年	仙台空港民営化(予定)	中坪・荷揚場地区 民間企業へ分譲開始

中坪・荷揚場事業は、昭和62年度から空港緑地事業として始まったが、厳しい財政状況の中で、約30年の長期間、事業化できなかった。しかし、現在に至るまでの出来事として、「矢野目バイパス開通」、「仙台空港アクセス鉄道の開業」、「東日本大震災」、その後の復興事業など、様々な出来事があり、社会情勢が以前から変化した

ことで、現在は、進出意欲のある企業が多く存在している。

この機会に土地利活用の目的を公園用地から、工業団地用地へと変更し、平成26年度は、都市計画の変更とともに市街化区域編入が公告されている。

平成27年度は、土地造成工事が実施され、平成28年度より、約12ヘクタールの分譲地が誕生する予定である。



# 予算・決算、工事経理及び東日本大震災復興交付金を担当して

都市計画課 調整班

## 1 予算・決算及び工事経理について

### (1) 担当としての感想

#### イ 予算・決算事務について

予算事務については、議会開会の都度、予算議案を提出するなど、前年度並みの業務量であったが、各事業班との連絡調整を密にし、おおむね円滑に業務を進めることができた。

事務所から精算調書提出後に精算額の変更の連絡が度々あった。その内容について事業担当と経理担当の間で互いに変更理由やその内容等を確認し、本課と事務所間で精算額の整合を図るように努めた。

震災以降、庁内各課からの文書照会等が集中することがあり、回答期間も短いことも多く、対応に苦慮した場面もあった。

#### ロ 工事経理事務について

震災以降、本課発注の委託業務や工事請負に係る発注件数が増加し、発注が特定の日集中することもあり、計画的に事務を進めることができなかった。

### (2) 改善すべき点

#### イ 予算・決算事務について

予算要求や決算の事務スケジュールはある程度固定しているので、人事異動時期である年度当初においても、各班に予算・決算事務の年間スケジュールを周知していれば、事業班でも作業スケジュールが組みやすかったのではないかと考える。

#### ロ 工事経理事務について

発注事務について、各班から発注計画を提出してもらい、発注時期が集中しないよう事前調整を行っていれば、さらに計画的に事務を進めることができたのではないかと考える。

## 2 東日本大震災復興交付金

### (1) 現状

当交付金は、平成26年度までに都市計画課所管事業で約230億円が交付決定されている。

当交付金は基金事業であり、年度内に執行できずに不用とした事業費を再予算化するに当たっては、どの年度の予算の不用額を再予算化するのか明確にしなければならず、さらにその管理は当交付金事業が完了するまで続けなければならないため、この後の担当者にも分かるような管理表の作成が必要となった。

### (2) 改善点

平成26年度当初に当交付金の管理表作成の必要性を認識し、決算に合わせて作成したところ、財政課や土木総務課からの再予算化の照会があった際に円滑に対応することができ、さらに多方面からの当交付金の事業費に関する照会にも速やかに対応することができ、効率的な業務の執行に繋がった。



### 3 今後の課題

調整班の仕事は、各種とりまとめや事務用品の整備、文書、会計事務等に対する助言など、課室内の事業が円滑に進むようにサポートすることである。

予算要求事務など想定される作業については、年間予定表を作成するなど、各班が計画的に作業を進められるような環境づくりをすることが今後の課題だと考える。

さらに、各職員と積極的にコミュニケーションをとり、明るい職場づくりに努めることも、忙しいこの時期だからこそ重要であると感じた。

## 市街地整備事業に関する不服への対応

都市計画課 行政班

復興まちづくりの基幹的な事業として、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業の3事業がある。これらのうち、都市計画事業として行われる土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業に関して不服申立て等が行われた場合、その対応を当班で担当している。

### 1. 土地区画整理事業

平成27年1月末現在で10市町28地区が認可を受けて事業を施行している。

土地区画整理事業に関する不服は、①事業計画に関する意見書の提出、②設計の概要の認可に関する取消訴訟、③仮換地指定・換地処分に関する審査請求・取消訴訟などとして提起されるが、これまでのところ②及び③は提起されていない。従来にはないスピードで一斉に事業が行われ、施行者である市町が膨大な数の権利者との調整を行っていることからすれば、少なくとも仮換地指定の段階では、審査請求や取消訴訟が提起される可能性があると考えていたが、結果的に提起に至らなかったのは、関係者の努力の現れであろうと思う。

①については、これまで8地区で29通の意見書が提出された。その大部分は事業計画の当初決定に当たって提出されたもので、提出時期は復興3年目に集中している。復興4年目は、多くの地区で事業計画の変更が行われたが、意見書が提出されたのは1地区、1通のみであった。

提出された意見書は、県都市計画審議会に付議され、採択・不採択が決められることになるが、審議会の事務局を務める当班に求められるのは、審議会の適正な判断に資するよう意見の趣旨や事実関係を正確に説明すること、可能な限り審議会の会議の公開に努めることを通じて事業への理解促進を図ることであろうと考えている。

なお、これまで提出された意見の内容には、施行者からの説明不足を指摘する意見が多いほか、依然として市町の震災復興計画で定められた復興の基本方針(現地再建か内陸移転か)に反対する意見が見られる。事業に携わる関係者には、例え限られた人的資源の中で最大限の努力を払っているとしても、事業のスピードや方向性について行けずにとり残されている住民がいないかどうか、常に目を配る姿勢が求められているように思う。

### 2. 津波復興拠点整備事業

平成27年1月末現在で8市町11地区が認可を受けて事業を施行している。

津波復興拠点整備事業に関する不服は、①都市計画事業認可に関する取消訴訟、②収用裁決に関する取消訴訟などとして提起されるが、復興4年目になって初めて①及び②各1件の訴訟が提起された。これらの訴訟は同一の土地に関するもので、所有する水田が収用されないよう、その前提となる都市計画事業認可及び収用裁決の取消しを求めるものであった。

当該訴訟は未だ継続中であり、当班としては、都市計画事業認可の適法性について引き続き主張していくことになるが、そもそも認可が適法であるためには、その前提となった町の都市計画決定が適法であることが必要であり、実際にこの点も当該訴訟

における争点の1つとなっている。都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されている中、各市町村が行う都市計画決定が事業の正当性の根幹となっているのであり、これが違法と判断されてしまえば、事業自体を中断せざるを得なくなることも考えられる。万が一にもこのような事態を招かないようにするために、都市計画決定に当たっては、都市計画の内容が適切か、その決定手続に違反がないかといった視点に加え、判断の基礎とした事実に重大な誤認がないか、恣意的な裁量権の行使をしていないか(法律の趣旨から逸脱していないか)、著しい平等原則違反や比例原則違反がないかなど、取消訴訟における一般的な裁量統制の基準にも配慮しておくことが望ましいものとする。

## 都市計画の現状と課題

都市計画課 企画調査班

東日本大震災の発生から4年となる。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波は、当県を始め、多くの地域に甚大な被害を与えた。

死者1万5891人(H27年3月10日現在、警察庁まとめ)、行方不明2584人(同)、震災関連死3222人(H27年2月末現在、3県まとめ)にのぼる。

被災直後からこれまでの4年で、様々な復旧・復興が進められ、現在は、震災初期の応急復旧から本格的な復興事業へと移行している。着実に目に見える復興が進んでいる地区もあれば、用地取得困難などから、なかなか復興が目に見えない地区もある。

都市計画部門をみると、震災直後は復興のための計画策定支援などが行われていたが、現在は、都市計画決定(又は変更)、事業認可などへ中心業務が移行している。

現在の都市計画における問題としては、増大する都市計画決定(又は変更)や県都市計画審議会への対応がある。

都市計画決定(又は変更)の案件数については、震災後、非常に多くなっている。

案件別に見ると、都市施設では、これまでに無かった「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」や、平常時によく見られる「道路」、「下水道」に加えて、特に、「公園」や「緑地」の決定(又は変更)が多く見られるようになった。

土地利用では、「市街地開発事業」や「地区計画」の決定及び「用途地域」の変更などが多くみられる。

今後はさらに、復興事業の進捗により、市町全域を考えた用途地域の変更や、復興整備計画と整合を図った都市計画マスタープラン(都市マス)の策定などが、案件として発生してくると思われ、いずれも業務量は減る方向にない。今後は、案件の打合せ時における課題の早期抽出や、打合せ後の進行管理の徹底などについて、工夫していきたいと考えている。

都市計画審議会については、震災後、年4~5回開催している。県都市計画審議会についての作業は、正確さを求められる。復興の状況を考えると、今後もしばらくは同程度の開催数が必要と思われるので、多くの班員が資料内容を確認することにより、間違いがなく、わかりやすい資料となるよう努めたい。これからも班員が一致団結して作業を進めていくこととする。

震災発生から4年、各職員の疲弊はかなりのものになっているが、健康に留意しながら、復旧・復興に向けて、引き続き、創意工夫を凝らしていきたい。



## 街路事業における4年目の現状と課題について

都市計画課 都市整備班

県街路事業における復興への取り組みとして、復興交付金事業により7路線9箇所の整備を実施しているところである。

箇所別の概要、進捗状況など平成26年度の取り組みについては、第3章にて記載しているが、今年度は、多くの路線でこれまで進めてきた関係者との調整や測量・設計が完了したことから、事業認可取得等の諸手続きを行い、用地取得や工事に着手することができた。

一方、事業の進捗については遅れが生じている箇所もあり、平成26年度2月定例県議会にて、予算の減額補正を行っている。

事業の遅れへの対応として、関係者との調整に時間を要している一部路線については、引続き、課題の抽出と解決に向けた具体案の提示などを行い、早期に道路法線及び構造の確定を図ることとしている。

また、用地取得においては、提示単価が折り合わず取得に時間を要している箇所もあるが、適切な算定を行ったうえで、その算定根拠について丁寧な説明を行い理解が得られるよう努めていく。

復興交付金事業 県街路事業 平成26年度現年予算 (金額:千円)

箇所名	市町	H26 当初	H26.2月補正	差 額
(都)片浜鹿折線	気仙沼市	115,000	115,000	0
(都)大街道石巻港線	石巻市	250,000	250,000	0
(都)門脇流留線②工区	石巻市	2,526,000	460,000	△2,066,000
(都)門脇流留線③工区	石巻市	215,000	15,000	△200,000
(都)門脇流留線④⑤工区	石巻市	350,000	310,000	△40,000
(都)矢本門脇線	東松島市	1,350,000	222,000	△1,128,000
(都)八幡築港線2	塩竈市	1,500,000	1,500,000	0
(都)築港大通線	塩竈市	300,000	300,000	0
(都)山下駅前線	山元町	400,000	400,000	0
合計	4市1町	7,006,000	3,572,000	△3,434,000

※事務費を除く

### 1) 課 題

#### ○ (都)門脇流留線②工区 (釜・大街道工区)

用地単価が折り合わないこと等により、用地取得に時間を要している。

一部区間について、隣接する大規模事業者等との計画調整に時間を要している。

#### ○ (都)門脇流留線③工区 (南浜工区)

南浜復興祈念公園や隣接する大規模事業者等との計画調整に時間を要している。

- (都) 門脇流留線④⑤工区 (湊・魚町工区)  
高盛土となる本線への取付道路計画について、地元調整に時間を要している。
- (都) 矢本門脇線  
用地単価が折り合わないこと等により、用地取得に時間を要している。

## 2) 対応方針

- (都) 門脇流留線②工区 (釜・大街道工区)  
個別交渉による用地取得を促進する。  
課題解決を図るための具体案の提示等により、計画調整を促進する。  
北北上運河に架かる橋梁工事を発注し、事業の推進を図る。
- (都) 門脇流留線③工区 (南浜工区)  
課題解決を図るための具体案の提示等により、計画調整を促進する。  
平成27年6月: 都市計画決定の変更(予定)  
平成27年9月: 都市計画事業認可を取得し、用地取得に着手する。
- (都) 門脇流留線④⑤工区 (湊・魚町工区)  
取付道路計画について、丁寧な地元説明を行い理解を得る。  
平成26年11月に3ヶ年債務にて発注した道路改築(高盛土)工事を促進する。
- (都) 矢本門脇線  
個別交渉による用地取得を促進する。  
定川に架かる橋梁工事を2ヶ年債務にて発注し、事業の推進を図る。

## 3) その他路線の対応方針

- (都) 片浜鹿折線  
平成27年2月に発注した道路改築工事を促進する。
- (都) 大街道石巻港線  
用地取得の促進を図る。  
平成27年3月に発注した道路改築工事を促進する。
- (都) 八幡築港線2  
用地取得の促進を図る。  
平成26年10月に発注した港町工区の道路改築工事を促進する。
- (都) 築港大通線  
平成26年9月に発注した道路改築工事を促進する。
- (都) 山下駅前線  
用地取得の促進を図る。  
道路改築工事を発注し、事業の推進を図る。

# 被災市街地復興土地区画整理事業・津波復興拠点整備事業における

## 4年目の現状と課題について

都市計画課 市街地整備班

### 1. 現状(平成27年3月末)

#### (1)被災市街地復興土地区画整理事業

被災市街地復興土地区画整理事業とは、広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、緊急かつ健全な市街地の復興を推進する事業であり、その手法はおおむね以下のとおり3つの類型に区分できる。

- ①防災集団移転促進事業の移転先として、土地区画整理事業により高台や内陸部へ新たに大規模団地を造成するもの。
- ②既存市街地において、堤防及び高盛土道路による多重防御や嵩上げ等による安全性を確保した上で土地区画整理事業を行うもの。
- ③防災集団移転促進事業で移転した跡地を、産業・業務エリアとして再生させるため、跡地整序型の土地区画整理事業を行うもの。

現在、県内の被災市街地復興土地区画整理事業は、11市町34地区が計画されており、その内11市町32地区において都市計画決定がされ、10市町31地区において事業認可、9市町27地区で工事に着手している。

被災市街地復興土地区画整理事業の状況(H27年3月末)

市町村名	土地区画整理事業		
	計画 地区数	事業認可	
			工事着工
気仙沼市	3	3	3
南三陸町	1	1	1
石巻市	14	14	12
女川町	1	1	1
東松島市	5	3	2
塩竈市	2	2	2
七ヶ浜町	4	4	4
多賀城市	1	1	1
名取市	1	1	1
岩沼市	1		
仙台市	1	1	
合計	34	31	27

## (2) 津波復興拠点整備事業

津波復興拠点整備事業とは、津波が発生した場合における都市機能を維持するための拠点となる市街地を用地買収方式により、一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設について緊急に整備できる事業である。

現在、県内の津波復興拠点整備事業では、8市町12地区で計画されており、その内8市町11地区において都市計画決定及び事業認可され、6市町8地区で工事に着手している。

津波復興拠点整備事業の状況(H27年3月末)

市町村名	津波拠点		
	計画 地区数	事業認可	
			工事着工
気仙沼市	2	1	1
南三陸町	2	2	2
石巻市	1	1	
女川町	1	1	1
東松島市	2	2	
塩竈市	1	1	1
多賀城市	1	1	1
山元町	2	2	2
合計	12	11	8

## 2、取組状況

これまで各市町では、被災者の早期生活再建の観点から、早期の事業着手を目標に事業計画を策定し、都市計画決定、事業認可取得を進めてきた。現在は多くの地区で工事が着工され、進捗の差はあるものの、一部では、まちの形が見え始めようとしている。

現在、各市町では事業を進めていく中で、まちづくり協議会などの活用により、地元の意向を汲みとりながら、事業内容の熟度を高め、事業計画変更の作業などを行っているところである。

## 3、課題

これまで各市町においては、被災された方々から説明会やアンケートなど様々な手法により意向確認を行い、それを汲みとりながら事業計画を定めてきた。

しかしながら、当初の事業認可から現在にいたるまで、時間の経過とともに被災住民の意向にも変化がみられることから、各市町においては、説明会や個人面談等を繰り返し行うなど、住民意向を再度確認し、それを反映させた造成計画となるよう時点修正等を行っている。

今後、事業の進捗に応じて、さまざまな課題が生じると考えられることから、県としても各市町等と密に連携を図り、市町毎に異なる課題を踏まえた事業のあり方について共に考え、スピード感を持って業務にあたりたい。



# 都市公園に関する4年目の現状と課題

都市計画課 公園緑地班

## 1 平成26年度の取組み状況 ～成果と課題～

### (1)復旧・復興関連

都市計画課所管の県立都市公園5公園のうち、津波被害によって3公園が閉園に追い込まれたが、復旧・復興は徐々に進展している。また、石巻市南浜地区では、「国営追悼・祈念施設(仮称)」が設置される「震災復興祈念公園(仮称)」の基本計画策定作業が進んでいる。平成26年度末までの進捗状況は次のとおりである。

- ① 仙台港多賀城地区緩衝緑地(多賀城市・七ヶ浜町)は、災害復旧工事(国災)の完成により、平成26年1月に全園供用となった。但し、不具合が発生した水道施設や津波による枯損木の撤去・再植栽(国災対象外)が残っており、単独災害復旧事業(単災)を活用し、平成27年度の完全復旧に取り組んでいる。
- ② 岩沼海浜緑地(岩沼市)では、災害復旧工事(国災)を平成25年度末に完了しており、平成26年6月の(一)岩沼海浜緑地線・二の倉橋仮橋工事終了に伴い、津波来襲時の避難が容易となったことから、平成27年4月より、南ブロックについて一部再開園することとした。北ブロックでは、オオタカの営巣情報が林野庁から伝えられ、計画再検討を余儀なくされたが、避難路及び関連する施設の計画変更による環境に配慮した修正設計をとりまとめた。
- ③ 矢本海浜緑地(東松島市)は、北上運河や航空自衛隊松島基地といった地理的条件から、原位置での復旧では公園利用者の安全確保(避難時間)が図れないため、災害復旧(国災)を断念し(平成24年度廃止報告済)、隣接地域での再整備展開を目指していたが、東松島市施行の被災市街地土地地区画整理事業と連携し、公園全体(約11.2ha)の調査設計費が復興交付金で認められた。意見聴取の場として平成25年度に設置した「矢本海浜緑地再整備懇談会」も基本方向が確認できたため、平成26年11月の第4回懇談会で完結した。
- ④ 平成25年度末に基本構想が策定・公表された「石巻市南浜地区震災復興祈念公園(仮称)」は、平成26年度も、基本計画の策定作業を東北地方整備局で進めており、有識者委員会の議論を通じてコンセプトがより明確になった。平成26年10月末に「国営追悼・祈念施設(仮称)」の閣議決定もなされたが、復興交付金による事業採択についての復興庁側の理解は得られていない。

### (2)復旧・復興関連以外

復旧・復興関連以外での、平成26年度の主な取組み状況は次のとおりである。

- ① 国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき、公園施設長寿命化対策支援事業の新規採択を受け、県総合運動公園、加瀬沼公園、仙台港多賀城地区緩衝緑地の老朽化対策(各種公園施設の修繕・更新)に着手した。
- ② 加瀬沼公園ではC地区の整備が完了し(平成25年度繰越)、平成26年10月1日より供用を開始した。昭和58年度に着手した公園整備は完了となった。

- ③ 管理運営面では、3公園(一部再開園となる岩沼海浜緑地, 指定期間満了となる県総合運動公園・加瀬沼公園)で新たな指定管理者の選定(平成27~31年度, 5年間に延伸)を行ったほか, 加瀬沼公園と矢本海浜緑地のネーミングライツ契約を更新した。(平成27~32年度, 6年間)
- ④ 昭和56年度に直轄事業として開始した「国営みちのく杜の湖畔公園」の整備が33年間で完了し, 平成26年6月8日に全園開園式が開催された。県と関係23市町村で構成する建設推進協議会も平成27年2月5日に解散した。
- ⑤ 平成15年11月に中止決定した大崎市三本木地区の「保健医療福祉中核施設整備事業」先行取得用地の利活用に関して, 市及び関係団体からのパークゴルフ場整備要望(平成26年7月)を契機に, 整備・管理手法等を整理した。

## 2 平成27年度の取組み方針 ~解決の方向性~

前年度の成果と課題をふまえ, 平成27年度の班業務運営の留意点は次のとおり。

### (1)復旧・復興関連

- ① 岩沼海浜緑地の全園再開園は, 北ブロックの避難対策工事が完了する平成29年度を目標としているが, 野球場など, 有料施設の臨時開園への期待も大きいことから事業工程の見直しを行い, 平成28年夏期の臨時開園を検討する。
- ② 矢本海浜緑地については, 東松島市や河川・港湾等の関係機関調整と設計業務を急ぎ, 用地費・工事費に係る復興交付金採択を目指す。再整備懇談会で一定の合意形成が図られた将来の運動施設の管理主体調整も並行して進める。
- ③ 石巻市の震災復興祈念公園(仮称)は, 所要額の財源確保に向けて復興庁との協議を継続する。一方, 国営施設(直轄)は平成32年度完成を目標として設計等に着手するため, 排水対策やアクセス路整備に関する調整を並行して行う。
- ④ 沿岸市町の追悼・祈念施設に柔軟に対処する方針を復興庁が示したことから(H26.11), 東日本大震災メモリアルパーク構想の具体化(NW化)を図る。

### (2)復旧・復興関連以外

- ① 県立都市公園に関する現行の長寿命化計画は, 震災以前の作業に基づく計画のため, 震災後の変化(復旧・復興工事等)に配慮した計画修正を展開し, みやぎ型ストックマネジメントに適切に反映させる。市町村管理の都市公園に関しても, 長寿命化計画策定と老朽化対策の着実な浸透を図る。
- ② 指定管理期間が満了となる仙台港多賀城地区緩衝緑地の指定管理者選定において, 評価方法等の改善を検討する。また, 新たなネーミングライツ契約の募集を積極的に展開する。(仙台港多賀城地区緩衝緑地, 岩沼海浜緑地)
- ③ 三本木用地の利活用策に関しては, 県と大崎市による協議機関を設置し, 整備計画や整備手法, 管理体制等について速やかに意見調整を図る。

【県立都市公園 位置図】



【岩沼海浜緑地 南ブロック(H27.4.1 一部再開園予定)】



【(仮称)石巻復興祈念公園 計画予定地】





# 宮城野原広域防災拠点の整備について

都市計画課 広域防災拠点整備班

宮城野原広域防災拠点は、平成25年度に実施された「宮城県広域防災拠点整備検討会議」等での議論を踏まえ、仙台市宮城野区宮城野(現 仙台貨物ターミナル駅)に設置することとしたものである。

東日本大震災時、震災時の医療活動では、全国からDMAT(災害派遣医療チーム)をはじめとした医療チームの応援を受け、医療機関の機能が著しく低下した沿岸被災地では、傷病者を内陸部や県外の医療機関に搬送を余儀なくされた。

また、救助・救急・消火活動では、緊急消防援助隊(消防)や広域緊急援助隊(警察)、自衛隊等の広域支援部隊が、発災後早期に県内に入ったものの、初動期の情報不足により集結場所が定まっておらず、被災地へ効率的な人員の投入を困難にした。

さらに、救援物資等の集配では、輸送車両や燃料の不足に加え、大規模な物資集積拠点が県内になかったことから、全国から送られた大量の救援物資の取扱いは混乱をきたし、被災地のニーズに応じた適時適切な集配ができなかった。

このような経験を踏まえ、今後、県内で発生する広域的な災害から局地的な災害まで、あらゆる場面に柔軟に対応するためには、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備」等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を整備することとしたものである。

## 1 平成26年度の取組み状況

宮城野原地区に広域防災拠点を整備するためには、JR貨物が現在営業している駅である仙台貨物ターミナル駅の移転をすることが前提となっている。この駅は、年間85万tの仙台都市圏発着貨物を取り扱う、面積約17haと規模の大きい駅であり、その移転をどのように進めるかが、実質的に広域防災拠点整備事業の進捗に繋がるものとなっている。

### (1) 仙台貨物ターミナル駅の移設

JR貨物と県は、平成26年3月に仙台貨物ターミナル駅移転について検討を開始することについて基本合意書を締結し、平成26年度より具体の検討に着手した。

そのため平成26年6月に「仙台貨物ターミナル駅移転事業の調査設計に関する費用負担協定」を締結し、JR貨物は移転先候補地である岩切地区において、7月に環境アセスメント調査と地質調査に、10月には地形測量に着手した。

環境アセスメント調査については、夏季から冬季まで3季の調査が完了しており、現時点において、特段の配慮が必要な動植物は確認されておらず、また、地質調査や測量調査についても、順調に調査が進捗している。

このような調査結果から、現在のところ、仙台貨物ターミナル駅の移転を困難とするような結果が得られていないため、JR貨物においては、12月より、具体的な貨物駅や周辺道路や水路等の設計に着手した。

さらに、仙台貨物ターミナル駅の移転先候補地である岩切地区は、農業振興用地



内の優良農用地であり、その開発のためには、現在調査を行っている環境影響評価や農地転用手続き等の法手続も必要であり、今年度、県とJR貨物は、その全ての協議に着手した。

当班においても、岩切地区における調査や各種法手続は、基本合意に基づき県とJR貨物が協力し実施することとしていることから、ほぼ全ての調査や設計、また法手続に積極的な関与を求められ、それを実行している。

## (2) 宮城野原広域防災拠点の整備

広域防災拠点整備事業については、今年度より、社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金及び復興)の都市公園事業として新規採択された。

広域防災拠点を整備する宮城野原地区では、昨年度策定した「宮城県広域防災拠点基本構想・計画」を踏まえ、課題とされた事項等について対応方法を定め、広域防災拠点に整備する機能、規模、基本仕様等を具体的に設定するため、今年度は、プロポーザル方式を用いて「広域防災拠点基本設計」に着手した。

その検討に当たっては主要な3課(危機対策課、医療整備課、スポーツ健康課)と、それぞれが主体的に取り組むべき事項を整理、共有するとともに、庁内で関係する部局が、災害発生時のみならず、平常時の使い方も含めて基本設計を進めている。

さらに、平成27年度中には、広域防災拠点として整備する用地(現 仙台貨物ターミナル駅)を取得したいと考えており、土地売買契約の締結に向けて具体的な協議を進めるため、JR貨物との間で、3月に「用地処理に関する覚書」を締結した。

## 2 平成27年度の取組み

### (1) 仙台貨物ターミナル駅の移設

12月に県とJR貨物が共催により岩切地区で開催した住民説明会において、JR貨物より、今後の全体スケジュールが示された。

そのスケジュールによれば、新貨物ターミナル駅の工事着工は平成29年度、営業開始については平成32年度としており、それに向け、来年度は、環境影響評価準備書の作成及び説明会の開催、鉄道詳細設計、さらに地権者への説明会を実施する予定とされている。

そのため、当班としても道路や水路等の周辺公共施設も含めた、岩切地区における新貨物ターミナル駅設計を完了出来るようJR貨物と協力し協議を進めるとともに、各種法手続についても着実に実施していく。

### (2) 宮城野原広域防災拠点の整備

今年度から実施している基本設計については、平成27年度前半には施設の配置計画について取りまとめ、都市計画決定や事業認可の取得など所要の手続きを確実に実施していく。

また、平成27年度中の用地取得に向け、JR貨物との協議を進めるとともに、仙台貨物ターミナル駅の土地鑑定評価や補償調査等を実施していく。

# 復興まちづくり事業進捗状況の指標化

復興まちづくり推進室 復興まちづくり推進班

東日本大震災から4年余りが経過し、被災地では、住宅再建を最優先に復興まちづくりを進めているところであり、まだまだ少数ではあるものの、宅地が完成して住宅建築が進み、新たな生活を始めた被災者の方も増えてきている。

このように、各市町の復興計画が事業化し供用開始された地区が一部出てきている中で、市町別に事業進捗にばらつきが生じてきたこと、及び復興まちづくり事業の進捗状況について、各市町で事業毎の事業着手、完了という断片的な情報のみとなっていること等から、復興まちづくり事業の進捗状況をより客観的に、総合的に判断する必要があると考え、それを指標化することとした。

対象市町は、被災沿岸市町のうち、利府町を除く14市町とし、対象は5事業(防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、漁業集落防災機能強化事業(住宅系に限る))とした。

指標化の特徴は2つ。

## ① 事業量の数値化

事業規模をポイント化することにより、市町毎の総事業量の把握を可能とした。

## ② 土地利用の用途別に進捗率を算出

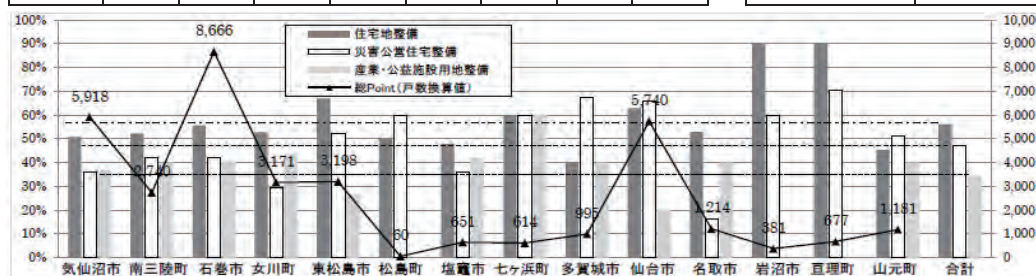
土地利用の用途別にに分け、それぞれの進捗度合いに応じてポイントで進捗率を算出することにより、土地利用毎の総合的評価を可能とした。

事業別ステージ点数(例)

事業名	ステージ点数							
	大臣 同意	用地 買収	開発 許可	造成 着工	造成 完了	宅地 引渡	事業 完了	合計
点数	1	2	1	1	2	2	1	10

事業量の換算方法

宅地種別	1ポイント換算量
一般用	1区画(戸)
災害公営用	1戸
産業・公益用	宅地面積400m <sup>2</sup>



市町名	気仙沼市	南三陸町	石巻市	女川町	東松島市	松島町	塩竈市	セツ浜町	多賀城市	仙台市	名取市	岩沼市	亶理町	山元町	合計
住宅地整備	総Point 2,360 現Point 1,197 進捗率 51%	941 492 52%	3,422 1,901 56%	857 452 53%	717 480 67%	8 4 50%	82 39 48%	365 219 60%	75 30 40%	713 448 63%	301 160 53%	171 154 90%	200 180 90%	207 94 45%	10,419 5,851 56%
災害公営住宅整備	総Point 2,168 現Point 785 進捗率 36%	770 324 42%	4,000 1,678 42%	917 269 29%	1,010 530 52%	52 31 60%	420 152 36%	212 127 60%	532 358 67%	3,179 2,097 66%	716 118 16%	210 126 60%	477 337 71%	476 243 51%	15,139 7,173 47%
産業・公益施設用地整備	総Point 1,390 現Point 509 進捗率 37%	1,029 411 40%	1,244 506 41%	1,397 611 44%	1,471 393 27%		149 63 42%	37 22 60%	388 155 40%	1,848 370 20%	197 79 40%			498 199 40%	9,647 3,327 34%
総計	総Point 5,918 現Point 2,491 進捗率 42%	2,740 1,227 45%	8,666 4,085 47%	3,171 1,332 42%	3,198 1,402 44%	60 35 59%	651 254 39%	614 369 60%	995 543 55%	5,740 2,915 51%	1,214 356 29%	381 280 73%	677 517 76%	1,181 536 45%	35,205 16,342 46%

引き続き、当該指標を市町支援内容の検討に活用していくと共に、将来高い確率で発生が予想される東海・東南海・南海地震等大規模災害時の県の市町村支援のあり方検討の一助となるよう、全国に発信していく。

## 流域下水道事業の復興に向けた取り組み

下水道課 調整班

### 【はじめに】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方全体に、これまでに経験したことのない程の甚大な被害をもたらした。

宮城県においても、その被害は甚大であり、とりわけ県民生活における衛生環境に特に密接に影響する下水道も例外ではなく、管渠や処理場が被災したことで、一時的に処理能力が失われることとなった。

また、当課では7つの流域下水道に接続する25の市町をはじめとし、県内全ての市町村の指導及び支援も兼ねていることから、激甚災害に指定された本災害において交付される災害復旧事業費の市町村配分に重きを置くこととなった。

当班は主として予算の執行や国庫補助金の管理及び職員の福利厚生をはじめとした全体的な調整を行うことで、復興事業を支えてきている。

### 【県管理施設の復旧】

宮城県の流域下水道事業は、7つの流域に7つの処理場を有していたが、震災によって沿岸部に位置する3つの処理場が事実上の機能喪失に至り、残り4つの処理場でも一時的な処理能力の低下に陥った。機能喪失は即ち、県民生活の衛生面で大きく影響することから、課及び2つの事務所が総力を挙げて復旧に向けて尽力し、その中で当班の役割としては、復旧工事の契約等を含め、県予算の執行と管理を行うことで、円滑な復旧工事となるよう調整をした結果、平成25年度までに全ての災害復旧工事を終了することができた。

かくして宮城県の流域下水道機能は未曾有の震災からの復旧を果たし、整備や長寿命化といった新たな段階に向けてシフトチェンジを行うものである。

### 【災害復旧事業費に関する市町村支援と執行管理】

先述したように、東日本大震災では県内35の市町村全てが被災し、特に沿岸部の市町村の被害は大きく、処理場やポンプ場の津波による流出のほか、管渠の破損や地盤沈下による流下機能の喪失など数多くの被害を被ったことで、汚水や雨水の処理機能が一時的に停止し、衛生環境の悪化の阻止や、雨水による道路の冠水などの対策が急務となった。

そこで、特に被害の大きい沿岸部を中心に、分配された国庫補助金の執行については、意思疎通による課内の連携を図ることで、迅速かつ柔軟な配分に努めるとともに、膨大な額となりつつある災害復旧事業費の管理においても、随時市町村の動きを注視して管理に努めてきた。

その結果、平成26年度においては内陸部の市町村の災害復旧事業は完了し、沿岸部を残すのみとなっている。しかしながら、依然として沿岸部の市町村にとっては厳しい状況であることは変わりなく、多くの工事を残しているため、引き続き適正な予算管理と市町村支援及び指導が必要とされている。

そのような状況の中で、毎年度行われる災害事業費の再調査や今年度以降も続く災害復旧事業の進捗等を鑑み、技術部門と連携して震災発生年度からの事業費の

決算状況を一表にまとめ、事業費と国庫負担金の流れを明確にし、費用面での執行状況の管理の精度を上げたことで、各市町村の決算状況の把握に努め、事業費の管理に苦慮する市町村の支援を行った。

#### 【国庫負担金に関する市町村指導及び検査等】

当課においては、国庫補助金による事業が適正に執行されているかの確認も行っていることから、事業の完了した市町村に対しての検査を技術部門と連携し、市町村業務にできる限り影響の少ない時期を選択し、通常事業の完了検査と併せて災害復旧事業の成功認定も行った。

また、その際には検査を行うだけでなく、市町村が抱える問題点などの相談事にも応じることで支援の一環を担ってきた。

更に、毎年度必要となる事業費の繰越事務についても、できる限り柔軟な姿勢で取り組むことで、市町村の要望に応じるよう尽力してきた。

#### 【今後の課題】

震災から4年を経過した今でも、沿岸部の市町では震災復興へ向けた取り組みが行われ、特に復旧事業が道半ばの市町があり、完了には今後も時間を要す上、平成27年度は集中復興期間が終わりを迎えることもあり、対象市町の事業費が膨大となる事が予想されるため、より精度を高めた市町単位の管理が要求されるほか、通常事業の国庫補助金の管理においても、精度を高めた管理を継続的に行うことで、適切な市町村指導としていく必要がある。

また、当班では予算等の他にも課内の調整を主な業務としているため、環境美化による作業効率の上昇や、共有ディスクの導入により、個々に管理していた電子データをまとめ、担当不在時でも業務の状況等が分かるように努めたほか、福利厚生等を含んだ職員の健康管理にも努めることで、課の業務がスムーズに進むよう継続的に役割を果たしていくことに努めるものである。



## 下水道事業の復興に向けた取り組み

下水道課 施設管理班

東日本大震災の地震や津波で、県が管理する流域下水道施設も甚大な被害を受けたが、被災した幹線管渠や浄化センターは平成24年度中に災害復旧が完了し、浄化センターからの放流水は震災前の水質に回復している。

一方、流域関連市町村が管理する公共下水道は、現在も復旧事業が進められていることから、破損箇所から雨水等が管渠に流入し、不明水となっているものと考えられる。

また、東日本大震災のもう一つの大きな被害は、原発事故による放射能の飛散である。原発から放出されて県内に降下した放射性セシウムは土壤に付着したと考えられており、浄化センターで処理された脱水汚泥に含まれる放射能が降雨後に一時的に上昇する原因としては、放射性セシウムが付着した土壤が不明水と混じって破損箇所から管渠内に流入し、最終的に脱水汚泥として濃縮されるためと考えられる。

震災から4年が経過し、脱水汚泥に含まれる放射能は処分に問題ない濃度まで低下してきているが、脱水汚泥を焼却及び造粒・乾燥等の減容処理した場合は放射能が濃縮され、時期によっては100Bq/kgを超過するため、その適正処分が可能になるまで大変な労力が必要であった。

### 【汚泥焼却灰の処分】

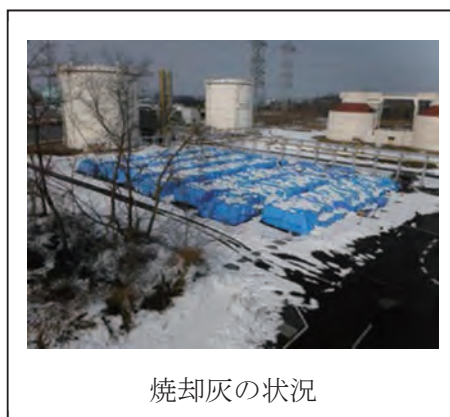
平成24年12月に仙塩浄化センターの汚泥焼却炉復旧工事が終了したことから、汚泥を試験的に焼却して焼却灰に含まれる放射能を測定したところ、約300Bq/kgであった。震災前、焼却灰は主にセメント原料として再資源化していたが、検出された放射能濃度では再資源化が不可能となった。これは、脱水汚泥に含まれる放射能は20Bq/kg程度であるが、焼却処理により放射性セシウムが濃縮され焼却灰に残留するため、灰に含まれる放射能が300Bq/kg程度になったものと考えられた。

国の基準に照らし合わせると、汚泥焼却灰に含まれる放射能濃度は管理型最終処分場での処分が可能な濃度であったことから処分場での受入を要請したが、焼却灰は先行して受入れていた震災廃棄物等の品目に含まれていないこと等を理由として、処分場での受入が認められなかった。

また、汚泥焼却灰の受入追加を近隣住民に打診したところ、住民の反発を招き調整は難航した。

このことから、県環境生活部及び町の協力を得て近隣住民の理解を求めたところ、平成26年4月から最終処分場への受入が可能となった。

汚泥焼却灰は平成24年12月から発生しており、最終処分場での処理が可能になるまでの16ヶ月分は、耐候性フレコンバッグに詰めて更にブルーシートで覆う等の飛散・劣化対策をして場内で保管した。



焼却灰の状況

焼却灰の処分場への搬出は、処分場周辺の住民の要望により、運搬車両や搬入経路の空間線量率を測定し、運搬による汚染がないことを確認しながらおこない、保管していた汚泥焼却灰は、平成26年4月から7月までの3ヶ月で処分を完了させた。

震災以後、脱水汚泥から放射能が検出された時点で、焼却炉が再稼働した場合に100Bq/kgを超過する汚泥焼却灰が発生することは予測されていたため、当課では最終処分場や県環境生活部に対して、最終処分場への搬入品目に汚泥焼却灰を含めるよう当初から要請していたが、震災がれきの処分が優先されたことにより汚泥焼却灰の処分は後回しとなってしまった。搬入品目を五月雨式に提示することが地元との信頼関係を損ね、結果として協議を長期化させる原因となったことから、事前の庁内調整を適切に行い、当初から必要な搬入品目を全て示した上で地元との協議を行ってれば、焼却灰の処分が16ヶ月も遅れることはなかったと考えられる。

### 【汚泥燃料化物事業の再開】

県南浄化センターでは、平成21年度から汚泥燃料化事業に取り組んでおり、製造した汚泥燃料化物は石炭代替燃料として近隣の製紙工場で利用されていた。

燃料化施設は東日本大震災の津波により大きな被害を受けたが、平成24年度に復旧工事が完了し、平成25年度から燃料化物の製造が再開された。

燃料化物は、含水率75%の汚泥を造粒・乾燥工程により含水率10%以下まで乾燥させて製造しており、この工程を実施することにより、不揮発性成分は約4倍に濃縮される。燃料化物の原料は、県南浄化センターから排出される汚泥のみを原料としているため、品質は汚泥の成分が大きく影響する。平成25年4月から事業は再開されたものの、雪解けや梅雨の時期等、不明水の発生が多くなる時期と重なったため、不明水に含まれる放射性セシウムが混入した汚泥が製造工程により濃縮され、100 Bq/kgを継続して超過する状況となったため、取引先から受入中止の通知があり、平成25年5月末で燃料化物の製造を中断せざるを得なかった。

事業を再開するためには、燃料化物の放射能が安定して100Bq/kg以下になることが必要だが、製品の放射能は製造した実物でないと確認できないため、放射能の確認のための試験製造を行うこととなり、測定体制の整備や製品の処分先を確保するなどの準備を行い、平成26年1月から試験製造を行った。

試験製造では、製品の放射能の確認に加え、降雨量との相関等を調査した。放射能と降雨量については、厳密な相関関係は分からなかったが、一定量の降雨があると製品の放射能が上昇するという傾向が認められ、さらに、降雨量が減少する冬期であれば、放射能が安定して100Bq/kgを下回ることも確認された。

このことを踏まえ、取引先と運用面の課題を整理・検討して両方で合意が得られたことから、平成27年2月から燃料化物としての受入が再開された。

震災から4年が経過し、半減期が2年のセシウム134は1/4以下に下がり、放射能濃度は半減期が30年のセシウム137の濃度に依存する状況になったため、物理的な放射能の減少は見込めなくなる。放射能は低下傾向を示しているが、今後も降水量が増加する時期を中心に、放射能の問題は続くものと考えられる。

下水道事業での本当の意味での復興は、放射能の問題が解決したときに訪れるものとする。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

下水道課 企画整備班

当班における復旧・復興に関する平成27年度の最大の取り組みとしては、前年度からの継続業務である東日本大震災に伴う市町村の災害復旧事業における協議設計(実施保留)の保留解除協議である。

通常、災害復旧事業は実施査定等に基づいて決定される場所であるが、甚大な被害を受けた市町村の復旧・復興計画については、その策定に相当時間を要することから、災害復旧工事の実施に際しては十分な調査をした上で、国土交通省の防災担当者と協議し、復旧内容を確定させる手続きが必要となっており、早期復旧・復興実現のため、震災以降からこれまで市町村と何度も打合せ調整を継続して行いながら、集中的に取り組んできた経緯がある。

この保留解除協議件数に関しては、12市町全126件数のうち、平成25年度末までに72件の保留解除を達成しており、今年度は残りの54件の実施保留解除の達成が目標となっていた。

協議先となっている国土交通省水管理・国土保全局防災課との今年度の協議回数は、年間を通じて約40回に及んだ。協議の結果、上半期時点で92件(+20件)の保留解除を達成し、3月20日現在の保留解除件数は121件(+29件)となり、ほぼ目標を達成することができ、これにより復旧工事着手が可能となった。

今後の課題として、内陸市町村は平成24年度末に災害復旧はほぼ完了しているものの、沿岸市町村に関しては、災害復旧事業と復興交付金事業が同時進行となっている市町が多く、人や資材、時間など全てが不足しているため、災害復旧工事の実施が遅延している傾向にある。当初10年で復旧・復興が完了する計画であったところ、4年が経過しようとしている現時点においては、災害復旧事業費ベースで約14%の完成に留まっている状況となっている。

このため、7月には沿岸部の13市町を訪問し、復旧・復興事業の進捗や課題についてヒアリングを実施し、市町村の状況把握に努めてきたが、今後も引き続きこの取り組みを継続すると共に、災害復旧事業の工事実施過程で発生する設計変更(前記同様、国土交通省との協議が必要)に関しても、早期復旧・復興の観点から必要な事業費確保等のため引き続き協議を行い、継続的に市町村を支援していくことが課題となっている。

また、復旧・復興関連以外に関する今後の課題の大きな取り組みの1つとしては、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想(生活排水処理施設基本計画)の見直し」に係る取り組みが挙げられる。

この構想は、市町村が下水道、農業集落排水、合併浄化槽等それぞれの污水处理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定した上で、都道府県が市町村と連携して作成することとなっているものであるが、平成26年1月に、国土交通省、農林水産省、環境省の三省から、この策定マニュアルの改定の通知、併せて構想の見直しが要請された。

その内容のポイントとして、各市町村の污水处理に関しては、今後10年を目標に污水处理施設の概成を目差すための実行計画(アクションプラン)を策定するよう方針が示されたところである。

これまでは、平成21年度に見直された生活排水処理施設基本計画に基づき効率



的な整備推進を図ってきたが、震災により整備事業種別の見直しが必要とされており、被災状況の違いや復興計画の遅れ等による地域格差が生じている中で、災害復旧事業の推進支援を行いながら、下水道事業に限定しない汚水処理(生活排水)として、市町村に技術的な支援を行っていく必要が生じていた。

これを受け、当班の今年度の取り組みとしては、市町村が行う復旧・復興計画を考慮しながら、今後10年間で概成可能となるような当該計画の見直しに対して、市町村が円滑に取り組めるよう支援対応することを目標とした。

この具体的な取り組みとして、6月下旬には、国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課と当課との共催で、東北6県市町村を対象とした当該計画の「策定マニュアルに関する説明会」を開催し、より効率的な汚水処理施設の整備・運営管理を、適切な役割分担の下で計画的に実施していく必要性の趣旨等について、各市町村に理解を深めてもらうことを目的として実施した。

また、10月下旬には、当該計画の見直しに係る基本方針案(見直し方針や計画フレーム、ロードマップ等)を示した2回目となる説明会を各市町村に対して行い、市町村と県の役割分担及び具体的な取り組みスケジュールについて提示を行うと同時に各市町村からの意見を求めた。

次に、12月下旬には、県庁内の関係各課により構成される「宮城県生活排水処理施設事業調整会議作業部会」を開催し、上記の市町村説明会の結果に基づき取りまとめた基本方針案について説明し、意見を求めた。

さらに、1月下旬には、現在の汚水処理システムの全容把握と課題抽出に資するための事例研究として、県内1町を対象に現地調査を含むヒアリング調査を実施しており、机上ヒアリングによる整備状況等の把握や、現地にて管渠未整備ルートを確認するなど施設計画の現状把握を行った。

そして、2月中旬には3回目となる説明会として、市町村が行う10年概成のための実行計画(アクションプラン)策定に関して、全国の先進事例の紹介や下水道整備における低コスト手法の事例等について、外部有識者等を招くなどにより市町村に提示し、また個別相談に応じるなど円滑な計画策定が行えるよう情報交換の場を設けた。

来年度には、市町村策定の計画原案を受けて、宮城県全体としての構想として取りまとめを行う予定となっており、今後も引き続き、この市町村の原案作成に関する支援を継続して行っていくことが目標であり、課題となっている。

最後に、県事業関係としては、平成25年度から着手している長寿命化計画に基づく工事実施や、新たな産業進出や宅地開発等による流入汚水の増加に対応するための施設増設の実施を今年度の目標としており、各流域下水道の処理場・ポンプ場・管渠の長寿命化工事の発注や、大和浄化センター及び石巻浄化センターに係る増設工事の発注を行うことができた。来年度についても引き続き適正な施設整備の実施に取り組んでいく。

下水道災害復旧事業執行状況(H27年2月末現在)

区 分	箇所数	査定金額 (百万円)	完 成 (平成27年2月末)				備 考
			件数	%	金額	%	
宮城県	121	39,608	121	100.0%	36,581	完	H25復旧完了
市町村	491	178,707	340	69.2%	36,402	20.4%	仙台市除く
沿岸	314	166,615	163	51.9%	23,956	14.4%	
内陸	177	12,092	177	100.0%	12,446	102.9%	
仙台市	131	67,795	112	85.5%	36,742	54.2%	
市町村計	622	246,502	452	72.7%	73,144	29.7%	
計	743	286,110	573	77.1%	109,725	38.4%	



# 復旧・復興 宅地建物取引業法等に関する4年目の現状と課題

建築宅地課 調整班

## 1 はじめに

調整班の業務は、宅地建物取引業法に関すること、マンション管理の相談に関すること及び課の庶務に関することが主な業務である。以下に、宅地建物取引業法に関すること及びマンション管理に関することの4年目の現状と課題を記載する。

## 2 4年目の現状

### (1) 宅地建物取引業法に関すること

#### ① 宅地建物取引の適正化対策

当班で受ける宅地建物取引業法に関する相談や苦情は、震災直後こそ被災に対する支援策などの震災関連の内容が多かった。しかし、その期間は1年にも満たない程度で、それ以降は宅地建物の売買・賃貸契約に伴うものがほとんどであった。

震災4年目の現在も同様であるが、その相談や苦情の多くは、契約締結前に宅地建物業者が行う重要事項説明に関する説明不足や誤った説明によるものである。また、宅地建物取引業免許業者の事務所に出向いて業務内容の調査(事務所調査)を行ったが、重要事項説明の項目不足など、重要事項説明書に関して改善を指導するものが多かった。

これらの原因の一つとして、震災以降に「東日本大震災復興特別区域法」及び「津波防災地域づくりに関する法律」等の法令新設や法令の改正が複数回行われ、そのことに伴って重要事項説明項目の追加や規制内容の変更があったにも関わらず、その内容を把握していなかったものと考えられた。

このことから、事務所調査や宅地建物取引主任者の研修などの場面をとらえて、法令の改正状況等に関する情報提供を行い、重要事項説明書の適正化を図るための働きかけを行った。

加えて、各土木事務所にも宅地建物取引業法に関する相談や宅地建物取引に関する規制確認のために県民や業者が訪れることがあることから、例年市町村相談窓口のみへ配布していた「不動産売買の手引」及び「住宅賃貸借契約の手引」を今年から各土木事務所にも配布し、宅地建物取引業法に関する情報提供を行い更なる連携を図った。

#### ② 宅地建物取引法に関する関係機関との調整

災害公営住宅整備に関しては、当班が所管するものではないが、国土交通省住宅局住宅総合整備課が示した補助要綱において、地元事業者等の建築した災害公営住宅を被災市町村が買い取る方式のメニューが示された。

当該方式を複数の被災市町で採用し、受注するために災害公営住宅の建築及び売買を行うための地元事業者等で構成する協議会等の団体が設立され、市町とその団体が譲渡契約する方針であるとの情報が入った。

この契約は、住宅の売買契約であるため、宅地建物取引業に当たる取引の可能性が高いが、補助要綱を所管する国土交通省住宅局住宅総合整備課と宅地建物取引業法を所管する同省土地・建設産業局不動産課との間で、宅

地建物取引業者の業務の定義や、免許の必要性の協議がなく進んでいた。

このことから、東北地方整備局を通じて国土交通省住宅局住宅総合整備課の確認を受けながら、庁内関係課とも連携を図り、市町及び契約予定団体に対して宅地建物取引業法の制度に関する情報提供を行い、宅地建物取引業の無免許営業とならないよう指導を行った。

その結果、6市町が契約する団体として宅地建物取引業免許を取得して事業を実施している。

## (2) マンション管理に関すること

マンション管理の取組としては、県内の関係団体や関係市町で構成する「マンション管理支援ネットワークせんだい・みやぎ」に参画して情報の提供等を行っているところである。

この団体では、震災後3年目までは、マンション被災状況のアンケート調査や、防災や震災時のコミュニティ形成等のセミナー開催など、震災に関連した内容を中心に事業実施してきた。

4年目に入ってから、マンション管理組合の運営基礎に関するセミナーなどを中心とし、防災関係の講義等も加えた内容で開催している。

## 3 今後の課題

懸案事項としては、東日本大震災が特定非常災害の指定を受け、宅地建物取引業免許の有効期限が平成23年3月11日以降同年8月30日までの業者について、有効期限の延長措置により一律同年8月31日まで満了日が延長され、約170業者が延長措置を受けた。

その延長措置を受けた業者が一斉に平成28年8月31日に期限満了を迎えることになり、一定期間に集中して宅地建物取引業免許の更新申請手続きを行うことになる。

170業者という数は、平成26年度及び平成27年度の1年間の免許更新件数に相当する業者数であり、平成28年度中に免許有効期限満了を迎える業者数が、170者を含めて約490業者となることから、免許更新処理手続きの事前検討及び対象者への周知が必要となる。

(参 考)

平成27年2月23日現在

免許満了日	業者数
平成28年4月1日～平成28年8月30日	38
平成28年8月31日	169
平成28年9月1日～平成29年3月31日	284
合 計	491

# 東日本大震災 復旧・復興 4年目の現状と課題

建築宅地課 企画調査班

## 1. 企画調査班の業務について

当班の業務としては、建築士法に関すること、都市再開発に関すること、建築物の地震対策に関することが主な業務である。

## 2. 4年目の現状について

### (1)都市再開発に関すること

震災関連業務としては、復興交付金事業である優良建築物等整備事業があり、石巻市(1地区)と気仙沼市(4地区)の事業に対して、指導助言を行っている。

進捗状況については、石巻市が平成27年2月に工事着工し、気仙沼市が平成27年度の工事着工に向けて建築物の設計等を実施している。

### (2)建築士法に関すること

建築士法の改正により建築士事務所の所属建築士には、定期講習の受講が義務付けられた。県では、未受講者に対して、通知や指導した結果、二級建築士及び木造建築士の未受講者が0名となったことから、処分の実施はなかった。

しかし、その後判明した未受講者が存在したため、未受講者への処分を年度内に行うことにしている。

### (3)建築物の地震対策に関すること

#### ①木造住宅等震災対策事業

旧建築基準で建築された木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断を1,080戸、耐震改修を540戸予算化し、市町村へ助成している。

#### ②特定建築物等震災対策事業

耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務付けられた大規模な特定建築物及び旧建築基準で建築された指定避難所に対して、耐震診断費用を予算化し、市町村へ助成している。

#### ③被災建築物応急危険度判定に関すること

地域主動型応急危険度判定を実施するため、実施要綱や業務マニュアルの素案を作成している。

また、判定士の登録者数を増加させるため、登録要綱を改正している。

#### ④耐震改修促進計画の改定に関すること

平成27年度の計画改定に向けて、改定箇所を整理、必要となる基礎調査等を実施している。

## 3. 課題と対応方針

### (1)都市再開発に関すること

工事の着手が遅れている事業は、権利者間の調整に時間を要していることから、早期に建築工事が着手できるように関係市を支援していく。

### (2)建築士法に関すること

定期講習の未受講者を把握するには、毎年提出が義務付けられている業務

報告書の所属建築士名簿を確認する必要があることから、業務報告書の提出率の向上を図るため、指定登録機関である宮城県建築士事務所協会と協議の上、持参・郵送に加えて電子メールでの提出も可とした。

また、建築士事務所に関する諸規定の遵守を図るため、立入調査を実施していく。

### (3)建築物の地震対策に関すること

#### ①木造住宅等震災対策事業

平成24年度以降、助成件数が年々減少しているため、市町村と連携して効果的な普及啓発活動を積極的に実施していく。

#### ②特定建築物等震災対策事業

・大規模特定建築物の耐震診断結果をH27.12までに特定行政庁に報告しなければならぬことから、対象建築物の耐震診断が早期に実施出来るよう関係市町と連携し確実な実施を図っていく。

・指定避難所の耐震性を確保するため、市町村の実態を把握し、耐震診断助成事業を活用し市町村を支援していく。

#### ③被災建築物応急危険度判定に関すること

地域主動型応急危険度判定の実施体制を整備するため、応急危険度判定士の登録を促進するとともに、市町村の体制整備が促進されるよう支援していく。

#### ④耐震改修促進計画の改定に関すること

新計画の耐震化の目標値や施策等について、関係部局や市町村等と調整しながら、計画を確定していく。



(判定士養成講習会の状況)



# 主に防災集団移転促進事業についての現状と課題

建築宅地課 建築指導班

## 1 はじめに

建築指導班の業務は、建築基準法に基づく建築確認や許可が主要な業務だが、東日本大震災以降は防災集団移転促進事業などの復興関連事業関連の業務の割合が増大し、現在に至っている。以下、4年目の現状と課題について記述する。

## 2 4年目の現状

### (1) 防災集団移転促進事業

県内12市町195地区で実施しており、平成26年1月16日をもって造成工事着手等地区が100%となった。住宅等建築可能地区は195地区中56地区(28.7%, H27.2 末)であり、岩沼市や亘理町など県南部の市町では造成完了地区も増加して住宅建設が本格化してきた。

市町から提出された完了実績報告書についても、迅速に調査確認を実施した(亘理町2事業, 女川町1事業, 気仙沼市4事業)。



岩沼市玉浦西地区の状況

### (2) 建築物等安全・安心推進事業関連

#### ① 活力ある県土形成のための建築・市街地整備の誘導

確認済証交付件数は、土木事務所・地域事務所で1,479件(前年比 88.2%), 県全体で13,143件(同 86.9%)となっている(H27.1 末)。

#### ② 人と環境に優しい住宅・建築物整備の促進

土木事務所等によるバリアフリー法の認定は1件, 省エネ法の届出は426件, 低炭素法の認定は8件となっている(H27.2 末)。

## 3 課題と対応方針

### (1) 防災集団移転促進事業

住宅等建築工事が可能となる時期がH28年度以降となる地区数が195中32(16.4%)と見込まれるため、H27年度末まで前倒しできるよう、建築工事着手までの手続きの迅速化、計画戸数と入居戸数の乖離解消など、積極的に市町を支援していく。

効果促進事業が多種多様で多額(600億円超)に及び、業務量の増大が懸念されるので、調査内容を簡素化するとともに確認体制を整える。

### (2) 建築物等安全・安心推進事業関連

#### ① 活力ある県土形成のための建築・市街地整備の誘導

被災者の住宅再建の本格化に伴って建築確認申請件数の増加が見込まれることから、引き続き、建築確認を的確に実施していく。

#### ② 人と環境に優しい住宅・建築物整備の促進

引き続き、バリアフリー新法などに基づいた適切な指導・助言を実施していく。

## 4 おわりに

平成27年度までの集中復興期間を終えても、依然として、震災復興事業関連が続くと見込まれる。当班としても、被災住宅の高台等への移転が進むよう、引き続き、業務に邁進してまいりたい。

# 東日本大震災 復旧・復興 4年目の記録

建築宅地課 構造審査班

## 1 構造審査班の業務について

当班は建築基準法に基づく建築物の構造計算適合性判定に関することが主要な業務であるが、平成26年度は法改正に係る建築基準条例改正や職員対象とした構造研修を実施した。これらの取り組み内容について記載する。

## 2 構造計算適合性判定審査について

### (1) 課題・問題

建築確認申請での構造計算審査では、一定規模の建築物や高度な計算方法で実施した場合、知事等の構造計算適合性判定を受けなければならない。建築宅地課では国・県・特定行政庁が建築主である計画通知物件の構造計算適合性判定審査業務を実施している。建築主は最初に建築主事に申請し、建築主事から県知事(建築宅地課)へ依頼する。いわゆる2重チェックを行う。平成25年度の申請件数は、震災前(平成22年度)件数の約2倍(35件)になっており、平成26年度も同様の件数となっている。限られた人数でこなすためには一定時期に集中する判定依頼を平準化させ効率的に審査を行うことが必要となる。

### (2) 解決法

計画通知の主な建築主である各特定行政庁(仙台市・石巻市・塩竈市・大崎市)、県、国に対し、年度当初及び10月頃(予算要求時)に判定依頼建築物の規模・構造・棟数・申請時期等を依頼する。可能な範囲で情報収集し、年度計画を作成するとともに、上記機関には事前審査を行って頂きたい旨を通知し、早め早めの対応を促す。

### (3) 結果

工事発注前の5月～8月、10～11月、設計業務期限の年度末にどうしても件数が多くなるが、班全員(3名体制)で時間外も利用し、問題なく処理できた。事前の情報収集・班全員の努力と協力が円滑な業務遂行に繋がった。

## 3 建築基準法改正(H26.6.4 公布)に伴う条例改正について

### (1) 課題・問題

構造計算適合性判定の制度の見直しにより建築主が直接、構造計算適合性判定機関に申請することとなる。施行日がH27.6.1であり、1年以内に条例改正等の手続きを行う必要がある。条例では、これまで建築確認申請時に構造計算適合性判定審査手数料を加算する規定となっていたが、施行後は建築主が直接、構造計算適合性判定機関に申請するため、条例での加算規定等を改正しなければならなくなった。当初、政・省令が未公布であったため、条例改正内容についての情報がない状況であった。上程時期や文案作成に支障をきたした。

## (2) 解決法・結果

他県へのアンケート実施情報を参考にするとともに、他県との意見交換により文案作成。課内でのコンセンサス、私学文書課との調整を行い、2月議会に上程可能となった。

## 4 構造研修について

### (1) 課題・問題

構造計算審査研修を上期6月(2日間)と下期11月(3日間)に行った。

①上期:土木事務所に勤務が初めてであったり、新規採用職員を対象にした。構造計算の審査方法や、ポイントが何なのか疑問をもっている職員が多く、研修内容やレベルの設定に苦慮した。

②下期:構造計算審査に係る国の講習・考査のための研修を行った。基準法改正により構造計算に関して十分な能力を有



する者が審査する場合、一定の建築物の構造計算適合性判定が免除される規定が追加され、国の講習・考査の合格者が十分な能力を有する者と認められることになる。認定者を確保するために、受験者を本庁、各土木事務所から選定し、構造計算方法(ルート2)についての研修を実施。法改正による最初の試験であり、職員の審査能力向上を図るとともに自己研鑽を高めるための対策が必要であった。

### (2) 解決法

①上期:構造に関する法令関係、基本的技術関係等これまでの当班で作成した資料や国土交通省研修資料等を活用し職員自ら講師となり、数字の意味するもの、仕様規定についての理解度を深めることを目標に研修を実施。

②:国土交通省では構造一級建築士同等のレベルの試験を想定しているとの情報より、同左の試験問題、ルート2の技術的内容を適判資格者より解説していただき、各自技術の向上に努める。

### (3) 結果

①上期:研修は概ね好評であり、審査の根拠となる法・令・制度の説明、実例を交えた説明、計算の流れの説明がわかりやすかった等の感想があった。今後、受講者の実務審査に活かすよい機会を提供できた。

②下期:本試験結果は全員合格とはならなかったのは残念ではあるが、本県受験者の合格率は64%であり、全国平均の約37%より上回っており、実施した研修が合格率アップの一助になった。構造審査は専門性が高く、個人の努力も大切であるが、組織として審査経験の浅い職員や構造審査に興味ある人への研修は非常に有意義であり、審査の伝承を行う部署が必要であることを実感した。

# 東日本大震災から4年目を迎えて

建築宅地課 開発防災班

## 1 はじめに

開発防災班の業務は、都市計画法に基づく開発許可が主要な業務だが、東日本大震災以降は通常業務に加えて防災集団移転促進事業などの復興関連の業務の割合が増大し、現在に至っている。以下、4年目の現状と課題について記述する。

## 2 4年目の現状

### (1) 震災復興事業関連

#### ① 防災集団移転事業等による高台等への移転促進

都市計画法に基づく開発許可を対象105地区中101地区(H27.1末)で行った。租税特別措置法に基づく都市計画事業に準ずる事業である旨の確認書を106地区、同証明書を94地区で交付した。(H27.1末)

#### ② 造成宅地滑動崩落緊急対策事業等について

全167地区(内仙台市内160地区)について事業完了する見込みになっている。(H27.1末)

### (2) 建築物等安全・安心推進促進事業関連

被災宅地危険度判定士育成講習会を1回(計画1回)開催した。(受講者数180名)

### (3) 通常業務関連

震災復興関係以外の通常業務については、事前相談・開発許可・60条証明・開発登録簿の写しの発行等、通常時に比べると多くなっている。

## 3 課題と対応方針

### (1) 震災復興事業関連

#### ① 防災集団移転事業等による高台等への移転促進

開発許可については、今後工事が進むにつれ変更協議・申請が予想され、工事完了時の完了検査も予想されるため、業務の増大が見込まれる。

事前相談・協議等を積極的に行い、業務の円滑化を図るよう体制を整える。

#### ② 造成宅地滑動崩落緊急対策事業等について

事業の主体ではないため、事業の進行状況を関係機関から確認する。

### (2) 建築物等安全・安心推進事業関連

被災宅地危険度判定士の育成講習会は毎年1回開催し、順調に判定士の数を確保してきている。今後は、どのようにして判定士の数を確保していくか検討が必要になる。

### (3) 通常業務関連

引き続き、業務の増加が予想されるため、業務の迅速・適正化を図るための体制を整える。

## 4 おわりに

今後も、震災復興事業関連の業務が見込まれると思うので引き続き、当班としても震災復興へ向けて業務を行っていく。



## 復旧・復興 4年目の現状と課題

住宅課 住宅管理班

災害公営住宅の整備が進み、平成26年度から入居が本格化してきている。このため、市町における災害公営住宅の懸案項目も整備関係が中心であったものが、徐々に管理関係に移行してきている。

住宅管理班では、平成24年度から「災害公営住宅管理手法に関する勉強会」の開催や入居資格等の随時の問合せ対応を行い、災害公営住宅への円滑な入居を支援してきたところである。平成26年度は、復興住宅整備室とともに開催している「復興住宅市町村連絡調整会議」において、入居管理部門を主とした会議を開催し、「災害公営住宅の管理に関する留意事項」や事例紹介、各市町の管理状況等について、情報の共有を図った。

また、災害公営住宅の管理手法のひとつとして、宮城県住宅供給公社の管理代行制度による管理を市町に紹介し、平成26年度においては、7市町で管理代行による管理を委託しており、管理に係る業務負担の軽減が図られた。

一方、災害公営住宅の管理に関する新たな問題として、空き家対策や家賃等の滞納対策等様々な課題が考えられる。これらの課題について、連絡調整会議等を通じて、各市町の個々の状況をふまえながら、情報の共有化を図り、各市町の対策への支援を行っているところであり、平成27年度以降も継続して行うものである。

住宅管理班の懸案事項としては、県営住宅家賃等の収入未済額縮減が大きな課題となっている。

平成23年度から「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組方針」に基づくアクションプランとして、様々な縮減対策を実施した結果、平成25年度末には収入未済額は約2億円となり、3年間で1億円以上の縮減が図られた。しかし、収入未済額のうち、大きな部分を占める退去者の過年度収入未済額に対する縮減は年々困難な状況が続いていた。

平成26年2月に「取組方針」の改訂を行い、平成23年度から25年度までの「滞納縮減重点取組推進期間」をさらに2年間延長し、平成26年度では、適正な債権管理に基づく債権放棄の議案を提出し、平成27年3月18日に可決された。

具体的には、過年度収入未済額のうち、回収が著しく困難な収入未済額について、議会の議決による債権放棄に向け、債権内容の精査を実施し、平成27年2月議会で約5,700万円の権利放棄の議案提出を行うことができた。住宅課としては初めての試みであり、議案提出までの作業に多くの時間を要したが、上司の適切な指示のもと班員一丸となって取り組んだことは、大きな成果と考えている。今後は、債権回収に向けて新たな法的手段の取組みも行いながら、さらなる収入未済額縮減に向けて取組を一層強化していくこととする。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

住宅課 企画調査班

企画調査班の業務は、震災復興関連業務として住宅の自力再建に向けた被災者支援と、宮城県住生活基本計画に基づく総合的な住宅施策の実施の2つが挙げられる。

住宅分野における復興計画である「宮城県復興住宅計画」は、災害公営住宅の整備見直しなど、復興住宅に対する施策・取り組みなどを示したもので、平成23年12月に策定されたが、震災からの時間の経過に伴い、新たに顕在化してきた諸課題を踏まえ、今後、一層の整備の加速化を図るとともに、被災者のニーズを反映した適切な住宅整備を着実にを行うため、災害公営住宅の全戸完成時期や整備戸数及び年次戸数の見直しを主とした計画の改定を、10月7日に行った。

また、住宅の自力再建に向けた被災者支援の施策として、既存住宅債務に係る利子に対して助成する「住宅再建支援事業(二重ローン対策)」を継続して実施した。

平成26年度の交付決定件数は2月末現在で109件と、現時点で、自力再建のために必要な宅地が十分に供給されていない現状にあること、被災者自身が住宅再建の方法を決めかねていること等から、予定していた助成戸数に達していない現状にある。今後、面整備事業等の進捗による宅地供給可能戸数が増えることから、申請状況に変化が現れる可能性があるため、申請状況に注視していくとともに、平成27年度までの事業期間を延長することについての検討と、助成戸数の更なる精査を行う必要がある。

この他の被災者支援としては、みやぎ復興住宅整備推進会議を3回開催し、構成員から提案された「みやぎ復興住宅モデルプラン」の公表などを行った。また、みやぎ復興住宅整備推進会議と住宅金融支援機構との共催による相談会を継続して実施したほか、新たにフェイスブックを立ち上げ、住宅再建に係る各種情報を発信するなど、多様なツールを活用しながら被災者に向けた適切な情報発信・提供を行った。



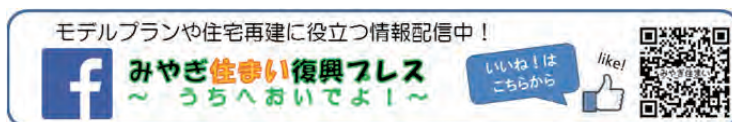
【二重ローンポスター】



【みやぎ復興住宅整備推進会議】



【フェイスブックロゴ】



住宅の自力再建に向けた被災者支援は、今後、宅地供給の増加に伴い、更に重要になっていくことから、継続的な取り組みが必要となる。

一方、総合的な住宅施策としては、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に向けた登録業務の実施、長期優良住宅の普及促進に向けた認定業務や、幅広い住宅に関する相談への対応などを行った。

長期優良住宅の認定については、住宅品質確保法に基づく住宅性能評価制度の改正に伴い、住宅性能評価書を添付した場合の手数料条例及び規則の改正を実施した。また、一般県民からの各種建築相談を職員が受けた際に、相談対応の一助となることを目的に、「住宅相談Q&A」を7月に発行した。各質問内容を「支援」「相談」及び「制度」に関するものに分類し、更に「震災」に関するものと「通常時」に使用するものに分けて記載し、県や市町村の建築担当部局に配布したほか、ホームページでも公開し、広く県民に周知した。

本県においては、人口の減少傾向が今後も続くことが想定され、また年少人口比率の減少と老年人口の増加による少子・高齢化が急速に進展することが予想されている。住宅分野においては、空き家対策や高齢者の住まいなどの課題に対応するため、住宅部局のみではなく、企画、福祉などの関係部局との連携強化が必要となることから、次年度はその連携に向けた働きかけなどを行っていく。



【「住宅再建まるごと相談会」でのセミナー風景/H26.11.30 於：石巻市】



## 震災から4年目を迎えて

住宅課 住宅整備班

住宅整備班は、県営住宅の建物と付随する電気や給排水などの設備、及び団地内の工作物等の維持修繕工事、改修工事の発注や工事監督の業務と市町村が建設する公営住宅の建設工事や改修工事の国費対象事業についての指導監督業務を担当している。

業務対象となる県営住宅は、震災前で102団地560棟9,270戸であったものが、被災により全壊被害を受けた2棟48戸（うち、1棟30戸は建替復旧）、及び大規模に被害を受け解体した6棟72戸、また、震災前から政策空き家としていた5棟132戸を解体したことにより、101団地548棟9,048戸となっている。

これらの多くは、住宅の量的供給が急務であった昭和40年代後半から昭和50年代に大量に建設・供給されており、建設後40年以上経過してきていることから、老朽化対策が課題となっている。今後は、少子高齢化・人口減少社会の進展などや、厳しい財政状況を踏まえ、県営住宅ストックについて、有効活用を図るべき住宅については、長寿命化を推進し、耐用年限までの期間が短い住宅や老朽化の著しい住宅などについては、適切な維持管理を実施することとし、将来的には用途廃止なども視野に入れた取り組みが必要となっている。



○県営名取手倉田第二住宅（H25.12 建替復旧完成）



## 4年目の状況と今後の取組

復興住宅整備室 復興住宅整備第1班

### ■整備状況

災害公営住宅については、被災市町やUR都市機構、民間事業者等と連携しながら、平成29年度までに計画戸数約15,500戸の全戸完成に向け、鋭意整備を進めてきたところである。

整備状況としては、平成27年2月末時点で、21市町・232地区・13,603戸において事業に着手し、このうち21市町・175地区・9,217戸について工事に着工し、19市町・84地区・2,958戸については工事が完了している。

計画戸数	事業着手戸数	工事着手戸数	工事完了戸数
15,488 (進捗率%)	13,603 (87.8%)	9,217 (59.5%)	2,958 (19.1%)



女川町陸上競技場跡地地区(完成)



東松島市東矢本駅北地区(完成)

### ■「宮城県復興住宅計画」の見直し

災害公営住宅の整備計画について、当初、「整備戸数約15,000戸の平成27年度までの全戸完成」を目標としていたが、被災者の住宅再建意向の変化に伴い、各市町において整備計画の見直しが行われたことを踏まえ、整備戸数を精査するとともに、震災後の復旧・復興工事の増大により、面整備事業における造成工事に時間を要したことなどから、全戸完成時期を平成29年度までに見直した。

#### <宮城県復興住宅計画(H26.10月見直し)>

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
戸数	50	1,301	5,324	4,880	2,741	1,265
(累計)	(50)	(1,351)	(6,675)	(11,555)	(14,296)	(15,561)
完成率%	3.2%	8.7%	42.9%	74.3%	91.9%	100%

※年次計画は、面整備等の進捗にあわせ、変更の可能性があります。

また、整備に係る県による市町への支援について、当初、「県営住宅の建設による支援」を想定していたが、整備戸数に市町の想定を超えるような著しい増加がなく、市町による整備が可能となったことから、県営住宅の整備ではなく、戸数に上限を設けることなく、設計・工事の受託により市町を支援することにした。

## ■工事の円滑な施工確保対策

入札不調が多発したことから、建設関係団体と意見交換などを行い、労務資材不足を踏まえた適切な工期設定や、実勢価格と乖離が認められる工種の見積単価の活用、現場実態に合った共通仮設費の積み上げなどの実勢に対応した予定価格の設定など、入札不調の発生などにより整備計画に遅延が生じないように、工事の円滑な施工確保に取り組んだ。

## ■被災市町との連携

市町と県が連携して整備を進めるため、逐次、「復興住宅市町村連絡調整会議」を開催し、被災者意向調査の実施状況、適正戸数の整備、入居募集方法及び管理手法、建設部門と福祉部門の連携、国土交通省直轄調査の活用などについての情報共有や各種調整を行った。平成26年度開催回数:5回(累計 22回)

また、整備の進捗に差が見られる市町などに対し、「市町支援チーム」による市町訪問やヒアリングなどを行い、市町の実状を十分に把握し、その実情に応じたきめ細かな支援を行った。

## ■今後の取組

今後の取組については、災害公営住宅の平成29年度までの確実な全戸完成に向け、引き続き以下の取り組みにより市町を支援し、市町とともに整備を進めていく。

- 地域の実情に応じ、県による設計・建設の受託やUR都市機構による建設支援、民間事業者を活用した土地建物一体の公募買い取り・借り上げ方式、地域の工務店等で組織する協議会を活用した木造住宅の買い取り方式など、様々な整備手法を用い、整備の促進を図る。
- 防災集団移転促進事業等の造成工事を伴う地区においては、災害公営住宅用地の先行造成や、プレキャストコンクリート造・内装パネル工法など、現場での作業量が少なくなる工法の採用などについて助言し、工期の短縮を図る。
- 労務資材不足を踏まえた適切な工期設定や、実勢価格と乖離が認められる工種の見積単価の活用、現場実態に合った共通仮設費の積み上げなど、実勢に対応した予定価格の設定などについて助言し、工事の円滑な施工確保を図る。
- 被災者への継続的な住宅再建意向調査に基づき、必要とする整備戸数の的確な把握などについて助言し、過不足のない適正戸数の整備を図る。
- 「市町支援チーム」による市町訪問やヒアリングなどにより市町の実状を十分に把握し、実情に応じたきめ細かな支援を行い、整備の促進を図る。



多賀城市鶴ヶ谷地区完成イメージ



名取市下増田地区(集合タイプ)完成イメージ

### 3. 11から4年

復興住宅整備室 復興住宅整備第2班

#### ■現状等

平成26年度は、設計を含め工事の発注件数が最も多い年度となった。

平成25年度からの我が第2班の発注戸数は、2,149戸(「工事整備済み及び工事中の物件1,754戸」・「設計中の物件395戸」となっている。

全県の平成26年度の整備見込み戸数は6,675戸。このうち当室にて受託している戸数は、現時点で2,563戸となっており、15年分の事業発注を2～3年で対応している状態である。

我が第2班における「課(室)競争入札委員会等(その他見積徴収委員会等の各委員会)」の2カ年の累計は、3月見込みで197案件(うち今年度分は117案件)となっている。この数値を見ただけでも経験をしたことがある職員であれば、驚愕的な数値であることはご理解いただけると考える。

工事発注の不調率が約3割の状況となっており、4回目のチャレンジでやっと契約まで進んだ現場もあり、2回・3回不調も当たり前の年であった。

事業を押し進めるため、懸命に皆で努力をし、他の部署の協力も得ながら、素早い不調対策を講じ、現在では数件の公告を残すのみとなり、達成感をわずかに感じているが、息つく暇は全くない。

平成26年度からは、建築・電気・機械の設計・監理の実務プロパー職員が各々配置され、(特に、事務処理等の)ノウハウの伝承体制が整いつつある。

事業のほとんどは全国からの自治法派遣職員に委ねられており、困難な現場(道路も出来ていない状況など)を監理していただいている。

通常、建築工事を行うタイミングは、ライフライン(道路・下水・上水・電力・ガス・電話等)の整備が終えてからであるが、当室で行っている事業のほとんどは、ライフライン未整備の状況で乗り込まなければならない。

造成工事と建築工事(設備工事含む)の調整だけでも大変であるのに、設計中の段階においてさえ、まだ山林のままであったり、建築物が立ち上がった後に道路施工でレベルが変更(やむを得ない状況)になったりなど、試行錯誤しながら困難な場面を乗り越えている。壁に当たった際は、各者目標を一つにしながらい進んでいるところである。

#### ■課題等

課題は様々だが、平成27年度に向けて、膨大な件数の工事現場をどのように監理していくか、これが大きな課題となる。

現場のいわゆる「ヒヤリハット」を監理に置き換え、類似の項目が発生しないよう、先ず口答で該当物件の担当者へ指示による対策を講じ、追ってチェックシート等を作成し、各段階でチェックが出来る対策を行う必要がある。まさに現在行っているところである。

今後も発注が残っていることから、引き続き建設(建築・設備等)の発注受注状況

や、技術者・作業員等の全国的な配置等の動向をみながら、万が一の不調対策に素早く対応できるよう、さらには、各業種の職人不足等の情報も聞き入れ、工法・納まり・仕様等の変更を検討するなど、これまでと同様にアンテナをはりながら柔軟に対応しながら業務を遂行していく必要がある。

災害復旧・復興工事は、派遣職員の方々が実務をこなしているのが現状であり、本県のみならず、全国的災害視点からすれば、各システムを全国統一するのが理想だが、せめて災害時にはじめて配置された職員でも、マニュアル不要のシステム(例えば、各手順について、紙をめくるイメージで間違いなく進めるようなシステム)の整備が望まれる(要綱や運用通知など繁雑すぎる)。



## 災害公営住宅の整備に係る課題

復興住宅整備室 復興住宅整備第3班

当室では、震災からの復旧・復興に向け、被災者の生活再建に向けた様々な施策を推進している。第三班では県南部地域沿岸部の市町で、震災により住宅を失い、自力での生活再建が困難な被災者のために、災害公営住宅を整備している。

本来、公営住宅は市町による整備・管理を基本とするが、震災後、職員不足等により市町から依頼があった場合、県が建設支援として整備している。



亙理町荒浜西木倉

復旧復興3年目にあたる昨年度は、山元町新山下、東松島市小野中央に災害公営住宅を整備し、既に被災者の新しい生活が始まっている。

復旧復興4年目（再生期1年目）には、亙理町に荒浜西木倉、下茨田及び上浜街道、東松島市に町浦（矢本東保育所跡地）、岩沼市に玉浦西を年度末までに完成させる。

特に岩沼市玉浦西は、整備戸数全210戸の完成となり、自力再建が困難な被災者に対する恒久的住宅が整備され、岩沼市は仮設住宅の空き屋・集約化問題から一足飛びで仮設住宅の解体への展開が期待される。

災害公営住宅の整備は、順調な道のりのように思えるが、問題がなかった現場はない。県職員、他県からの派遣職員及び施工業者等とともに、知恵を絞って問題に向き合ってきた。その中で浮かび上がった2つの問題に絞り記述する。

### （1）どの現場も直面する職人不足の問題

建築工事は、多種の専門工事が順番に現場に乗り込むため、段取りの負担が予想以上に大きい。

例1）大型の台風が直撃し、屋根工事の完成が数日遅れた

- 次の外壁、軒天工事や外部足場の解体も順延
- 足場の解体業者が他の現場の工事の予定があり、後回しにされた
- 結果として、数日の遅れは2週間の遅れに繋がった

例2）土工事中に埋設物が出たり、地下水が流出

- 工程の見直しにより、型枠職人が他の工事現場へ移ってしまった
- 新たに型枠職人を集めるまで時間と費用を要した。

このような工程の遅れに対し、現場単位での改善は困難であったため、工程を遅延させないことを優先に、施工計画、施工図承認や現場検査の日程調整に配慮した。特にコンクリートの打設日は、1か月先まで予約で埋まり、キャン

セルは大幅な工程の遅れを招くため、打設前の配筋検査は休日を問わず対応せざるを得なかった。

## (2) 完成した災害公営住宅の空き室問題

時間とともに被災者の再建計画に変化が出るため、整備戸数や入居時期に、被災者の再建計画との間でミスマッチが顕在化した。

家賃負担の無い仮設住宅の延長を希望する場合、また、入居が始まったある災害公営住宅は、市街地に近い災害公営住宅の完成予定があり、その抽選結果如何で入居を決めようとしているなど様々だ。



災害公営住宅の空き室は、建物の傷みが進行するため、新たな問題を発生させている。

- ・ 換気しない部屋に湿気がこもり、カビを誘発する
- ・ 畳などの内装材が日焼けする（カーテンなど備品は無い）
- ・ 未使用の機器の劣化

そこで、空き室であっても24時間換気、冬期間の給水管凍結防止ヒーターを使用するなど、町の負担で対応した事例もある。

また、人の目が手薄になることで死角が増え、防犯上の心配も増す。

空き室をなくすには、適切な整備戸数の把握が最も有効だが、工事途中の変更には限界がある。また、完成時期をすべて同じにすることも、用地を確保できる時期や造成の有無など諸条件が異なり、簡単には行かない。

そのため、

- ① 完成時期が異なっても応募時期を同じにし、前もって入居者を決定しておく
- ② 華美とならない範囲で、街並み、広場などを備えた魅力的なものを整備する
- ③ コミュニティの生まれやすいイベント、高齢者の見守りなどの福祉面で入居後初期のサービスを手厚くする

などの誘導策も併せ、手探りの対応策を重ねて空き室を減らす努力を続けるしかない。

空き室の問題は、災害公営住宅を整備する交付金の目的が果たせない事も問題であるが、我々現場で働く者の士気を挫くものとしても看過できない。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

営繕課 調整班

### ○現状と課題

#### (1) 県有建築物の復旧・復興事業の進捗状況

復旧・復興の4年目に当たる平成26年度は、受託事業に占める復旧・復興関連事業費の割合は全体事業費の約35%で、前年度の約40%よりも下回ったが、依然として高い割合となっている。

#### (2) 調整班の業務における課題と情報提供の取組

当班の主な業務は、執行委任事業に係る受託、契約依頼に係る関係課との連絡調整及び工事等発注に伴う工事経理であり、依頼元課や営繕課及び設備課の事業担当班との連絡調整を密にし、規則等に照らし適時、適正に事務処理していく必要がある。

営繕課及び設備課が受託した事業の執行状況等については、依頼元課での決算や補助金実績報告事務等に必要のため、依頼元課との連絡を密にしていかなければならない。

しかしながら、年度当初や年度末の時期は、精算業務が集中し即時に対応できない場合もあった。そこで、応急の対応ではあるが従来から営繕工事の工事台帳を行政イントラネットに掲出していたことにあわせて、完成した工事等の完成検査復命書を掲示し、週1回の割合で更新することで事前におおまかな情報提供を実施することとした。依頼元課での活用度合いや有効性がどのくらいあるのかについては不明であるが、精算事務等の補助的な情報になればと取組んだものである。もちろん、正式な調書等については、可能な限り迅速に対応するよう努めなければならない。

### ○課題への対応

#### (1) 工事経理事務におけるミス防止対策

適切な工事経理事務についてであるが、震災関連で事務処理が増加しているので、事務処理にミスが発生しないよう、細心の注意を払い、複数の目での確実に確認を行い、また、会計職員研修会に参加するなど班員個々の知識を深めることでミスの発生防止に努めた。

#### (2) 監査指摘事項等に対する対応

監査委員事務局から監査資料の記載方法と工事番号の符番方法について、前年度から検討するよう指導されていたところであるが、震災関連等の事務処理が増加していたことから対応することができず、前年度の手法を踏襲してきていたが、他課所の手法を参考に課内で検討したことで、平成26年度作成分から改善し、工事番号の符番方法等については、来年度から対応できるよう整理した。

さらに、受託事業実施に伴う過年度収入未済金について、他課等の取組事例を参考に依頼元課と連携して対応した結果、解消することができた。

### (3) 今後の対応

今年度は、仙台港ビジネスサポートセンターや保健環境センター、原子力センター等、震災で大きな被害があった施設の復旧・復興事業が完了するなど、県有建築物等の復旧・復興が道半ばであるが着実に進んできている。

平成27年度は宮城県震災復興計画における再生期2年目で、全体計画の折り返し地点にあたる。来年度においても、気仙沼、石巻地域の沿岸部を中心に引き続き復旧復興事業が予定されていることから、依頼元課や営繕課及び設備課の事業担当班との連絡を密にして適正な事務処理に努めていきたい。



## 公共建築工事の施工確保に係る7つの取組

営繕課 企画調査班

### ○現状と課題

#### (1) 営繕課発注工事における入札不調の状況

東日本大震災以降、不調率は減少してきているものの、技術者・労務者不足、材料単価の高騰等により、入札不調が発生している。

	発注件数	不調件数	不調率
平成23年度	115	36	31.3%
平成24年度	100	21	21.0%
平成25年度	55	8	14.5%

#### (2) 意見交換会開催による現状把握

平成25年度において、沿岸部新築工事での不調、また、復興住宅整備室発注の災害公営住宅で不調が発生していたことから、入札不調の原因究明と現状を把握するため、沿岸部及びその周辺の(一社)宮城県建設業協会各支部と意見交換会を下記のとおり開催し、業界の受注環境、資材の流通状況等の生の声を聞いた。

(意見交換会の開催実績)

- ・気仙沼支部 平成26年5月9日
- ・登米支部 平成26年5月13日
- ・大崎支部、石巻支部 平成26年5月14日

#### (3) 意見交換会での主な意見

- ・気仙沼地域で特に不足しているのは、型枠工、鉄筋工、配管工である。
- ・生コンの出荷制限が原因で、予定どおりに打設が出来ない。場合によっては打設時間が遅れ左官工を残業させる等経費がかさんでいる。
- ・型枠単価が合わない。
- ・生産性を上げられる設計となっていない。
- ・図面で製品が指定されているケースがあり、入手が困難、価格が合わない場合がある、同等品に変更しやすくしてもらいたい。
- ・職人が高齢化し、人数も減ってきている。素人に近い職人が増えている。
- ・工事を合併発注する場合には、共通する工種を多くし、職人を使い回せるように配慮してほしい。
- ・入札不調の原因は、価格の問題、技術者不足、職人不足、工期不足等様々な問題がある。応札可能かどうかは、それらの条件がクリアされているかというタイミングによる。

### ○課題への対応

#### (1) 公共建築工事の施工確保に係る7つの取組について

(一社)宮城県建設業協会4支部との意見交換を踏まえ、営繕課、住宅課、復興住

宅整備室の関係職員による打合せ会議を開催し、意見を集約した結果、下記の7つの取組を実施することとし、平成26年7月7日にホームページで公表した。

また、(一社)宮城県建設業協会及び4支部あてにも通知を行ったところである。公表内容は下記のとおり。

## 公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について

～ (一社)宮城県建設業協会各支部との意見交換を受けての対応について ～

宮城県土木部営繕課、復興住宅整備室では、平成26年5月に(一社)宮城県建設業協会各支部との意見交換会を実施しました(※)。意見交換会での意見等を踏まえて、宮城県土木部が発注する災害公営住宅、庁舎、学校施設等の公共建築工事の円滑な施工を確保するため、下記のとおり取組を進めます。

記

### **1 見積単価の適切な採用**

単価(複合単価・市場単価)が実勢価格と乖離していることが認められた場合は、見積単価を採用する。

### **2 工場生産品等の積極的な採用**

工場生産品等の既製品を積極的に採用し、一層の工期の短縮化、工事の省力化を図る。

### **3 「同等品可」の積極的な運用**

製品が材料・寸法等により限定されないよう、図面には「同等品可」を明示するとともに、監督員から現場代理人に周知する。

### **4 施工者からの施工提案の積極的な採用**

工期の短縮化や工事の省力化に資する施工者からの施工提案については、積極的に採用することとし、このことを監督員から現場代理人に周知する。

### **5 労務・資材不足を踏まえた適切な工期の設定**

労務・資材不足の状況については、今後も継続的に情報収集するとともに、現場からの声も参考にしながら、適切に工期を設定する。

### **6 適切な合併発注等の推進**

合併工事の組み合わせは、工種が異なる工事の合併は極力避けるとともに、適切に工期を設定する。

### **7 応札しやすい発注見通しの公表**

入札の計画が立てやすいよう、公共建築工事の発注見通しを「四半期」ではなく「月」単位で営繕課、設備課及び復興住宅整備室のホームページで公表する。(平成26年8月以降開始予定)

※意見交換会の実施日：平成26年5月9日気仙沼支部、平成26年5月13日登米支部、

平成26年5月14日大崎支部、石巻支部

## (2) 今後の対応

来年度は、農業高災害復旧移転新築工事等の大型復興工事の発注が集中する。

今年度の意見交換会では、型枠工、鉄筋工等の不足しているとのことであったが、最近では内装工等の仕上げ工事の不足による工事の遅延が発生していることから、引き続き7つの取組を継続し、工期に余裕をもった発注を行うことが必要である。

## 営繕第一班の業務における震災後の4年目の現状と課題

営繕課 営繕第一班

### ○現状と課題

#### (1) 営繕第一班の業務について

当班は、営繕工事の設計・施工に関する業務(主に教育庁以外)を担当している。事業課から事業の執行依頼を受けて、建物を設計し、工事を発注して工事完成後に事業課に引き渡す一連の業務を、業務委託をしながら行っている。

#### (2) 担当した復旧・復興事業について

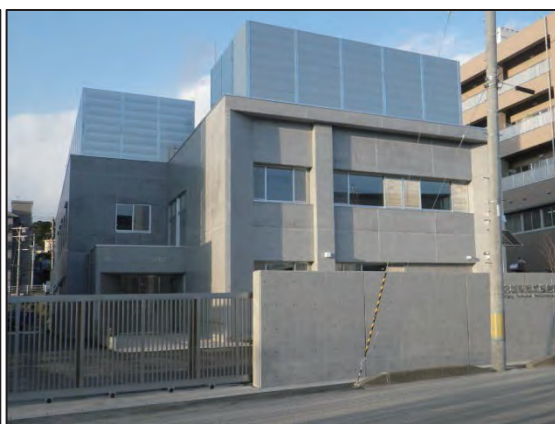
東日本大震災から4年目となる平成26年度は引き続き震災による甚大な被害を受けた施設の復旧・復興工事として、保健環境センター本庁舎新築工事、原子力センター新築工事、水産技術総合センター種苗生産施設新築工事、水産技術総合センター気仙沼水産試験場新築工事等を行っている。

また、被災農地の除塩が進み、農地のほ場整備事業が進捗したことで、山元町内の揚水機場上屋新築工事、亘理町内の排水機場上屋新築工事などの農業関連の施設整備を行っている。

なお、震災の影響による事業とは別に、東部地区支援学校高等学園校舎新築工事など通常の施設整備も行うようになっている。



保健環境センター(完成 H27.2.)



原子力センター(完成 H27.2.)  
(H27.4.1 から環境放射線監視センター)

#### (3) 工事全体に共通する現状と課題

平成26年度は工事を進める上でいくつかの問題があった。震災後引き続き問題となっているのは、労務者不足である。特に型枠工・仕上工の不足により工期が延長となった。

県外からの職人調達にも限界があり、特に大きな現場においては苦慮した。平成27年度以降も工事量が多い状態がしばらく継続することが予想され、東京オリンピックの影響を考えると更に厳しい状況も想定される。

工事発注時に余裕をもった工期を設定することや、別工事の発注時期を調整することで躯体及び仕上の工事時期を平準化し、職人の集中を避けて労務者不足を改

善することなどが考えられるが、今の状況では問題解決は難しいところがある。

材料不足による工期への影響も大きかった。例えばコンクリートの出荷制限により、出荷量が少なく必要量を確保できないために工区を設けて打設回数を分けたり、地域によってはコンクリート打設日の予約が取りにくい状況もあり日程調整が難しく、工程管理に影響が出て工事が遅れることがあったと施工者から聞いている。

#### (4) 農業関連施設の整備に関する現状と課題

揚排水機場などの農業関連施設の整備では、営繕課は下部工部分を別途工事として、上部の上屋建物のみの執行依頼を受けるが、別途工事の事業進捗の遅れ、計画の見直しが影響して設計がストップし、工事の発注時期が計画から大きくずれ込むような問題が発生している。

当初平成26年度に設計や工事をする予定であったものが、次年度に先送りされることもあった。復旧・復興を急ぐため、計画を早め早めに進めたい状況があるものの、計画の見直しによる影響は大きく、設計・工事の発注・監理業務を計画的に進めるうえで支障があった。

#### (5) 入札不調に関する現状と課題

水産技術総合センター気仙沼水産試験場新築工事は、入札不調があり、指名競争入札で建設業者が決まった。工事価格の高騰や沿岸部での労務調達の難しさが影響したと思われる、震災の影響はまだ色濃く出ていると考えられる。

#### ○課題への対応

##### (1) 工事の円滑な施工を確保するための取組

営繕課では、平成26年5月に(一社)宮城県建設業協会の沿岸部(気仙沼・石巻)及びその内陸(登米・大崎)の支部と意見交換会を開催し、意見交換会での意見等をもとに、平成26年7月に工事の円滑な施工を確保するための7つの取組を公表した。取組のもと、円滑に工事が進められるよう施工者の声を聞きながら進めている。

##### (2) 今後の対応

平成27年度は、震災の影響が続くと予想されるので、業務の執行に当たっては、円滑に業務が進められるように現場の状況等から事前に問題点を把握し、設計・工事の発注・監理業務等で適切に対応しつつ、質の高い建物を完成させる。



## 営繕工事の現状と課題

営繕課 営繕第二班

### ○現状と課題

#### (1) 営繕第二班の業務について

当班では、主に教育施設に関する営繕工事の設計及び施工について、執行依頼を受けて班長を含めた5名で行っている。今年度は、通常事業のほか、復旧・復興事業としては主に被災した施設を建て替えるための設計を行った。

平成26年度の実施事業数は47事業で、契約数では、設計18件(内、年度内契約13件)、工事25件(内、年度内契約10件)、工事監理24件(内、年度内契約9件)、地質調査3件(内、年度内契約2件)を実施した。

なお、今年度、当班の工事及び委託の発注においては、不調は発生していない。

#### (2) 担当した復旧・復興事業について

工事では、気仙沼警察署庁舎新築工事や水産技術総合センター公開実験棟改築工事等を発注するとともに、繰り越した仙台港国際ビジネスサポートセンター災害復旧工事や貞山高校舎大規模改造工事のほか、山元支援学校校舎改築等工事及び登米総合産業高新築工事等を竣工させている。

設計では、気仙沼向洋高改築設計業務委託や松島自然の家移転改築設計業務委託等を発注するとともに、農業高改築設計業務委託や名取高校舎改築設計業務委託を行っている。

#### (3) 発注計画に関する課題

前年度から継続して行った事業は、工事は15件(内、繰り越し12件)、設計は5件(内、繰り越し2件)であり、例年と比べて非常に多い状態であった。

その結果、通常、年度当初の数ヶ月は、主に仕様や工程の確認・調整及び発注等を行う時期であるが、繰り越し工事等の変更や検査等の業務が重なったため、発注作業への影響が大きかった。

#### (4) 小規模工事に関する課題

前年度の工事発注では、小規模な工事の発注で不調が多かった。このため、今年度発注工事について、入札不調にならないための対策を講じる必要があった。

### ○課題への対応

#### (1) 計画的な発注の実施

今年度は、繰り越し事業の早期完成を目指すとともに、計画的な発注と完成を図るため、定期的に課内で進行管理会議を実施した。

また、当班では、発注が集中する期間においては、さらにこまめに進行状況を確認し、進行管理の徹底を図った。

#### (2) 計画的な発注の実施による効果

前年度から繰り越した事業は、工事が12件、設計が2件あった。

繰り越しの要因としては、物価・労務費の上昇に伴う予算調整による作業の遅れ、入札不調による発注の遅れ、労務者不足等による労務者確保の遅れ及び設計中の仕様の変更による遅延等があげられる。

本年度は、進行管理を徹底し計画的な発注を行うとともに、合併による発注ロットの大型化等による不調対策及び業務進行状況の把握に努めた。

事業に遅れが生じた一部の設計及び工事においては、期間内に完了させる為に、受注者に詳細な工程計画を作成させるなど、進行管理の把握に努めた結果、繰り越しする事業は減少した。

### (3)小規模工事の不調対策の実施

入札不調の要因としては、物価・労務費の上昇による設計単価と実勢単価の乖離があげられるが、大規模な工事は受注されていたことから、復旧・復興事業の増加により小規模な工事は敬遠されていることも要因と考えられた。

そこで今年度は、小規模な工事を合併して発注を行った結果、当班での不調は発生しなかった。

### (4)工事及び委託の発注に関する今後の対応について

平成26年度は、合併による発注規模の大型化を図った結果、不調は発生しなかったが、復旧・復興型混合入札・複数等級入札を行った工事において、下位等級の応札が見られたことから、次年度以降の合併工事の発注は、内容、地域及び発注状況を踏まえ判断する必要がある。

### (5)計画的な事業の推進の継続

進行管理の徹底を図った結果、繰り越し事業の件数が減少したことから、次年度以降も継続していく必要がある。

工事においては、予期せぬ現場条件の変更や資材確保や労務者不足等により、一部の工事で繰り越しが発生している。そのため、早期の発注を行い、余裕を持った工期を設定することが必要である。

設計では、設計の途中で仕様に変更が生じ、基本計画の再検討を行ったため、履行期間内での調整・延長及び繰り越しが発生した。また、変更方針の決定に主務課で時間を要し、その間、設計作業が止まってしまうことも生じた。これらは、施設整備にあたり事前に検討されていれば防げるものであることから、主務課及び施設管理者側に設計条件の事前整理の徹底を要望している。

## 応急仮設住宅解体工事に関する技術支援

営繕課 施設保全班

### ○現状と課題

東日本大震災時に県、市・町が整備した応急仮設住宅の総戸数は、22,095戸(406団地)であり、その内訳は下表のとおりである。

#### 【応急仮設住宅の整備状況の内訳】

県が整備した住戸 (社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき整備)	・建設により整備 18,126戸 ・賃貸借により整備 3,446戸
市・町が独自に整備した住戸	・建設により整備 523戸
計	22,095戸

県が整備した住戸は、現在、保健福祉部震災援護室が所管しており、うち、県が建設により整備した18,126戸(370団地)については、県が解体工事を行う。

解体工事時期を決める時には、仮設住宅入居者の住宅再建の時期など入居者の事情や土地所有者の敷地返還時期の要求、また時には解体範囲や解体時期の急な変更への対応など、仮設住宅団地の実情への配慮が欠かせない。

震災援護室では、各地区の仮設住宅団地のこれらの実情について、市・町と協議・整理した上で解体時期を定め、平成25年度から解体工事を執行しており、営繕課では技術協力として、この解体工事の設計・工事に関わっている。

平成26年度末時点での解体住戸数は309戸、進捗率は1.7%であり、まだ少ないが、市・町が行う災害公営住宅整備事業の進捗に伴い、解体戸数は平成28年度以降から急激に増加することが見込まれる。

#### 【応急仮設住宅の解体状況】

県が建設した総戸数	H25解体	H26解体	H27予定	H28以降
18,126戸	64戸	245戸	約200戸	約17,000戸

災害公営住宅は、15,484戸が計画され、被災者の生活再建の早期実現に向け、県ではこれらの整備に重点的に取り組んでいる。

災害公営住宅の整備状況は、復興住宅整備室のホームページによると、平成27年1月末時点で21市町、231地区13,487戸において事業着手し、うち72地区2,692戸について工事が完了している。

「再生期」2年目の平成27年度は、各地区において災害公営住宅が完成し、被災者の生活再建が進み、仮設住宅団地の住環境は急激に変化していく。

応急仮設住宅の解体工事については、この復旧・復興の加速化に合致した執行

体制が必要であり、今後急激に増加する解体工事について、仮設住宅団地の実情を考慮した上で、より速やかに円滑かつ柔軟な対応が求められる。

#### ○課題への対応

##### (1) 応急仮設住宅解体工事の執行体制の構築

応急仮設住宅解体工事については、各地区の仮設団地の実情を考慮し、市・町と協議・整理した上での対応が基本であることから、保健福祉部(震災援護室)が主体となり、今後とも土木部(営繕課)は技術協力として支援していくこととなった。

今後、急激に増加する解体工事への対応、及び入居者や土地所有者の事情等による急な解体要求にも速やかに円滑かつ柔軟に対応していくために、営繕課では、設計・工事の手法を見直し、発注設計書の作成、工事監理、変更設計書の作成等を一括して最大限外部委託する新たな方法を考え、平成26年度第3四半期に「応急仮設住宅解体工事発注者支援業務委託」としてまとめた。

##### (2) 「応急仮設住宅解体工事発注者支援業務委託」の概要

応急仮設住宅の仕様は軽量鉄骨造または木造のプレハブであり、メーカー毎に使用部材等が統一されている。

新たな委託方法ではこの点に着目し、解体工事費の積算で必要となる発生材処分数量については、仮設住宅の使用部材についてメーカータイプ別数量表(戸単位)を事前に作成しておき、その数量表に記された戸単位の数量に解体戸数を乗じたものとし、解体工事費を速やかに簡易に積算できるものとした。

これにより、個々の仮設住宅毎に解体数量を図面から読み取り積算するような従来の設計委託を行わずとも、震災援護室では解体工事の発注が可能となるので、工事執行までの期間が大幅に短縮できる。また、入居者や土地所有者の事情等による急な解体要求があった場合でも、メーカータイプ別数量表を活用しその解体範囲(戸数)の要望に応じた工事費積算を速やかに行うことができ、円滑かつ柔軟な解体工事の執行が可能となる。

##### (3) 今後の対応

これからの解体工事には、この新たな業務委託を活用することとし、平成26年度第4四半期に下記の2団地の解体工事において試行し、震災援護室、営繕課ともに連携を図り、平成27年度からのより円滑な工事執行を目指しているところである。

- ・ 平貝地区応急仮設住宅(南三陸町) 住戸2棟(8戸)解体
- ・ ふれあいセンター21前応急仮設住宅(大郷町) 住戸3棟(15戸)解体



## 災害復旧事業実績と再生可能エネルギー設備の導入状況について

設備課 電気設備班

平成26年度設備課電気設備班では、設備課で掲げた施策のうち、「東日本大震災で被災した県有施設の復興の推進」と「計画的かつ適正な施設整備」について重点的に取り組んだ。

電気設備班における県有施設の復興として、平成25年度から繰越していた仙台港国際ビジネスサポートセンター災害復旧電気工事及び同昇降機工事を第一四半期に完成させた。12月にはオフサイトセンター、2月には原子力センター電気・昇降機工事、継続工事であった保健環境センターの電気・昇降機工事も2月に完成した。平成25年度より繰越を行った災害復旧工事はすべて今年度内に完成となったが、水産技術総合センター種苗生産施設新築電気工事など継続していた4件の災害復旧工事については関連工事の遅れのため繰越する。また、新規の災害復旧工事については、気仙沼警察署庁舎新築電気工事ほか2件すべてが契約となった。いずれも完成は平成27年度を予定している。

計画的かつ適正な施設整備としての取り組みは、電気設備班では省エネルギーや再生可能エネルギー設備の導入検討を行った。省エネルギー設備導入については、LED照明と従来型蛍光灯とのイニシャル・ランニングコスト比較検討を行い、仙台港国際ビジネスサポートセンター、保健環境センター、登米総合産業高等学校等でLED照明を採用した。このほか、美術館の展示室や高等学校・支援学校の共用部においてもLED照明を採用し完成させた。来年度完成予定の気仙沼警察署では執務室を含む庁舎内のすべての照明にLED照明を採用した。

再生可能エネルギー設備導入については、太陽光発電設備を保健環境センターや高等学校等の5施設で導入し、うち4施設では災害時の電力断を想定し蓄電池を配置した。このほか、平成27年度には警察署や高等学校など4施設で太陽光発電設備の導入を見込んでいる。また、太陽光発電と風力発電の両方で発電するハイブリッド外灯を保健環境センターや支援学校等で採用している。

平成27年度の電気設備班の目標は、災害復旧工事の早期完成である。今年度より繰越となった災害復旧工事及び継続工事について、今後も計画的な進行管理を継続し早期完成を目指す。また、省エネルギーや再生可能エネルギー設備導入の検討についても継続し、検討した結果について主務課に働きかけ、環境に配慮した施設整備に努める。



仙台港国際ビジネスサポートセンター  
復旧状況(LED照明)



保健環境センター 太陽光発電設備

## 災害復旧事業実績と環境負荷低減に向けた取り組みについて

設備課 機械設備班

平成26年度設備課機械設備班では、「東日本大震災で被災した県有施設の復興の推進」と「計画的かつ適正な施設整備」について重点的に取り組んだ。

県有施設の復興の推進として、4月に仙台港国際ビジネスサポートセンター災害復旧等機械工事、9月に水産技術総合センター海水ろ過設備災害工事を完成させ、2月には新年度の供用開始に合わせ保健環境センター(衛生・空調)工事と原子力センター(機械)工事を完成させた。しかしながら、平成26年度完成予定の水産技術総合センター種苗生産施設新築機械工事など4件の災害復旧工事については、関連工事の遅れのため次年度へ繰り越すこととなった。また、新規発注工事については、気仙沼警察署庁舎新築(衛生・空調)工事ほか予定していた18件すべての契約を締結した。

計画的かつ適正な施設整備の取り組みとしては、省エネルギー設備や自然エネルギー利用設備を積極的に導入した。省エネルギー設備については、トップランナー基準をクリアした機器の採用を原則とし、保健環境センターにおいては、個別空調の可能な高効率空冷ヒートポンプ式エアコンにより、使用していない部屋の運転を極力少なくするなど施設運用面にも配慮しエネルギーロスを少なくした。

自然エネルギー設備については、雨水利用システムを保健環境センターに導入し、トイレの洗浄水や外部散水として再利用を図るとともに、施設見学者に対しても自然エネルギー利用の啓蒙活動としての効果が期待できる。

平成27年度の機械設備班の目標は、災害復旧工事の早期完成である。今年度より繰り越となった災害復旧工事及び継続工事について、今後も計画的な進行管理に取り組み早期完成を目指す。また、省エネルギーや再生可能エネルギー(地中熱利用)設備導入を進め、環境に配慮した施設整備に努める。



## 復旧・復興 4年目の現状と課題

大河原土木事務所 総務班

### 現 状

迅速な事務処理に加え、県民の視点に立った問題意識やコスト意識が求められている。増大する復興事業等に対応するため、より効率的な土木行政事務の推進を図る必要から、班の目標を次のように定め取り組むこととした。

- (1) 職員の資質の向上、事務処理などに係る意識改革を図るとともに、各種研修会等への参加の推進
- (2) 建設業許可事務の処理能力の向上
- (3) 職場の環境整理及び事務の合理化、事務経費の節減
- (4) 来庁舎への対応、電話対応等、接遇の一層の向上

具体的には、事務の処理能力の向上として

- (1) 職場全体会議を年3回開催し、各種会議及び研修会等への積極的な参加
- (2) 常に名札を着用し、親切・丁寧かつ迅速な事務の執行

また、執務室等の環境改善等として

- (1) 行政文書・図書の整理整頓
- (2) 保存年限を過ぎた不要文書等の廃棄処分
- (3) 遊休物品や重要物品の管理替え、廃棄処分

を実施するとした。これらの目標の中から、執務室等の環境改善として「保存年限を過ぎた不用文書等の廃棄処分」についての取り組み状況を紹介したい。

「総務班の目」で見ると、復旧・復興事業も一息つき執務室内等を見渡したら、いつの間にかそれらの関係文書や成果品に囲まれ、すこし窮屈になっていたことに気づき始めた、それが東日本大震災から4年目の現状であると言える。通常業務以外に復旧・復興事業を行って来たわけであるから、書類の量も増えるのはあたりまえである。しかし、文書の保管場所の容量には限度があり、不要文書を廃棄しないことには収容できない状態となっていた。事業班は復旧・復興事業で忙しく、とても文書廃棄までには手が回らない状況だったが、4年目になりようやく余裕ができたようなので(というより、歩けるスペースがだんだんと狭くなり、必要に迫られて)、総務班から各班に対し、保存年限を過ぎた不要文書の廃棄処分を呼びかけ、大々的に実施してもらった。その結果、執務室内はもちろん、保管場所も歩けるスペースが広くなり、震災前よりも多くの保管場所を確保することができた。また、車庫2階の保管場所において、震災により将棋倒し状態となっていたスチール製棚の文書は、新規購入した棚(使用していた棚は変形して再利用できなかった)に移し替え、元の状態へ戻した。これにより、震災当時の状況を視覚で伝えるものはなくなった。

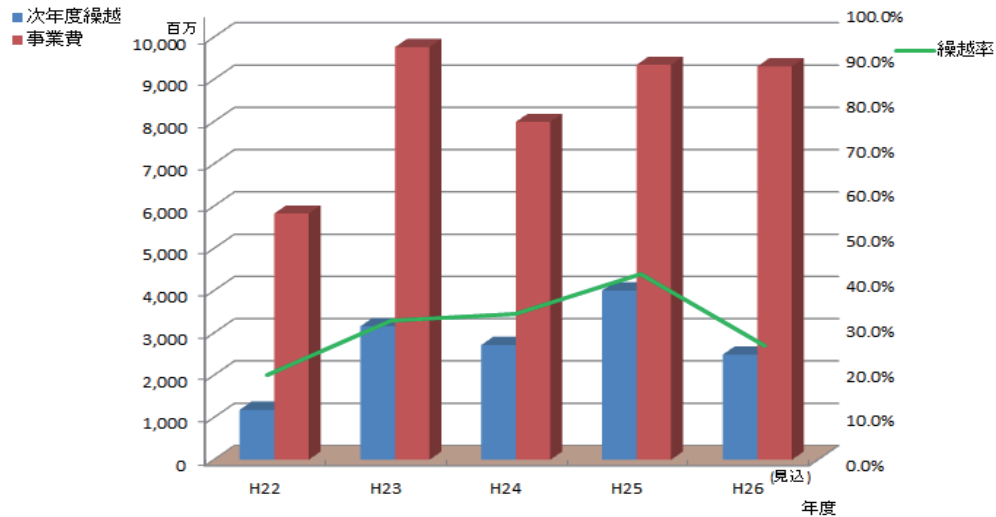
### 課 題

班の職員数が減となったことから、各人がそれぞれの業務に追われ、仕事に気持ちに余裕がない状態が続いており、休みも取りにくい状況となっている。また、建設業許可事務は経験を要することから、班員全員が処理できるまでには育成が進んでいない。

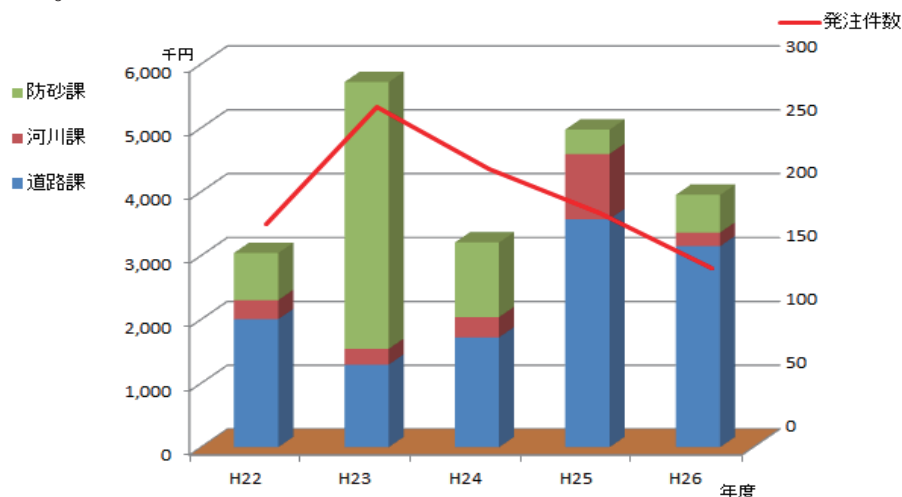
## 復旧・復興4年目の現状と課題

大河原土木事務所 経理班

復旧・復興4年目にあたる平成26年度は、平成23年度に97億円に増大した事業量がほぼ同程度で推移した年度となった。平成25年度において大震災に係る復旧工事は既に終了していたが、繰越事業が43億程度となっており全体の46%を占めていた。当年度においては、事業の効率的な執行により次年度への繰越額を25億円を下回るまでに減少させることができた。下図参照。



また、震災により平成23年度に57億、252件(うち不調44件)の発注を行ったが、次年度以降は減少傾向となっており、平成26年度は40億、124件の発注となった。下図参照。不調件数も15件に減少したが、一者応札が一般・指名競争で35件となっている。



経理班では平成25年度の途中から班員1名を欠いたまま、平成26年度を新規採用者1名と転入者1名とともに迎えたが、引継の不備から前年度事業の精算事務に支障をきたした事もあり、各事業班の予算の流用等について事業費管理を徹底した年度でもあった。



## 震災から4年を経過して

大河原土木事務所 行政班

大河原土木事務所の行政班は、道路、河川、砂利採取、屋外広告物等の許認可の業務を主に担当している。直接的に震災の復旧事業等のハード面には関わっていないため、目に見えて成果等を公表するような状況にはないのが現状である。

一方、業務の内容については、震災前と震災後では大きな変化があり、直接的な被害の大きかった仙台、東部、気仙沼の各土木事務所への集中的な人員の配置が行われる中、当事務所における行政班の業務にも震災の影響が反映されている。

さて、震災後の行政班の業務内容等についてであるが、平成23年度から平成25年度までの傾向については次のとおりである。

第一に、業務量の増加と申請内容の変化である。震災発生直後の平成23年度は当面の復旧(道路、河川等の修繕)に係る通行規制事務等が多くなっており、本格的な復旧が始まった平成24年度・25年度には、復旧工事に伴う占用許可等が増加するとともに、申請件数も大きく増加した。

第二に、特別な事案の増加である。平成24年度以降、震災復旧事業の本格化により、土取場(沿岸部の盛土に利用する土砂採取のため)大規模な林地開発許可が管内で増加し、国道・県道へ接続に係る占用許可等が増加したことである。大規模な開発のため、許可のために必要な事前協議に時間を要するなど1件あたりの業務量は増加傾向となり、土取りに伴う道路の汚れなどの苦情も多く発生した。また、土取場等から沿岸部へ運搬する大型ダンプの交通量が増加し、道路の傷みが顕著になる傾向が生じるとともに、道路施設を破損するなどの事故も増加した。

このように震災後の業務は量及び質において大きく変化しており、通常とはやや異なった対応を迫られることとなったものの、事業班との連携を密にするとともに、限られた職員の中で可能な限り適切公正な事務処理を行うことができた。

震災後4年目となる平成26年度においては、引き続き復旧工事に伴う占用許可等がやや多いものの一時よりは落ちついてきている状況である。しかし、特別な事案である土取り関係については、相変わらず新規申請や相談等が多い傾向にある。

また、震災からの復旧・復興はまだ半ばということもあり、復興等事業に伴う大型ダンプ等の交通量が多い状況は続いており、それに伴う道路の汚れ等の苦情や道路施設の損傷(道路の傷み等)が増加している。

次に、業務運営体制についてであるが、震災後、業務量の増加があつたにも係わらず、行政班では、平成24年度後半の新規職員の受入れや平成26年度の再任用職員の受入れなど、必ずしも体制の強化が図られたと言えない状況にあつたが、次のような対策を講じることにより業務の遅延等を生じないよう努めた。

第一点目として、班員の積極的な対応と効率的な事務処理に努めたことである。許認可等の処理件数がやや多い傾向にあつたものの、ときあるごとに班内で打合せを行ないながら許認可等の様式の統一や各種台帳等の整備を進めるなど事務改善を推進した。

第二点目として、行政班の業務は、担当業務以外の対応も必要となっており、事務処理の遅延などが起きないように可能な限り班全体で対応したことである。担当者が不在であっても可能な限り相手の立場に立った対応に努めたほか、特に懸案となって

いる事案や内容が難しい事案については班全体で対応した。また、関係する事業班や総括等の意見を聞くなど組織として対応するよう努めた。

第三点目として、占用許可等に当たっては、技術的な指導・助言は重要であり、道路管理班、道路建設班(1班・2班)河川砂防班(1班・2班)と連絡調整を密にする体制を取ったことである。これまでも行ってきたことであるが、この体制を継続・充実させたことにより、業務の円滑な遂行が図られた。

以上のような取り組みにより、震災後の様々な業務に対応し支障なく乗り切ってきたものであり、これからも職員の積極的な取組みと日々の事務改善への取組みを継続していく必要があると考えている。

以上

# 事業用地の効率的で計画的な確保にむけて

大河原土木事務所 用地班

## 1 用地取得に求められるもの

東日本復旧・復興事業に限らず、通常事業においても、事業効果を早期に発現するために、いかに用地取得期間を短縮するかが求められている。つまり、地権者の権利意識の高揚等による交渉の難航・長期化、代替地の取得難、補償物件の大規模化・複雑化等により用地取得業務を取り巻く環境が一段と厳しさを増している状況の中で、事業用地を効率的で計画的に確保していくことが重要となってきた。

## 2 現状(課題)

### 〔用地取得の現状〕

事業用地の効率的で計画的な確保には、到達目標を明確にした事業計画や用地取得計画などを策定し、用地取得の進捗状況(実績)が計画に対してどのようになっているか、絶えずチェックし、できるだけ計画に沿って用地取得が進むよう管理することが必要である。

しかしながら、実際の用地取得業務では、明確な用地取得計画(スケジュール)が策定されていないものや、事業完成(用地取得)の時期(目標)はあらかじめ明示されているものの、用地取得上の隘路等を十分に配慮されておらず、十分な用地交渉期間が確保されていないと思われる事業も見受けられる。さらに、計画は策定されたとしても、計画と実績の比較検討(進行管理)が十分に行われていないものが多く、事業用地が計画に取得されているとは言い難い状況にある。

### 〔用地担当職員の配置状況〕

実際に用地取得事務を担当している職員をみると、用地取得事務を初めて経験する職員も多く、経験年数の短い職員が大多数を占めている状況にある。

## 3 課題解決にむけて

### 〔現状把握に基づく的確な計画策定〕

事業用地の効率的で計画的な確保には、まず、事業の計画段階から供用までの各段階で事業推進の隘路となる問題等を事前に迅速かつ的確に収集し、用地部門・建設部門がその情報を共有した上で事業推進の隘路をできる限り回避し、実現可能な用地取得計画を適切に反映した事業計画(無駄・無理のないスケジュール)を策定することである。

つぎに、回避不可能な事業推進の隘路に対しては、用地部門・建設部門が一体となって必要な施策を検討し、適時適切に講じることができるよう事前に周到な準備を整えておくことが大切である。

#### 〔進行管理の徹底〕

計画を策定しただけでなく、その計画を確実に実施するために進行管理を徹底することが必要である。つまり、用地取得の進捗状況(実績)について建設部門と共有しながら、計画と実績との間に生じた「差異」の原因を適宜適切に分析・評価した上で、「差異」を是正するための対応策を検討のうえ実行し、場合によっては、用地取得計画や事業計画の変更、作業手順の見直しなどを行うことが求められる。

#### 〔建設部門との連携強化〕

上記のとおり、計画策定の段階だけでなく、進行管理の段階においても、用地部門と建設部門との連携が重要であることは明らかであるが、これまでは個別事業の担当者の努力に委ねられている面が多く、組織的に実施されているとは必ずしも言い難い状況にある。

そこで、四半期ごとや繰越予算調書作成時期に合わせ建設部門と打合せ会議を開催するなどの対応を行うとともに、場合によっては組織的に行うための仕組みづくりを行い、連携をより一層強化してゆく必要がある。

#### 〔用地担当職員の能力向上〕

限られた人員の中で円滑な用地取得を進めるためには、職員一人一人の能力の向上が必須である。

まず、用地取得業務の経験年数の短い職員等に対しては、土地の評価や損失補償に関することはもとより、国税・国民健康保険税から登記、土地改良事業制度等に至るまで、用地担当職員としての広範な知識に関して、実務を通してだけでなく、東北地区用地対策連絡会等の外部団体が開催する研修会への参加を促し、確実に習得させる。

さらに、用地担当職員には広範な知識だけでなく、課題に対する高度な業務遂行能力や交渉力が求められることから、再任用職員など経験豊富な職員と経験年数の短い職員を組ませて用地交渉にあたるなど実践の場で、それらの能力を高めることができるように努める。



## 震災後の路面下空洞化の対策工事について

大河原土木事務所 道路管理班

震災の道路への影響については、大半が「路面のひび割れ」であり、これらについては、震災直後に災害査定を受け、管内すべての復旧を終えている。しかしながら、「路面のひび割れ」は見当たらないものの、「震災以後、大型車通過時の振動がひどくなった」との苦情が各地であいつぎ、道路性状の調査を実施した。

調査の結果、特定路線(3路線)について、舗装版の下の路盤に空洞が発生しており、この空洞により振動が発生していることが判明した。県内全域で同様な事象が発生しており、各地で「電磁波」による調査を実施しているところであるが、当事務所においては、「空洞の広がり」をより詳細に把握するため、「赤外線熱探査」により、追加調査を実施した。

「赤外線熱調査」の実施により、空洞化の「位置」と「大きさ」が明確となったことから、今年度は、(主)白石上山線・山ノ下工区及び(主)丸森柴田線・槻木工区の2箇所について、対策工事を実施した。「空洞」は舗装版の下の路盤に点在しているが、舗装版のすべてを取り壊して、打ち換えを行うには多額の事業費を要することから、これらの空洞は、舗装版を取り壊さず、モルタルで充填することとした。

なお、経年の傷みにより、路面の平坦性を悪化していたことから、モルタル充填後は、表層の「切削・オーバーレイ」を実施し、空洞の対策工事を終えた。また、(主)白石上山線については、対策工事の成果を検証するため、工事の「事前」、「事後」で振動測定調査を実施した。対策工事前の振動は、「夜間振動要請限度」に近いほどの振動が発生していることが確認されたが、対策工事の実施により、約10デシベル、低減することができた。

管内で、3路線において、空洞化が発見されているが、今年度、2路線について対策工事を終え、残る1路線についても、次年度の施工を予定している。

## 東日本大震災に関連する道路改良事業

大河原土木事務所 道路建設第一班

(一)丸森梁川線 伊具郡丸森町大畑地内は、未改良区間が 4km となっており、そのほとんどが山地部で狭隘な区間が連続している。

大畑地区の終点部に東京石灰工業(株)丸森工場があり、大規模な砕石工場になっている。

東日本大震災後、この採石工場から、仙台湾南部海岸及び福島県相馬市の海岸復旧工事や道路災害復旧工事等に必要な砕石や捨石を積んだ大型ダンプトラックが 500 台/12 時間以上走行しており、すれ違いが困難な状況で(一)丸森梁川線から(国)113 号を經由し搬送されている。

本路線は、従前より狭隘な道路であるため、地域住民から交通安全確保に関する疑問が出されていたが、今回の東日本大震災復旧・復興による大型ダンプトラックの交通量の増大により危険性が増したとして、丸森町及び関係行政区長から改良要望が出された箇所である。

東日本大震災後の丸森町道路改良要望箇所の優先順位が 1 位なったことから要望を受け、平成 24 年 11 月 20 日に丸森町、地元関係者と現地立会いし、現状確認を行った。当該区間は、急斜面と急流河川に挟まれた道路であるため、規格改良は困難であり、緊急対策工として、局部的な改良(14 箇所)を実施する。

### [課題]

当該箇所終点部の採石工場から東日本大震災復旧・復興ダンプトラックの交通量が増えたことから、復旧・復興ダンプの最盛期の早い時間に道路改良工事を完成させなければならない。

平成 24 年度から平成 26 年度の 3 カ年計画で完了予定である。

平成 24 年度に測量設計業務を実施する。

平成 25 年度用地測量・工事に一部着手する。

平成 26 年度工事完了。

上記が計画であったが、用地買収で相続発生・抵当権設定及び仮登記等の諸問題がある上、用地買収に時間を要する箇所もあり、平成 27 年度への繰り越し事業となった。

### [対応]

今回の計画区間 L=4.0km の区間で、工事発注工区(件数)を 3 工区とした。

- ・1 工区は、道路敷内で待避所等が施工出来る箇所と最優先で用地買収した箇所を平成 26 年 3 月に発注した。
- ・2 工区は、用地買収の諸問題が無い箇所、比較的用地買収に時間を要さない箇所を平成 26 年度に発注した。
- ・3 工区については、用地買収で相続発生・抵当権設定等の問題があり、用地買収に時間を要する箇所を平成 26 年度に発注した。

1 工区及び 2 工区は、予定どおり平成 26 年度に完成する。

3 工区は平成 27 年度に繰り越し工事となったが早い時期の完成に努める。

## 復興関連事業の着実な推進

大河原土木事務所 道路建設第二班

平成26年度の予算規模は約17億円(前年度からの繰越額含む)であり、震災前の予算規模の約3倍と、依然として大きな数値で推移している。

このうち、復興関連事業の予算は約9億円であり、(主)岩沼蔵王線「大師～姥ヶ懐道路改良事業」と「橋梁耐震補強事業(5橋)」を実施した。

「大師～姥ヶ懐道路改良事業」では、昨年度までに地元説明会や各種調査・測量設計を完了し、今年度より用地買収、一部工事に着手した。

本格的に事業が開始されたところであるが、本事業最大の工事となるトンネル工事(約1.3km)については、岩沼側抗口部の用地取得が難航したため、発注が見送られる(次年度発注へ移行)こととなった。

平成30年度事業完了という全体スケジュールに不安を残すスタートとなったが、可能な限り工事施工の効率化、重複化等を図り、早期供用を目指していきたい。

「橋梁耐震補強事業」については、入札不調の影響でそのほとんどが未契約繰越工事となっていたが、今年度は入札不調の影響はほとんどなく(1回のみ)、全ての工事に着手したところである。このうち、(国)457号「川音橋」、(主)白石上山線「清水原橋」の2橋については、今年度完成させることが出来た。

古い橋梁は台帳も満足に整理されておらず、着手時の現地調査で様々な課題が露見し、工事内容が大幅に変更されるなどの苦労があった。現場施工期間も非出水期に限定されるなど、施工条件がかなり厳しい工事ではあるが、引き続き残る橋梁の工事推進に努めたい。



昨年度は繰越予算(H25→H26)が約12億円、繰越率は65%と非常に高い数値となっていたが、今年度(H26→H27)の繰越見込み予算は約6億円、率にして38%と、概ね昨年度の半分まで縮減することが出来た。

事業執行にあたっては、障害となる(あるいはなるであろう)課題を早い段階で見極め、その一つ一つを確実に潰していくことが大切であるが、今年度はそれが概ね出来たと評価している。

しかしながら、数字としては依然高い水準であり、次年度以降も更なる縮減を図れ

るよう、事業箇所毎の執行マネジメントに努めていきたい。

沿岸事務所の体制強化に伴い、内陸事務所では人員不足の課題が顕著となっている。当班においても、事業量に対する適正人員が確保されているとは言い難く、たまたま高度な能力を有する特別な班員がいたおかげで辛うじて班が運営出来ているというありさまである。

当事務所では経験の浅い若手職員(新規採用配置)の割合が非常に高くなっており、当班にも今年度の新卒職員がいるが、ただでさえ少ない人員であるため、若手職員と言えども初年度から大きな負担を掛けることとなった。人材育成という観点では、短期間に多くの知識と経験を積ませることにはなるが、これが過度な負担となる場合は健康面への影響が心配される。

今年度は、業務執行面では概ね満足の内容であったと思われるが、職員の健康管理という面では極めて不十分であったと評価する。今後は、業務面のみならず、職員の健康管理の面にも十分留意していきたい。



## 復旧・復興 4年目の現状と課題

大河原土木事務所 河川砂防第一班

当班の4年目の現状としては、震災の復旧事業は完了しており、通常事業、復興事業及び26年度に発生した災害復旧事業を実施している。

河川事業の現状として、公共事業で経済対策として実施していた白石川及び斎川の河道掘削工事が完了した。また、継続事業として実施中の平家川河川改修事業では、今年度、通行止めをおこない施工していた蔵王町道橋が完成し、供用を開始した。今後は国道4号付近の狭さく箇所を解消する工事を実施するために、現在、蔵王町水管橋の補償契約を進めている。県単事業としては、局部改良事業として北川、高木川、斎川を実施し北川については年度内に完了、維持管理事業としては沢の内川、高田川、白石川、斎川の河道掘削を実施し、すべて完了した。河川事業の課題としては、近年の住民の洪水に対する関心が高く、河川内の土砂撤去や立木伐採の地域からの要望があるが、維持管理費の予算的な制約や撤去した土砂の処分地の問題等で要望になかなか応えることが出来ていないのが現状である。

砂防事業の現状として、復興事業の南台沢砂防事業では、本体の構造協議が完了し、来年度から本体工事の着手を予定している。復興事業の松川火山砂防事業については、現在着手の工区(2-1)の流路工が完了し、次に着手予定の工区(4-1)の用地買収を進めている。復興事業の追久保地すべり対策事業については、来年度の事業概成を予定しており、それに向けた法面对策工事を実施している。土砂災害警戒区域の基礎調査については、昨年度から調査を実施していた白石市分26箇所の基礎調査結果の住民説明会を6月に実施し、今年度中に区域指定の告示が完了した。砂防事業の課題としては、松川上流部の蔵王山において火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定が進められており、今後その計画と松川との計画との調整を図る必要があると考えられる。また、災害危険区域の基礎調査については、平成31年度までに残る危険箇所すべてを完了させる方針となっており、限られた予算・人員の中でいかに効率的に調査・説明等を行っていくのか手法等の検討が必要となっている。

災害復旧事業の現状として、今年度の7月に七ヶ宿町の白石川で発生した河川災害について、9月に災害査定を行い19箇所の申請を行った。工事については年度内にすべての箇所で工事契約を行い一部箇所で工事着手をした。今後の課題としては、現地が山間部で冬期積雪期間は施工が難しいため、積雪前に工事が完了出来る様に、綿密な工程管理が必要である。

## 新川河川災害復旧・関連事業

大河原土木事務所 河川砂防第二班

当事務所において、地震災はH25.12月に全て完了したことから、当班ではH24.6月に発生した新川河川災害復旧・関連事業について報告することとする。

平成24年6月19日から20日にかけて宮城県に接近した台風4号により、村田町沼辺地内の阿武隈川水系新川が越水・破堤し、周辺の冠水をひきおこし、床上浸水1棟、町道冠水2km、水田冠水60haの被害が発生した。(160mm/日,32mm/h)

破堤は左岸21.5m、右岸13.5mの2箇所が発生し、更に堤体漏水による裏法欠け、パイピングが各所で発生した。また前年の平成23年9月にも同箇所でも越水・破堤の被害が発生していたことから、流下能力を70m<sup>3</sup>/sから110m<sup>3</sup>/sへと5割アップさせる等の災害関連事業として採択を受けた。

事業区間は2,404m(新川区間1,521m、下流の荒川区間883m)、事業内容は①流下能力確保の河道掘削、堤体嵩上、②堤体漏水対策の遮水シート、護岸、かごマット、③パイピング対策の止水矢板で決定された。

工事はH24.11に1度公告したが応札者がなく不調、2度目の公告でM社が落札、H25.2月に契約した。

施工は、まず破堤箇所及び裏法欠け箇所の本復旧により、洪水時の安全性確保を行うことであった(応急仮復旧済)。それに先立ち、仮締切堤を破堤箇所の堤内側に盛土(L=585m,H=2.9m)する必要があった。

4月より河道掘削を開始し、その流用土を仮締切堤盛土するため、借地した田面に盛土を開始したが、盛土高が2.0mに達した頃から田面の沈下が急激に発生し始めた。

直ちにコンサルタントF社担当者を現地に招き原因を検討したところ、軟弱地盤による地盤変位であることが判明した。この対策として、1層の盛土速度を3日に一度に規制する緩速盛土とすることとした。この対策により沈下を抑制することができ、最終的に約70cmの沈下とすることができた。しかし地盤変位発生までに急速に施工した80m区間については地盤破壊にかなり近い状態であったと思われ、最大2.5mの沈下が計測された。

これにより仮締切堤盛土量は当初V=12,600m<sup>3</sup>であったが、最終でV=20,600m<sup>3</sup>まで増工となった。



被災状況



完 成

護岸覆土により植生回復

このため仮締切堤の本省変更が必要となった。

仮締切堤については、前年のH23. 9月の災害復旧の際にも仮締切堤盛土を同様に施工したが、その際には特段沈下が発生せず完成していたものであった。これは施工時期が1月から3月と地下水位の低い時期であったことが、要因と考えられている。

本工事はH27. 3月に全て完了予定であり、本地域の治水安全度がさらに向上することとなり、安全・安心な県土づくりが更に一歩進むものとなっている。

## 震災から4年（復旧・復興4年目）

大河原土木事務所 建築班

東日本大震災の発災から4年である。

震災前の当事務所管内における年間の建築確認件数は、土木事務所及び民間の指定確認検査機関を合わせ約900件、当土木事務所の建築確認件数は約350件であった。

震災後の当土木事務所で審査した建築確認件数は、平成23年度は351件で例年と同等の建築確認件数であったが、平成24年度は392件、平成25年度は384件であり、震災前と比較した場合約10%件数が増加した。

平成23年度は震災直後の年度ということもあり、復旧・復興に向けた住宅等の建設に係る整備の動きが鈍かったものと推察されるが、平成24年度、平成25年度は復旧・復興に向けた住宅等の建設に係る整備が着実に進んでいたことが建築確認の件数からも判断できる。

平成26年度の当事務所での建築確認件数は約300件であり、震災前より件数が減少している。この件数より当事務所管内に限って言えば、震災により被害のあった住宅等の整備などに係る復旧・復興は着実に進んでいたものと判断できる。

なお、沿岸部では現在、宅地造成や災害公営住宅の整備等が進められている段階であることから、沿岸部における住宅等の復旧・復興は、これから本格的に始まるものと推察するものである。

震災で被害のあった住宅等に係る整備等は、建築確認件数を見るかぎり進んでいるものと判断できるが、震災前から普及・啓発を行っている住宅の耐震診断、耐震改修工事に係る相談や助成制度の利活用の件数は伸びていない状況である。

木造住宅耐震診断助成事業の県の助成実績より、平成23年度は約1,500件あったが、平成24年度は約770件、平成25年度は約530件であり、実績は半減している状況である。

耐震診断は、自分の住宅が地震に対して安全かどうか、耐震改修が必要かどうかを知るために必要な診断であり、耐震改修工事は、耐震診断の結果、補強等が必要であると診断された場合、その結果を基に改修計画を立て工事を施工するものである。

震災前に耐震診断を実施していない住宅はもちろん、耐震診断を実施した住宅で耐震改修の必要性が無いと診断された住宅においても、これまでの地震により住宅へのダメージが蓄積され、東日本大震災に伴い耐震改修の必要性がある状態になっている場合も考えられる。

住宅等の倒壊は財産の損失だけではなく、人命に関わる被害等も発生する。また倒壊した住宅等により道路等を塞いでしまった場合、避難や救助車両、緊急車両の通行の妨げになってしまうこともある。

住宅等の耐震診断、耐震改修工事は、安全・安心な街づくりのためにも大切なことであることから、住宅等はあくまでも個人の財産であるが、減災を図るためにも、今後どのように耐震診断、耐震改修工事の普及・啓発を促進していくかが課題である。



## 復旧・復興 4年目の現状と課題

仙台土木事務所 総務部 総務班

宮城県震災復興計画の復旧期を経て、再生期の1年目が過ぎようとしている。

今年度の当所の職員数は、職員150名(任期付職員及び非常勤職員等を含む)、地方自治法第252条の17の規定に基づく長期派遣職員34名で、震災前の122名と比べて1.5倍の総員184名の超マンモス公所となっている。

今年度の当所の目標・運営方針は、東日本大震災から復旧・復興が実感できる年となるよう①東日本大震災から復旧・復興事業の一層の加速化②市町村のまちづくり支援事業の推進を目標とし、被災の大きかった沿岸部の本格的な復旧・復興に所員一丸となって取り組んでいる。

その中で、総務班は職員の福利厚生や健康管理、公用車の整備、物品調達などの庶務業務を行い、事業が円滑に推進するよう事務処理に努めたところである。

庁舎管理では、築30年ということもあり、経年劣化によるトイレや給湯室等の排水管の腐食による漏水や詰まりなど、様々な修繕に対応し環境整備を行ったところである。

建設業に係る許認可事務については、5市8町1村を管轄していることから取扱い件数が非常に多い現状にある。直接県民と接する窓口業務であり、事前の相談や照会等には丁寧かつ適切な指示・指導に努め、申請受付から許可までの事務処理を迅速に行ったところである。

事業費や職員数の増加とともに、年々職員の休日出勤の日数や時間外勤務の時間も増えている状態である。このことは一過性のものではなく、今後、ますます職員1人当たりの担当業務量が増大していくと見込まれ、庶務業務等を円滑に進められるよう、また、健康管理の上からも、技術職のみならず、担当職員の負担軽減のため、マンパワーの集約が必要である。

また、地方自治法派遣職員は、平成23年度は15名(H23.11現在)であったが、今年度は、山形県から南は沖縄県まで1都15県から34名と2倍になっている。不慣れた土地での勤務となり、職場環境も生活環境も一変し、唯一のサポーターである家族と離れた方もおり、常に不安や戸惑いが付きまとっている状態で、心のケアも必要である。

事務所全体が、風通しのいい職場になるために、総務班から積極的に声がけするなど、意志の疎通を図り、「東北には一度も来たことがないので、任期中に観光地を巡りたいのでどこか良いところを教えて」とか、「休日に家族を呼んで温泉に行きたいが」など仕事以外のことでも、地方自治法派遣職員に限らず、何でも相談や話しのできる班で在りたいと考えている。

業務の性格上、当班員は復旧・復興の現場を見る機会は少ないが、次年度は事務所においても復旧・復興が実感できるよう、また、早期の復旧・復興の力となるよう担当業務に取り組んでいく。

## 復旧・復興 4年目の現状

仙台土木事務所 総務部 経理班

平成26年度は、復旧・復興関連の用地取得・建設工事等が本格化し、工事契約にあっては前年度と同程度の件数が締結された。

当所における具体の開札状況をみてみると、平成26年度中に当所が発注した工事・委託等に係る開札件数は、338件(落札292件+不調46件)あり、不調発生率は13.6%であった。

平成25年度は、開札件数が346件(落札295件+不調51件)、不調発生率が14.7%であった。

震災発生前の平成22年度の県全体の入札不調割合が約5%であったことからみても、平成26年度の不調発生率が前年度より若干低下したものの、依然と高い不調率となっている。

なお、当所における不調案件と落札案件を比較してみると、次の3つの特徴がみられた。

- (1) 入札方法別では、建設工事の一般競争入札における不調が目立った。
- (2) 業種別では、土木一式、プレストレストコンクリート、法面、ほ装の不調が目立った。特に、ほ装の不調については、前年度1件のみだったが、平成26年度は6件であった。
- (3) ランク別では、土木一式Bランク(1～3千万円)の不調が目立った。

このような入札不調以外においては、発注側の事務的錯誤等による入札中止により工事遅延が生じることのないよう、経理班として班員相互に確認しあい公告等の事務に当たったところである。

入札件数の増加に比例するように、工事経理に関連した情報開示請求、行政資料等の交付申請が増加し、これらへの対応に多くの時間を要した。

平成26年度でみると14件の開示請求及び168件の行政資料等の交付申請があった。

開示請求等への対応は、経理班と事業班が連携し、必要資料の選び出し、取り出し、起案・回議等がスムーズにできたのではないかと感じている。

経理班にあっては復興期における膨大な工事契約処理を行っていることから一年を通じ、机上での事務処理にほとんどの時間を要しているところではあるが、時々、工事現場に出かけて、被災地の復旧状況を確認することにより復旧・復興工事に対する理解も深めながら業務に当たりたいと考えている。

## 東日本大震災 復旧・復興 4年目の記録

仙台土木事務所 総務部 行政第一, 二班

### 1 道路等関係事務

震災からの本格的な復旧が始まった平成24年度から25年度には、復旧工事に伴う占用許可等が増加するとともに、その他道路等に係る許認可申請件数も増加している。

また、震災復旧事業の進展に伴い、仮設迂回路の設置や路線の暫定供用を行うケースが増えている。このため、道路の区域変更及び供用開始手続きについては、事業担当班や関係機関と連携を密にし、時機を失することのないよう、引き続き適切かつ迅速な事務手続きに努めていく。

#### 道路等関係許認可

(単位:件)

	土地境界関係	道路関係	屋外広告関係	建設リサイクル関係	計
平成23年度	73	1,148	707	414	2,342
平成24年度	110	1,386	829	627	2,952
平成25年度	121	1,303	539	557	2,520
平成26年度	82	1,208	815	575	2,680

### 2 河川関係事務

震災復旧事業の進展に伴い、市町村や東北電力、NTT東日本などからの許認可申請件数が増加している。また、建売住宅や個人住宅に関連した許認可申請件数も増えている。

震災から4年が経過し、未だ仮設住宅での生活を余儀なくされている方々が数多くいる中で、一日も早く被災者の方々が安心して暮らせるように、事業者等と連携を図り、官民一体となって復興事業が推進するよう事務処理の迅速化に努めていく。

#### 河川関係許認可

(単位:件)

	土地境界関係	河川関係	砂利関係	砂防等関係	計
平成23年度	57	763	6	20	846
平成24年度	71	852	9	22	954
平成25年度	64	985	18	16	1,083
平成26年度	59	1,063	15	27	1,164

## 災害復旧事業に係る用地買収のピーク

仙台土木事務所 総務部 用地第一班

### ■平成26年度の総括

用地第一班は、河川・海岸及び街路事業に係る用地取得等の業務を行っている。

平成26年度は、丈量図の多くが平成25年度に完成したことにより、用地取得業務のピークを迎えた年となった。

復旧・復興事業で取得した用地は、筆数にして415筆(第三者のための契約を含む)で権利者は343人(被相続人は1人と計算)である。また、平成25年度に契約し繰り越した351筆の登記処理業務も行った。

#### 《財産管理人の選任》

平成26年度で特筆すべきものとして、相続及び不在者財産管理人の選任がある。

表題部のみの登記で所有者が特定できない、住所地に居住の痕跡がなく所在を追えない、また、相続人が所在が不明などの理由で不在者財産管理人を選任申請する必要が生じ、相続人全員が相続放棄したため相続財産管理人の選任申請が必要となった。不在者財産管理人の選任申請は8件、相続財産管理人の選任申請は2件の合わせて10件の選任申請を行い、3件で土地売買契約が成立し、5件で境界確定図等に確認の押印をいただいている。申請に当たっては、家庭裁判所の協力をいただき、親切な指導による事前協議の結果もあって、申請から選任まで一週間以内であった。また、本来は最終住所地での申請が必要であるが、災害復旧事業の事案については、最終住所地が県外であっても震災特例により仙台家庭裁判所での申請を認められた。

#### 【財産管理人と契約した土地の保存登記】

財産管理人は所有者ではないので、表題部の登記のみで保存登記が必要な場合は、契約当事者である県と財産管理人との間で「和解調書」を作成する必要がある。提訴となるため県議会の議決が必要(地方自治法第96条第12項)となったので、1件議案として提出し可決している。

### ■成 果

#### (1)復旧事業

平成25年度からの用地取得を継続したほか、中貞山運河(名取市閑上)など平成26年度に丈量図が完成した地区では契約会を行うなど用地取得に努めた結果、難航箇所・大型物件を除き、多くの地区で完了の見込みが見えてきた。なお、七北田川の蒲生地区など事業計画変更等によりこれからの地区もある。



## (2)復興事業

街路事業である八幡築港線(塩竈市)と山下停車場線(山元町)を進めたが、山下停車場線は事業計画の遅れにより、詳細設計に基づく事業説明会を3月に行ったのみである。八幡築港線は、自動車学校、全国展開する企業の工場・大型店舗などの大型物件及び住宅が連担する地区であり、総合補償技術業務委託を3件発注し、直営分も含めほぼすべての権利者と交渉に入った。大型物件としては、リサイクル会社の本社事務所及び2つの工場の移転契約が成立した。

### ■課題

#### (1)難航箇所

復旧事業にあつては、難航箇所の取得が今後の大きな課題であり、相続が多く発生している多数共有地においては、収用裁決申請により取得することとし、共有者を対象に説明会を開催して収用による取得を目指すことについて説明している。

収用裁決申請は、今後少なくとも7件予定しており、関係権利者がかなり多数となるため事務の作業量は膨大となることが想定されるため、裁決図書等作成業務委託の中で作業できないか検討する必要がある。

#### (2)総合補償技術業務委託

平成25年度に2件発注(平成26年度繰越)しているが、物件調査は別発注で、交渉のみの業務となったためかなり非効率であったことは否めず、平成26年度においては、積算業務と併せた発注とした。なお、八幡築港線はすべて物件付きで残地の処分についての相談も多いため、ほとんどの交渉において、事務所の意思決定が求められ、また、その進行管理も事務量を増やすので、当該地区での当該業務の導入についてはあまり効果が感じられない。総合補償技術業務委託は、土地だけの契約が多数の場合に有効と感ぜられる。

### ■感謝

9人の自治法派遣職員(東京都、兵庫県、香川県、大分県、鹿児島県)には一年間パワフルにがんばっていただいた。

用地のベテランには、どうにもならないような用地交渉と登記処理を適切に処理していただき、用地初心者の方にも全国あちこちに交渉に出向いていただき、収用案件と想定していた案件の契約を成立させるなど、彼らがいなければここまで進まなかっただろう。

## 災害復旧復興事業に係る用地確保について

仙台土木事務所 総務部 用地第二班

### ■被災後の現状と課題について

用地第二班は、道路事業に係る用地取得に関係した業務を行っている。

当事務所の管内は県の海岸線約1/3(仙台市管内を含む)程度と膨大であり、発災後は用地業務が滞り、主に津波により被災した県道のパトロール業務を事業実施班の班員と行った。

被災直後の現地は目も当てられないほどの惨状であり、管轄する県道の復興はおろか復旧すら厳しいものと感じられた。

まず被災した県道の復旧は内陸部から重点的に行われ、用地買収も大きな混乱がなく進められた。

しかし、沿岸部の道路については津波被害がひどく土地の特定はおろか、権利者本人が被災したり、多くの方が自宅を流失するなどして、住所地におらず役場の協力を得ながら居住地の特定を行うなどして丈量図の作成等を行う必要があった。

また、土地評価に関しても現状のままで行ってよいのか悩ましいところはあったが、とりあえず現状を勘案し行うことで不動産鑑定士に委託を行い評価を行っている。

土地権利者からすれば提示される単価に不満はあると思われるが、今回の震災からの復旧復興を早期に願う気持ちからか現在のところ大きな反対もなく用地買収事業が進められている。

これを端的に示す事例として、津波により自宅を流失しその場所に再建した権利者がいた。この方の自宅は県道に隣接しており、この県道が嵩上げを伴う改修工事の対象になり自宅とともに再建した物置が支障物件となった。

たとえ物置とはいえ苦勞の末に再建した我が家が復興事業により改築を余儀なくされるのは大変なことと思われたが、この方との用地交渉では不満一つ無く、当方から提示した物件移転補償額で契約締結にいたった。

他方、生活の再建を図るため、その地区の基幹産業で生計を立てる施設の再建などを行い、ようやく生業に目処がついた土地と施設が事業予定地となり施設の移設が必用となった。この権利者からは土地への立入りさえ拒否されている。

復興事業の必要性は理解されているものと思慮されるが、ようやくの思いで再建しこれからというときに再び再建場所の確保や施設の建設に係る苦勞を思うと理解せざるを得ない。

現在多くの沿岸被災地において自己の生活再建や地域の再生のため、様々な取り組みが進められている。復興事業を進めるためには、今後もこのような状況へ対峙しなければならず、担当者としての葛藤が繰り返される。

また、多くの方が被災し、亡くられた方も大勢いる。その中には、未だ所在の確認で

きない方も少なからずいる。

土地の買収を進めていると土地名義人の方が亡くなられ、相続登記の済んでいない土地があり、調査を行うと相続が数世代に亘り相続手続きに手惑うことが多々ある。

しかし、今回必用とする相続には被災して亡くなられたというものが少なからずあり、被相続人及び相続人が被災者という特殊事情を抱えており、用地交渉そのものに配慮が求められる。

ただし、一つ一つの事業に課せられた意義を考えると、これらの事業そのものが被災地域とそこに住まう住人の復興に資するものであることを職員が理解をし、用地交渉時に権利者等にそのことを十分に説明し、理解を得ながら進めることが肝要である。

#### ■他県から派遣された職員について(スペシャルサンクス)

今回の復興事業への応援として、山梨県、愛知県、山口県、福岡県及び沖縄県から多くの職員の方が派遣されてきている。

慣れない土地、風習の違いなどの環境の中で、用地交渉を行うのは並大抵の苦勞では無いと思われる。

そういった中で、昼夜を問わず用地交渉に明け暮れた彼らの働きがあり、事業用地の確保が順調に進められたことは感謝の念に堪えない。

今後、復興事業が進められ再生したこの地に彼らが再訪し、蘇った宮城の地を是非見ていただき、共に喜びを分かち合えることを切に願い、道半ばの復興事業に携わりたい。

## 復旧復興4年目の現状と課題

仙台土木事務所 道路部 道路管理第一班

塩竈市、多賀城市、利府町、七ヶ浜町を管轄する道路管理第一班では、平成25年度までに災害復旧について全箇所完了しており、平成26年度は本格的に復興事業の発注を行うとともに、震災後中断していた通常事業を推進した。

以下、管轄市町ごとに現状と課題を記す。

### (塩竈市)

(主) 塩釜港線((都)築港大通線)の港町工区では、東北地方太平洋沖地震に伴う広域地盤沈下に伴い冠水が発生するようになったことから、朔望平均満潮位であるTP+0.86mまで道路の嵩上げを行っている。

事業を進めていく中で、当該地区は軟弱地盤であることから地盤改良が必要となったが、復興予算の関係上大幅な事業費増が認められなかったことから、深層混合処理による固化処理工法から軽量盛土による置換工法により対応することで事業の実施が可能となった。

震災前からの継続事業である(主)仙台塩釜線((都)八幡築港線)芦畔工区は平成7年度の事業着手から用地買収を経て平成25年度から舗装工事に着手したが、四車線化による中央分離帯の設置にともない、周辺事業者等と開放箇所の調整に時間を要したが、度重なる協議の末合意を得ることができ、平成27年度中の供用開始が可能な見通しとなった。また、同路線の先線において復興事業による現道の拡幅事業が進められているが、大型補償物件が多数あるため用地買収に時間を要している。

(主) 泉塩釜線の東玉川工区では、交通安全事業が実施されており、用地補償が完了した区間から随時歩道設置工事を実施している。また、JR 東北本線をアンダーパスする人道ボックスの詳細設計が完了し、平成27年度より人道ボックス工事が行える見通しとなった。

(一) 利府中インター線庚塚工区においては、用地買収困難箇所が複数存在したため事業の進捗が極めて低かったが、塩竈市や地権者の協力によって懸案が解決し、平成27年度から事業進捗が図られる見込みとなった。

塩竈市における課題としては、大型工事の発注を急ぐあまり、地元との調整を十分に行えない案件があったことが上げられる。また、市と積極的に連携することで解決が早まった案件もあり、事業の実施に当たり地元自治体との連携が重要であることを再認識させられた。

### (多賀城市)

(主) 塩釜亘理線((都)清水沢多賀城線)町前工区については、多賀城市が復興事業によって先線の整備を行うこととなったため、震災前から中断していた国道45号との交差点計画が確定し、県施工箇所について工事に着手した。仙台港背後地区画整理事業の竣工に合わせ、平成26年11月10日に供用を開始した。

(主) 泉塩釜線南宮工区では、三陸自動車道の多賀城 IC 開通に向けた四車線化工事を平成26年度中に完成させる予定であったが、埋蔵文化財の発掘調査が必要



となったり、多賀城 IC 接道箇所の協議に不測の時間を要したことなどから、年度内完了が困難となり平成 27 年度事業完了の見込みとなった。

また、貞山橋における耐震補強工事を開始した。しかし、震災以降の物価・労務費等の上昇により当初予算に対して大幅な事業費増となったため、復旧・復興需要を的確に予測し事業費を算出することの難しさを痛感するとともに、正確な事業費の把握が事業の円滑な進行には不可欠であることを再認識した。

多賀城市における課題としては、(都)清水沢多賀城線の施工にともない、県と市の施工区分を明確にする調整に時間を要した。改めて地元自治体との綿密な事前調整・協議の必要性を実感した。

#### (利府町)

(主)仙台松島線化粧坂工区は、震災以降沿岸部への土砂運搬車両の増大により舗装の損傷が激しくなっていることから、6 年計画での舗装補修を開始した。ただし、今回の復旧は大型車両の復旧・復興事業に伴う増加を加味したものでも無く、あくまでも原形復旧を基本としているため、今後の大型車両の増加予測や舗装の損傷状況等を的確に見極め適切な舗装補修を実施していく必要がある。

新勿来橋における耐震補強工事を開始したが、震災以降の物価・労務費等の上昇により当初予算に対して大幅な事業費増となったため、復旧・復興需要を的確に予測し事業費を算出することの難しさを痛感するとともに、正確な事業費の把握が事業の円滑な進行には不可欠であることを再認識した。

また、整備を進めていた加瀬沼公園の C 地区について、平成26年10月1日に供用開始した。

利府町における課題としては、道路の維持管理という部分で県と町が同じ基準を共有し、その基準に則り実施できるかというものがある。県として町の現状を把握し基準に反映していく必要がある。また、加瀬沼公園 C 地区について、利用促進のPRも課題としてあげられる。

#### (七ヶ浜町)

(主)塩釜七ヶ浜多賀城線の菖蒲田浜工区では復興道路事業を実施している。国有保安林解除や、災害公営住宅整備事業、被災市街地復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、排水路事業等との調整を重ね、全事業区間において概ね工事を発注した。また、用地買収において複数相続等により任意交渉による用地取得が困難である場合を想定して土地収用法に基づく法手続の準備を進めた。

代ヶ崎浜工区においては、移転促進事業や区画整理事業など、新たな集落の発生による安全面への配慮から歩道の設置事業を実施しているが、七ヶ浜町内の復興事業が最盛期ということもあり入札が3回不調となり、占有者との工程調整等が計画通りに実施できないため苦慮している。

七ヶ浜町における課題としては、町の復興事業と関連する事業であるため、町との工程調整、情報の共有等があげられる。現時点で町の復興事業に遅延をもたらすような事業の遅れはないが、今後も引き続き計画的な事業の進捗に留意していきたい。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

仙台土木事務所 道路部 道路管理第二班

平成23年3月11日に発生した、あの大地震から早くも4年が経過しようとしている。震災復興計画の上ではすでに、「復旧期」を終え「再生期1年目」を迎えている時期ではあるが事業の進捗や現場を見る限りまだまだ復旧途上に思える。

当班担当の道路災害復旧箇所はほとんど早期に完了しているがこれは、ライフラインの確保、被災地復旧事業を進める為の幹線道路網の復旧が急務であったこと、被災箇所が内陸部であり調整等の障害が少ないことが起因していると思われる。

一方で被害の大きい沿岸部においては、県道のみならず海岸・港・市街地・JR線等々すべてが被災しており、地元では新しく市街地等を整備する上で「まちづくり計画」「防災計画」等の事業計画を新たに策定する必要性が生じている。また、国・県においても「津波対策」として防潮堤事業や道路の嵩上げ等の計画・実施に際しての基準整備を早急に決定する必要性が生じ、それらの計画を進める上で地域住民を含め多くの関係機関との調整・協議に不足の期間を必要としていたことから、実質「復旧・復興事業」の進行は停滞気味であったことは否めない。

地元の復興計画との重複や土地利用の制限・変更から復旧方法や事業そのものについて協議・調整が必要な数カ所の未着手箇所があるものの、平成26年度の発注でほぼ災害復旧事業が完了する目処が立ったことから、平成27年度では復興関連事業が中心となると考えられる。

次年度以降の主な予定事業(工事)としては、(一)荒浜港今泉線、(主)相馬亘理線、(都)山下停車場線の道路改良工事の発注・着手・完成と、(主)塩釜亘理線に架かる閑上大橋、亘理大橋の下部工工事の発注・着手・完成がある。

道路改良工事については官民とも協議や事業説明会を通して地元への調整・周知は今年度中に実施しているものの、拡幅等に伴う民地の買収や町の復興計画との細かい調整がその都度発生することが懸念される。工事完了をH29年度とするならば、可能な限り短期間で協議・説明を実施し事案を解決しながら工事発注・着手まで進めなくてはいけない。特に用地買収については地権者一人一人の理解と協力が必要不可欠であることから用地班と連携し進める必要がある。理解や協力が得られるよう説明会や文書などで進捗状況の周知を行い県側の考え方・事業の進め方を示すとともに地元の意見・要望等を収集できる機会を多くしていきたい。

また、(主)相馬亘理線においては一部強硬な反対者がいるため、事業が難航することが容易に考えられる。反対の理由については町の「防災計画」「まちづくり計画」も含まれることから関係機関と協力の上、理解が得られるよう交渉を重ねていく必要がある。

閑上大橋、亘理大橋の2つの橋梁が位置している(主)塩釜亘理線は、常時は塩釜～亘理間を結ぶ物流交通の要所であり、異常時は災害緊急輸送路にも指定されている大変重要な路線ある。上部工補修はおおむね完了することからH27年度は下部工の耐震補強工事が主な内容となる。

工事箇所が名取川、阿武隈川の河川内となることから非出水期と限られた期間であること、物流交通の要所のため車両の通行を確保したままでの施工となることから迅速な施工と安全面に十二分の注意が必要となる。加えて、国交省施工の河川防潮

堤工事と施工区域が重複するため、進入路や作業ヤード等の物理的、作業工程等の工事期間的な調整が必要となってくる。

発注・施工にあたっては関係機関との協議・調整と施工業者への工程・安全に対する指導徹底を行うことが重要と考える。

平成27年度は震災復興・復旧事業の推進において一つの節目となると思われる。官民個々で復旧に向けた様々な取り組みを行っている途中であるが、再建のための速度を鈍らせないよう、むしろ加速させるよう迅速かつ丁寧な対応をもって取り組む必要があると感じている。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

仙台土木事務所 道路部 道路建設第一班

平成26年度の当班においては、黒川郡4町村(大衡村、大和町、富谷町、大郷町)と松島町における6箇所の災害復旧事業及び8地区の道路建設・管理事業に取り組んでいる。

### ○この一年で解決されたこと

道路災害復旧事業(路面災)については、5月で135箇所全てが完了となった。

橋梁災害復旧事業については、志田野川橋が12月完成、粕川大橋については、5回の入札不調を経て、対策工の見直しにより、9月受注者決定、平成27年9月完成予定である。松島橋については、松島町役場補償を完了し、橋台下部工の受注者が10月決定した。

道路建設事業については、内陸部における産業拠点形成を支える道路として早期供用要望の強い宮床道路改良事業において、約8割の用地買収を進め、平成27年2月に安全祈願祭を開催し、平成30年度供用に向けた本格的な工事着手となった。また、新耐震化計画に基づく橋梁耐震化については、柞沢橋ほか4橋の落橋防止対策を進め、志田野川橋は耐震化が完了した。さらに、これまで6回の入札不調を続けていた車橋において、発注規模の拡大により、8月に橋梁下部工の受注者を決定し、事業の推進を図った。加えて、災害防除事業において大和町吉田地区の3箇所が完了となった。

### ○課題として顕在化したこと

1つ目は、内陸部町村の要望の声の高まりである。震災4年目を迎え、内陸部の町村においては、沿岸部の重点対応は理解しつつも、内陸部における生活関連の社会基盤の整備についての要望が強く打ち出されるようになってきている。

2つ目は、予算不足、予算措置の問題である。特に内陸部の通常事業においては、国予算内示が大きく減額されており、完成供用に大きな遅れが生じている。また、橋梁災害復旧事業においても、事業精査等に伴い事業費が大幅に増加する傾向であるが、重変協議や県単予算措置など、今後の予算確保が不確定な状況にある。

3つ目は、設計成果の不備及び受注者の技術力不足の問題である。震災からの限られた時間の中での協議不足等に起因する設計成果の不備が、工事発注時及び工事施工時に明確化され、修正作業に多くの時間を要している。また、特に施工規模の小さい内陸部の受注者においては、建設業における人手不足に関連する配置技術者の技術力不足や下請けに対する調整力不足の問題が生じており、発注者への大きな負担となっている。

### ○解決の方向性

1つ目については、地域の将来の絵姿を見据えつつ、市町の声に耳を傾けながら、1つ1つ丁寧に対応していくこととしており、小規模であるが出来る事業展開に努めている。

2つ目のうち、予算不足については、予算配分に応じた各種事業展開に柔軟に対応していくとともに、予算措置については、主管課との綿密な調整を図りながら、早期の予算確保に向けた取組を鋭意進めていく。

3つ目については、とりわけ若手職員が実務を経験する育成の最良の機会と捉え、設計コンサルタントや施工業者との連携を図りながら、ベテラン職員の経験活用や班内チームワークの推進により、班全体、部全体での取組を推進したい。



## 復旧・復興4年目の現状と課題

仙台土木事務所 道路部 道路建設第二班

道路建設第二班は名取市及び岩沼市の道路建設事業・都市計画事業を担当している他、岩沼海浜緑地や道路維持管理業務も担当しており、名取市・岩沼市の道路系事業全般が業務の対象となっている。

平成26年度の主要事業としては、(主)塩釜互理線の閉上をはじめとした復興交付金事業4事業の他、(主)塩釜互理線の下増田をはじめとした復興枠3事業及び(都)大手町下増田線や(都)植松田高線の都市計画道路事業3事業を行っている。

なお、災害復旧事業については大和町・大郷町・富谷町・利府町・松島町の5町における8路線101箇所全てについて平成25年度までに完了している。

復旧・復興から4年目となる平成26年度において、事業進捗する上での課題や解決の方向性については以下のとおりである。

### 【課題として顕著化したこと】

- ① 復興交付金事業については、事業箇所が津波被害を受けた箇所であり、各事業主体が同時期に計画を策定し、事業を進めている。このことから、計画のすりあわせに時間を要し、事業の遅延に繋がっている。
- ② 道路の維持管理において、復興車両の増大に伴い路面状況の悪化が顕著化している。特に、土取り場周辺の県管理道路については、路面清掃を行っているものの、土砂・採石の散乱が激しく、多くの苦情が寄せられている。
- ③ 復興交付金事業等、多くの事業が計画段階から工事実施段階へ移行し、業務量が増大している中、人員は減少傾向であり、職員の負担が年々増加している。

### 【課題解決に向けた対応】

#### ①について

復興交付金事業については、事業調整を積極的かつ綿密に行い、早期に工事発注が出来るよう関係機関との調整及び事業課との予算調整を図ったことにより、今年度内に当初想定していた以上の工事発注が出来た。

#### ②について

道路維持管理業務による路面清掃の頻度を上げるとともに、原因者である土取り場の企業へ許可権者である地方振興事務所と連携し、土砂搬出状況の確認を行うとともに、土取り場周辺の県道への定期的な路面清掃を依頼し、路面状況の改善を図った。

#### ③について

平成26年度は現状の人員で何とか対応したものの、平成27年度は更に業務量が増大するため、発注者支援業務を視野に入れながら、各種事業に遅延が生じないよう事業進捗に努める。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

仙台土木事務所 河川部 河川砂防第一班

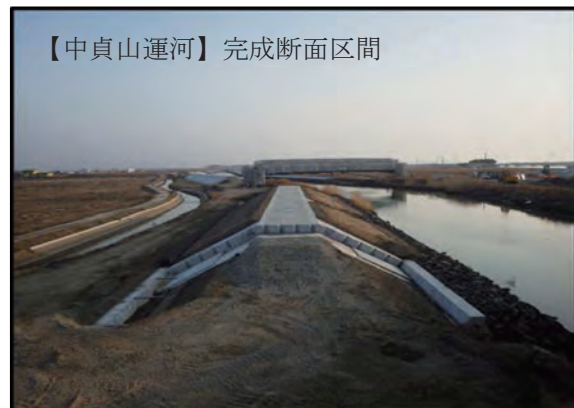
東日本大震災による河川災害復旧事業のうち協議設計箇所4河川については、平成25年度までに保留解除を終え、全ての箇所では現地での工事に着手している。

平成26年度においては、用地取得並びに関連事業との調整の状況に応じて、合計5件の工事発注を行ったところである。また、中貞山運河及び川内沢川では、前年度までに発注済みだった4件の工事が平成26年度内に完了した。特に中貞山運河では一部区間ではあるが、当班担当では初めてL1対応の完成断面での施工が完了し、災害復旧事業の確実な進捗が見られる年となった。

今年度、特に注力したものとしては、用地買収の進捗についてである。中貞山運河においては、市施行の復興まちづくり事業の計画変更に伴い買収方式が変更となったため、契約開始が6月以降となり他地区に比べ出遅れたところであった。

用地及び工事担当のいずれも他県からの派遣職員が中心となって精力的に交渉を継続した結果、多くの地権者の協力を得ることができ、年度末時点において契約額比の進捗率で93%、件数で100件を超える用地契約に至ることができた。

また、南貞山運河では、任意交渉では取得が困難な土地が存在したため、用地取得交渉を継続していく一方で、土地収用法に基づく事業認定の申請を平成27年3月に行うことができた。



【中貞山運河】完成断面区間

平成27年度の課題としては、大きく2点が挙げられる。

まず、1点目は交渉が難航している用地取得の完了に向けた対応を執っていくことである。早期の工事発注の完了に向け前提となる用地取得の完了は必須であることから、引き続き用地担当と連携し事業スケジュールを考慮した業務にあたる必要がある。特に南貞山運河に関しては、事業認定後の収用裁決申請の有無、時期等について適正な判断をする必要があり、上半期を目処にその準備を進めて行くことが最重要となる。

2点目としては、関連事業との計画調整である。従来から関連事業との調整は図られてきたが、それぞれの事業が進むにつれ、工事工程の重複による施工時期・手順の変更はもとより、場合によっては一部計画変更を余儀なくされるケースが予想される。中貞山運河、南貞山運河、増田川において、他事業者が行う災害復旧事業に加え、復興まちづくり事業などの復興交付金事業における計画変更や関連新規事業に伴い、再度の計画調整や施工条件の変更が予想されることから、関係機関との確認・調整作業を確実に行う必要がある。

平成27年度においては、当班分の災害復旧事業の残工事について発注を完了することを目標に、組織的に取り組んでいくこととしている。

## 4年目の現状と課題

仙台土木事務所 河川部 河川砂防第二班

当班においては、七北田川水系(名取川水系北貞山運河を含む)の河川、七ヶ浜町の海岸及び仙台市宮城野区、若林区、泉区、七ヶ浜町の砂防・急傾斜地崩壊対策に関する改修・管理事業に取り組んでいる。

平成26年2月までに東日本大震災によるすべての災害復旧箇所が実施保留解除となったが、平成25年度末までに協議設計箇所まで完成に至ったものは菖蒲田地区海岸の1工区のみ、工事着手も河川2工区、海岸1工区であった。その後、用地買収に目処がたったところから工事を順次発注し、平成26年度内に、菖蒲田地区海岸1工区が完成するとともに、河川7工区、海岸2工区が工事に着手している(平成26年度末現在、七北田川外9工区、菖蒲田地区海岸外2工区が施工中)。また、非設計協議箇所については、梅田川外の河川災3箇所が完成した。

さらに、社会資本整備総合交付金(復興)事業としては、七北田川と平成25年度から着手した菖蒲田地区海岸がある。このうち、七北田川については、護岸工事に平成27年2月着手し、平成27年度内に福田町工区が完了する見込みである。また、菖蒲田地区海岸については、整備方法を決定するとともに、既設人工リーフ及び離岸堤を嵩上げする工事に平成27年1月着手した。

一方で、災害復旧事業を進める中、課題が明確になってきた。1つ目としては、環境団体・住民団体からの環境・景観に対する要望である。環境団体や学識経験者からは、東日本大震災により破壊・再生あるいは新たに形成された水環境について周辺部も含めて保全を望まれたものである。これに対し、県としても急速に回復している環境に対処する必要があると判断し修正設計を行うとともに、「蒲生干潟自然再生事業等に関する意見交換会」、「井土浦環境懇談会」及び事業認定環境影響評価検討会など、機会あるごとに意見をいただいたところである。また、七ヶ浜町の特定非営利活動法人(NPO)からは海岸の景観に対し要望がなされ、4度にわたり直接意見交換を行っている。

2つ目は、発注工事の不調である。災害復旧工事の設計協議箇所については、工区分けをしても発注ロットが大きいと、ほとんど不調となることはないが、災害復旧工事の非設計協議箇所や県単独事業については、発注ロットが小さいことや住家に隣接して仮設が容易でないことなどから、応札者がなく不調となることも珍しくない状態である。

設計変更部や用地隘路の箇所など平成27年度も災害復旧工事の発注が続くが、河川堤防・防潮堤の利用や環境面については、地域や環境関係の方々から今後とも意見をいただきながら進めていくこととしたい。また、施行箇所の組み合わせ等により、不調箇所を極力少なくしていきたいと考えている。



七北田川河口・蒲生干潟(H24.3)



菖蒲田地区海岸防潮堤(T.P.6.8m)

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

仙台土木事務所 河川部 河川砂防第三班

当班が所管する2市(塩竈市, 多賀城市)6町(松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷町)の災害復旧箇所である河川53箇所, 海岸13箇所については, 河川49箇所です工事が完了し現在河川2箇所, 海岸6箇所が工事中であり, 浦戸諸島の一部の海岸について未着手である。

中でも野々島の毛無崎海岸と平和田海岸については防潮堤の計画高(L1)に地元同意を得られていない状況であり今後, 塩竈市のまちづくり計画等とタイアップを図りながら地元交渉を進めていく。

復興交付金事業の3河川(高城川, 砂押川, 旧砂押川)については, 年度内に発注している。

工事発注済み箇所において顕在化してきたものとして, これまでは実施保留解除における設計成果を基本に発注することを最優先としてきたが, 工事着手後に新たな課題が見受けられるようになった。

まず, 1点目が高城川において, 護岸基礎部の矢板打設中に既存の捨石が確認されたことによる矢板打込工法の変更が余儀なくされたこと。また, JR仙石線下の基礎矢板長が約16mとなっているが, クリアランス等により施工方法に問題があることから, 今後修正設計が必要となっている。

2点目は朴島海岸において, 埋蔵文化財の試掘調査をしたところ土器片が出現し本格調査が必要になった。離島であることから重機輸送等, 文化財調査費に多額の費用が必要となること及び調査日数も長期に及ぶことから今後, 塩竈市教育委員会とスケジュール調整等, 綿密に行っていく必要がある。

その他として砂押川において多賀城市が歴史的風致維持向上計画の認定を受けた「石積み護岸の再建」により, 今後設計内容を変更し地元で根ざした災害復旧工事を展開するものである。

なお, 今後については, さらに新たな課題が発生する可能性があるが, できる限り発注済み工事を止めることのないよう迅速な対応を行っていく必要がある。



## 復旧・復興事業，全力で進行中！

仙台土木事務所 河川部 河川砂防第四班

当班は、岩沼市、亶理郡の3市町における事業と管理を担当し、他に仙台市青葉区の砂防事業1箇所も実施している

震災より4年目となった平成26年度は、地震災の河川災害復旧事業(五間堀川、坂元川、戸花川)や五間堀川改修事業(復興枠)、坂元川改修事業(通常)、佐手山通常砂防事業などを進めてきた。

五間堀川河川災害復旧事業は、平成25年度に実施保留解除を行い、他の復旧事業との計画調整や保安林解除などの手続きを進め、工事の執行を進めてきたことから、年度末には、貞山運河区間で延長比約86%、9工区の工事が着手している状況となった。また、他の復旧事業との工事協定締結や実施保留解除の変更等も行った一年となった。

坂元川・戸花川の河川災害復旧事業については、平成25年度末の実施保留解除から、平成26年度には、6工区の工事を執行し、概ねの区間で工事着手することができた。また、周辺の復旧・復興事業との計画調整などもこの年に多く行われた。

五間堀川改修事業(復興枠)については、この年に河川整備計画の見直しも行われ、事業の本格着手となった。

赤井江遊水地計画については、隣接する公園、下水処理施設に関する都市計画手続きや保安林、環境面への配慮など関係機関との調整を行ってきた。また、五間堀川本川部分に関しては、用地取得が進んだ区間について、年度後半に工事を執行することができ、工事着手した。

坂元川河川改修事業及び佐手山通常砂防事業については、継続的に整備することができ、通常管理業務や土砂法指定の対応、通常雨災対応などについても行った一年であった。

主要事業における課題と、解決へ向けた取り組みとしては、河川災害復旧事業における未買収地の確保や今後進められる隣接の復旧・復興工事などとの調整などがあり、用地取得については、平成26年度より土地収用を視野に手続きを開始しており、任意交渉と合わせ、適切な時期に土地の確保と未発注区間の工事発注をできるよう進行管理を行っていく。

他事業との調整は、工程調整やヤード調整のみならず、計画見直しの調整も多いことから、時間軸をきちんともち、完成形を見据えた事業調整を行っていく。



## 震災以降の建築確認申請の状況について

仙台土木事務所 建築部 建築第一班

### ■ 建築確認申請について

建築物等に係る建築確認、計画変更確認、中間検査、完了検査に関する申請状況で土木事務所で処理した件数は、平成 22 年度は531件であったが、震災後の平成 23 年度は678件で約1.3倍、平成 24 年度は948件で約1.8倍、平成 25 年度は891件で約1.7倍となり、平成 26 年度は712件で約1.3倍と推移しており、増加傾向が続いている。また、指定確認検査機関を含めた処理件数では、平成 24・25 年では2倍以上となっている。

建築確認等申請件数

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
確認申請	235	332	441	358	270
変更申請	25	37	57	63	56
中間検査	61	75	129	155	110
完了検査	210	234	321	315	276
計	531	678	948	891	712
指定確認検査機関報告	5,255	5,905	10,531	10,539	10,180

建築物の用途としては、戸建て住宅が中心であるが、被災市街地復興土地地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の面的整備が進むにつれて、個人住宅の再建のみならず、災害公営住宅の建築等も着実に進んでいる。

### ■ 今年度の取り組みについて

東日本大震災により地域住民の生活に必要な多くの建築物が被害を受けたため、従前のこれらの建築物に替わる仮設建築物を応急的に建築し対応しているが、恒久的な建築物が再建できるまでの間、応急仮設住宅や仮設建築物の期間延長承認業務を行っている。また、生活再建の場になる災害公営住宅整備事業に係る審査・検査や、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地復興事業の進捗により、建築工事がスムーズに進むよう市町村と建築行政会議を開催するなどして、連絡調整すると共に、建築物の再建等に関する様々な相談に対応できるように努めている。

今後も、防災集団移転促進事業や災害公営住宅の整備の進捗に合わせて、住宅建築等が円滑に進行するなど、震災復興計画の再生期2年目に向けて、被災地の方々が復興を実感できるよう班員一体となって取り組んでいくものである。

## 震災以後の開発許可及び災害公営住宅について

仙台土木事務所 建築部 建築第二班

### ■ 開発許可について

都市計画法第29条に基づく開発許可申請件数は、平成22年度の22件、平成23年度29件、平成24年度39件、平成25年度42件、平成26年度37件と震災以後増加している。

開発許可制度は、震災からの復興のための復興まちづくりの基盤整備、災害公営住宅建設用地の整備及び被災者向けの住宅建設用地整備に活用されることが想定されたので、円滑な事業推進を図るため、平成25年度に2回の市町村担当者会議を開催し、制度及び取扱い等説明を行ったところである。

今後は、整備が行われた土地の二次開発の相談及び建築確認申請時に必要な都市計画法施行規則第1条の3第8項の規定による第60条の証明書事務の増加が予想される。

### ■ 災害公営住宅について

災害公営住宅は整備戸数が約1万5千戸と膨大なことから、被災市町村は多様な整備手法、①県への委託(土木部復興住宅室対応)、②UR都市機構への委託、③民間整備物件の買取り及び④市町村の直接発注による整備が計画され、土木事務所は市町村直接発注の場合に公営住宅法に基づく検査(基礎配筋・建て方・完成等)を行うこと、UR都市機構が整備する場合は建築基準法に基づく検査(建て方・完成等)を行うことになるが、検査回数が非常に多くなることから効率的な検査を行うため、平成25年度に市町村担当者会議を開催し、取扱いや検査受検の進め方の説明を行ったところである。

今後も市町村担当者との連絡を密に行い、適切な時期に検査を行うものとする。



H25.10.28 建築行政会議 参加者 23 名



塩竈市伊保石地区災害公営住宅

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

北部土木事務所 総務班

総務班としては、直接的に事業を担っている班ではないため、こうした土俵の中で、班のミッションを分析・検証といった作業をすることは、少々厳しいものがあり、また、それに費やす時間と労力に比してそれに見合った効果があるかは疑問であるので、ほぼ雑感に近いが、現時点で心がけている点、気付いたポイントなどを以下列挙していきたい。

当所の特色としては、非常勤職員・臨時職員を含めると人数が60名を超え、班の数も10班あり、比較的大きな規模の地方機関である。そうした中で、震災以降は、部内の中堅職員の多くが被害の大きかった地域の復旧・復興に直接あたるように配置されたため、結果として新任職員が多く配属され、中堅の層が薄いことがあげられる。一方で、事業担当班の職員は、現場での対応を最優先する必要があるため、勤務時間内も所内にいない場合も多く、職員全員への指示や伝達はなかなか伝わりにくい状況にある。

そのため、週1回の班長会議の場を有効に活用しているほか、ポータルに所内向けの専用掲示板を設定するなどして、連絡事項については簡潔かつ分かりやすく周知するように努めているほか、事務処理の面で疑問等があれば、イントラ等を活用し、すぐに回答できるよう心がけている。

また、言うまでもないが、総務の仕事は正確であることが当たり前であるので、今後も常に正確な事務処理を心がけていきたい。併せて、所内各班の人数や年代のばらつきなども念頭に置き、こうした面のバランスを図りつつ、事業担当班の復旧・復興事業の下支えとなるべく仕事に当たっていきたいと思う。



## 経理部門における会計検査の対応

北部土木事務所 経理班

当所における東日本大震災に伴う復旧・復興工事については、復旧工事の発注は平成24年度で終え、その工事のうち1件を除き平成25年度末までに完了し、今年度へ繰り越した工事1件も年度末に完了見込みである。また、復興予算に係る橋梁耐震工事などの発注は平成25年度及び今年度で実施しているが、復旧工事件数に比べ20件程度と少ない状況である。更に、資材の高騰や技術者・作業員不足などの要因が新たに加わったことによる平成25年度の工事入札不調は30件であったものの、今年度は4件と激減し、震災関連の影響と見られる入札不調は解消されたものと判断できる状況である。

これらを踏まえ経理部門から今年度を振り返れば、震災に伴う復旧・復興に特化した業務は平成25年度末で終え、今年度は震災前の通常経理業務に戻っていると言える状態である。

一方、震災に伴い一定期間見送りとなっていた会計検査は、平成27年次会計検査(道路局所管)より本県において実施(平成27年6月29日～7月3日)されることとなったものの、数年間会計検査が行われなかったことから経理部門での受検経験者はいない状況であり、事前提出資料(事業量調, 3号調書など)の作成に苦慮しながらも、当該会計検査は震災後初めての実施ということで、早めの実施通知、検査対象工事案件等の契約額引き上げ(2,000千万円から5,000千万円)及び災害復旧事業の検査除外などの特例緩和措置が施され作業量がある程度減少したため、班内で意思統一を図った上で、会検業務に専念する者と通常経理業務に専念する者を決め分担処理することで、効率的な事務・作業が可能となり、限られた期間内に作成・提出することができたものである。

しかしながら、今後予想される平成28年次会計検査(河川局など)においては、特例緩和措置がない通常会計検査に移行することから、事前提出資料の作業量の大幅な増加が想定されるため、会計検査院からの通知を待たずに、本庁関係課と連携を図り当該資料の事前作成に取りかかることが必要である。

## 『復旧・復興 4年目の現状と課題』

北部土木事務所 行政班

行政班では、主に次の事務を行った。

- 許認可事務(道路・河川・屋外広告物など)を書類不備等の特殊事情を除き、標準処理期間より短い半分くらいの日数で処理した。  
今後も、行政班の日常業務として、次年度も引き続き短い期間で処理するよう努めていく。
- 土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定のための住民説明会開催など諸事務を行った。  
今後は、指定に向けてより一層円滑なスケジュールを設定することとし、所要の調整を図っていく。
- スマイルサポーター間の情報交換等に向けた支援のため、意見交換会を開催するとともに、スマイルサポーター2団体への感謝状贈呈を行った。  
また、スマイルサポーターの増員を図るためにも、ホームページへの掲載を行い制度の紹介等を行った。

今後とも、意見交換会は、活動に関する諸課題等解決のために、スマイルサポーター間の情報交換の場として有意義であると認められることから、各団体を支援する意味も含めて、活動に際しての種々の工夫など他の団体の取組状況を直接話し合える場を設け、できるだけ多くの団体の参加を促していきたい。

また、スマイルサポーターの増員を図るため、いろいろな工夫などを検討し、広報に努めていく。

### ○ その他の事務

旧道の移管、道路区域の変更等、道路事故の処理、道路付属物損傷の復旧関係砂利採取計画の認可、水質事故の処理

土地改良事業に係る公共用財産地区編入、土地境界立会及び承認などの事務

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

北部土木事務所 用地班

用地班は、道路・河川等の事業全般の用地取得、補償に関する業務を担当している。

東日本大震災発生から4年を迎え、各事業に必要な用地取得、補償業務は概ね順調に推移している状況である。

個別事業の中でも、国道347号の通年通行に向けた用地取得は交渉が難航したものの、地元町（加美町）の協力をいただきながら、用地を取得することができ、改めて関係機関等との連携の如何に重要か認識させられた。

東日本大震災の影響に限らず、用地業務を担う立場として、日頃から感じていることを挙げさせていただきたい。

東日本大震災発生前までは、用地業務経験者も事業の減少等に伴い減少する中で、震災が発生し、復旧・復興事業用地取得に携わる職員が不足している。更には、用地班に配属されたとしても即戦力となる職員は全体の3割程度ではないかと思っている。

これから復興が本格化していけば、用地職員不足は更に深刻な状況になるものと思われる。

当所用地班では、用地業務を円滑に遂行していくことが重要であるため、用地に関する勉強会を定期的に行って知識の高揚を図っていくこととしている。

それにより、今後の復旧・復興を加速させ一丈となればと思っている。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

北部土木事務所 道路管理班

震災から3年が経過し、再生期の初年度として平成26年度の業務を進めてきたが、復興事業が途上である中で道路管理の視点からいくつかの課題が表面化しており、その現状と課題、対応状況について以下に列挙する。

### (道路の路面管理)

路面の損傷や段差に起因する路上事故、苦情等が増加し、その対応に苦慮した。

主な原因は復興需要に伴い大型車交通量が増加していること、震災直後は確認されなかった潜在的な道路の損傷が表面化したこと、地下埋設物工事による盛土の緩みが徐々に舗装面に現れてきたことなどが考えられ、日常の路面補修はもとより、舗装を全面的に更新する必要がある区間が増加している。

補修工事の早期執行と追加補正、日常管理の強化等で対応してきたが、災害復旧工事が完了した現在であっても、震災の影響が長期化していることを痛感させられた。

### (橋梁耐震化の推進)

震災により橋梁耐震補強の有効性が再認識され、復興関連予算で集中的に推進することとしているが、復旧・復興需要の増大と相まって、平成25年度まで入札不調が相次ぎ事業の推進に支障を来した。

不調の原因について管内の業界からの意見を集約すると、工事を早期に執行することや、関係機関との調整を完結させておくことなどが有効と思われ、工事着手日指定などの制度を活用しつつ早期執行に努めた。

結果的に今年度の耐震補強工事については不調が無く、すべて予定どおり着手することができたが、資材や人員の不足は継続しており、今後はさらに工法検討の段階から省力化の視点でも様々な工夫が必要と考えられる。

### (道路管理、除融雪業務等における入札契約制度の検討)

除融雪や道路管理業務における入札不調の懸念が高まっている。

幸い当管内の26年度業務については入札が成立したが、応札者の減少が懸念であり、将来的な業務委託のありかたについて検討すべき段階と思われた。

業界からは、熟練した作業員の高齢化や後継者の確保が難しいことなどから、将来が見通せないとの声が多く、現在の体制を維持していくことに大きな不安がある。

H26年6月に国土交通省の「新たな入札モデル事業」について募集があり、当管内の除融雪及び関連業務の改善について応募したところ、調査対象に採用され、現在国主導により検討を進めているところである。

調査は他の自治体の事例収集や請負業者のヒアリングなどにより課題を洗い出し、持続可能な執行方法の方向性を見いだすと共に段階的な改善策を検討することを目的に進められており、今年度内の提案を予定している。

抜本的に有効な入札契約制度に見直すには相当の時間を要すると思われるが、道路管理体制の維持・充実は必須であり、着実に改善していくことを考えたい。



## 防災・減災に向けて

北部土木事務所 道路建設第一班

東日本大震災大震災から、早くも4年が経過した。当事務所管内においては、地震による道路災害復旧工事は、すべて完了している。

現在、今後予想される災害に対して被害軽減とさらなる発展に繋げる生活・産業基盤の整備として、(主)古川松山線 志田橋の架換事業や橋梁耐震化工事を行っているほか、安全で快適な歩行空間を確保するため、(主)鹿島台高清水線や(主)石巻鹿島台大衡線等で道路改良や歩道整備を行っている。

(主)古川松山線の志田橋は、昭和33年に完成したが、老朽化が著しいほか、幅員が狭く、歩道も無いことから架換が計画されたものである。東日本大震災により被災し約8ヶ月通行止めになったことから早期の完成が望まれている。平成27年度中の供用開始という目標に向けて、工事を発注し、平成26年度末には橋梁上部工、横断函渠工5基が完成した。なお、橋梁下部工工事においては河川の災害復旧工事との関係で、工程が若干遅れていたものの、関係者との調整により何とか完成させることができた。平成27年度は、道路改良・舗装工事を早期に発注し、供用開始を図りたい。

また、主要な道路は、沿岸部への建設資材の運搬路として交通量が増加していることから、(主)石巻鹿島台大衡線等で歩道整備と合わせて路肩の拡幅を計画しているが、予算的な面で事業を進捗させることができない。さらに、管内の東部は、女川原発から30km圏内にかかっており、万が一の避難に利用されることも想定されることから、今後早急に事業を進捗させることが必要と考えている。

その他の路線においても、未改良区間の事業を、計画的に事業を進めることとし、平成27年度から、(主)古川登米線大貫工区において新規着手することとなった。

さらに、(一)鳴瀬南郷線 美里町木間塚地区で地域協働事業として事業を実施してきたが、平成26年度に工事が完了し、最後のワークショップも開催した。地域住民からは、地元と県が話し合い、道路を完成できたことは大きな成果になり、子供たちが安全に通行できる道路になったなど様々な意見をいただいたが、一方で整備計画については、ワークショップで何度も説明したものの、図面では理解されていない部分もあり、工事の途中で現地調査を行った結果、設計変更が必要になるなど、図上での説明の難しさも分かった。



(主)古川松山線 下中目(志田橋)道路改良工事



(一)鳴瀬南郷線 木間塚地域協働事業

## 国道347号の通年通行化に向けた取り組み

北部土木事務所 道路建設第二班

一般国道347号は山形県寒河江市を起点とし宮城県大崎市に至る83キロメートルの山形・宮城両県を連携する幹線道路である。

県境を挟んだ山形県側6.4キロメートルと宮城県側11.3キロメートルの合計17.7キロメートルは、地形が急峻であるとともに、4メートル程度の最大積雪深を記録する豪雪地帯であることから、例年12月初頭から翌年4月末まで冬期閉鎖されている。



雪崩予防柵の状況

東日本大震災が発生した3月11日は冬期閉鎖期間中であり、国道347号の通行は出来ず、山形県側からの支援物資等を輸送する車両は引き返し、迂回する状況であった。

震災時の状況を踏まえ、広域的な連携を支援するネットワークとして、県の沿岸部と内陸部及び日本海側を東西に連絡する幹線道路としての重要性が再認識され、現在、平成28年度からの通年通行を図るべく、平成24年度から道路改良事業に加え、災害防除事業及び雪崩対策事業を実施している。

当該区間の施工においては、付近に適当な迂回路が無いことから全面通行止めが出来ず、車両通行を確保しての施工が必要であること及び積雪量が多く冬期間の施工が困難であることを考慮した執行計画が重要である。

この為、現道への重機械の設置等により全面通行止めが必要となる作業については、改良事業全体の施工工程を考慮の上、施工順序を調整し比較的積雪量の少ない12月、3月及び4月に箇所を振り分け、現場除雪を実施しながら施工してきた。また、通常期に施工する工事については、原則11月までの完成を図ることとして年度当初での工事発注に努めたとともに、発注後においては毎月開催する安全協議会等を通して工程調整を行ってきた。

その結果、平成26年度において、610メートルの拡幅工事が完了するとともに、8斜面の落石対策及び5斜面の雪崩対策を完了することが出来た。また、通年通行開始後の冬期間通行を確保する為には確実な除雪作業と監視体制が必要であることから、除雪計画の基となる試験除雪を実施し作業状況を確認していくとともに、雪崩予防柵の効果を含めた斜面状況及び現地気象状況等の確認もを行い除雪計画(案)を策定している。

平成28年度からの通年通行化に向けた工事に関する今後の課題としては、

- 1 実質的な施工期間は1年程度であり、平成27年度において、債務負担行為を活用し、残る全工事を発注する必要がある。
- 2 改良区間の他、改良済み区間においても災害防除工事及び雪崩対策工事による交通規制が多発することから、一層の施工調整を行い、通行への支障軽減を図る必要がある。
- 3 全面通行止めが伴う工事が残っており、残る期間を考慮すると、複数箇所を同時に施工する計画を立てる必要がある。

また、工事に関する課題の他、管理面における課題としては、

- 1 電力未供給地区である為、監視・観測設備等の設置に必要な電力施設の整備が必要である。
- 2 携帯電話の通信提供エリア外の為、エリア拡大を含めた緊急時の通信手段確保が必要である。
- 3 通年通行開始後においても、継続した斜面点検及び雪害発生状況を調査し、追加対策の必要性有無を確認する必要がある。
- 4 今年度までの試験除雪は、未開改良区間及び雪崩未対策区間があったことから、鍋越峠までの全線を対象とした試験除雪が出来ていないことから、概ねの対策が完了する平成27年度冬期には全線の試験除雪を行い、除雪計画の精度を向上させる必要がある。

上記の各課題の解消する為、残工事の詳細を洗い出し、具体的な施工計画の基に工程管理を実施するとともに、当方が望む具体的条件を示し関係機関との調整を図ることとする。

最後になるが、国道347号の通年通行化は、山形・宮城両県の沿線市町が交流拡大を図る為に期待を寄せるものであり、当班全体で目標達成に向けた取り組みを継続する。

## 復旧・復興4年目の現状と課題

北部土木事務所 河川砂防第一班

○河川改修事業 一級河川田尻川・出来川

安全で安心な県土づくりを目指して、江合川等の一級河川北上川水系の河川改修事業として、田尻川の河道掘削工事や百々川排水機場工事、出来川の築堤工事や河道掘削工事を実施し、大崎地区北上川水系の治水安全度の向上に取り組んでいる。

平成26年度は、関連工事間調整を的確に行い、平成25年度から債務負担工事として着手している百々川排水機場工事(下部工、機械設備工)を年度内に完了する見込みである。また、土地改良区や漁業協同組合等との関係機関調整を的確に行い、出来川河道掘削工事及び出来川築堤工事を年度内に完了する見込みである。

次年度以降は、河川改修事業の予算措置状況にもよるが、地元調整を的確に行いながら、機器の価格調査及び設計積算を速やかに行い、百々川排水機場工事(電気設備工外)や出来川築堤工事を可能な限り早期に発注していくことが重要である。



百々川排水機場 着手前



百々川排水機場 下部躯体完了



百々川排水機場 機械設備完了



出来川築堤 施工中





出来川河道掘削 着手前



出来川河道掘削 完了

○橋梁耐震化事業 一級河川鳴瀬川に架かる一般県道小野田三本木線 旭橋  
 将来発生が予想される大規模地震に対応した橋梁耐震化事業として、一般県道小野田三本木線(加美郡加美町月崎地内)の一級河川鳴瀬川を跨ぐ旭橋(橋長249.75m 幅員 6.5m(9.75m))の橋梁耐震補強工事(橋脚巻立・沓座9基外)を平成25年度から着手している。入札不調等があったものの、漁業者等の関係者調整を円滑に行い、平成26年度末で橋脚巻立7基を完了する見込みである。

事業の実施に当たっては、橋梁台帳等を基に耐震補強設計を行い、早期完了を目指していたが、工事着手後の試掘調査の結果、9基中5基の橋脚地中部の形状が橋梁台帳と相違していたため、今年度当初に橋脚の詳細調査や耐震補強の修正設計及び耐震補強工事契約の変更を早急かつ円滑に実施し、年末までに5基の橋脚巻立を完了させることができた。

事業の早期完了に向けて、当該箇所は河川区域内であるための出水期間中の施工制限、降雪による冬期間の施工休止等の施工時期の制限、県内水面漁業調整区域であるための施工時期や施工方法等の制限等の様々な制約を受けるため、適切な関係者調整及び進行管理を行っていくことが重要である。



着手前



コンクリート巻立て完了

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

北部土木事務所 河川砂防第二班

「土砂災害防止法」に基づく区域指定について

当所における「土砂災害危険箇所」は、706箇所(ランクⅠ253箇所, ランクⅡ422カ所, ランクⅢ31カ所)となっている。このうち、震災前までの指定状況については、73箇所(ランクⅠ63箇所, ランクⅡ10箇所, ランクⅢ0箇所)であり10%の指定状況であった。震災以降はH23:0箇所, H24:0箇所, H25:56箇所であり指定率が上がらない状況であった。この理由としては、基礎調査は実施するものの、説明会まで実施出来ない状況であった。

H26年度は、予算の追加配当等により既調査済全てについて説明会を実施でき平成26年度末における指定については274箇所(ランクⅠ176箇所, ランクⅡ98箇所, ランクⅢ0箇所)で全体38%, ランクⅠについては69%となった。

平成27年度末には、ランクⅠ及び「災害時要援護者関連施設」に関する箇所についての指定も完了する予定である。

管内における土砂災害危険箇所数及び基礎調査の実施状況は以下のとおり。

	危険箇所合計				区域指定済み危険箇所				今後区域指定すべき危険箇所			
		ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ		ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ		ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ
大崎市合計	553	190	332	31	195	131	64	0	358	59	268	31
旧鳴子町	178	93	76	9	93	74	19	0	85	19	57	9
旧岩出山町	138	37	94	7	49	28	21	0	89	9	73	7
旧古川市	32	5	27	0	1	0	1	0	31	5	26	0
旧三本木町	66	11	50	5	5	4	1	0	61	7	49	5
旧田尻町	43	13	29	1	20	13	7	0	23	0	22	1
旧鹿島台町	40	12	28	0	8	6	2	0	32	6	26	0
旧松山町	56	19	28	9	19	6	13	0	37	13	15	9
加美町	38	16	22	0	14	14	0	0	24	2	22	0
色麻町	21	11	10	0	5	5	0	0	16	6	10	0
涌谷町	87	29	58	0	56	22	34	0	31	7	24	0
美里町	7	7	0	0	4	4	0	0	3	3	0	0
(管内合計)	706	253	422	31	274	176	98	0	432	77	324	31



大崎市田尻中小塩地区

大崎市田尻大沢地区

「鶴田川品井沼周囲堤河川災害復旧工事」について

当所における東日本大震災被災箇所、復旧工事が本年度まで時間を要した箇所である。当被災箇所は、品井沼遊水地の周囲堤(パラペット)であり復旧延長L=2,016mで平成25年度までにL=1,419m(75.8%)完了した。

本年度において関連する国土交通省北上川下流河川工事事務所の「二線堤」工事との施工調整が発生し平成26年2月～平成26年11月まで施工できない状況であったが施工方法を調整し9月から施工を再開し本年度内に完了となる。



災害復旧工事調整前



災害復旧工事調整後

## 震災から4年を迎えるにあたって

北部土木事務所 建築班

建築班は、東日本大震災における復旧・復興において、建築や住宅に関する被災者支援の情報提供、問い合わせ及び相談業務並びに市町が施行する災害公営住宅整備事業の指導、検査を担当している。

震災から4年を迎える今年度、震災直後からしばらくの間殺到した建築や住宅に関する支援、助成制度の問い合わせ、相談は年々減少し、現在は落ち着いている状況である。

また、当事務所管内で公営住宅法に基づき市町が施行する災害公営住宅の整備事業においても、昨年度、美里町内の事業が全て完成し、入居済である。同法に基づき県は、事業の指導、検査を行っているが、担当者間の連携を密にし工事の遅滞を招かないように実施している。

今年度も涌谷町の六軒町裏地区住宅が完成し入居が始まっており、そのほかの同町内及び大崎市においても、今年度末の完成を目途に整備が進んでおり、自宅の自力再建が困難な被災者への支援についての施策も進んでいる。

しかしながら、被災者からの当事務所管内への住宅の建築確認申請は、減少傾向にあるが現在も続いていることから、住宅の復旧、再建はまだ途上にあるという課題が浮かび上がってくる。

本県は、今回の震災を要因とする建築確認等申請手数料の減免制度の弾力的運用の延長により、住宅の再建費用の低減に寄与しているが、今後も本制度の弾力的運用の継続とともに、最新の支援制度等の情報提供、問い合わせ、相談に適切に対応することにより、復興の推進を図っていきたい。



## 災害等緊急時に向けた体制整備

北部土木事務所栗原地域事務所 総務班

当所管内において、近年、被害の生じた災害としては、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成23年3月の東日本大震災といったこれまでにない大規模な地震災害が発生している。また、それ以降についても、平成24年5月の低気圧による豪雨災害、平成24年9月の台風17号災害、平成25年7月の梅雨前線による豪雨災害、平成26年10月の台風19号による河川災害と、毎年、災害が続いている。

このため、災害等発生時に迅速な対応がとれるよう、日頃から体制の確認・整備・強化に努めることが必要となる。特に、現在の職員の構成として、新規採用者も含め、若い職員が多く、また、他部局からの転入者等にあつては、土木事務所における災害時の対応や使用機材等初めて経験する者もいることから、各種訓練等の実施が必要となる。

総務班における、平成26年度の取組としては、緊急時に使用する衛星携帯電話、車載無線機、無線等通信機器の定期的点検及び操作訓練を実施すると共に、安否確認システム等による連絡訓練を実施した。通信機器等については、車載無線機の操作方法書及び関係機関等の連絡先電話番号一覧表を無線装備各車に入替・装備した。また、随時事務所から送信し、各車の受信確認及び操作確認を実施した。衛星携帯電話については、防災砂防課の年間計画に基づき、4月及び10月に通信訓練により通信作動状況を確認した。また、現場での通信機器のバッテリー切れに備え、車のアクセサリースOCKETからAC100VコンセントやUSBでの電源使用ができるようインバーターを購入し、非常時に持ち出せるよう事務所に配置した。安否確認システムによる連絡訓練については、所員全員に個人コードや指定電話番号等を記載した名刺大カードを配付のうえ年間計画に基づき、年3回実施した。また、災害用伝言ダイヤルによる訓練も2回実施し、その実施状況について、所内回覧し、入力ミス等注意点について周知を図った。

これらの取組は、災害等緊急時に向けた体制整備等としては、必要とされる取組の一部でしかなく、今後もこれまでの取組を継続実施すると共に、より実践的な訓練にも取り組んでいくことが必要と考えられる。

## 円滑な旧道移管に向けて

北部土木事務所栗原地域事務所 行政班

行政班の業務は道路法・河川法に係る各種許認可など多岐にわたるが、今回は特に道路、その中でも「旧道の移管」に係る事務に特化する形で、行政班における震災からの復旧・復興について考えることとしたい。震災の影響は今も、行政班の業務全般に様々な影響を及ぼしているところではあるが、特に課題として顕在化し、現在も解決していないのが「旧道の移管」なのである。

一般に、新たに県道を整備する際はその区域を県道区域として指定(＝道路区域の指定)するが、例えば従来曲線がちであった県道区域についてバイパス工事を実施し、新たなバイパスを県道とするときに、それまでの曲線がちであった県道区域を市町村道として引き受けてもらう場合がある。いわゆる「旧道移管」である。

当事務所では、旧道の生じる工事が完了するタイミングの関係などから、平成17年3月以降は旧道移管が実施されてこなかったが、諸般の調整が整い、平成23年3月上旬に「(一)有壁停車場線」及び「(一)油島栗駒線」に係る区域変更・旧道移管の起案が決裁された。しかし、県庁道路課あて進達しようとしたタイミングで東日本大震災が発生し、道路課及び当事務所とも震災対応に忙殺されることが予想されたこと、そして何よりも両路線とも震災により損傷を受けそのままでは移管できる状況ではなくなってしまうため、区域変更及び旧道移管はしばらくの間保留されることとなった。

そして、平成26年6月によりやく両区域が移管された。3年以上ずれ込んだのは、単に修繕工事の完了を待っていただけではなく、時間の経過とともに占用物件も推移したため改めて実施した現地調査等に時間を要したことによる。

さて、上記2区域の旧道移管については一度決裁されたものであり、(その後占用物件の再調査は行う必要はあったものの)関係資料は比較的揃っていた状況であった。しかし、その後、移管の必要な箇所を改めてリストアップすると、以下の8箇所に上ることが判明し、それらについてゼロベースからの調査、関係機関との調整及び資料作成等を行っていく必要があった。

- ①(一)くりこま高原停車場伊豆沼線
- ②(一)くりこま高原停車場伊豆沼線(側道)
- ③県北高速道路(側道)
- ④(主)河南築館線(内沢地区)
- ⑤(主)中田栗駒線
- ⑥(一)若柳花泉線
- ⑦国道398号(宮前地区)
- ⑧(一)くりこま高原停車場伊豆沼線(側道) ※上記②に含まれていないもの

これらのうち、①②については占用物件等の現地調査を順調に進めた上で平成26年11月に移管することができた。また、③については、移管する区域が計30区域にも上り現地調査等に多大な労力を要したが、所内決裁を経て、現在は告示に向けて道路課と最終調整中である。また、④⑤⑥についても現在、起案に向けた書類作成をしているところである。

一方で⑦については、地元の意向を踏まえた修繕工事等を実施しているところで

あり、その完了を待って事務を進めていくこととなる。また、⑧については、移管そのものについて了解を得られておらず、これについては他の班とも連携して対応していく必要がある。

上記のとおり、移管に事務的な目処が経っているのは(8路線中)6路線ということになり、残りは平成27年度以降の対応とならざるを得ない。平成26年度は、旧道移管事務の促進に注力した一年であったとは思いますが、今後とも旧道事案の解消に配慮し、新しく発生する事案については時期を逃さず対応していかなければならない。

(以上)

## みやぎ県北高速幹線道路（Ⅳ期）事業の用地買収について

北部土木事務所栗原地域事務所 用地班

### 〈事業概要〉

本路線は東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を相互に連結する全体延長約24kmの地域高規格道路であり、平成23年11月に供用開始したⅠ期区間の延伸として、平成25年度に新規採択されたⅣ期区間（約2km）の整備を行うものである。

なお、同時に隣接する東部土木事務所登米地域事務所においても、Ⅱ・Ⅲ期区間の整備を行っている。

### 〈用地補償業務の概要〉

これまでの用地取得事務は、事業計画について地権者等関係者の了解を得た後、境界立会、用地説明会、契約という流れで行ってきたところであるが、本事業については、復興に向けての早期工事着手が図れるよう、一日も早い用地取得が求められることから、先行して事業を進める登米地域事務所の例を参考に、まずは土地の境界を確定することから始めた。

境界立会は三つの工区に分けて、用地説明会の前までに9回、説明会後も設計変更に伴い3回、計12回実施した。

用地説明会については、道路設計案について地権者すべての了解が得られない状況の中、平成26年11月21日に開催した。

その後、幅杭を打設し丈量図が出来上がったところから順次用地交渉を進め、現時点で全契約者数29人、要取得筆数101筆中、15人と契約し、53筆、全体取得面積の約3分の2を取得することができた。



境界立会の状況

### 〈課題と解決〉

#### ○ 用地説明会の開催について

用地説明会を開催するにあたっては、道路設計案について、地権者の了解が得られた幅杭打設済みの区間と、いまだ設計案調整中で幅杭未打設の区間があった。このような状況下で用地説明会を開催することは、設計案を了承していない地権者から開催及び買収単価の提示に対し反対意見が出ないかとの懸念があった。

結果的に反対意見はなく単価の了承も得られたが、これは地権者の理解に負うところが大きく、今後は、事業進捗に懸案を残さないよう、基本的にはこのようなリスクは避けるべきと考える。

#### ○ 繰越予算の清算について

丈量図の仕上がりに時間を要したことから用地交渉に入ることが出来ず、繰越予算については精算額を確定する時期になっても、やむを得ず概算額で計上せ



ざるを得なかった。そのため、その後の契約において、地権者に前払い金の支払いを翌年度まで待ってもらった必要が生じたが、幸い地権者の了解を得ることができた。

○ 事業説明について

今後は設計案調整中の区間について、一日も早い用地取得が可能となるよう早急に設計案を示し、地権者の了解を得るよう努めなければならない。

## 緊急輸送路等の整備と適正な道路管理業務

北部土木栗原地域事務所 道路管理班

栗原地域事務所においては、東日本大震災に係る復旧事業は平成25年度までに全て完了しており、平成26年度、道路管理班においては以下のとおり、社会資本整備総合交付金の復興枠による事業の他、いわゆる通常業務を進めているところである。

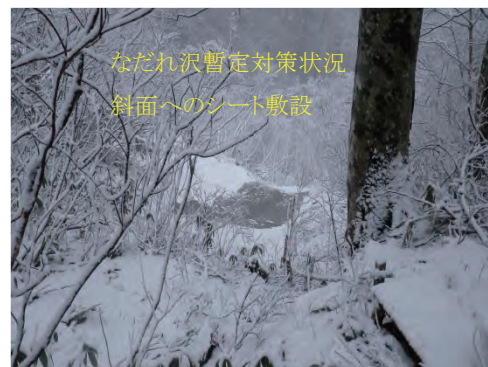
1. 橋梁耐震化事業及び橋梁長寿命化事業
2. 災害防除事業
3. 雪寒事業(スノーシェッドによる雪崩対策事業)
4. 交通安全施設整備事業
5. 舗装補修、排水施設整備等の維持管理工事
6. 日常の道路管理業務 等

橋梁耐震化事業は、社会資本整備総合交付金(復興枠)により工事を進めている。昭和55年道路橋示方書適用以前に架設された複数径間の重要路線に架かる橋梁を対象として実施しており、管内では5橋の耐震化工事を行ってきた。今年度着手した最も橋長の長い若柳第二大橋以外は完了したが、残る若柳第二大橋を早急に完了させる必要がある。



災害防除事業についても、同じく社会資本整備総合交付金(復興枠)により工事を進めており、今年度は国道398号及び国道457号の工事に着手している。橋梁耐震化事業及び災害防除事業は防災道路としての緊急輸送路やそれを補完する重要路線の整備であり、今後とも可及的速やかに工事を推進する必要がある。

雪寒事業では、国道398号の冬期閉鎖区間における雪崩対策事業としてスノーシェッド工事を実施した。今年度は、既存3箇所あるスノーシェッドの内、2箇所の延伸に係る下部工工事と、新たに雪崩危険箇所の対策が必要とされた通称なだれ沢の基礎工工事を実施した。今後、安定的に冬期閉鎖を解除していくためには、現在進めているスノーシェッド工事を完成させることが必要であるが、膨大な事業費が見込まれることから、平行して暫定対策も実施している。



スノーシェッド工事については債務工事を活用するなどして、気象条件的に短期間となる施工可能期間をフルに活用しながら工事を進めるとともに、暫定対策と併せて安定的な冬期閉鎖の解除を目指すものとしている。

その他、歩道設置工事、標識設置工事、区画線設置工事等の交通安全施設工事や路面状況の痛みが激しい箇所の舗装補修工事、排水施設整備工事等を実施している。

また、管内管理道路について日々のパトロールによる状況確認や異常箇所の早期発見と迅速な補修等の適正管理に努めている。

なお、舗装や側溝、除草に関するものなど多くの苦情や要望が地域住民から寄せられており、これらに対しても日々対応しているところである。

## みやぎ県北高速幹線道路（IV期）事業等の進捗状況

北部土木事務所栗原地域事務所 道路建設班

当班で担当する「みやぎ県北高速幹線道路（IV期）事業」は平成25年度に新規採択された事業である。

平成26年度は平成25年度末に発注した道路詳細設計，路線測量，地質調査，用地測量等を進め，4回の事業説明会及び1回の用地説明会を開催し，地権者の皆様から概ねの区間で了解を得た。

平成26年12月から平成27年1月にかけて起点部の約800m区間の用地を取得し，農道ボックス及び水路ボックス等を主とする2件の工事発注を行った。また，終点部側の約300mの用地取得にも着手した。

平成27年度は耕作が始まるゴールデンウィーク前に用地を取得した水田部に畦畔や用排水路等を設置し，地権者の耕作に支障を来さないようにする必要がある。

工事の施工に当たっては，国道4号バイパスから工事用車輛の進入路を設置する計画としているが，一部通学路となっているため，通学する児童への安全面での配慮が必要となる。

他機関協議では，東北縦貫自動車道を跨ぐ橋梁の施行についてNEXCO 東日本東北支社と施行協議を行った。今後，設計協議及び年度協定に関する打ち合わせを進める。また，栗原市とは管理する市道，農道，用排水路の計画協議を行い，うち一部について設計協議まで完了した。

交差物件となる電力柱，NTT 柱，市水道管について，各管理者との調整会議を開催した。

反省点としては，地元地権者との計画調整を区間毎に実施したことで時間を要したため，ため池に近接し影響が懸念される一部区間において設計が未了となり，年度内の事業説明会が開催できなかったことが上げられる。この区間は新年度の早い時期に設計を固め，関係者を対象とした説明会を開催し，秋の収穫後に用地幅杭を設置し用地交渉に入る予定である。

今後の課題としては，大量の盛土材の調達計画及び田面から発生する残土処理先の確保があげられる。



【全体を対象とした説明会】



【区間毎の関係者を対象とした説明会】



なお、11月13日には主要地方道中田栗駒線福岡工区において未供用となっていた0.5km区間を供用し、平成14年度から改良事業を実施していた当該工区3.2kmを全線供用した。

## 河川砂防事業や維持管理における課題と取組み

北部土木事務所栗原地域事務所 河川砂防班

栗原地域では、迫川河川改修等や平成20年岩手・宮城内陸地震による復旧事業等により管理する施設や区間等が増大している。今後は直轄砂防事業完了に伴う砂防施設の引継ぎから、急峻かつ被災した箇所には築造された施設について、出水特性等を把握しながら監視や施設を管理していく手法等が求められる。

一方平地部は小河川が多く、支障木が繁茂しやすく堤防上を通行できない区間があるなど懸案も山積している。

このような課題に対応するため、事業中であれば事業の実施段階から管理・利活用等を見据えた検討を行い、除草・伐木や堆積土砂管理、清掃など身近な諸問題については、地域との連携・協働やコスト抑制を図る取組みなどに努めている。主な実施事例について下記に示す。

### 1. 治水対策

平成24年度に着手した迫川若柳狭窄部の旧堤掘削は、長沼ダム完成にあわせて今年度概ね旧堤部の掘削を完了した。旧堤撤去により広い高水敷が生じることから、有効活用や管理について地元住民や関係団体等の意見を聴取する機会を設け、市とも連携しながら検討していく。



迫川若柳狭窄部の旧堤防掘削経過

### 2. 迫川水系上流域の土砂流出対策

平成20年岩手・宮城内陸地震による山地斜面の崩落により、渓床には不安定な土砂が堆積している。迫川や三迫川上流域では直轄砂防事業を実施してきたが、今後は施設引継ぎに向けた東北地方整備局及び林野庁と協議を継続するとともに、急峻な地形であり浸食や堆積が顕著に現れる地域なため、出水特性を踏まえ施設や周辺地形の管理や監視手法等を国側から事例を含め教示いただくなど、管理に関わる知識やノウハウを習得していく必要がある。

### 3. 河川管理

#### (1) 堤防上の通行確保に向けて

堤防上は水防や応急作業時に通行確保が不可欠であるが、管内には堤防上に草竹が繁茂し通行不能な区間があり重要な懸案となっている。

これら区間について、河川ランクや堤防の有無等を考慮して整備優先順を定め、除草・伐木及び敷砂利を順次実施し通行確保に努めている。その他、スマイ

ルサポーターの募集や兼用堤区間は市へ除草機械を貸出すなど、地域や関係機関と連携した管理に取り組んでいる。

(2) 支障木伐採について

支障木伐採後の処理費縮減と伐木等の再利用に向け、伐木はチップ化に、笹竹類はペレット化する取組みを地元木材加工会社と協働で実施している。

このうち、河川内に著しく繁茂する笹竹類については、ペレット実用化に向けた試行を継続しており、今年度は製造試験を行い従来品と概ね同等規格のペレットが製造可能であることを確認した。今後燃焼実験を行い従来品との燃焼能力比較や放射能濃度の変動等を試験し、実用化に向けた評価や課題を抽出していく。



河川の笹竹類によるペレット化実用化への試行

## 既存建築物の適切な維持管理について

北部土木事務所栗原地域事務所 建築担当

東日本大震災による栗原市内の住宅被害総数は4,980戸であり、その内訳は全壊が57戸、大規模半壊が28戸、半壊が342戸、一部損壊が4,553戸となっている。災害公営住宅については、半壊以上の世帯が入居要件を有することとなるため、栗原市は、それらの被災者を対象にヒアリングを行い、若柳地区に10戸、栗駒地区に4戸、高清水地区に1戸の合計15戸を整備する計画とした。その15戸も平成24年度末には建築工事に着工し、平成25年8月に完成、現在は全ての住戸について入居済みである。その他、公共施設については小中学校等教育施設の災害復旧、民間住宅については被災住宅の応急修理制度を行うなどして、栗原管内の建築物に関する復旧・復興への対応は、平成25年度までに概ね完結したと考えられる。

しかし、今回の震災に限ったことではないが、建築物が存在し、それを使おうとするならば、常に適切に維持保全を続けていかなければならないという次の課題につきまといわれることとなる。特に庁舎や公民館等の公共施設や病院・福祉施設等の避難弱者が利用する建築物については、地震等の災害発生時に建物の倒壊・崩壊や、天井材・外壁材の落下等による利用者への直接的な被害を及ぼさないことはもちろんのこと、救護活動や復旧作業の拠点、避難所として機能することが求められることから、そのような場合でも建物の有する機能が100%発揮できるよう、平時から適切な維持管理が特に必要な建築物となっている。

これらのことから、平成26年度において当建築担当は、建築基準法第12条に基づく特殊建築物の定期報告制度、建築物防災週間における防災査察などの各種制度を最大限に活用し、特に公共施設や病院・福祉施設等の所有者・管理者に対し、直接的に維持保全不良箇所の是正指導や、耐震診断・耐震改修及び平時からの適切な保全・修繕の必要性について周知・啓発に積極的に取り組むこととした。

実際に行った市が運営する老人福祉施設への防災査察では、非常用照明装置の点灯不良や防火戸の閉鎖不良など防火・避難上の不備や維持保全の不良箇所が判明したことから、その是正指導や平時からの維持保全の必要性について周知・啓発を行った結果、予算確保など改善に向けた具体的な動きに結びついたところである。

一方、民間建築物については、是正指導をするものの資金上の問題、改修工事の技術的な問題、利用者との兼ね合い、経営方針へのミスマッチ、施設の重要性への不理解等が大きな壁となり、なかなか改善への理解が進まないことを実感した。

これに対しては、改修工事への補助や助成等の資金面での優遇制度を周知していくことはもちろんのこと、特にその施設の重要度(用途、規模、立地等からいって、災害発生時には救護活動や復旧作業の拠点、避難所等として機能することが求められる社会的に非常に重要な施設であること)を管理者・所有者にきちんと認識してもらうことが肝要であり、それを平時の維持保全と同じように地道に指導・周知し続けることが必要である。



## 復興4年目を振り返って

東部土木事務所登米地域事務所 総務班

東日本大震災から4年という月日が経過した。

平成26年度は県の震災復興計画で位置付ける「再生期」の初年度であり、津波被害が甚大であった沿岸地域へ手厚い人員配置と集中的な予算配分の措置が継続して講じられるが、内陸の当事務所においては中堅職員が不足するなか、若い職員の育成を図るため、再任用されたベテラン職員の経験を生かしながら、業務を執行している。

職員の健康管理や物品発注管理などの所内の下支えである庶務業務並びに建設工事及び関連業務の入札契約などの経理業務を担う総務班としては、「職員が動きやすいように」「事業執行が円滑に進むように」を目標として日々の業務を遂行してきた。

庶務業務においては、全職員に健康診断を受診させるとともに、再検査(精密検査)の必要な職員に対しては速やかに受診するように助言し、職員の健康状態に留意するとともに、職員の福利厚生や物品発注管理において、きめ細やかな対応に努めてきた。

経理業務においては、「東日本大震災に伴う特例措置等の運用」など入札・契約制度等の改正により、業務の迅速化に向けた改善が図られたところであるが、運用に当たっては多岐・複雑となっていることから、改正の趣旨を踏まえ、入札・契約制度を時期を失することなく、適切な運用を図るように心がけた。

特に、入札事務において、設計図書等の不備による入札中止をなくすため、設計書及び仕様書等の確認を班長以下経理担当全員で行うことにより、入札中止を未然に防止するよう努めたところであるが、設計書違算等により入札中止となった案件が4件発生し、事業実施が遅れたものがある。

そのため、計画的なスケジュール管理及び提出前の設計書等のチェック体制強化が必要であり、技術サイド・事務サイド相互において、情報の共有を図るとともに、発注時期を含めた進行管理についても把握する必要がある。

また、震災後に宮城県に進出した県外業者は、本県の制度及び提供する各種様式に精通していないため、細やかな指導をしてきたところであるが、業者の事務部門が県外等の場合は、書類のやり取りに時間が要するため、先を見た、より細やかな対応が求められる。

次年度に向けては、班長会議等で細やかな全体調整を行うだけでなく、各事業班担当者と総務班担当者との連絡調整を更に密にし、今まで以上に、技術サイド及び事務サイドの各担当が業務を遅延なく速やかに行える環境づくりに心がけて総務業務を取り組んでいくこととする。

# 安全な道路や河川の利用のために

東部土木事務所登米地域事務所 行政班

## 1 道路の利用について

道路については、東北地方太平洋沖地震による復旧・復興事業の進捗につれ、内陸部として、道路の新設・改築工事、水道・下水道、電気通信事業者等の工事が進むとともに、個人、法人を問わず住宅建築等の増加に伴って、管内主要道路の交通量も増加していることから、より安全で円滑な交通の確保のため、その支障となる道路占用等がないように特に注意して業務にあたった。

また、占用許可等を行うにあたっては、地域行事等での道路空間の多様な活用が進んでいることから、所轄の警察署や登米市などと連携し、地域の要望に添った有効な利用が図られるよう配慮を行った。

## 2 河川利用について

河川については、被災からの物理的な復旧・復興に加えて、被災者等の心身の健康回復を図るための各種行事や、コミュニティでの活用等が盛んなことから、河川の持つ多面的機能が有効に活用されるよう、道路と同様に地域の要望に添いながら、河川占用等の適切な運用を図った。

## 3 道路・河川の愛護について

道路や河川の利用の進展に伴い、ごみの不法投棄等が増加していることから、地域環境の維持向上を図るため、道路や河川の清掃や除草などの美化活動を定期的に行っているボランティアとしてのスマイルサポーターとの協働などを推進することにより、スマイルサポーター自身に道路や河川への愛着を深め、地域の魅力を感じてもらえるよう努めた。また、スマイルサポーターにおいては、少子高齢化等で活動継続が難しくなっている団体もあることから、活動に対する支援を強化するなど、日頃、道路や河川を利用する県民の意識の高揚を図るとともに、自主的な活動を促すきっかけづくりも行った。



# みやぎ県北高速幹線道路事業等における用地補償

東部土木事務所登米地域事務所 用地班

## 1. みやぎ県北高速幹線道路(Ⅱ期・Ⅲ期)事業の用地取得の推進

東北自動車道と三陸自動車道を東西に結び付ける「みやぎ県北高速幹線道路」は、災害時のインフラ支援や復興を推進する産業、文化の地域連携道路として、早期完成を期待されている。

Ⅱ期(中田工区)事業は、国道346号から三陸自動車道登米インターまでの約4.7kmの区間であり、平成24年度に事業採択され平成26年2月に一部ではあるが農地の部分の丈量図が完成したため、早期着工を図るため同年3月に用地取得の契約会を開催し、用地買収を開始した。平成26年12月には国道346号周辺(佐沼工区)と接続する区間について丈量が完成し用地買収を進めており、進捗状況は、取得予定筆数200筆のうち、160筆(80%)の取得が済んでいる。また、多数相続者の土地が2筆あり、今後、収用を見据えた調査・交渉を進める必要がある。

Ⅲ期(佐沼工区)事業は、国道398号から国道346号までの約3.6kmの区間であり、平成25年度に事業採択され、道路の詳細設計が完了後、平成27年度初めに境界確定を終え、用地説明会を実施の上買収に着手する予定である。佐沼工区は、物件が多く筆数も多いことから、用地買収には時間を要すると思われる。このことから、用地買収を進めるにあたっては、工事着工を見据えた重点区域を設定して用地買収を進める必要がある。

## 2. 長沼ダム竣工と補償

昭和46年に事業採択され、昭和50年に迫川の洪水調節をする治水ダム事業として着手された長沼ダムが、平成25年11月より試験湛水を実施し、43年の歳月を経て平成26年3月竣工を迎えた。

用地買収は平成21年度までに概ね終了したが、C地区ダム関連工事のための借地や過去の工事における事業損失の対応及び長沼に存在する漁業権に対する補償等が残されており、事業が完了する平成26年度内での解決を求められていた。

事業損失については、工事が引き続き行われていたことから補償交渉が進められず保留となっていたが、平成25年から平成26年にかけて交渉を開始し解決することができた。

さらに、漁業補償については、内水面漁業は一般的に補償に必要な漁獲高、漁獲量等のデータがとられていないなど難しい補償であることに加え、震災の影響で調査着手も遅れていたこともあり、補償金算定は困難を極めた。また、試験湛水実施後想定していない被害が現れ、補償に必要なデータ、理論を整理することに時間を要したが、平成27年2月に試験湛水の被害に対する補償及び今後のダム運用に係る制限区域の設定と洪水調節により生ずる損失まで包括して補償する漁業補償契約を調印し、今後の安定したダム管理運営に資することができた。

## 復旧・復興事業について

東部土木事務所登米地域事務所 道路管理班

### 1. はじめに

東部土木事務所登米地域事務所道路管理班では、登米市内の県管理国道4路線、主要地方道8路線、一般県道15路線の計27路線を管理しており、管理路線の総延長はL=286.0kmとなっている。

このなかで、当班が担当している復旧・復興事業は、橋梁耐震化(復興枠)、災害防除(復興枠)及び舗装補修(災害関連)の3事業である。

### 2. 橋梁耐震化事業(復興枠)

当所管内においては、新田跨線橋、三ツ口橋、二ツ屋橋、柳津大橋及び十五貫橋の5橋について、橋梁耐震化事業を実施中であるが、このうち当班では、新田跨線橋、三ツ口橋及び二ツ屋橋の耐震補強工事を推進しているところであり、各工事箇所の進捗状況は、次のとおりである。

#### 1) 新田跨線橋

H26 事業費 C=117 百万円(未契約繰越)

進捗率(事業費ベース)72%、

工事概要 橋脚梁増厚補強 N=10 基

伸縮装置交換 N=26 箇所

舗装工 A=1,540m<sup>2</sup>

#### 2) 三ツ口橋

H26 事業費 C=206 百万円(うち、H25 事業費 C=74 百万円:事故繰越)

進捗率(事業費ベース)69%

工事概要 橋脚巻立て工 N=9基

#### 3) 二ツ屋橋

H26 事業費 C=171 百万円(繰越)

進捗率(事業費ベース)57%

工事概要 橋脚巻立て工 N=3基

二ツ屋橋





### 3. 災害防除事業(復興枠)

当所管内においては、(国)456号 東和町東綱木地区、(国)346号 東和町北上沢地区、(一)志津川登米線 登米町上羽沢地区、(一)東和登米線 東和町六反地区及び(一)東和薄衣線 東和町丸森地区の5地区について災害防除事業を実施中であり、このうち当班では、東綱木災害防除工事及び上羽沢災害防除工事を施工中である。

特に(一)志津川登米線 上羽沢地区は、平成26年3月24日に落石及び斜面の崩落が発生したため、平成26年9月17日までの間、全面通行止めを余儀なくされ、道路利用者に多大な影響があった。

各工事箇所を進捗状況は、次のとおりである。

#### 1) 東綱木災害防除工事

H26 事業費 C=150 百万円(うち、H25 事業費 C=144 百万円:事故繰越)  
進捗率(事業費ベース)100%

工事概要 法枠工(300\*300\*600\*600) A=2,100m<sup>2</sup>  
          グラウンドアンカー                  N=30 本  
          鉄筋挿入工                          N=463 本  
          ブロック積工                        A=36m<sup>2</sup>

#### 2) 上羽沢災害防除工事

H26 事業費 C=42 百万円  
進捗率(事業費ベース)16%

工事概要 法枠工(300\*300) A=600m<sup>2</sup>  
          鉄筋挿入工                  N=112 本

上羽沢地区



上羽沢地区(全景)



### 4. 舗装補修(県単:震災関連)

県単独舗装補修費の震災関連として、(国)346号 中田町上沼地区、(国)398号 中田町浅水地区、迫町北方地区、東和町米谷地区、(主)涌谷津山線 豊里町新田町地区及び(主)北上津山線 津山町横山地区において、沿岸部へ向かう復旧・復興関連の大型車両交通量の増大等に伴う既設舗装の損傷への対応を行っている。

- 1) 上沼地区舗装補修工事  
H26 事業費 C=21 百万円  
工事概要 切削オーバーレイ A=2,900 m<sup>2</sup>
- 2) 浅水地区舗装補修工事  
H26 事業費 C=18 百万円  
工事概要 切削オーバーレイ A=2,100 m<sup>2</sup>
- 3) 北方地区舗装補修工事  
H26 事業費 C=12 百万円  
工事概要 切削オーバーレイ A=1,400 m<sup>2</sup>
- 4) 米谷地区舗装補修工事  
H26 事業費 C= 4 百万円  
工事概要 切削オーバーレイ A= 300 m<sup>2</sup>
- 5) 新田町地区舗装補修工事  
H26 事業費 C=26 百万円  
工事概要 切削オーバーレイ A=3,800 m<sup>2</sup>
- 6) 横山地区舗装補修工事  
H26 事業費 C=29 百万円  
工事概要 切削オーバーレイ A=3,300 m<sup>2</sup>

上沼地区



## 5. 課題等

橋梁耐震化事業では、新田跨線橋耐震補強工事が二度にわたり入札不調となり未契約繰越となったことから、工法見直し等を含めた再検討を行って早急に発注し、事業の進捗を図っていく。

災害防除事業については、上羽沢地区の保安林解除手続きに日時を要するため、解除時期を見据えた事業進行管理を行い対策工の早期完成を図る。

舗装補修では、復旧・復興関連大型車両の増大等に伴う舗装の損傷が著しいため、補修が追いつかない状況になりつつある。これらは通常のポットホール補修等では対応しきれない場合もあり、ある程度の規模の舗装にも機動的に対応可能な舗装補修を主とした道路管理業務委託が必要と思われる。

## 沿岸部と内陸部の中継点として

東部土木事務所登米地域事務所 道路建設第一班

平成26年度における道路建設第一班が担当する事業に復旧復興関連のものはほとんどなく、通常枠での執行が主なものであった。

しかしながら、当管内は沿岸部と内陸部の間に位置していることから、管内及び隣接地域間等との交流基軸となる路線について着実に整備を進めることにより、復旧復興の一端を担っている。

特に、一次緊急輸送路に指定されている(国)346号については、平成18年度より事業着手している錦織道路改築事業の早期完成に向け、遅延の要因となる因子を早期に排除するため、所内各班との連携や、関係機関および地域住民との調整に努めている。



(国) 346号 錦織地区

また、同路線の東和町飯土井についても、錦織と同様に隘路であることから、平成27年度新規事業として現道拡幅に着手する。



(国) 346号 飯土井地区

前記の2区間と同様に、狭隘であった(主)涌谷津山線 下屋浦地区についても、H26.3.29に供用を開始した。



(主) 涌谷津山線 下屋浦

このように、管内における交通の難所を解消し、沿岸部と内陸部の中継点として着実な整備の推進を継続する必要があるが、今後、復興枠予算が終了となった場合、通常予算の緊縮に伴う事業の遅延が懸念される。

このため予算確保もさることながら、事業実施中の各路線について施工区間の順位(順序)を変える等の見直しを行い、早期に効果を発現させる検討を行った。

今後も、自分たちの立ち位置を見極め、「復旧復興」を形骸化させることなく、微力ながらも活性化に努めていきたい。



## みやぎ県北高速幹線道路（Ⅱ期・Ⅲ期）事業について

東部土木事務所登米地域事務所 道路建設第二班

みやぎ県北高速幹線道路は、東北自動車道と三陸自動車道を東西に結びつけ、県北各地域の相互連携の強化を図り、産業振興、文化交流、地域開発等に資する地域高規格道路であり、震災被災地の復興支援及び災害発生時には災害救助や支援物資の輸送等“命の道”として整備を進める復興支援道路である。

事業の概要は、全体延長L=約24kmで平成6年12月16日に国の計画路線指定を受けて事業に着手し、Ⅰ期区間(加倉～北方)L=8.9kmは平成23年11月に供用開始しており、当管内では、Ⅱ期(中田工区)L=4.7kmが平成23年11月21日に、Ⅲ期(佐沼工区)L=3.6kmが平成25年5月16日にそれぞれ国の整備区間の指定を受けて事業を進めている。

Ⅱ期(中田工区)は、平成29年度の事業完了に向けて、本年度から本格的な本体工事に着手したが、早期の用地取得の推進及び計画的な事業執行が課題となっている。

用地取得については、昨年度末以降、合計4回の用地契約会を開催し用地取得を進めたが、公図不整合地や相続・抵当権等の問題があり、当初予定していた9月議会承認での工事発注はできなかった。そこで、用地取得の進捗に合わせた、工事発注区割りの見直しを行い、優先順位を明確にして用地の問題解決に取り組むとともに、登米市道・土地改良区水路・道路占用物件等の切り回し計画について関係機関との協議を行うなど、工事発注に向けた調整を精力的に行った。その結果、本体改良工事は11月議会において承認され本契約済みで、本体改良工事(その2)も2月議会承認後に本契約済み、そよかぜライン横断の橋梁工事についても年度内契約の見込みとなっており、当初執行予定工事の全てを年度内に執行することができ、平成29年度の事業完了に向けて大きく前進した。

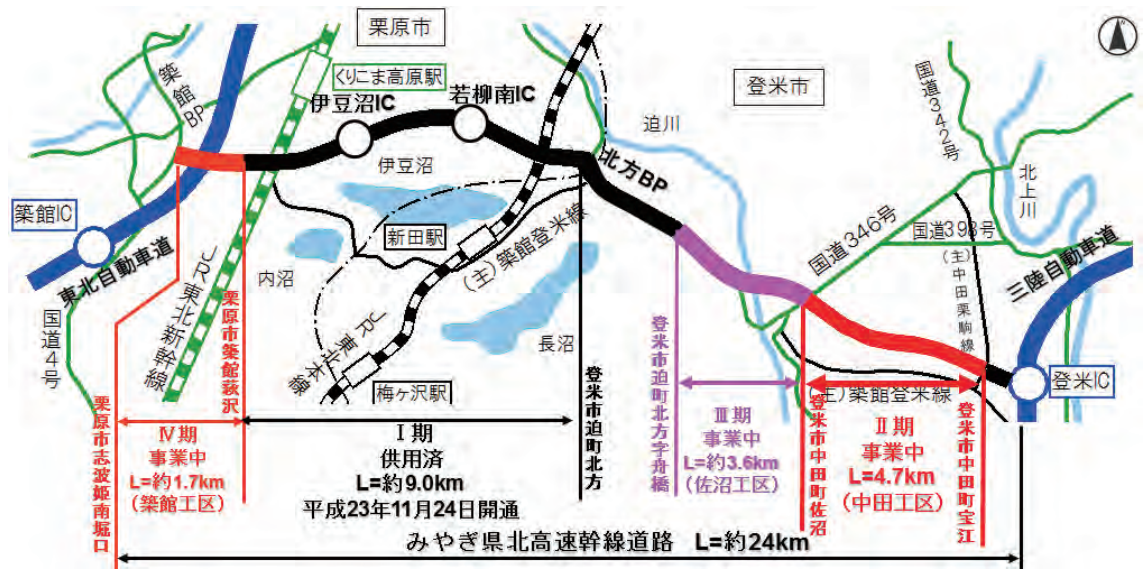
また、みやぎ県北高速幹線道路は大量の盛土材を必要とする高盛土構造であるため、安価な盛土材の確保も重要な課題となっている。そのため、各行政機関と協議調整を行い、全体必要盛土量約58万m<sup>3</sup>の内、約25万m<sup>3</sup>については国交省の三陸道工事と登米市最終処分場工事の残土を流用することで調整を行い、資源の有効利用及び事業コストの縮減を図っている。

Ⅲ期(佐沼工区)は、昨年度の1月に住民説明会を開催し測量調査を開始した。今年度は、迫川・荒川・長沼川を渡河する橋梁(仮称1号橋)と国道346号付近の市街地の高架橋(仮称2号橋)の2つの長大橋の橋梁設計及び道路詳細設計の完了に加え、用地測量を完了させ用地買収に着手する計画としていることから、早期の設計計画確定と用地丈量図の作成が課題となっている。

Ⅲ期L=3.6km区間の測量調査～詳細設計～用地測量を約1年で完了させるというタイトなスケジュールの中、Ⅱ期と同様に市道・水路等の切り回し計画や橋梁の河川協議等の関係機関協議を行い設計に反映し、12月に地元への計画説明会を開催し用地測量への了解を得た。しかし、当初計画に対しては遅れが生じており、現在進めている用地測量においても、公図不整合地や相続等が多数確認されており、今後難航が予想される。そのため、用地取得問題箇所の早期抽出、未了協議の早期完了、工事発注を見据え優先順位を決めて問題解決を図るなど、事業全体の進捗



に向けて計画的に取り組む事としている。

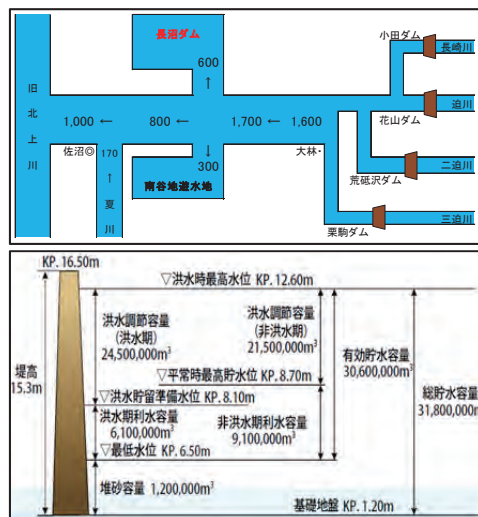


# 河川砂防事業の現状と課題

東部土木事務所登米地域事務所 河川砂防班

## 1. 河川及びダム事業

長沼ダムは、北上川水系迫川の宮城県登米市迫町北方地内に迫川の計画高水流量1,700m<sup>3</sup>/sを長沼ダム及び南谷地遊水地でそれぞれ600m<sup>3</sup>/s, 300m<sup>3</sup>/s, 合計900m<sup>3</sup>/sを洪水調節する多目的ダムとして建設したもので、迫川総合開発事業の10ダム1遊水地群の一つに位置付けられており、昭和46年に治水ダム事業として採択、昭和50年に建設着手され、平成3年には湖面の有効利用を図る目的でレクリエーション機能を追加し、多目的ダムへと計画が変更された。そして、竣工間近の平成23年3月に発生した東日本大震災による被災からの復旧を終え、昭和46年の事業採択から43年を要し、平成26年5月に竣工を迎えた。



長沼ダムは、平成26年度から管理移行しているが、限りある管理予算のなかで地域に愛されるダムとして周辺環境整備等を効果的に実施するため、平成27年度から関係機関による(仮)長沼ダム利活用会議を定期に開催することとしている。

長沼ダムの竣工を受け、老朽化が進む南谷地遊水地越流堤(迫川左岸 昭和33年完成)の改築が必要となっている。また、ダム事業と関連して、荒川の仮屋水門下流の改修及び仮屋河道排水機場の増強も急務となっているため、これらを平成27年度から3ヶ年を目途に整備を行う。

長沼川は、市街地の洪水防御対策として計画されている放水路において、平成24年度から整備を進めていた長沼川排水樋門も平成27年3月に完成したことから、今後、放水路及び附帯する道路橋等の整備を本格的に進めていく必要がある。

これらの事業を進めるためには、確実な予算確保が重要課題となる。

## 2. 砂防事業

当管内の土砂災害危険箇所は、684箇所であり、平成26年度末までに327箇所の土砂災害警戒区域の指定が完了しており、指定率は47.8%となっている。

平成27年度は、要援護者施設2箇所を含む、残るランクⅠの全箇所(29箇所)及び要援護者施設を含むランクⅡ1箇所の基礎調査を実施し、平成26年度に基礎調査済の13箇所及び要援護者施設がある4箇所の土砂災害警戒区域の指定を完了させる予定となっている。

しかし、基礎調査未了箇所が300箇所以上あるため、計画的な調査の実施及び必要な予算及び人員の確保が課題となる。

## 被災者の生活の復興を目指して

東部土木事務所登米地域事務所 建築担当

平成 26 年度における建築担当が担当する事業は、復旧復興関連事業は直接的にはなく、通常の業務がほとんどであった。

しかし、被災者の生活の復興に直接つながる『住宅の復興』という観点で、登米市が建設する災害公営住宅の建設がピークとなり、その建設に係る助言、検査等の形で関わることとなった。

下表のとおり、登米市では平成 26 年度までに 4 地区 6 団地 60 戸の災害公営住宅を建設・完成し入居も完了している。さらに追加で 1 団地 24 戸の設計が実施中で、平成 27 年度中の完成を目指している。これにより、登米市内のみならず、付近の沿岸地域から移住を望む被災者の住宅確保という観点から、側面的ではあるが一定の成果を挙げることができた。

### ※登米市内における災害公営住宅の整備状況

地区・団地名	住所	整備手法	計画戸数		進捗状況	今後の予定
迫地区 【迫佐沼地区】	迫町佐沼字南元丁	買取(民間)	32 戸	10 戸	工事完了	入居済
	迫町佐沼字大網			22 戸	工事完了	入居済
迫地区 【西大網地区】	迫町佐沼字大網	直接建設 (市)	(※ 24 戸)		設計中	H27 年度 完成予定
中田地区	中田町石森字加賀野	直接建設 (市)	9 戸		工事完了	入居済
東和地区	東和町米谷字日面		9 戸	5 戸	工事完了	入居済
				4 戸	工事完了	入居済
豊里地区	豊里町横町	10 戸			工事完了	入居済
完了 計 4 地区			6 団地 60 戸 (未了 1 地区 1 団地 24 戸)			

また、通常の業務では建築確認申請が約 540 件(地域事務所約 140 件、民間機関約 400 件)となり、一昨年・昨年の申請件数からは減少してきている。しかし、震災前の平成 22 年度との比較(337 件)では約 1.6 倍の件数となっていることから、沿岸部の住民の自立再建を含め、管内における建築物の建設は引き続き伸びている状況にある。

さらに、未だ違法に建築・増築される建築物もあることから、建築主に対して厳正に対処するとともに、適法な状態になるよう改善を求めていく必要がある。また、そのような建築物が放置されないようにパトロールを行うとともに、建築主・住民からの相談時にも積極的に現地へ赴き状況を確認するなど、必要な指導・助言を継続して行っていく必要がある。

おって、既存建築物についても、建築基準法における定期調査報告の徹底を図りながら、防災査察などを併行して行うことにより、適正な維持管理が図られるよう指導を継続して行う。

## 復旧復興4年目に思うこと

東部土木事務所 総務班

震災後、当所の職員数は年々増加し、平成26年度当初の職員数は任期付職員や再任用職員を含め職員91名、自治法派遣職員26名、非常勤職員と臨時職員を加えると総勢132名となり、震災前の職員数と比較すると約2倍になっている。このため、本庁舎だけでは職員が入りきれず、昨年度は分庁舎を敷地内に建設したが、今年度は更にプレハブ庁舎の会議室を執務室としてスペースを確保したものの既に限界になっている。

職員等130名を超える大所帯で、老朽化が著しい庁舎、増え続ける分庁舎、約30台の公用車管理・故障対応など、平成26年度は総務班員全員で奔走した1年であった。

「職員が仕事しやすいように」との思いで業務を遂行し、職員からの様々な要求、要望に対し「出来る事はできるだけ応える」ように努力してきた。特に、他県からの派遣職員は本県の庶務システムに不慣れなため、入力方法の説明や入力依頼への対応等をその都度行ってきた。また、執務環境の改善としては昨年度に引き続き照明灯の交換を行い、不足する公用車の対応として廃車した公用車の代わりにリースで公用車を導入するなど少しずつ改善してきた。

一方、増え続ける業務量を時間外勤務で対応しているため、時間外勤務を恒常的にとっていることから、全職員に健康診断を受診させるとともに、再検査となった職員には早急に医療機関で受診するよう指導してきた。また、月80時間超えの職員には産業医の面談を実施させるなど職員の健康状態に留意した。

災害復旧・復興工事の本格化及び早急な復興を進めるために職員等が増員されてはいるが、来年度は1,000億を超える事業費となり、まだまだマンパワー不足が続く、職員一人当たりの業務量は更に増加することが見込まれる。職員の増加に伴い、総務班の庶務関係事務も増加しているが、引き続き「職員が仕事しやすいように」を目標にし、これまで以上に他班との連絡調整を密にして総務業務を遂行していきたいと考えている。



## 復旧復興4年目を振り返って

東部土木事務所 経理班

当経理班は、自治法派遣職員を含む7人体制により、事務所で発注する工事や委託業務等の入札・契約・支払業務や、予算管理、執行管理、精算業務を行っている。

平成26年度における事務所の契約件数は、工事請負が50件、業務委託が180件であった。件数的にはピークを過ぎていると感じられるが、WTO案件については、平成25年度と比べて件数で倍増しており、再生期一年目に大型案件の発注が目立つ年度となった。

工事の不調は相変わらず多く、28パーセントと高い割合となっている。事務所執行分では33.3パーセントと、前年度の27.1パーセントを大幅に超えた状況であった。

逆に、中止案件については、前年度、工事・委託両方で11件だったのに対し、4件に減少した。理由としては、平成26年度から、入札公告中に設計図書等に軽微な錯誤が判明した場合に訂正することで、入札中止を回避できることとなったことが大きな要因と考えられる。

今後の課題としては、班内でのチェックを怠らないことはもちろんであるが、それぞれの事業の進捗を妨げないよう、入札中止案件が発生しないようにすることが大事であり、26年度に発生した中止事例を教訓に、事例に対応した防止策を確立し、事務所全体で共有し、再発防止に努めることが必要であると考えます。

平成27年度は、震災後初めて会計検査院による実地検査が行われる予定である。検査対象金額の引き上げ等により条件が緩和されてはいるものの、27年次検査から通常検査寄りにシフトするという方針が出されている。

一番懸念されるのは、今の復興道半ばの状況で、事務所の人員体制を、震災前の通常ベースに戻す動きが出てくることである。

現状は、発注件数の多さにより、設計、起工、競争入札委員会、公告、入札、資格審査、落札決定、契約締結までの業務が幾重にも重なりすぎているため、事務処理時間がいくらあっても足りない状況にある。また、前年度からの契約繰越数も増加しており、工事経理も繰越予算と現年予算の合併や箇所合併での発注が多く、事業費の配分から精算及び支払までが複雑化している状況である。

このような状況下においては、職員のマンパワー不足は当分の間解消されないと予想されるため、引き続き適正な職員配置を保ち、早期の震災復興を図ることが肝要と考えます。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

東部土木事務所 行政班

行政班においては、震災以降、法令等の遵守は当然としながらも運用面で配慮しながら、柔軟な対応を心掛け可能な限り震災からの復旧・復興を円滑に推進できるよう道路・河川・屋外広告物等の許認可事務に取り組んできたところである。

また、許認可事務処理件数においては、下表のとおり平成22年度と比較すると平成25年度では約2倍となっており、さらに個々の案件も複雑化・高度化し、震災前の方法等では対応できず、調整等に時間を要するケースが増大している状況である。

○ 許認可等事務処理件数 (単位:件)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
道路占用許可	402	408	881	935
河川占用許可	161	165	230	232
屋外広告物許可	328	341	280	370
その他の許可	187	178	514	503
計	1,078	1,092	1,905	2,040

震災4年目となった平成26年度においては、震災以降大幅に増加した道路及び河川の占用許可処理件数は高止まりの状態、同様に大幅に増加した境界立会い件数は減少しているものの、全体としての処理件数は大きく減ってはいない状況にある。

今年度において課題となったのは管内各市町が行っている防災集団移転促進事業に関連する業務である。被災者の自立再建による住宅建築等のために宅地造成等を行うもので、当該事業に伴い用地処理が生じ、各市町、県(道路課、管財課及び当所)及び国(東北地方整備局及び東北財務局)との間で各種の調整が必要となった。

特に、被災者への宅地の引き渡し時期が決まっているにも関わらず、申請手続き等が遅れ、通常の方法では宅地の造成工事期間等も考慮すると、約束している期日までに引き渡しができなくなるような事案が発生した。

被災者からすれば、行政の手続きだけが進まないことにより、約束が守られないことになるため、何とかそれを回避し、何よりも行政としては長きに渡り待ち望んでいた住宅再建が遅れることがないようにする必要があった。

そのため関係機関と何度も調整を行い、各種手続きにおいて出来る限り期間短縮が図れるような方策を考えた。また、通常は県庁で行う打ち合わせ等を、各市町の負担軽減にも配慮し、当所で開催するなどして、打ち合わせの効率化等を行うことによって、何とか期限までに間に合う見込みとなった。

来年度も各種許認可件数が大きく減ることはないと思われ、防集事業も来年度がピークになる。来年度以降も対応が難しいケースなどが多々出てくると思われるが、柔軟な対応を図り、復旧・復興が円滑に進むよう許認可事務に取り組んでいきたい。

# 事業用地取得の現状と課題

東部土木事務所 用地第一班

## 1 現状

### 1) 班の所掌事務

東部土木事務所の用地担当班は、平成26年4月から一班体制から三班体制に移行し、当用地第一班は、旧石巻市、東松島市の道路改良事業、街路事業の用地買収、補償及び登記に関する業務を行っている。

### 2) 事業量

平成26年度事業箇所は、災害復旧事業2箇所(道路1箇所、橋梁1箇所)、復興事業9箇所(道路6箇所、街路3箇所)、県単独事業3箇所の計14箇所であり、平成26年度当初予算規模で繰越予算も含め用地補償費等の事業費が約19,467百万円となっているが、街路事業の都市計画道路門脇流留線改築工事の事業費が大半を占めている。

### 3) 事業の特性

主たる事業である都市計画道路門脇流留線改築事業は、石巻市震災復興基本計画に基づき内陸の居住地を防御するための多重防御計画の一環であり、防潮堤の整備に加え本路線、市道を高盛土道路として整備するものである。

### 4) 事業の進捗状況

復旧・復興事業については、関係機関との調整等に時間を要したことから用地買収面積の確定が遅れたものの、第二四半期以降に本格的な用地交渉に着手した。門脇流留線等の施工区間の長い事業箇所については、用地買収面積が確定した区間から先行し用地交渉に着手しているが、依然3箇所については用地交渉に着手できていない状況である。

## 2 課題と対応

### 1) 用地取得の推進

復旧・復興事業の多大な用地の取得や被災地権者が新たな土地や家屋を取得するなどの生活再建のためにも用地補償の推進が必要であるが、現員数では対応が困難なことから、外部委託を活用し用地取得の推進を図った。具体的には、公共用地取得業務2件を宮城県土地開発公社へ委託し、用地補償総合技術業務3件を補償コンサルタントへ委託した。

### 2) 防災集団移転促進事業との調整

門脇流留線は災害危険区域内の道路であることから、石巻市の防災集団移転促進事業の移転元地の買い取りも併行して行われている。門脇流留線事業用地と重複する土地については、県の買収後に市で買い取りすることで地権者に説明しているが、県の買収が遅れている箇所もあることから、防災集団移転促進事業の終了予定である平成27年度中の買い取りが困難な箇所については市で買い取りを先行するなど調整する必要がある。

### 3) 移転先地の確保

街路事業で移転が必要となる建物等について、移転補償関係の交渉に入り始めたが、移転対象者から代替地の要求が出てきており、企業所有物件を含めると約100件の代替地が必要になると予測される。買収面積が未確定であることから建物調査も遅れ補償金の提示に至らず、代替地の具体的な検討を行えない地権者も数多くいるが、事前に地元の市関係部署に対し市有地等の代替地情報の提供依頼や事業系区画整理の進捗状況を把握し移転の可否について調整していくことが必要である。

## 事業用地取得の現状と課題

東部土木事務所 用地第二班

### 1 現状

#### 1) 班の所掌事務

旧牡鹿町及び女川町の災害復旧事業及び復興事業のうち道路事業の用地買収、補償及び登記に関する事務

#### 2) 事業量

平成26年度事業箇所は、災害復旧事業の道路事業62か所、復興事業の道路事業22か所である。

#### 3) 所掌事業の特徴

牡鹿半島部の道路事業については、被災した道路の災害復旧事業と同じ路線のバイパス態様の復興道路を内陸側の山間部に新設する箇所が多く、地権者の多くが両事業に関係するため、災害復旧事業と復興事業を併行して進めることが求められる。

災害復旧事業の道路事業は、災害復旧であるにも関わらず沈下した道路の嵩上げ(沈下戻し)が中心となり、後背地の嵩上げ事業などの市町のまちづくり計画との調整に時間を要したため、用地取得が今後本格化することになる。

復興道路は、防災集団移転団地へのアクセス道路として整備される区間があるため、団地の造成・開設時期に合わせた事業執行が求められること。また、数キロメートル単位と工事延長が長いため、工区を分けて工事発注計画を立てることが多いが、土地所有者が工区を跨いで点在した土地(特に山林)を保有している場合、譲渡所得税控除の適用(同一事業による用地買収は同一年に契約締結しなければならない)を考慮しての取得が必要であるにも関わらず、工区単位での工事進ちよくが優先され、用地交渉に支障を来すことになるなど、沿岸被災地特有の様々な課題が健在化してきている。

#### 4) 事業の進ちよく状況

前述の理由により大多数の事業箇所が、平成26年度の後半から年度末にかけて土地境界立会い等の用地取得へ向けた準備作業を終え、平成27年度の第1四半期で多くの事業箇所の丈量図が完成する見込みである。このため、平成27年度の第2四半期頃から一斉に用地取得を行う時期が到来する。

災害復旧事業は、早急な事業の完了を目指す必要があることや被災者の生活再建の要である住宅団地整備に合わせた復興道路用地の用地取得が必要であるため、相続・共有地・筆界未定地などの取得困難用地がある事業箇所については、土地収用法に基づく事業用地の取得を進めなければならない。

○土地収用法を適用する事業箇所 災害復旧事業1か所、復興道路事業14か所



## 2 課題と対応

### 1) 用地取得の推進

用地取得の準備作業が進んだ箇所から、随時、用地補償総合技術業務の委託を行っているが、大多数の事業箇所は、平成27年度第2四半期以降本格的な用地取得を開始する。ただし、事業箇所数が多数に渡ることや箇所ごとに発注する複数の業務委託(物件調査業務委託、不動産鑑定業務委託等)と合わせて全体のマネジメントが必要となるため、全体を統括する用地補償監理業務委託を導入し、より効率的な事業推進を図ることとする。

### 2) 被災地における課題の顕在化

- ① 防災集団移転団地への入居開始時期との調整や工事工程計画から、用地説明会及び契約会などの団体交渉に先立って、先行区間のみ個別に用地取得を行っている事業箇所がある。今後、団体交渉する上で先行取得箇所の土地価格での交渉を余儀なくされる。
- ② 災害危険区域に指定された防災集団移転団地の元地については、市町が地権者の要望を受けて取得(市町によって取得可能な地目が限定。)。当該地内に県の事業が行われる場合、市町の取得用地の一部を事業用地として一時県が賃借し防災集団移転促進事業の完了後に権原の整理をすることで作業を進めているが、今後の事務手続きについては、市町毎に詳細な検討を要する。また、市町が取得可能な地目が限定されるため、当所において虫食いの的に直買する土地も存在する。
- ③ 牡鹿半島部に代表される各浜においては、漁具置場(生業用)にしていた土地が事業用地として取得されることにより、代替地の確保が課題になっている。元々平地部の少ない浜であることや漁港から離れては漁業に支障を来すなど条件を具備する代替地の確保に苦慮している。
- ④ 土地収用法の適用を予定する事業箇所が多数発生する見込みであるが、今後の任意交渉の推移によって状況が随時変化することから、収用裁決申請時期の見極めを慎重に判断する必要がある。合わせて、収用裁決申請図書の作成業務委託の発注時期等についても同様である。

### 3) 課題への対応

- ① 市町や地元区長等の関係者の協力を得て、先行箇所と統一の土地価格での取得が可能となるよう、丁寧な説明と粘り強い用地交渉を行っていく。
- ② 作業が先行している市との協議を進め、他市町へも適用可能な基本的な仕組みを確立すると共に、市町の事情によって異なる対応を執る必要が出てくるため、市町にあった事務手順を確立していく。
- ③ 地域情報に精通している市町の全面的な協力により、解決の糸口が見つかった事案があり、市町の協力は必須であることから、今後も市町との良好な協力体制を整え、県の土木事業の推進に止まらず、被災地権者の生活再建にも配慮しながら事業推進を図る。
- ④ 早期の事業完了を目指すため、用地交渉の準備作業が整った箇所から遅滞なく用地補償総合技術業務委託を発注し、一定の交渉結果を踏まえて、収用裁決申請を行う時期の見極めを組織的に判断する体制を構築する。

## 事業用地取得の現状と課題

東部土木事務所 用地第三班

### 1 現状

#### 1) 班の所掌事務

管内全域(2市1町)の災害復旧事業のうち海岸、河川及び砂防事業の用地買収、補償及び登記に関する事務

#### 2) 事業量

平成26年度事業箇所は、災害復旧事業として海岸事業14か所、河川事業14か所である。

#### 3) 所掌事業の特徴

復旧事業のうち海岸事業や河川事業については、被災した施設等を放置したままでは、地域住民の財産と人命に直接的に重大な影響を及ぼす事態となるため、事業の設計等を優先的に行い比較的早い段階で用地取得するための準備が整った。このため、被災地特有の様々な課題が顕在化してきている。

#### 4) 事業の進捗状況

通常用地の進捗はほぼ終了し、相続・共有地・筆界未定地などの取得困難用地が残っているため、土地収用法に基づく事業用地の取得を進めなければ工事の発注や完了が難しい状況に至っている箇所が残っている。

○土地収用法を適用する事業箇所 海岸事業3か所、河川事業4か所

### 2 課題と対応

#### 1) 用地取得の推進

膨大な要取得筆数に対して配置職員が限られていることから、平成25年度末から一部の事業箇所において用地補償総合技術業務委託を行い、一定の成果が認められたが、用地交渉事務に特化した事業であるため、より効率的な事業推進を図る方策を模索必要があると思われる。

#### 2) 被災地における課題の顕在化

- ①一事業箇所に国や市町などによる複数の事業が行われることから、その調整に時間を要し、さらに県以外の事業主体の事業進捗が遅くが図られないと県の事業が進められないなど、事業間調整に相当の時間を要している。
- ②災害危険区域に指定された防災集団移転団地の元地については、市町が地権者の要望を受けて取得(市町によって取得可能な地目が限定。)。当該地内に県の事業が行われる場合、市町の取得用地の一部を事業用地として一時県が賃借し防災集団移転促進事業の完了後に権原の整理をすることで作業を進めているが、今後の事務手続きについては、市町毎に詳細な検討を要する。また、市町が取得可能な地目が限定されるため、当所において虫食いの的に直買する土地も存在する。

- ③ 牡鹿半島部に代表される各浜においては、漁具置場(生業用)にしていた土地が事業用地として取得されることにより、代替地の確保が課題になっている。元々平地部の少ない浜であることや漁港から離れては漁業に支障を来すなど条件を具備する代替地の確保に苦慮している
- ④ 土地収用法の適用を予定する事業箇所が多数発生する見込みであるが、今後の任意交渉の推移によって状況が随時変化することから、収用裁決申請時期の見極めを慎重に判断する必要がある。合わせて、収用裁決申請図書の作成業務委託の発注時期等についても同様である。

### 3) 課題への対応

- ① 同一地権者が関わる事案が多く発生していることから、所内においては事業班との随時の細やかな情報交換を行うことは当然として、関係起業者との連絡調整を密にし効率的な事業の推進が図られるように努めていく。
- ② 作業が先行している市との協議を進め、他市町へも適用可能な基本的な仕組みを確立すると共に、市町の事情によって異なる対応を執る必要が出てくるため、市町にあった事務手順を確立していく。
- ③ 地域情報に精通している市町の全面的な協力により、解決の糸口が見つかった事案があり、市町の協力は必須であることから、今後も市町との良好な協力体制を整え、県の土木事業の推進に止まらず、被災地権者の生活再建にも配慮しながら事業推進を図る。
- ④ 早期の事業完了を目指すため、一定の交渉結果を踏まえて、収用裁決申請を行う時期の見極めを組織的に判断する体制を構築する。

## 復旧・復興事業に伴う道路管理の課題について

東部土木事務所 道路管理班

今年度は震災直後から路面災の復旧が進み復興事業が本格化してきたことから以前の苦情要望とは異なり特に以下の3項目について顕著になってきた。

1つめは、平成26年度の当班は道路災害復旧工事の発注はほぼ終了し年度内には完成の見込みである。管内の道路についても路面災工事の完了箇所が増大していることから走行性が向上しているところである。しかしながら、復興道路事業等を行う路線については、災害復旧を取りやめている箇所があり、年数が経過していることから舗装の傷みが進行している。また、復興復旧事業の本格化に伴い大型車の通行量が増大していることから、災害復旧で施工した舗装については地震前の舗装構成であり、復旧・復興工事で大型車交通量が増大した路線については、今後沈下等による舗装の亀裂等が懸念される。また、災害復旧工事で施工しなかった区間についても同様な状態になることが懸念される。

今後は新規の復興道路路線があるため、県道の再編を考慮しながら舗装補修の計画を策定する必要がある。

2つめは、復旧・復興工事の本格的稼働に伴い、現場及び土取場等から出入りする場合に泥の引きずりにより路面汚損が北上川堤防嵩上げ工事等の集中している北上地区や鳴瀬川・野蒜海岸周辺の東松島地区や離半島部の防災集団移転地の造成等に伴う地区の国県道のほとんどの区間で発生している状態である。各事業者には出入り口前の清掃や現場内での泥落とし装置の設置等の依頼をしているところであるが、雨天時等には効果が発揮できないことから大変苦慮している。

今後は道路環境整備費も限度があることから、道路管理者が路面清掃を行うには限界があり、各事業者の誠意ある対応が求められることから、各事業者に対し連絡調整会議や協議会等で出入り口部の清掃や運搬車の管理の徹底を訴えていく必要がある。

3つめとして、震災に伴う地盤沈下の影響により昨今のゲリラ豪雨等による大雨により道路冠水が多く発生し交通の遮断を引き起こしている。原因としては流末が沈下し河川等に排水されず冠水するものである。市町において雨水排水のポンプ場建設を計画中であるが、本格稼働にはまだ数年要する見込みであり内水排除のために仮設ポンプを設置し対応しているが、近年の集中豪雨には対応し切れていない現状である。県でも市と連携し仮設ポンプを運用して対応しているところである。石巻市等と調整会議等を行い排水設備の整備状況や進捗状況等の情報を活用しながら対応する必要がある。





## 復旧・復興に向けた現状と課題

東部土木事務所 道路建設第一班

道路建設第一班は、旧石巻市内の道路・街路および橋梁等の災害復旧・復興事業を事業始め、半島部の復興道路事業の一部を担当している。平成26年度は当初予算規模で繰越額を含め約333億円であり、職員数は自治法派遣職員3名を含めた8名体制である。

### ○復興道路事業について

震災前から事業化されている、国道398号バイパスⅡ期工事である大瓜工区については、平成29年度の供用開始に向け事業を促進することが出来ているが、相続に関する裁判中の1件を除き概ね用地が解決できる見込みとなった。平成26年度においては、工事の発注について、軟弱地盤改良工事や橋梁下部工・上部工について行ってきたが、1工事(3回)が入札不調となり、次年度での工事発注が必要な状況となっている。

石巻市の震災復興基本計画に位置づけされている都市計画道路門脇流留線は、津波被害を低減するための多重防御の一端を担う道路となっており、土地区画整理事業や石巻市の道路事業との調整が必要であり、地区周辺の住民からも早期の整備が求められる一方、非居住区域となる地権者からの反対もあり、官の考えのみで事業を促進することが出来ない地域であるが、平成26年度において、一部区間での工事の発注を行い、用地買収に着手することが出来た。職員が限られている中で事業を促進するため、外部の協力を求めるためのCM方式による事業の促進を図り、事業調整や設計の課題解決に取り組むことが出来たものである。

上記事業の外に、都市計画事業として大街道石巻港線門脇町工区、道路事業として国道398号湊工区、石巻雄勝線藤の巻工区、石巻鮎川線小網倉浜工区、石巻北インター線の各事業に取り組んでいるものである。

### ○災害復旧事業について

災害復旧事業において、国道398号にかかる内海橋については、石巻市の中心市街地に位置し、将来のまちづくりや景観に配慮する必要があることから、橋梁のタイプや東西の連携について特に調整が必要な事業であった。北上川下流河川事務所との施工協議を完了させ、まちづくりに関する有識者の意見を反映させた復旧計画をとりまとめるなどの成果があったが、用地補償における地権者の同意が思うように進捗していない現状であるため、さらに粘り強い交渉の必要があるものである。

### ○今後の課題

東日本大震災から4年が経過し、早期の復興が望まれている中、まだまだ解決しなければならない課題を抱えているが、ひとつひとつをクリアするために、周辺の事業との調整や地元住民への情報発信が必要であると感じている。これからの復興に向けて地域住民に喜んでいただける道路を建設して行くことが出来るように事業を促進していくものである。

## 復興に向けた4年目の現状

東部土木事務所 道路建設第二班

道路建設第二班は、津波により甚大な被害を受けた東松島市の道路・街路・海浜緑地公園を始め、石巻市の一部(旧河南町, 旧石巻市の門脇(大街道)自歩道設置事業, 旧牡鹿町の給分浜・十八成浜復興道路事業, 及び旧桃生町の中津山道路改良事業)を担当している。当初予算規模は約94億円であり, 自治法派遣職員2名, 任期付き職員2名, 再任用職員1名を含めても8名であり, 事業の進捗をはかるには人手不足である。

このような環境の中, 当班の課題は隣接関連工事との調整であった。河川や市のまちづくり計画, 区画整理や下水道といったものとの調整である。施工内容はもちろんであるが, 施工時期や残土の発生時期などが全く合わないのである。それに加えて, 発注工事の不調でさらに施工時期が不透明になっていく。2点あげてみる。

○河川協議の状況(定川大橋災害復旧や(都)矢本門脇線(仮)新定川大橋)

定川大橋の仮橋があることに加え, 定川大橋の橋脚を施工する際に必要な栈橋の施工, 約300m上流の(仮)新定川大橋の栈橋の施工。栈橋の設置・撤去だけでも非出水期が終わってしまうため, 通年施工が必要となる。また, 近距離での施工ということで, 河積阻害の状況を確認する必要があった。さらには, 橋梁施工時期に先行している河川堤防工事の進捗状況を加味する必要もあった。今年度は, 河川協議を行い, 橋梁下部工事の発注を行うところまで進捗した。

○集団移転用地造成事業との残土調整(州崎海岸や宮戸)

州崎海岸や宮戸の復興道路事業では東松島市の野蒜集団移転用地の切り土に伴う残土を利用する予定であった。州崎海岸では地盤改良が必要となったことから事業費増となり, 復興庁との協議に時間がかかった。宮戸では用地買収において, 残地処理の要望から買収ができず, 残地を圃場整備する計画策定のため各方面と調整を行ったことから時間を要したうえ, 松ヶ島橋下部工は入札不調が3度も繰り返され, 事業が遅れた。一方, 野蒜集団移転用地造成工事はJR仙石線の移転により野蒜駅が建設されることになったため, ベルトコンベア等を利用し短期間での完了が必要となったことから全数量を仮置きできる残土置き場の調整がつかなかった。このことから, 道路事業において, 20数万m<sup>3</sup>もの土砂を購入しなければいけなくなった。などなど

問題だけがあったわけではない。通常事業ではあるが, 震災前から事業を行っていた門脇自歩道設置工事は, 昨年橋梁上部工を施工したが, その後の舗装工事が不調となり昨年度中の供用どころか着手もできなかった。今年度にどうにか工事契約にこぎ着け, 平成26年11月22日供用を行った。旧橋撤去工事など残工事はあるものの, 目に見える復興の一助になるものと考えている。



供用直後の大街道新橋 (H26.11.22 午後2時)

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

東部土木事務所 道路建設第三班

当班では石巻市のうち津波で甚大な被災を受けた区域(旧河北町・旧雄勝町・旧北上町)及び内陸部の桃生町の一部を担当している。事業箇所は東日本大震災復興交付金事業の復興道路が3地区、石巻雄勝線雄勝峠を含む地域活力基盤創造交付金事業が3地区、災害復旧事業、県単独道路改良事業を実施している。平成26年度の当初予算規模は約97億円で、職員は自治法派遣職員1名、任期付き職員2名を含む7名体制である。

○災害復旧事業について

災害復旧の協議設計箇所は8箇所のうち前年度までに解除済みが5箇所であった。残りについては他機関との計画調整に時間を要し解除が年度末となる見込みである。特に(一)釜谷大須雄勝線石巻市釜谷地内における橋梁及び道路の解除箇所については、住民の浜での営みと防潮堤との関わりについて地元の了解を必要とした。石巻市では石巻市管理漁港の海岸堤防の整備方針を示した。基本的な考え方は以下であるがこれにより地元の意見調整を図ることができた。

ア 原則的にはレベル1津波に対応した海岸堤防を整備する。

イ 上記によらず、原形復旧とする場合やL1防潮堤を新設しない場合は次の場とする。①居住地(現在及び将来)がないこと。②集落間を結ぶ幹線道路が確保されること。③地元住民の要望(総意)であること。④その他配慮すべき事項

○復興道路事業について

次に防災集団移転促進事業にアクセスするための復興道路事業については防災集団地の位置及び規模の変更が度々生じた。それにより道路計画についても見直しが必要となったことからその都度コンサルタント及び測量業者との打ち合わせを行い多忙を極めた。また設計思想の統一を図るため「牡鹿半島部設計マニュアル」を参考とした。事業説明会の後に実施する用地境界立ち会いについては震災特例が無く従来の方式で進めている。津波により地権者は各地で居住し、立会時間も事前に設定しているため、連続した立ち会いが難しくなっている。今後の用地買収については、地権者数・筆数も膨大な数になる一方であるが用地及び工事担当職員は限られていることからCM方式の導入など外部活力が用地買収の進捗を図るためにも必要である。また雄勝町伊勢畑工区については伊勢畑防集事業と整備が一体不可欠なものであるため市役所と受委託について協議を進めている。北上町の相川工区については事業全体工程に影響し、工事に期間を要するトンネル工事及び3号橋下部工事の発注を行うことができた。雄勝工区については地域の要望を勘案し詳細設計を進めている。

業務が膨大であるため職員の負担軽減を図るためにも監督及び積算支援業務は大いに役立った。しかしながら我々は、もっと現場を見る・知るが必要である。工事監督支援の業務内容について項目毎に具体的に役割分担を明確にする必要がある。

○まとめ

「震災復興計画」の再生期、あたらしいまちの根幹となる道路が一刻も早く目に見えるようにすることが、まちづくりの礎になるであろう。



## 再生・発展期への道筋

東部土木事務所 道路建設第四班

道路建設第四班は、津波で甚大な被害を受けた沿岸部のうち石巻市の一部(旧牡鹿町・旧石巻市半島部)及び女川町を担当しており、地域活力基盤創造交付金事業の風越Ⅱ道路改良工事をはじめ4地区、東日本大震災復興交付金事業の復興道路10地区、災害復旧事業などを実施している。

平成26年度の予算規模としては、災害復旧費なども含めると120億円余りに達するが、職員は自治法派遣の2名を合わせても8名体制で、復旧・復興事業を進めるうえでは圧倒的に人手不足となっている。

特に、現国県道から防災集団移転促進事業(以下、「防集団地」という。)にアクセスするための復興道路事業については、市町の地元説明を受け防集団地の位置や規模等が変更されたことにより、計画の見直しを余儀なくされ大幅に遅れ始めていた。また、工事発注に必要な多くの測量・設計の打合せや用地測量が進み始めてからの境界立会など多種多様な課題等に対応しなければならず業務は多忙を極めた。

このため、職員の負担軽減を図りながら、設計方針が地区ごとに異ならないよう統一することや地元・関係機関との早急な協議などリスク回避を図る必要があった。

そこで、民間のノウハウを活用した牡鹿半島部復興道路事業監理業務(CM方式(コンストラクション・マネジメント方式))を平成26年1月に宮城県として始めて導入していたので、平成25年度に引き続き継続導入した。

この監理業務では、設計思想等を統一するため宮城県設計施工マニュアル及び道路構造令等を抜粋した「牡鹿半島部設計マニュアル」の作成や各コンサルの業務進捗状況を管理するとともに、豊富な経験と知識を基に国有保安林解除など多岐にわたり各関係機関協議を進めたことで、これまでの大幅な遅れを取り戻すことができ、概ね平成26年度中に設計を完了することができた。



【牡鹿半島部設計  
マニュアル】



【鮫浦地区境界立会状況】

更に、用地取得では相続発生や筆界未定地などの隘路図作成、精力的な境界立会や工事発注をするために必要な用地買収を集中的に進めた。一部の用地先行取得箇所でも年度末に工事発注をしたが不調となってしまった。用地については、地権者・取得筆も膨大な数になることから、新たにCM方式等を導入することが、買収を進めるうえでのツールになり得るのではと考えている。

また、女川町中心部を通る国道398号の復興道路事業では、町が実施する被災市街地復興土地地区画整理事業と歩調を合わせ一体的に嵩上げする必要があり、別々に工事を行うことで復興事業を遅らせる懸念があったことから、平成26年9月に県と町による受委託協定を締結した。この締結により、女川町による一体施工が可能となり市街地の復興工事が加速した。

東日本大震災から4年余りが経過した3月21日には、復旧期に撒かれた復興という「一粒の種」がようやく「JR石巻線全線開通」「女川駅周辺まちびらき」などという形で芽吹き始めており、平成26年度は再生・発展期への道筋を示した年となった。



## 復旧・復興 4年目の現状と課題

東部土木事務所 河川砂防第一班

### ○現状(どのような1年(位置付けの年)であったのか)

東日本大震災から早四年目を迎え、また、平成26年度は宮城県震災復興計画の再生期1年目となる。当班で担当している東日本大震災関連の河川海岸災害復旧事業及び復興事業は、5河川、10海岸であり、昨年度末までに本省と協議設計等が完了している。これを受けて、今年度は災害復旧を加速させるべく、すべての工事について発注～現場着手することを目標に設定した。

新規発注工事としては、4河川、6海岸であり、用地担当班と用地補償、及び隣接する関連事業と協議、調整を図りながら準備を進め、最終的には1事業(1海岸)のみ発注には至らなかったものの、概ね目標は達成できた。

工事については、継続(繰越)の河川災害復旧工事が1件完了。工事の実施にあたっては、石巻市の都市公園用地を買収する必要があるため、市において都市計画変更手続きが生じるが、手続きに時間を要するとのことから関係各課と協議し、結果として用地買収に先行して行政財産使用許可申請をすることで工事施工可となり、計画どおり工期内に完了させることができた。なお、用地買収については、市の都市計画変更告示が平成27年度となるため、繰越しとなった。

### ○今後の課題等

未発注工事及び発注(契約済)工事の中で、工事の実施にあたり(主な)課題、対応方針(どう解決を図ってきたのか、図っていくのか)については、下記のとおりである。

#### 1. N地先海岸災害復旧工事(東松島市)

##### ①何が問題(課題)か

計画堤防高について、一部住民より合意が得られていない。

##### ②解決の手法等

合意形成を図るべく、疑問点等について個別に説明を行った他、関係住民を対象に説明会を2度開催。また、地元意向確認のため、計画に対するアンケートを実施。

参集範囲を含め説明不足ではないかとの意見を踏まえ、説明内容については東松島市等と再度調整の上地元説明会を開催し、丁寧な説明に心がけ合意形成を図り、工事に着手する。

#### 2. S地先海岸災害復旧工事(東松島市)

##### ①何が問題(課題)か

工事規模が大きく、現状変更による動植物等への影響が懸念されることから、自然環境に配慮した施工方法の検討が必要となっている。

##### ②解決の手法等

宮城県環境アドバイザー制度を活用し、河川課を窓口として委員の選定～ワーキンググループを立ち上げ、その中で環境配慮事項、施工方法等について意見交換を行い、その結果を実際の工事施工に反映させる。

### 3. T河川災害復旧工事(東松島市)

#### ①何が問題(課題)か

災害復旧工事の施工にあたり、河川が本来有している環境や歴史的景観等に配慮し、地元からは地元産(自然石)の石積護岸による復旧を要望されている。

#### ②解決の手法等

「貞山運河再生・復興ビジョン」の基本施策に基づき、自然石を使用する範囲等について議論するため、地元関係者と第1回意見交換会を開催(平成26年10月末)。

地元意見を踏まえ、市のまちづくり計画との整合を図りながら案を取りまとめ、次回(第2回)意見交換会において、具体の計画案について地元合意を図る予定である。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

東部土木事務所 河川砂防第二班

東日本大震災の発生から3年が経過し、宮城県災害復興計画ではこれまでの復旧期（3年）から再生期（4年）へ移行している。

当班が担当している河川・海岸の災害復旧工事についても、応急復旧工事、測量設計、用地取得、関係機関協議等がある程度整い、実施保留解除も完了し、工事の発注から工事の実施に業務が移行してきている。このような状況の中、現状と課題をまとめると次のとおりである。

### 【入札不調の増加】

工事件数の増加により配置技術者・作業員の不足や資材の高騰が生じており、入札不調が増加している。特に、条件が厳しい工事については、10億円を超える工事でも入札不調が発生しており、事業の完了年度が延びる傾向にある。入札不調となった工事については、更に合併し、発注ロットを大きくして発注しているが、事業費が大きくなったことで入札・契約に要する時間も増えている。

### 【修正設計の増加】

これまで、工事を早期に発注するため、実施保留解除を急いで進めたため、「調査・設計の検討が浅い」、「関係機関との調整が不十分」、「隣接で行われている様々な災害復旧・復興工事との調整が必要」、「技術基準等の変更」などにより、修正設計や再調整が必要となる事業が多発している。重変協議も必要となり、対応に時間を要している。

### 【用地取得の難航】

これまで用地取得を進めてきたが、相続や抵当権など様々な問題から交渉が難航しているものが残っており、解決に時間を要している。

土地収用の検討も必要となるが、これまでの用地交渉と大きく手法が異なることから、地権者との調整が必要となっている。

また、隣接の区画整理事業等と用地取得範囲や取得方法（公管金）等について調整が必要となった事業もあり、様々な調整に時間を要している。

### 【将来の維持管理を踏まえたデータの整理】

災害復旧工事で整備した河川・海岸施設は、適正に維持管理していく必要があるが、竣工図面等の重要な施設データを将来の施設管理や点検に迅速に活用できるよう形式を定めて台帳整理する必要がある。しかし、現在のところフォーマットが決められておらず、対応が後手に回っている。現場施設に距離標を設置するなど台帳と整合が図れるよう整備が望まれる。

### 【恒常的な人員不足】

当班の職員は、他県応援職員、任期付き職員を加え5名であり、上記の課題に対応しながら災害復旧工事を実施している。この他にも河川管理、水防、河川占用協議、予算管理、土砂災害警戒地区検討、各種調査等多くの業務を担っており、職員が恒常的に不足している状況にある。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

東部土木事務所 河川砂防第三班

河川砂防第三班は、石巻市旧河北町(北上川右岸)、旧雄勝町、女川町と旧牡鹿町の一部の河川、海岸の復旧・復興工事を担当しており、現在、災害復旧工事は全箇所では着手し、工事進行中(一部完了)である。

平成26年度は、前年度から発注済みの工事(24件)を確実に進め、残りの工事を早期発注し、復旧・復興の進捗が確実に目に見える年にすべくスタートしたが、工事不調も重なり、多くの繰越工事が発生する等、なかなか予定通りには行かないと痛感させられた1年であった。

そんな1年を通して、各現場様々な問題が発生しているが、非常に対応に苦慮した(ている)課題を2点程あげる。

### ○甚大な災害における当初設計の限界とその対応

まず、当班の災害復旧を停滞させている大きな要因として、震災直後の調査不足により、複数の箇所では設計修正を余儀なくされていることがあげられる。

特に旧河北町富士川上流部の富士沼周りについては、想定地層とは大きくかけ離れ、著しく軟弱な堆積層に築堤盛土が出来ず、工事を中止して復旧断面の再検討を行っている。他の工事でも、現況のきめ細かな調査が足りず、追加検討を行っているのが現状である。

実際、何十もの被災箇所を早期査定、復旧を進める中、震災直後に長期間をかけて細かい調査を実施するなど出来たはずもなく、このような事態には臨機に対応すべきと考えており、今後も工事進行中の他現場で同様の事象が懸念されることから、追加の地盤調査や設計照査、観測施工など、手戻りが生じないよう事前対策を行うようにしてきた。次年度以降、その時に直面した不測の事態に対して、より迅速で的確な対応を取ることはもちろん、不測の事態が起き得ないような工事の進め方を徹底したいと考える。

### ○災害工事における関係機関調整

当班が担当する海岸災害復旧の中で最も課題を抱えている現場が石巻市長面地区の横須賀海岸である。この海岸は、用地的な制約や地元同意等の問題は無いものの、地理的な条件により困難を極めている。

長面地区は、震災により水没しており、横須賀海岸も、海上に1キロ以上の仮設道路を造成して防潮堤を復旧することとなる。北上川河口部に位置し、本防潮堤の背後(水没している用地)には、保安林、市道復旧、農地復旧等多数の工事が控える。

これまで2年間、早期の完成を目指して工事を進めてきたが、度重なる波浪により何度も手直しを要し、26年度には国との変更協議により、堤防前面への仮設消波工を設置する迄に至った。

本工事の進捗は、国土交通省、農林水産部、石巻市の復旧工程に著しく影響を及ぼしており、これまでも適宜、連絡調整会議等で工程を説明してきたところであるが、今後、より細かい調整を行って、調整を図っていく必要がある。

当現場に限らず、それぞれの機関が復旧・復興事業の終了を見据え始める5年目にあたり、他の工事への負担、社会的影響も一層念頭に入れながら、常に的確な情報を交換、発信していく必要があると考える。



## 復旧・復興 4年目の現状と課題

東部土木事務所 河川砂防第四班

河川砂防第四班は、班長以下7人で旧河北町(北上川左岸)、旧北上町、旧桃生町と旧石巻市の一部で河川・海岸の災害復旧事業(河川:2地区、海岸:3地区)や復興(交付金復興枠)事業(河川:1地区、急傾斜:3地区、砂防:1地区)を担当しており、管内全ての砂防・急傾斜地において工事・維持管理も担当している。

今年度は災害復旧事業で実施する他機関所有施設について、管理者との協議が成立したことから、全地区で工事着手すべく6件の工事を発注したが海岸工事の1件が入札不調となり1地区のみ着手できなかった。復興事業(交付金復興枠)においては工事4件と調査設計業務等の発注を行い、1地区については予定通り概成し、また2地区については今年度発注した3件の工事で来年度の概成予定である。

現状と課題、対応方針については以下のとおりである。

### ○災害復旧事業

(現状と課題)

現時点で、2河川、2海岸で工事に着手しており、契約工事件数は10件である。

工事着手できていない1海岸は、これまでに4回発注しているが、南向きの外洋に面する現場があることから、作業条件等が厳しく業者から敬遠され入札不調が続いていると思われる。

事業用地の取得状況については契約手続をする上で困難な箇所が多数点在しており、工事発注のためのまとまった事業用地が確保できていない箇所がある。

着手している各工事においては、概ね計画どおりに進んでいるものの、他機関が実施している事業との協議・調整が多岐にわたっている。中には未だ計画が確定していない事業もあることから、今後の工事工程への影響が懸念される。

(対応方針)

入札不調になっている海岸工事については、現在、仮設計画・施工方法の見直しを行っており、早期に確定させ工事を発注する予定である。

事業用地の取得については、継続的に交渉を重ねると同時に契約困難箇所を回避する事も視野に入れた計画の見直しを行う予定である。

協議調整については適宜実施する事と当所と他機関との事業計画の整合を図りながら進めていく予定である。

### ○復興事業

(現状と課題)

河川・急傾斜・砂防事業を実施しており、急傾斜事業の1地区が概成、急傾斜事業1地区と砂防事業1地区については最終工区の発注・契約済みである。

河川事業については地元住民の方々への事業説明会を開催し事業推進の賛同を得た。しかし附随する工作物の協議・調整が遅れていることから、調査・設計の発注ができていない。

(対応方針)

工事においては、計画どおり完成させるため、請負業者との適切な工程管理を行う。

河川計画については今後、計画説明会を開催し地元の方々との合意を図る予定である。また、協議・調整においては、諸条件を早急に整理し回答を得ることとしたい。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

東部土木事務所 建築班

建築班では、震災以降、被災者の生活再建において、住宅の復興が最優先課題であるとの認識から、復興住宅の整備促進に向けて、各市町やUR都市機構等関係機関と連携を図りながら、円滑な建築確認等許認可事務に取り組んできたところである。

震災後4年目となる平成26年度においては、被災者の自立再建による民間住宅の建築について、防災集団移転促進事業による宅地造成が一部地区で完了し、本格的な住宅建築が始まった。具体には、東松島市では矢本西、牛網及び宮戸（大浜、月浜、室浜）の各地区、女川町では中心市街地の荒立地区などにおいて、年度前半までには造成工事が終わり、既に多くの住宅の建築工事が完了し、入居も始まっている。

また、防集団地地区の災害公営住宅については、今年度新たに、東松島市の東矢本駅北地区や女川町の出島地区等において工事が完了し、入居が開始された。東松島市の矢本西、牛網及び宮戸地区でも平成27年度初めには、順次、入居が開始されることとなっている。

東松島市及び女川町における復興住宅の建設は、平成27年度から28年度がピークになるものと予想される。東松島市では、平成27年度から東矢本駅北地区、28年度から野蒜北部丘陵地区といった最大規模の防集団地において住宅の建設が始まり、女川町においても、平成27年度から市街地部、離半島部の各造成地において建設が本格化するものと思われる。

復興住宅に係る建築確認申請件数の想定（県取扱分）

	H26	H27	H28	H29～
東松島市	160	300	250	40
女川町	60	280	250	130
計	220	580	500	170

※自立再建（建築可能となる宅地数）と災害公営住宅の合計

建築確認申請は、民間確認検査機関にも申請されるため、県としての事務量の正確な推計は難しいが、復興住宅関係の申請件数がこれまでに比べ、著しく増加することは確実であり、審査及び検査の効率的な実施が求められる。

また、地区によっては、工程の都合上、造成工事と建築工事が並行して進められる場合も予想されることから、敷地の接道に関する建築関連法規上の取扱いなどについて、柔軟な対応を心がけるとともに、今後、なお一層、関係機関との連携を密にし、各種手続きが遅滞なく進み、復興住宅の整備が促進されるよう取り組んでいく必要がある。

## 復旧復興4年目に思うこと

気仙沼土木事務所 総務班

3・11東日本大震災から4年が過ぎようとしている。

震災前、43人の本県職員も平成26年度には、任期付職員も含め76人と1.6倍の人員を抱え、さらに、他県からの派遣職員25名、非常勤職員等14名を加えると総勢115名の大所帯の事務所として4年目の日々を駆け抜けてきた。

職員の健康管理、公用車等備品管理、物品発注及び所内の下支えである庶務業務を担う総務班としては「職員が動きやすいように」「事業執行が円滑に進むように」を目標として日々の業務を遂行してきた。

特に、他県からの派遣職員は、生活環境の変化や事務手続きの違いに戸惑うことも多く、意見交換会において、様々な改善要望事項が提案されており、職場環境や住環境などの優先順位の高いものの順にできる限りの要望に応じてきた。

一方、健康管理においては全職員に健康診断を受診させるとともに、再検査(精密検査)の必要な職員に対しては速やかに受診するように助言してきた。また、約800億円という膨大な事業を執行するため職員の時間外勤務が増加する中、月80時間を超えて時間外勤務を行った職員に対しては、産業医の面談を実施し、職員の健康状態に留意してきた。

また、物品発注や所内庶務業務においては事業の本格実施に伴い、様々な要望が出されている。その要望に応えるため、緊急の物品発注については取扱業者と折衝し、最短で準備できるように調整に努め、職員が忘れがちな給与諸手当の申請や福利厚生については該当職員に対し、より細やかに対応することにより、職員に不利益とならないよう努めてきた。

1年間、総務業務を担い、残念に思うことは、100名を超える大所帯ということもあり、職員個々の要望に対し、希望どおり早急に対応できない場面が少なからず発生したことだ。また、要望について、もう少し早く相談を受けていれば、対応できたものもあった。

そのことから、より円滑に事業を執行し、職員の健康管理や要望に応えるためには、常に各班の状況を収集し、必要なものを把握するとともに、何かあればすぐに相談できる風通しの良い班であることが必要と考えてる。

今後、大型事業が次々と本格化し、職員一人当たりの業務量は、さらに増大することが見込まれる。

そのような状況の中で、業務の円滑化と職員負担の軽減のためには、今まで以上に職員間の意思疎通と待つ対応ではなく先手を取る対応が必要となってくると思われる。

次年度に向けて、班長会議等で細やかな全体調整を行うだけでなく、各事業班担当者と庶務担当者との連絡調整をさらに密にし、「必要なものを必要なときに」を目標に総務業務を遂行していく。

## 復旧復興4年目に思うこと

気仙沼土木事務所 経理班

平成26年度は宮城県社会資本再生・復興計画の再生期の初年度を迎えた年でほとんどの地区において実施保留解除が完了し東日本大震災の災害復旧事業の工事等の発注が進んだ年であった。

発注規模の大型化に伴い工事でWTO案件が15件、WTO案件を除いた15件が平成26年度に契約締結され当初契約額は94,793,224,320円となっている。

本年度発注の最長工期は平成30年3月までであり再生期の最終年度に工期を迎えることになる。

事務所発注においても昨年度と同程度の発注件数で推移しており、災害復旧事業が着実に推進している。

しかしながら、本年度においても本庁発注で37件の発注に対して7件の不調で不調率が18.9%、事務所発注で43件の発注に対して10件で23.3%の不調率になっている。昨年度は本庁発注で29件の発注に対して8件で27.6%、事務所発注が49件の発注に対して16件で32.7%あり、改善が見られるが依然として高い割合になっている。

このような状況下において入札事務においては、設計図書等の不備による入札中止をなくすため班員全員で入札公告及び設計図書等の確認を行い、入札中止により災害復旧が遅滞してしまうことがないように努めたところである。

また、契約事務においても受注者に迅速に連絡を行的確に処理するよう心がけてきたところであるが、技術サイドから設計書等の提出の遅れ等により受注者への連絡が遅くなってしまう等相互の連絡が不十分だったことも否めないことから、情報の共有を図りながら進行管理についても把握する必要があると思量される。

現在、気仙沼土木事務所は臨時職員を含めると100人を越える大所帯となっており、自治法派遣職員及び任期付職員の40名弱の増員より災害復旧事業が進められている状態である。

宮城県の入札・契約制度については、宮城県職員にとっても複雑であるが、派遣職員等にとっては更に解りにくいものであるため、時として一人ひとりに説明する状況になっており、入札・契約制度の整理された様式集の作成が望まれる。

東日本大震災の災害費を中心にした明許繰越及び事故繰越予算の割合が高い状態にあり災害復旧が終わるまでこの傾向は続くものと思われる。

補助対象以外の部分については、県の単独予算により執行しているところであるが、工事雑費等の予算管理を経理で行うことにより、予算の範囲内での発注の管理が可能となっている。

会計実施検査については、平成27年度から通常検査に移行する方向であり、6月下旬に道路局分の会計検査が実施される等、通常期に戻りつつあるが、未だ復旧・復興事業が途中の沿岸事務所に対しては技術職だけでなく事務職に対してもマンパワーの集約を図られたいところである。



## 復旧・復興 4年目の現状と課題

気仙沼土木事務所 行政班

### ○許認可関係事務

- ・ 当班の主要業務である道路、河川、海岸、港湾、屋外広告物などに関する許認可事務について、市町や事業者との綿密な事前協議を行い、適正に事務処理を行った。
- ・ 災害復旧工事の進捗に伴い各種許認可申請の件数が年々増加している中、復旧・復興の推進に向け、適正かつ迅速な事務処理に一層取り組んでいく必要がある。
- ・ このため、占有者会議の開催などにより、関係者(市町、インフラ事業者等)間で工事計画等の情報の共有を図り、施工の手戻り等が生じないように調整を行うことにより、迅速かつ円滑な事務処理を図っていく。

### ○道路関係事務

- ・ 当所の災害復旧事業により生じる旧道の移管及び県道再編に関して、移管に係る課題や市町村要望事項の取りまとめ及び対応方針の整理を行った。
- ・ 今後は、県道としての重複管理区間が極力生じないように、市町と時期等を調整の上、移管手続きを進める。
- ・ 災害復旧工事の進捗に伴い、仮設迂回路の設置や路線の暫定供用を行うケースが増えている。このため、道路の区域変更及び供用開始手続きについて、事業担当班と連携を密にし、時期を逸することのないよう、引き続き適切な事務手続きを行っていく。

### ○河川・海岸関係事務

- ・ 震災以降、許認可申請件数が年々増加しているが、特に河川関係の申請件数の増加が著しい。このため、市町や事業者等との調整を一層緊密に行い、事務処理の推進を図っていく。
- ・ 海岸保全区域の指定(変更)手続きがあまり進んでいない状況にある。手続きに必要な図面の作成等について事業班と調整し、事務手続きを進める。

### ○港湾関係事務

- ・ 災害復旧工事等の進捗に伴い、荷役業者等による港湾施設(岸壁、荷捌地、野積場)の利用が増加する中、施設の使用において、一部不適切な事例が認められた。
- ・ このため、「利用調整会議」を開催し、災害復旧工事施工業者及び荷役業者に対し、港湾施設の適正な使用について指導を行った。
- ・ 気仙沼港では、港の災害復旧工事により使用可能な係留施設が不足している中、災害復旧工事用資材等の運搬が増加し、港湾施設の利用が逼迫している。今後、大島架橋事業や三陸道工事による使用が予定されており、係留施設の不足に拍車がかかる見込みである。

## 大島架橋事業について

気仙沼土木事務所 用地第一班

本事業は、県の復興のシンボルに位置づけられており、平成30年度完成を目指している。震災以前は、本土側の浪板～小々汐間のルートは、現道の(一)大島浪板線を拡幅整備する予定であった。津波の震災区域となったことから、山側にシフトするルートに見直しをされた。

今年度は、1工区(東八幡地区)等の丈量図の完成があり、大島浦の浜地区を除く全線での用地買収に着手した。

用地取得進捗率については、以下のとおりである。

	面積	金額
1 離島工区	88%	82%
2 補助工区	42%	27%

用地取得の課題は、以下のことが挙げられる。

小々汐地区から東八幡前地区の買収予定地は、津波の被災者が多く、修繕し現地に居住継続している地権者がおり、移転先の確保が困難となっている。

移転先の確保については、県内の宅地建物取引事業者等の活用により代替地確保に努めているも成果は厳しい現状である。

さらに、防災集団移転促進事業による宅地を移転先とする地権者の場合、当該事業の完成(一番遅い浪板1区移転地は、平成28年3月完成)を待ち、生活再建時期を見極めた上で、移転補償契約を締結せざるを得ない。

今後についても、気仙沼市の災害関連事業(防災集団移転事業等)及び国交省の三陸沿岸道路事業との買収箇所及び地権者が重複することが多いため、関係機関と連携をとりながら事業推進していく。

## 災害復旧事業の「現状と課題」及び「進捗状況」について

気仙沼土木事務所 用地第二班

平成26年度の成果について

### 1 災害復旧(河川分)

担当する7河川すべてにおいて用地交渉着手済みである。今年度に入り、青野沢川・面瀬川・津谷川・只越川の用地交渉に着手できたこともあり、用地取得筆数が増加した。

特に、面瀬川は8月に用地契約会を開催したが、要取得筆数129筆に対し88筆の取得(1月31日現在)、進捗率は68%となっており、用地取得の進捗が著しい。また、懸案であった水産加工会社との用地補償契約も締結済である。

### 2 災害復旧(海岸分)

担当する18海岸のうち、田の浜海岸・杉の下海岸を除く16海岸において年度内に用地交渉に着手する予定である。亀山磯草等海岸(4海岸)においては、国土調査が未了で丈量図の作成等に時間を要したが、調査が完了したことから年度内に用地交渉を開始する予定である。また、5海岸においては用地買収を終了している。

### 3 災害復旧・復興(道路分)

担当する災害復旧・3道路、復興・2道路すべてにおいて用地交渉着手済みである。特に、気仙沼唐桑線(鹿折)災害復旧工事においては、6月から個別交渉を開始し、要取得筆数82筆に対し55筆の取得(1月31日現在)、進捗率は67%となっている。

復興道路については、2道路事業とも用地交渉着手済みで、要取得筆数150筆に対し136筆の取得(1月31日現在)、進捗率は90%となっている。

課題と今後の対応方針

### 1 災害復旧(河川分)

要取得筆数:833筆 【年度末取得目標】597筆(進捗率:71%)

・只越川については、2月に用地契約会を開催した。今後、個別の用地交渉を本格化する予定である。

・大川外河川では、3工区において船員保険会との用地補償契約が終了し、物件の撤去も昨年末に完了している。また、補償額不満・相続困難のため用地交渉が難航している案件があるが、収用裁決を見据えながら用地交渉を継続する(収用裁決予定時期:H28.9)。今後は、12月に実施した神山川右岸の用地契約会後の用地交渉を本格化していく予定である。

なお、神山川橋近辺については、事業計画確定と地権者への説明・理解が今後の課題となっている。(年度内取得目標:105筆、進捗率:50%)

・鹿折川では、気仙沼唐桑線の浪板橋の架け替えに伴う仮設橋設置箇所において相続発生地の相続協議が難航しており、工事着手のため収用裁決に向けた作業の

開始等早急な対応を検討する予定である。(年度内取得目標:99筆,進捗率:90%)

・面瀬川では,事業に協力的でない県外在住者がおり,相続発生地であり他の相続人とも交渉しているが難航している。工事着手のため収用裁決に向けた作業の開始等早急な対応を検討する予定である。

また,水産加工会社の代替地として市有地を要望しているが,都市公園用地であるため代替地としての処分等の検討に時間を要することから難航が予想される。今後,市役所と調整の上,用地交渉の推進を図ることとする。(年度内取得目標:105筆,進捗率:81%)

## 2 災害復旧(海岸分)

要取得筆数:324筆,【年度末取得目標】225筆(進捗率:74%)

・亀山磯草海岸は,1月の丈量図完成に伴い年度内に用地交渉を開始する予定である。

・民有地の取得を終了した事業箇所において,今後市有地の取得を推進する予定である。

## 3 災害復旧・復興(道路分)

要取得筆数:147筆,【年度末取得目標】94筆(進捗率:63%)

・気仙沼唐桑線(松岩)では,(株)おりはら商店の代替地の取得要望があり交渉が難航しているが,代替地地権者の用地提供の意向もほぼ確認できており,用地補償費の再算定が終了後早期に用地交渉を進める予定である。



## 「復旧・復興 4年目の現状と課題」

気仙沼土木事務所 用地第三班

南三陸町の災害復旧・復興事業の用地買収担当が用地第3班である。

平成26年1月から本格的に用地買収へ着手している状況である。

平成25年度中には3箇所、平成26年度には6箇所で用地説明会を実施できた。

これにより、H26年11月末金額ベースで26.6%の進捗率となっている。しかしながら、今後は、用地説明会を開催できる大規模な箇所は無いので進捗率が大幅に伸びる可能性はない状況。

また、南三陸町の市街地は、嵩上げを含めた区画整理事業を町が実施している状況がある。その他に防集移転元地買取事業で町が買い取った宅地を起業地として活用できるため、当初計画で作成した買収面積・筆数とも大幅に減となる見込みである。

### 「平成26年度の成果」

水戸辺川(地権者数61人)では、震災後長期間、ガレキ置き場となっていた買収地を境界復元できない状況の中でほぼ用地買収は終了した。

長須賀地区海岸(10人)及び復興道路長須賀長柴地区(41人)では、2万㎡以上関係者32人の筆界未定地を解消した。

八幡川(43人)では、隣接の復興公園の計画縮小や堤脚側道不要との町の意向に苦慮したが、ほぼ買収完了となった。

### 「今後の課題と対応」

それでも、震災から4年経過し住民の方々は生活再建の過程となり、それぞれのスケジュールや考えで代替地や工事の施工など要求が多様になっている。

平成27年度は派遣職員が2名減になる見込みで、新たな個所での用地買収の外部委託を行い、事務量軽減に努めたい。

個別の内容では、折立川(72人)・長清水川(25人)・荒砥地区海岸(21人)で共有地や相続権者多数のため、収用裁決申請を視野に事業認定手続きを進めている。3月中に事業説明会を予定しており、地元や相続関係者の理解を求め事業への協力を深めたい。

八幡川では、新国道45号橋脚付近に相続放棄地があり、財産管理人等選定や裁判所への手続きなどにまだまだ時間を要する見込みである。また、代替地要求についても、現状渡しでは生活再建が望めないとの理由から、本格的な店舗を建てるための土盛り要求などの対応に苦慮している。

復興道路の戸倉道路(31人)と波伝谷道路(56人)については、新たな造成地の集団移転団地や新戸倉小学校がアクセス道として利用することから、早期の開通を求められているが相続争いや営業中の重機レンタル業の移転先地選定に時間を要しており、対応に苦慮している状況である。

今後も、早期の復旧復興の力となるよう関係機関の協力の元、一層励みたい。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

気仙沼土木事務所 道路管理班

### 概要

震災後4年目を迎え、当管内では復旧・復興関連の事業が至るところで本格化しており、これに伴う新たな課題も表面化している。

#### ○道路汚損の常態化

26年度は気仙沼と南三陸等の市街地を中心に、大規模な盛り土工事が本格化したことに伴う、昨年の冬を上回る道路の汚損が発生した。

建設発生土に関する連絡調整会議等の場における要請や文書による要請により、関連業者による路面清掃等も行われているが、改善にはほど遠いのが実情である。

道路管理業者による付属施設の清掃や、汚損業者への清掃指導等を継続しつつ、これまで汚損発生があった現場および発注機関等の連絡表を作成し、随時拡充しながら、苦情対応の迅速化を図っている。

#### ○道路維持・修繕

工事関係車両の増加とともに、管内の国道346号・398号・(主)気仙沼唐桑線を中心に、路面の摩耗・変形・損傷が顕著になっており、今年度は最も損傷の激しかった国道346号を中心に舗装補修工事を実施し、国道346号については概ね良好な路面となった。

他の路線についても来年度以降引き続き、維持・修繕を継続するものである。

#### ○緊急輸送道路等の法面对策工事

気仙沼陸前高田線：白石1～3工区及び上東側根工区

気仙沼唐桑線：東舞根1～4工区及び松崎浦田工区

払川町向線：払川工区

志津川登米線：大船沢工区

以上、11箇所の子工事を発注・施工中である。

平成27年度以降、大島浪板線：小々汐工区 馬籠東和線：滝沢地区 志津川登米線：入谷1～4工区を順次整備するものである。

#### ○災害復旧工事

平成26年9月17日に、気仙沼市磯草(大島)の道路災害復旧工事が完了した(他工事調整により暫定箇所あり)。

また、11月18日には、(国)346号岳の下地区の津波情報板の災害復旧工事が完了し、再稼働を果たした。

#### ○『波来の地』石碑設置の完了

平成26年4月、「3.11伝承・減災プロジェクト」の一環として平成25年度から開始した本事業が完了した。

#### ○ドーロクリーン作戦

平成26年4月16日(大島線)と8月7日(気仙沼唐桑線)管理道路の環境美化と不法投棄防止の啓発を目的として、職員参加による道路清掃を実施した。

## 気仙沼市内の道路事業について

気仙沼土木事務所 道路建設第一班

道路災害復旧事業については昨年度から引き続き実施保留解除手続きを行っており、(一)大島浪板線の二ノ浜地区は9月25日、小々汐地区は11月27日に保留解除となった。これで当班における実施保留案件はすべて解除となった。

災害の工事発注については、(一)大島浪板線の二ノ浜・小々汐は、防災集団移転事業や防潮堤事業等が輻輳しておりダンプの往来が激しいため、他事業の進捗を鑑み平成27年9月頃まで待つ予定だが、他の実施保留解除案件については予定どおり発注した。また、復興事業についても予定どおりの発注ができた。特に東舞根復興道路事業は当初予定より1ヶ月早い10月21日にトンネルが貫通し順調に工事が進んでおり、平成27年度末全線供用を目指し工事進捗を図っております。

上記のように、平成26年度は実施保留解除や工事発注・施工については、前年まで調整の必要があった他の県事業の防潮堤や河川災害復旧が進捗したため予定どおり進めることができた。その一方、市の事業計画の進捗が遅く、保留解除後に同箇所新たな市道計画を立案され重変手続きをする必要が生じたりといった事業者間の進捗状況の差が顕著になってきた1年であった。また、工事発注するものの、大規模なコンクリート構造物や舗装を含む工事の不調が相次いだ年でもあった。

不調対策としては、工事発注規模を見直し再発注を行いました。具体的には、今までは大規模ロットで発注することを考えていたが、そうすると本課発注であるため時間が掛かりすぎてしまうので、急いで施工する必要がある部分で比較的簡単にできる工事を分割して事務所発注とすることで受注を促した。また、発注ロットの見直しが考えにくい道路改築工事については、不調3回の後、占用工事である市の水道・下水道・ガス工事と同じ施工業者になるよう随意契約を行った。結果的に工期の短縮に加え、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる見通しとなった。

今年度、顕著化した課題としては市事業の遅れや入札不調の外に、電力・NTT等の支障電柱の移転が進まず当方の工事の遅れに繋がったケースが数件発生した。また、今後、水道や下水道の補償についても、市の事業が立て込んでおり人員不足等の理由により遅延が見込まれる状況となっているため、出来るだけ早く当方の施工計画を示し移設協議を進めることや優先順位を示す等の工夫が必要である。

今までは、各計画の調整に伴う事務作業の進捗が主なものだったが、今後は各事業の現場進捗に伴う事業者間の調整や用地買収の隘路対策がメインとなると思われる。



## 復旧・復興 4年目の現状と課題

気仙沼土木事務所 道路建設第二班

東日本大震災から4年が経過し、道路及び橋梁災害復旧事業の実施保留解除は残っていた(国)398号長清水地区が7月7日、(一)払川町向線の伊里前地区及び伊里前橋は10月29日に保留解除となり、15箇所すべてが解除となった。

災害復旧工事については、通常路面災の(一)泊崎半島線の館浜道路災害復旧工事が平成25年12月から全面通交止めで復旧工事を進め、平成27年2月26日に工事完成により通交止めが解除された。この災害は当初、片側車道を確保して護岸施工する予定であったが、震災により地山が緩んでいたために掘削勾配を緩やかにして施工しなければならないことから現場施工と平行して重変をとり、全面通交止めによる施工をしたことからである。保留解除案件の発注は、平成25年度末に道路・橋梁と計画調整により河川災害や海岸防潮堤と合冊で発注した現場が着手し、工事現場の立会、関係機関との調整等で大変忙しい日々であった。また、復興道路も本格的に着手したが、相続関係で遅れて用地買収した区間があったため一部の区間で工事着手が遅れたことから工事工程のフォローアップを綿密に行い、目標の工事完成年度には供用できるよう工程管理を行い、工事を進めている。

今年度の災害復旧と復興道路の工事現場は13箇所で行われ、完成する現場は上記で紹介した館浜道路災害と復興道路で施工した曙橋の下部工のみであり、残りは債務工事であるため、工事の工程管理が重要になって行く。

また、防災集団移転促進事業で発生する建設残土を復興道路事業で利用する計画で事業調整していたが、団地造成工事が本格的になり、残土の仮置き場の問題が発生した。復興道路は残土の受入する現場状況でなく、団地造成から出される土砂をどこに仮置きするか役場の担当者と協議して地元の方々へ何度も説明した。借地交渉の結果、地権者の了解を得て土地を無償借地することが出来たことで、団地造成の土砂を何とか受入することが可能となった。しかし、必要土量の仮置き場確保が出来なかったことから不足土量は購入土に変更することとなった。今後は、購入土による事業費の増額が見込まれることから、復興庁への追加事業費の申請手続きが出てくるので、関係機関との調整を密にして事業を進めるとともに、コスト削減を図って行くことが必要である。



館浜道路の被災状況



館浜道路災害復旧の完成状況



## 大島架橋事業の震災4年目の現状と課題

気仙沼土木事務所 大島架橋建設班

大島架橋事業は、震災後の平成23年度に事業着手し、震災により現道が甚大な被害を受け、また、大島が孤立するなどの状況を踏まえ、本土側の国道45号～大島の浦の浜間において、防災性の高い緊急輸送路として、整備を進めている。

平成24年度から用地取得を開始し、現在、国道45号～大島の磯草間における用地進捗率は約6割となっている。

工事については、平成24年度以降、5箇所の特設トンネル及び本土と大島とを結ぶ架橋工事のすべての大規模工事に着手し、平成27年度末までに、本土側の2箇所の特設トンネルが完成する予定である。

本土と大島との間に橋を架けることは、大島住民の長年の悲願であり、本土側及び大島側で開催したトンネル貫通式、また、昨年11月に大島側の架橋位置で開催した大島架橋事業着工式には、大島側、本土側の地元の方々にも御出席いただくとともに、地域住民の方々等を対象とした見学会についても、20回以上、延べ500人以上の方々にご参加いただき、事業の進捗を実感していただいた。

このような状況において、復旧・復興、また、事業開始4年目となり、次のような課題がある。

- 用地買収
  - ・ 用地買収の対象が、本土側の国道45号付近に近い市街地に移行し、残地や事業地内居住者の移転先の問題等により、用地買収が難航してきている。
- 磯草～浦の浜間の計画
  - ・ 磯草～浦の浜間の浦の浜周辺においては、既存集落前面に防潮堤と高盛土構造の道路ができるため、道路背後の既存集落からのアクセス路が急勾配になることや、海への眺望が阻害されることなどから、地域住民から道路高を下げるよう求められ計画に対する地域合意が得られていない。
  - ・ 平成30年度完成のためには、早期に地域合意を得る必要がある。
- 防災集団移転地等まちづくり計画との調整
  - ・ 沿線に6箇所の防災集団移転地が計画されており、本路線のアクセス道路を経由して現道とのアクセスが図られることから、防災集団移転地と調整を図りながら工事を実施する必要がある。
- 工事における環境対策
  - ・ 工事に伴う土砂運搬により、現道が土砂により汚損されることに対し、沿道の住民から苦情が出されており、路面清掃や散水による飛散防止対策等の環境対策を図りながら工事を進める必要がある。
- 架橋後の地域振興策
  - ・ 架橋に伴う社会的影響、地域振興策等の課題の対応策を検討することを目的として、平成23年度に設置され震災後中断していた気仙沼大島振興推進会議（事務局：気仙沼市）が平成27年12月に再開されており、当所においても、委員として参画していく。

## 震災4年目の現状

気仙沼土木事務所 河川砂防第一班

東日本大震災から4年が経過した。昨年3月までは実施保留解除手続きに邁進してきており、隣接海岸との調整のため保留解除に至っていない田の浜地区海岸以外はすべて保留解除となった。

また、合わせて海岸災害復旧事業では離岸堤及び漁業活動のため早期の復旧を求められた突堤・物揚場の工事、河川災害復旧事業については土地区画整理事業地内等用地買収が不要な箇所が発注も行っており、7地区海岸及び2河川(2工区)で契約となり、栃浜地区、藤浜地区の2海岸においては工事が完成した。

今年度は、用地買収の促進、復旧工事の発注、本格的工事着手という段階に進んできた。

当初は、9月議会での契約を目指して作業を進めてきたが、詳細設計等の遅れにより一部契約することが出来なかったが、2月まで7地区海岸及び4河川(7工区)で契約となった。

海岸災害復旧事業については、6地区海岸において入札不調となったが、内2地区海岸については、その後の入札で契約となった。

不調となった箇所はいずれも離島であり、本土とはちがい資材の運搬を船舶で行わなければならない等の影響があると考えられる。

未発注箇所については、平成27年度に発注する予定となっており、準備を進めている。

契約となった海岸においても、資材積み出し岸壁の不足及びブロック製作ヤードの不足の影響から計画どおりに工程が進捗していない。

積み出し岸壁の確保については、県水産漁港部管理の漁港、気仙沼市管理の漁港等、方々を探しているが、各漁港とも復旧工事の施工中などの理由から借用するに至っていない。

現在、工事専用の仮設栈橋の設置も検討しているが、設置箇所の選定にも苦慮している。しかし、1年後の供用開始を目指して整備を進めていきたいと考えている。

契約した工事、着手した工事についても、各箇所とも様々な課題が顕在化してきている。特に大きな課題は、用地の未買収箇所があり一連区間の工事が出来ない箇所があること、また、電柱、水道管等支障物の移設の関係で工事が出来ない箇所があることである。

特に水道管の移設については、当初は金銭補償を考えていたが、市の水道事業所の人員不足及び復旧工事との施工時期から、移設工事を原因者側で行わなければならない可能性があり、もし、原因者側で移設工事を行うこととなれば、設計から行う必要があり相当な時間を要することが予想される。

これら様々な課題があるが、早期の復旧に向けて一つ一つ解決して進んで行こうと考えている。



荒谷前地区海岸災害復旧工事の状況



大川河川災害復旧工事の状況

## 河川・海岸事業における4年目の現状と課題

気仙沼土木事務所 河川砂防第二班

当班が所管する気仙沼市の旧本吉町及び南三陸町の災害復旧箇所である12河川, 10海岸については、伊里前川と大谷海岸を除き工事に着手したところであり、工事の執行についてはほぼ予定どおり達成出来たところである。

復興交付金事業の1河川, 2海岸については、大谷海岸を除き年度内に発注している。

今年度未発注となった伊里前川と大谷海岸については共通点があるが、いずれも堤防背後地の嵩上げ要望があることである。伊里前川については、防災集団移転事業の残土を利用し、復興交付金の効果促進事業で実施可能となったが、大谷海岸については事業化の目途が立っていない現状である。

工事発注済み箇所において顕在化してきたものとして、これまでは実施保留解除における設計成果を基本に発注することを最優先としてきたが、工事着手後に新たな課題が見受けられるようになった。

まず、1点目が発注済み箇所の樋管修正設計である。これは、当初設計時に樋管の敷高を背後の水路高見合いで設計したものの、実質的に自然流下が不可能であり、内水ポンプを設置しなければならない状況のものが多く見受けられる状況であった。

次に2点目としては、関連事業との計画調整である。具体的には志津川地区の土地区画整理事業の造成高の変更や伊里前川の背後地の嵩上げなどにより用地買収範囲が変更されたことや、JR気仙沼線との計画調整により堤防計画の修正が必要となった。

3点目としては、施工業者との調整である。施工業者は発注時の設計が全て正しいものとの認識だが、実施段階における設計との相違事項が多く見受けられるため、検討が平行して進められている状況であり、現場によっては工期延長を考慮しなくてはならない状況である。また、当初設計では仮想の土取場で発注していたが、受注後に土取場が変更されることにより請負金額の変更が発生するため、施工業者との協議に時間を要する案件も発生している。

これらの課題に対しては以下の方策により解決することとしている。

1点目の水路管理者との協議を進めており、自然流下可能な敷高まで上げるよう調整しているところである。なお、このためには背後地の盛土嵩上げが必要であるが、施工ヤードとして盛土を行うなどの工夫を行っている。

2点目については、関連事業に併せた修正設計を早期に発注することでしか対応出来ないが、相手方の復興交付金が確定しない場合があり対応に苦慮しているところである。

3点目については、施工業者へ丁寧に説明するとともに設計の考え方を理解してもらい現場での柔軟な対応をお願いしているところである。

今後については、さらに新たな課題が発生する可能性があるが、出来る限り発注済み工事を止めることのないよう迅速な対応を行っていく必要がある。



## 4 年目の現状と課題

気仙沼土木事務所 河川砂防第三班

### 港湾

#### 岸壁

現状：26年度は、6バース中5バースまでの完成を目途に進めており概ね遅れることなく計画どおり進んでおり、27年度秋口には全バースを供用開始し、年内に取りつけ護岸の完成を予定している。

課題：特に問題は無い。



#### 防潮堤

①現状：26年度は防潮堤の全線の発注を目標に進めてきた。この中、朝日地区の防潮堤については、丁寧に住民説明を行い、環境に配慮した防潮堤の計画を進めてきた。その結果旧合同庁舎前の防潮堤には概ね50m毎に窓の設置を行う事とした。



小々汐においては、防潮堤の設置位置やタイプについての検討に時間を要したが、年度内には港湾課と協議してその方向性を定めていく。

②課題：防潮堤の高さについては、利用者、関係者の了解を得ながら進められており問題が無い。

小々汐地区については、施工上の課題として、県道が狭く仮設道路の必要性が出てくるのが判明している。現在、大島架橋に伴う道路改良工事、防集団地の開発等の土砂運搬車輛が非常に多く、施工調整を行うにあたり、発注時期も含め関係者と調整を図らなければならないと考えている。

御崎港の防潮堤については26年度に発注を行ったが、市道・県道の付替道路が有り、住民が常に生活用道路として利用していることから、常に住民とのコミュニケーションを十分に取り進めていく必要がある。また仮設道路の必要もある事から、道路管理者・交通管理者との早急に協議を完了させて進めていく。



## 陸閘

①現状：26年度は、陸閘の構造及び遠隔化について検討を進めてきた

②課題：27年度は陸閘の発注、遠隔化の具体化になると考えられる。陸閘の施工にあたっては、近接工事が気仙沼港横断橋や、気仙沼市施工の造船団地計画があり施工調整が必要になるため、関係者との綿密な打ち合わせ等が必要になる。

自動化遠隔化については、未だ河川課・港湾課の方針が見えない中で、進めていることも有り、港湾課・河川課等の早急な方向性の決定が求められる

## 荷捌き地・野積み場

①-2野積み場の現状：25年度に設計が終了したが、発注については、臨港道路の進捗や隣接する造船団地の造成工事と施工調整を図るため27年度に行う事とした。

②-2野積み場の課題：野積み場については隣接する市の計画の一団地の造成に伴い県の野積み場を約8千㎡程譲渡することとなっている。一団地との施工調整が出てくる事。また、現在使用している利用者との調整が出てくる。現在、利用者の意向を聞き取り、代替え地を模索しているものの、近隣の利用計画や、気仙沼市の買収状況など市の産業再生戦略課と、一団地計画と整合を図りながら進める必要が必須になっている。

## まとめ

河川砂防第三班は主に震災復旧・復興は港湾事業が主でない、発注時期のピークは26年度だったと思う。陸閘関連と朝日地区以外の箇所を発注を27年度に行い、また27年度には岸壁工事や胸壁の多くが完成する事から早く住民が安心して生活できるよう努めたい。

## 震災以降の建築確認、開発許可について

気仙沼土木事務所 建築班

### ■ 建築確認について

- 建築物に係る建築確認、中間検査、完了検査に関する申請件数は、平成 22 年度は 596 件であったが、震災後の平成 23 年度は 1,181 件で約 2 倍、平成 24 年度は 1,859 件で約 3.1 倍、平成 25 年度は 1,955 件で約 3.3 倍、平成 26 年度は 2 月現在で 1,490 件となっており、震災前より大幅に増加している状況である。

	H22	H23	H24	H25	H26(H27.2)
建築確認	258	624	843	741	555
変更確認	30	75	134	182	145
中間検査	123	155	336	386	298
完了検査	185	327	546	646	492
計	596	1,181	1,859	1,955	1,490

- 建築物の用途は、今までは個人住宅が中心であったが、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業や水産基盤整備事業などの面的整備が進むにつれて、個人住宅のみならず、災害公営住宅や水産加工施設などの大規模建築物、業務系建築物の申請も多くなってきている。
- このことにより、審査内容も複雑になってきており、事前の相談も含め、1 件あたりの審査時間も長くなってきている。

### ■ 開発許可について

- 宅地造成等に関する開発許可申請については、平成 22 年度は申請件数 0 件、平成 23 年度は 1 件、平成 24 年度は 7 件であったが、平成 25 年度からは防災集団移転促進事業による申請 8 件を含む 10 件、平成 26 年度は防災集団移転事業の 6 件を含む計 11 件となっている。

	H22	H23	H24	H25	H26(H27.2)
開発許可	0	1	7	2	5
みなし許可(防集)	—	—	—	8	6
計	0	1	7	10	11

### ■ 今年度の取り組み

- 申請件数の増加に伴い、審査体制を強化するため、平成 26 年度は、他県からの応援職員、任期付き職員、臨時職員の増員を行い業務を進めてきている。申請件数の多さなどから一人あたりの担当業務量が大きく減る状況ではないのが現状である。
- このような状況のなかで、いかに業務を効率的に進めるため、平成 26 年度は管内の建築士を対象とした講習会を開催し、申請にあたっての注意点等を説明したところである。また、気仙沼市との意見交換会も開催し、復興事業における建築確認、開発許可などに関することについて情報交換を行った。
- 今後も、防災集団移転促進事業や災害公営住宅の整備が進められていくなか、震災復興計画の再生期 2 年目に向けて復興が実感できるように平成 27 年度も班員一体となって取り組んでいくものである。

## 復旧・復興4年目の現状と課題

仙台塩釜港湾事務所 総務班

「総務班」と言われてもどんな業務を行っているかイメージしづらいと思うので、初めに当所の総務班の主な業務を説明する。業務は大きく分けて3つである。1つ目は来所者の要件を聞いて、担当班へつなぐ窓口的な業務。2つ目は職員の給料支給、福利厚生、事務所の備品購入といった庶務的業務。3つ目は工事を入札にかけ、契約した業者と工事完成までの書類のやりとりを行う入札・契約業務である。

総務班の主な業務として3つ説明したが、平成26年度はそれぞれの業務において課題を感じる一年であった。まず感じたことは、仙台塩釜港の復旧・復興の進捗状況についてよく理解できていないことである。総務班は業務上ほとんど現場に出ることがなく、常に事務所で作業している状態である。それゆえ、事務所の窓口的な役割を果たす班であるにもかかわらず、地名や工事の内容等わからない点が多い。入札・契約を担当する職員にあっては、契約書類等で工事の名称や施行地はわかっているものの、実際にどのようなことをしているのかがわからず、工事が完了した後に提出される完成届の写真を見てどんな工事だったのかわかることもしばしばである。今後は他班の業務にも目を向け、余裕があるときは現場に同行するなどして仙台塩釜港の復旧・復興状況の理解に努めたい。

庶務的業務に係る課題としては、派遣職員・任期付き職員への対応がある。当所には東京都・鳥取県・大分県の1都2県からそれぞれ1名ずつ計3名の派遣職員が応援に来てくれている。また、平成26年度からは、民間企業で工事の設計業務を行っていた任期付き職員2名が新たに加わり、このほか、平成25年6月から用地業務を担当している任期付き職員3名と合わせて8名の方に復旧・復興の大きな力となってもらっている。当所だけでなく、県全体においても技術担当等の職員は不足しており、非常にありがたいことであるが、庶務的業務においては新たな業務が発生している。例えば、当所の派遣職員は3ヶ月や1年で職員が変更になるため、その都度システム等の登録を変更する必要があり、また、給料や時間外勤務手当において他県等の職員とのやりとりが必要になることなどである。今後は、さらに円滑に派遣職員への対応等の業務を進めて、派遣職員・任期付き職員の方が働きやすい職場になるよう、良い雰囲気をつくりだせるようになれば理想である。

入札・契約業務における課題は入札不調である。技術者不足や建築資材の高騰といった理由により、工事を入札にかけても応札者がなく、落札者が決まらないことで、結果として復旧・復興の遅れにつながっており、平成26年度に当所で入札にかけた工事だけでも、8つの工事が入札不調になっている。入札不調の増加を受け、県では技術者の専任要件や雇用関係の要件の緩和、条件付きで技術者の兼務を可能とするなどの様々な入札・契約制度の改正を行っており、平成26年度に公告する工事においては、着手日指定による技術者の配置要件緩和が追加された。従来、入札参加者は工事に配置予定の技術者を開札時に示さなければならず、他の工事に専任している技術者を配置することが出来なかったが、他の専任している工事が県発注工事であり、一定期間工事施工を行わないと判断した場合、工事に専任している技術者であっても配置することが可能になった。当所発注の工事においても着手日指定した工事がいくつかあり、着手日指定の恩恵を受けて入札に参加できた業者と契約に

結びついたケースがある。技術者不足は迅速な復旧・復興における大きな課題であり、2020年の東京オリンピック開催決定によるインフラ整備の需要の高まりを受け、技術者不足が今後ますます深刻になる可能性がある。入札・契約制度に関しては、あくまで県全体で統一していなければならないため、各事務所の入札・契約担当職員によって変更することはできないが、入札・契約制度に関して何か意見を求められた際に、率先して意見を述べるができるよう、常々考えながら業務に励んでいきたい。

技術者不足といった受注者側の問題による入札不調の増加が問題視される一方で、入札・契約担当職員や技術職員のミスによる入札中止という発注者側の問題も復旧・復興の遅れの原因になっている。発注者側のミスによる入札中止の増加を受けて、平成26年6月30日以降に公告する案件からは、軽微なミスにおいては入札を中止せず、続行できるようになった。当所では入札公告を出す際、入札・契約担当職員2名、総務班の班長、監督職員、工務班の班長の総勢5名が入札公告のチェックシートに基づいて誤りがないかチェックする体制になっている。しかし、入札中止にはならなかったがミスのあった案件は何件もあり、入札公告の入札参加者に必要な資格に関する事項の記載ミスによって入札中止となってしまった案件が1件ある。県の一般競争入札の日程はあらかじめ決まっており、入札中止した案件をすぐに公告することができるという訳ではなく、一週間程度間隔を空けて公告しなければならない。そのため、入札中止になってしまうと、開札日時、落札者の決定、契約日が遅くなり、必然的に工事の着手も遅れてしまう。迅速な復旧・復興が求められる中で、発注者側のミスによる工事着手の遅れはあってはならない。今後は、チェック体制をより強化し、公告前にもう一度最終確認をするなどして、入札中止案件をなくすよう心がけたい。

最後になるが、総務班は現場事務所で働いているとはいうものの、業務において復旧・復興へのかかわりを感じる事はそう多くない。しかし、私達の業務が当所の他班の職員の良きサポートとなり、迅速な復旧・復興につながると信じて総務班一同全力で業務に取り組んでいくつもりである。



## 港政班とは。

仙台塩釜港湾事務所 港政班

「港政班の業務は何か。」と訪ねられたら、「港湾に係る全ての利用者(以下『港湾利用者』と記載する。)との調整役」と答える。では、なぜ港湾利用者と調整の必要が生じるのだろうか。

港湾法第12条によれば、港湾管理者がおこなう業務として約20項目を列挙しているが、そのひとつに「港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持する」と記載がある。さらに、港湾法第13条によれば、港湾管理者は「港湾運送事業、倉庫業その他輸送及び保管に関連する私企業の公正な活動を妨げ、その活動に干渉し、又はこれらの者と競争して事業を営んではならない」と記載がある。すなわち、港湾は港湾利用者が経済活動を営む場であり、港湾管理者は港湾利用者が使用する港湾区域及び港湾施設を維持管理する役割を担っている。港湾が物流の拠点といわれる由縁はここにあり、また港湾利用者と調整が必要な理由もまさにここにある。そして、この調整こそが港政班の最も重要な業務の1つである。

現在、震災以降引き続き事務所一丸となって災害復旧・復興事業を推進しており、災害復旧事業については概ね港湾施設の復旧が完了している。仙台港区では、震災により閉園していた「仙台塩釜港仙台港区中央公園」が「スリーエム仙台港パーク」と名称を改め、平成26年4月末にテニスコート・駐車場・フィールドハウス、8月初旬に野球場・海の広場・芝生緑地、そして10月初旬には多目的広場の供用を開始し、園内全ての施設が利用可能となった。また、塩釜港区では、貞山ふ頭・東ふ頭の岸壁・栈橋等の係留施設、臨港道路等の臨港交通施設、野積場等の保管施設、荷さばき地・上屋等の荷さばき施設について工事が完了し、供用を開始している。さらに、松島港区では、観光遊覧船が係留する浮栈橋等の一部施設の復旧が完了している。

しかし、これら災害復旧工事を施工するための調整は大変困難なものであった。調整が困難であった大きな原因は「港湾利用者の経済活動がすでにおこなわれていたこと」「港湾機能に余力がなかったこと」の2点である。1点目について、港湾利用者は日々の経済活動と災害復旧工事の施工についてジレンマを抱えていたためである。すなわち、港湾施設の復旧が完了しなければ少なくとも震災以前と同等の経済活動が出来ないため、災害復旧工事の施工に対して一定の理解を示す一方、少なからず日々の経済活動に支障となることも理解していた。震災から相当な期間が経っているため、港湾利用者が困惑するのは当然のことであり、相当な負担をかけてしまったと感じる。県として災害復旧工事施工に伴う代替機能の確保・提供が出来れば、話も変わったかもしれないが、県にその余力はなかった。これが2点目である。港湾利用者の経済活動の阻害とならない必要十分な施設、すなわち災害復旧工事のための代替施設を確保しながら施工することが困難であったからである。そのため、災害復旧工事を施工すればするほど、港湾の利用を阻害し、経済活動の低下をまねく可能性があった。このような意味で、県も港湾利用者と同様にジレンマを抱えていた。港湾利用者の負担を最小限にするよう、港湾利用者は当然のこと、所内の班員や工事施工業者、港湾課等の関係者と綿密な調整をおこない、何とか今日までの復旧に辿り着くことができた。

しかし、今後このような調整がさらに困難になることが予想される。なぜならば、防潮

堤工事が順次着手されるからである。

防潮堤工事が思うように進まない理由は多々ある。高い割合での入札不調、膨大な工事量に伴う建設業者の技術者、労働者及び資材不足等の社会的要因、設計基準の遅れ、設計基準を正確に理解する人材不足等の技術的側面、加えて港湾利用者にとっては防潮堤工事が災害復旧工事と大きく異なり、調整が遅れているためである。港湾施設の災害復旧工事はその完成が自らの経済活動の利便性向上に直結することが港湾利用者のなかでも共通認識として形成されていたが、特に仙台港区において防潮堤工事は今まで無かった施設を新たに作ることとなり、結果として法律上の物理的な制約が生じ、少なからず将来の経済活動にマイナスの影響を生む可能性が高いという認識をもっていた点で大きく異なっている。加えて、震災から相当の時間が経過した現在において、港湾利用者は災害に対する備えよりも日々の経済活動を優先する傾向が強くなり、また今回整備する防潮堤がL1津波ということで整備自体に対して疑問を抱いている者も多く、整備に向けた合意形成が滞る場面が多々あった。

また、このような調整と平行しておこなう膨大な事務手続きも大きな課題である。現在、防潮堤整備について時間的制約があるなか、仙台港区の一部において工事が着手されたが、用地買収及び物件補償がない場所のみの施工となっており、今後これらの手続きが伴う施工場所が発生する。しかし、未だに買収面積等を確定することはできず、買収に向けた具体的な交渉をおこなうことができていないのが現状である。

震災から4年が経過した現在、前述したジレンマを抱えながら工事施工や施設利用等に伴う調整を行うなかで、港湾利用者に負担を強いる場面はあるかもしれないが、今まで以上に港湾利用者との対話を重ねながら、現場の声をよく知る存在として、時には代弁者として様々な調整を行う必要がある。一方で、前述のとおり港湾は物流の拠点であり、時代の変化とともに機能拡充・施設拡大を進めなくてはならない。宮城県震災復興計画に定められた「復旧期」と「再生期」を現すかのように、仙台塩釜港湾事務所そして調整役の港政班として港湾機能の復旧と港湾機能の拡充・拡大の両立を考えながら、長期的な将来像を見据え、今後も業務に取り組んでいかななくてはならない。

## 復興事業を振り返ってみて

仙台塩釜港湾事務所 工務班



仙台塩釜港湾事務所では、仙台塩釜港の4つある港区のうち仙台・塩釜・松島の3港区を所管している。東北の国際物流の拠点である仙台港区、奈良時代より港としての歴史があり現在は地域産業支援港湾としての役割を担う塩釜港区、日本三景松島として全国的に有名な観光地である松島港区とそれぞれ物流・歴史・観光で特色ある港である。東日本大震災では、いずれの港区でも甚大な被害を被ったため、災害復旧事業を実施してきたところである。今年度を振り返ると震災前の仙台塩釜港であろう姿を彷彿とさせる港湾施設の復旧が多くあった。仙台港区では、中央公園(スリーエム仙台港パーク)の復旧が完了し、釣りデッキで釣りを楽しむ家族連れや、公園内の園路を散策する人、新調されたテニスコートや野球場でスポーツに汗を流す人々の姿が見られ、かつての賑わいを取り戻しつつある。塩釜港区では、貞山地区の道路、さん橋、荷捌き地等の復旧が完了し、港湾利用者への本格的な供用が開始された。松島港区でも、観光遊覧船の発着所となっている海岸通り浮さん橋など一部施設の復旧が完了し、早速多くの観光客に利用されている。復旧のみならず仙台港区では、コンテナ取扱量の増大により手狭になりつつあった高砂コンテナヤードの拡張事業を行っているが、拡張部とコンテナヤードを隔てている臨港道路の振り替えが完了し、10月より拡張部の暫定供用が開始された。今後は、舗装工事や既存施設の再配置を行い取扱量、使い勝手ともに新しく生まれかわった高砂コンテナターミナルへ整備を進めていく予定である。

しかし、震災からまもなく4年が経過しようとし、震災復興計画上では復旧は完了し再生期を迎えているはずだが、復旧を終えていない施設があることも、事実である。仙台港区は大規模災害時には重要施設(大水深岸壁、防波堤など)は国において復旧工事を実施するという覚書があり、箇所も限られていたこともあって復旧が早かった。塩釜港区は壊滅的とはいかないまでも被災時には老朽化していた施設が多く、港湾施設としての漁港区が多く存在するため、大型作業船が使えず復旧に時間がかかった。さらに需要の大幅な増加による資材価格の高騰や、大量の復旧工事の発注により施工業者は技術者不足等に陥り入札可能な工事に限りが出ており入札不調が続いている。松島湾は養殖業が盛んであり、震災後、様々な補助や援助を受けて急速に回復し、海上工事の施工制限時期(水質汚濁による養殖物への影響防止のため)が震災前と同様の期間になりつつある。現在のところ復旧・復興期間は限られて

いて漁協や地元の各施設利用者と1日でも長く施工できるよう交渉・折衝を重ねても3～6ヶ月もの間海上工事が出来なくなっている。我々の立場にしてみれば、施工制限期間は速やかな復旧という目標に対する障壁でしかないが、漁協・地元利用者の皆さんの立場においては自身の生活を維持していくためには、漁業活動等を継続していくことは必要不可欠であり、活動を制限されることがその分収入を絶たれることに直結することを考えると、彼らが我々の要請になかなか協力して頂けないことは十分に承知している。しかし一方で、復旧・復興をまだかまだかと待ち続けている人々もいるがこのような内部事情を把握しているのは関係者のみに過ぎないので、第三者の目線ではいつまでも被災した時のまま放って置かれているような感覚に囚われるのも無理はない。長期間の施工が制限されるのであれば、作業員を増員して集中的に工事を進めようという意見も出るが関東圏どころか全国的に工事が増加中ということで震災直後に集まった人々はいなくなっているようである。工事を発注する側にとっては入札不調ともなれば、工事の組み合わせを変えるなど、手を変え品を変え考え得る限りの工夫を凝らして再トライしてみてもこの状況であって、工事発注業務量は変わらないので職員数は必要になってくるばかりである。予算がいくらあっても一気に工事は進まない。復旧の速度が遅いとか目標達成が上がらないとか毎日言われ続けている中で班員は現行制度の中で工夫しながらがんばっている。

来年度からは、防潮堤事業もいよいよ本格化するが、未だ未着手の被災施設の早期復旧も含め、我々職員一丸となって先述の課題について取り組んでいかなければならない。



## 復旧・復興4年目の現状と課題

石巻港湾事務所 総務班

### 1 はじめに

石巻港湾事務所にとっての平成26年度は、震災から4年目を迎え、再生期1年目と位置づけられている中で、災害復旧工事がまだまだ続きつつ、防潮堤の着手に追われる忙しい時期が続いている状況である。港湾貨物量も着実に増加している状況にはあるが、震災前の貨物量までには至っていないところである。

そのような中であって、総務班は直接的に港湾施設の復旧・復興には携わってはおらず、港政班が所管する施設利用に関する業務や土地売却も行ってもない。総務班の業務は、庶務と工事経理に集約されるものと思う。

### 2 現状と課題

#### (1) 庶務業務について

平成27年3月末の職員は秋田県並びに富山県から派遣された職員6名、任期付き採用職員4名を含めた計27名となっている。雇用形態も色々と異なることから、給与の支払いや手当の取扱いなど注意する点が多々あるので、これらに気を配りながら、安心して働いてもらえる環境の提供をしていきたいと思っている。また、福利厚生も気兼ねなく利用できるよう配慮しているつもりだが、時間外勤務する職員が多い中、十分な休養が難しい職員がいるのが現実である。文具等は津波被災後、一から揃えることになったが、4年目を迎えて、少しは充実してきたものと思う。限られた予算を有効に活用しながら、創意工夫で乗り切っていきたいと考えている。

#### (2) 工事経理について

震災から早4年が経過するが、工事経理はまだまだ忙しい時期が続いている。災害復旧工事は合併施工が多いほか、工事の進捗により精算見込み額が増減していくことが日常である。これに伴う予算管理に忙殺されながら、工事担当者との連絡を密にし、誤りのない工事経理に心掛けているところである。中々じっくり勉強しながら経理に取り組むのは難しいところだが、これからも、復旧・復興を支援できるよう心掛けて行きたいと思う。

#### (3) 庁舎管理等について

石巻港湾事務所は津波により被災し、庁舎はもう使い物にならないかもしれない状況にまでなったが、復旧工事の甲斐あって、再度入居を果たし、現在に至っている。未曾有の大災害からの早急な工事であったためか、全てに満足できる復旧には至ら

なかったようである。庁舎外にある階段は経年劣化による錆びが発生しており、万全の避難経路とは言い難いところである。また、水回りのタイルは修繕したはずなのに、未だ、剥がれ落ちることがあったりする。

全てを完全に修復するのは難しいところではあるが、こまめな修繕を心掛けながら、長く入居していきたいものである。

#### (4) 直営パトロールの実施の効果について

今年度から、職員による直営のパトロールを再開した。港政班、工務班に同行し、港湾施設の保全や適正管理、不法占有の確認等を行っている。日頃事務所内でのデスクワークが主である総務班にとっては、現場の名称や位置を確認しながらの同行は他の班の業務の多様さに関心させられること仕切りである。

総務班にとっては、他の職員の業務の苦労を理解することが大切であり、それをサポートすることが、本来の班の目的であることが確認できる良い機会が与えられたと思っている。

### 3 おわりに

未曾有の大災害からの復旧は並大抵のことではなかったものと思う。津波直後の復旧は新たに事務所を立ち上げる以上の苦労があったと思う。それらに当時従事した諸先輩の志を受け継ぎながら、一日でも早い港湾機能の復旧・復興、事務所機能の完全再生を心掛けながら、他の職員の手助けになればと思っている。

## 復興期における保安対策

石巻港湾事務所 港政班

震災後の平成24年10月に仙台塩釜港及び松島港との統合により、国際拠点港湾「仙台塩釜港石巻港区」となり、SOLAS条約(海上における人命の安全のための国際条約)に基づく、国際埠頭施設及び国際水域施設の保安対策の一層の充実が求められる中、平成26年5月には、雲雀野北埠頭のSOLASフェンスが復旧し、平成26年3月に復旧した雲雀野中央埠頭とともに、SOLASゲートによる出入管理を再開することができ、埠頭施設とともに保安施設についても着実な復旧が進んでいる。

復旧したSOLAS  
フェンスとゲート  
【雲雀野北埠頭】



しかしながら、中島・大手・日和埠頭及び南浜埠頭のSOLASフェンスについては、防潮堤との一体的な整備となるため、復旧の目処は、平成28年度となっている。

港内のSOLASフェンスが完全復旧するまでの間、保安対策を補完するため、24時間体制による港内の巡回警備等を実施している他、平成26年11月には、石巻海上保安署や石巻警察署等関係機関との合同による保安総合訓練を実施し、テロ行為への対応等、保安対策の強化を図った。

国際情勢は不安化しており、今後もセーフティポートとしての評価が得られるよう、警備員に対する研修や港湾利用者を含めた訓練等を通して、ソフト面の対策を充実させ、高い保安意識を持った港湾運営を実施していきたい。

保安総合訓練の様子



## 復旧・復興 4年目の現状と課題

石巻港湾事務所 工務班

当事務所は、国際拠点港である仙台・塩釜港(石巻港区)と地方港湾の女川港, 雄勝港, 金華山港, 荻浜港, 表浜港, 5港を所管しており, 東日本大震災からこれまで, 岸壁や荷捌地, 臨港道路などの港湾施設と防潮堤などの海岸保全施設の災害復旧工事を進めるとともに, 港湾計画に基づく施設改良の他に, 震災復興事業として, 新たに防災機能を確保するため, 施設の無い箇所について防潮堤の整備を進めているところである。

施設の災害復旧に当たっては, 早期の施設利用の回復を図るため, 岸壁や荷捌地, 臨港道路などの港湾施設を優先して実施してきたが, その復旧に当たっては背後の企業や漁業利用者の利用を確保しながら工事を進める必要があることから, 4年間の月日を要し平成26年度に概成した。また, 平成26年度は, 港湾施設に引き続き, 防潮堤の復旧・整備に着手した年度である。

防潮堤の復旧・整備に当たっては, 防潮堤の整備方針に基づき基本的にレベル1津波の高さで設計するため, 施設利用者や背後土地所有者の同意が必要であるとともに, 背後地の土地利用計画との調整が必要となる。

レベル1防潮堤は, 防災施設として重要な施設であるが, 既存のものとは規模が大きく異なることから, 町並みが大きく改変する。施設利用者や背後土地所有者の理解を得るためには, 今後の備えとして防災施設の必要性を十分解って頂くことに加え, 背後地の土地利用計画が決定し防潮堤と設計が調整され, 防潮堤計画・土地利用計画を一体的に説明していく必要がある。

背後地の土地利用計画については, 様々な復旧復興事業が関係しており, 市町村では, 高台移転などの防災集団移転促進事業, 背後低平地の盛土として漁業集落防災機能強化事業, 道路・水路整備に効果促進事業など, 県土木事務所では, 県道の復旧・復興事業など, 多種多様な事業に加え担当部署が分かれている。防潮堤設計単体では設計を順調に進められるものの, 事業の進捗状況も異なることから設計調整に苦慮し, 結果, 施設利用者や背後土地所有者の同意を得るのに相当期間を要した。

現在は, 合同の説明会などを開催し, 概ね計画について同意を得て工事に着手したところではあるが, 一部防潮堤背後の擦付や山付部などの設計調整が未だ残っており, 今後は全体会議を開催するなど統括的に調整し効率的に進める必要がある。

また, 平成26年度は, 防潮堤設計に引き続き, 防潮堤に付随する陸閘及び水門の設計に着手した。陸閘・水門は, 津波発生時の弱点部となるため, 津波注意報や津波警報の発令時の津波が発生する恐れのある緊急時には確実に閉めなければならない。



既存施設は概ね手動式であったが、避難に要する時間を確保するため電動式で考えている。しかしながら、所管港6港分と施設数が多く、地方港においては距離も離れており、職員が現地で管理することは現実的ではない。

これら施設の管理については、震災前は市町村や地元消防団へ管理を委託してきたが、東日本大震災時に管理で人命が奪われるなど、その管理運営は難しい。電動化するにしても基地局を設け高台で操作するなど、何らか遠隔化の手法を検討する必要がある。今後の管理運営方法について関係機関と十分に議論しながら進める必要がある。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

中南部下水道事務所 施設管理班

### <現 状>

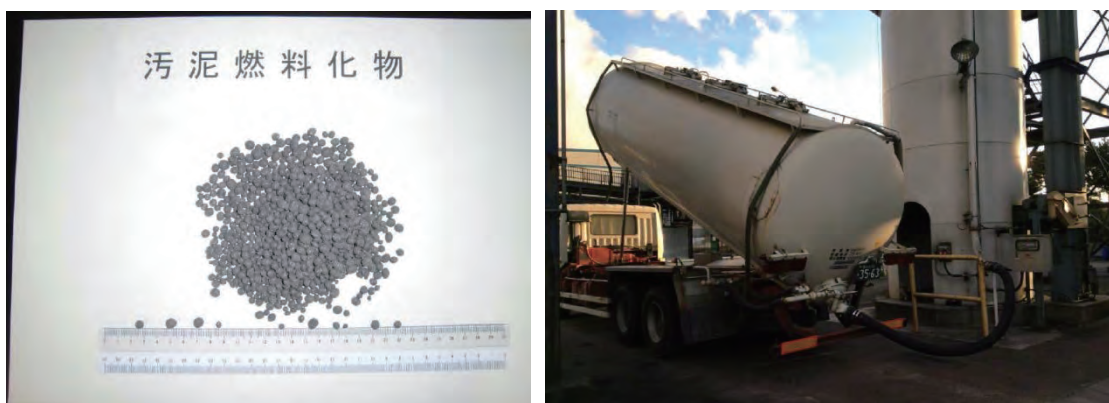
当事務所では、仙塩・阿武隈川下流・鳴瀬川・吉田川の4流域下水道を管理しており、その内沿岸部に位置する仙塩・県南の両浄化センターは、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を被った。当時の災害復旧工事に携わった職員、県外からの応援職員及び関係機関、施工業者等の協力の下、平成25年3月には両浄化センターとも災害復旧工事が完了し、下水の通常処理が可能となった。しかしながら、運転管理の面では大震災の影響が払拭されておらず、直面する課題への対応や安定的な管理運営のための様々な取り組みを行っている。

4年目となる平成26年度、新たな指定管理者監督業務がスタートした。我が施設管理班では3指定管理者毎に複数の担当者を割り振り、月2回の維持管理打合せを定期的におこない、長寿命化工事との調整など指定管理者と綿密な連携を図って管理運営を徹底し、安定的な下水処理機能の確保に努めた。

また、指定管理者のモニタリング・評価については、所内ワーキンググループを立ち上げ、下水道課、東部下水道事務所と調整を図り、次年度に向けて試行及び検証を行っている。

前年度からの懸案事項であった仙塩浄化センターで一時保管していた放射性セシウムを含んだ汚泥焼却灰の処分については、関係機関の協力が得られたことから平成26年7月までに最終処分場への搬出を完了することができた。

また、県南浄化センターの汚泥燃料化物の売買についても、秋以降徐々に放射性セシウム濃度が低下してきたことから、日本製紙株式会社岩沼工場へ平成26年12月末からの試験搬出を経て、平成27年2月から正式に燃料化物の販売を再開している。



汚泥燃料化物と岩沼工場への搬出状況

各流域下水道の長寿命化工事についても、処理場の運転に影響が生じないよう、指定管理者と工程等の調整を図り、上半期までに発注を終えることができた。9月には復興事業関連の人事異動で1名減の班体制となったが、早期発注に努めたことで乗り切ることが出来たと考えている。

#### <課題>

指定管理者の管理運営業務に係るモニタリング・評価については、この1年間で問題点の洗い出しとマニュアル等の見直しを進めてきたが、来年度からはこれに基づいてモニタリング・評価をおこない、より県民の理解と信頼の確保を図って行く必要がある。

平成26年10月に策定された「下水道職員育成開発プログラム」に基づいて、班員全ての下水道に対する管理意識の向上を図り、指定管理者と連携して持続可能な効率的で安定した下水道の管理運営を目指して行くことが重要である。

県南浄化センターの汚泥燃料化物については、降雨により放射性セシウム濃度が上昇すると仕様基準値を超え販売できなくなることから、代替の処分先を確保しておく必要がある。

復旧から2年が経過した処理場の設備については、津波被害で海水に浸水した後もそのまま使用している設備に想定外の不具合が発生する頻度が増えている。限られた予算の中でおこなう長寿命化工事だけでは対応できないため、指定管理者と連携しながら設備の優先度に応じて改修計画を逐次見直して安定的な運転管理に努めなければならない。

これまでもストックマネジメントの観点から設備台帳等の整備を進めてきたが、下水道事業への公営企業会計の適用拡大に向けて、これからはアセットマネジメントの導入も視野に入れた台帳整備の手法を検討する必要がある。

## 震災後の対応について

中南部下水道事務所 施設整備班

### 1. 平成26年度の事業について

当事務所が管理している阿武隈川下流流域・仙塩流域・吉田川流域・鳴瀬川流域は、第1段階の管渠及び処理施設の整備が完了し全ての流域下水道で処理を開始している。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では下水道施設が壊滅的な被害を受け、仙塩浄化センター及び県南浄化センターの下水道処理機能が全面停止した。このことから全所体制で早期復旧に取り組み、更に公共団体(宮城県以外から派遣5都県3市等)・下水道関連団体(宮城県下水道公社等)・浄化センター関係企業体等各関係者(14社)からの支援を受け予定より1年早く平成25年3月までに完成復旧している。平成26年度の班内工事としては、吉田浄化センターにおける、流入水量に応じて処理施設増設工事(水処理施設第4系列土木工事)及び管内流域幹線施設(管渠等)の経年劣化と流下水素の影響等による老朽化対策として下水道長寿命化計画に基づき、七北田川左岸幹線・亘理幹線の管渠の管更生工事を行い、また管内4流域のマンホール等の修繕工事等を行うことで下水道施設の延命化を図っている。事業施工に当たり当班では、沿岸部の復旧・復興事業により一番働き盛りの中堅職員等が不足し事業遂行に影響が出ている、下水道行政に長く従事し経験豊富な所長や技術総括が配属になっているが、新任職員や長く下水道から離れている担当者では経験不足などにより少なからず業務の停滞を招いている。現場や工事内容を熟知しないままに発注業務に携わり、解決策を見いだせなく何をしなければならぬのかなどの対応に時間を費やし先が読めない状態での対応になっている、結果として事業遂行が大幅に遅れ、事業進捗にも大きな支障となっている。管渠長寿命化工事については、今年度事業については工法検討及び関係機関との調整に日数を要し発注が年度後半になったことから年度内事業完了を達成することができず繰越になってしまったが、平成25年度繰越事業については未契約繰越工事を含め綿密な工程管理を行い、早い段階で事業精算を図ったことで事故繰越を回避することができた。また長寿命化計画の予算配分上調査設計業務と工事施工がを同一年度に行うことになっている、中堅職員等不足の結果として繰越施工となってしまう悪循環を招いている。前年度までに調査設計業務を完了し翌年度に工事を実施出来ないものか、所内で検討を重ねている。

### 2. 不明水流入について

災害復旧工事終了後、仙塩流域等では、東日本大震災以降の流域内の幹線管渠の調査及び復旧工事が完了したにも関わらず、降雨時に著しく汚水量が増大する傾向が確認され、不明水流入が原因と思われる溢水事故が発生している。仙塩流域管内で5回、阿武隈川下流流域管内で1回、吉田川流域管内で1回の溢水が発生している状況にある。溢水事故が発生した場合には、住宅地(低地)では宅地への汚水侵入やトイレの逆流が発生し、農地では汚水由来のしきや汚泥等が堆積し、汚水に含まれる窒素やリン等が過剰に供給され耕作物への影響も懸念されている。仙塩流域では、利府幹線において震災後に5回もの溢水事故が発生していることから、公共下水道での原因究明調査や長期的な不明水対策の検討及び再発防止のための具体的



な対策が緊急の課題となっている。

今回の台風19号の大雨により仙塩流域及び阿武隈川下流流域に流入する利府幹線及び仙台幹線でマンホールからの溢水が発生した。利府幹線では隣接する水田に影響を与え、所有者からは溢水した田圃(稲刈済)に下水臭があり来年田圃を使用した場合に影響が出るのが予想されるため土の入替及び稲藁や流れ出た採石の撤去要望が出された。関係者と一緒に現地調査を行い流域管渠からの溢水が原因であることが明確であったため、所内検討を行い速やかな対応を行った。全国的に下水道整備が進むにつれ、下水道管への不明水流入が課題になり、下水道経営に影響を与える一因となっている。その対策として、原因の特定をすることには時間と費用がかかりあまり進んでいないのが現状である。

今回の溢水箇所は、公共下水道での不明水や地形等が原因と思われる箇所で発生しており、利府町としても事務所と公共下水道調査を行い対策を検討している。不明水は関連市町村の公共下水道に関わるが多く、利府町の不明水に対する対応計画内容を市町村に照会し、各市町村が不明水対策をおこなうことが必要であるとの認識を深めてもらうとともに、事務所としても下水道に関する会議等での啓蒙活動(事例説明)を続けるとともに、流域市町村と協同で不明水対策を進め、流域市町村と県が行う下水道不明水対策事業の推進について理解を求めている。

## 『復旧・復興 4年目の現状と課題』

東部下水道事務所 総務班

### 1 はじめに

震災後4年目となる現在、総務班の業務は、前年度までに流域下水道施設の災害復旧工事を完了したこともあり、通常の内容に戻りつつある。しかし、震災により大きな被害を受けた流域内関連市町の復旧・復興が進むにつれ、高台移転をはじめとした新たなまちづくりのための復興土地区画整理事業等により下水道管渠が埋設されている土地の利用形態に変更が生じ、既設管渠の移設や地盤沈下対策のほか土地の所有者が変わることによる管渠の財産上等の保護といった問題が顕在化してきた。また、土木部業務継続計画(BCP)において、東部地域では比較的 inland に位置する当所が沿岸部の東部土木事務所及び石巻港湾事務所の代替機関(庁舎)となっていることから災害時における支援体制の構築が求められている。

### 2 現状と課題

今年度、総務班は、「流域下水道施設の適正な管理運営の推進」を目標と掲げ、日々業務を行ってきた。業務の内容としては、工事の契約、公有財産の管理、職員の給与・福利厚生、物品の購入・管理、収入・支払事務等々、事務所の事業を下支えする重要な業務を担っている。主なものは次のとおりである。

#### (1) 工事の契約

災害復旧時の契約にあたっては、震災後特に土木工事において、技術者や資材不足などによる入札不調が増加したことから、これに対応するため事務所全体の方針として入札不調を想定した早めの発注に努め、その結果多少の入札不調が発生したものの災害復旧工事の全てが目標どおり平成25年度末までに完了することができた。今後、大規模災害時の早期発注にあたっては、入札・契約制度における震災特例等の制度内容を十分に理解し、発注ミスの防止に向けて所内関係者への制度周知を図りながら円滑な発注に努めていく。

#### (2) 公有財産の管理

##### ① 流域下水道施設の保全

通常、下水道施設は、処理場及びポンプ場については用地を取得しているが、主に地下に埋設する管渠については一般に道路や河川の占用許可を得るほか、民有地の場合は区分地上権の設定によって敷設の権原を取得している。先述したとおり被災自治体が施行する土地区画整理事業や国などの災害復旧工事に伴って現況の道路等の位置に変更が生じ、土地所有及び利用形態の変更による管渠の取扱いの問題が発生してきている。土地区画整理事業及び沿岸部の災害復旧工事については、長期に及ぶ事業が少なくないことから、数年先に見込まれる換地処分等を見据えて各事業者と適宜連絡調整を行っていく必要がある。

##### ② 財産の有効活用

下水道施設のうち終末処理場は比較的大きな用地を有している。処理場敷地の有効活用としては、今回の津波被災の教訓を後世に残すための「3. 11 伝承減災プロジェクト」の一環として、震災遺構の一時保管倉庫を平成26年8月に石巻浄化センター敷地内に設置した。また、石巻浄化センター敷地については、その一面が東京

電力福島第一原子力発電所事故が原因で放射性物質に汚染され飼料等として利用できなくなった稲わらの隔離一時保管場所として使用されている。その他、東日本大震災の復興支援及び震災の記憶を未来に残していくことを目的とした自転車イベント「ツール・ド・東北」の際に石巻浄化センターの駐車場を出場者用として開放したことが挙げられる。

ただし、下水道施設という財産は国の補助事業等によって取得しており、下水道施設本来の目的以外での使用にあたっては、原則として補助事業者の承認が必要なため使用承認等の手続きに注意しなければならない。

### (3) 土木部業務継続計画

震災時、沿岸地域にありながら当所には津波が到達せず、津波の被害を被った石巻合同庁舎、東部土木事務所及び石巻港湾事務所の一時避難場所となった経緯がある。土木部業務継続計画においては、当所が災害発生時の東部土木事務所及び石巻港湾事務所の代替機関となっていることから、今後は、災害用備蓄資材(飲料、通信機器など)等の定期的な点検を継続して実施していく必要がある。

## 3 おわりに

この未曾有の大災害からの復旧・復興にあたっては、予想を超える様々な状況と課題が突きつけられた。今後は、個々の課題に柔軟かつ的確に対応していくため、これまでの経験や反省を生かした事務所の運営に努めていく。そのためにも大規模災害時に許容される時間内に施設を復旧できるようにするため、平成26年3月に策定し今年度から運用を開始した「東部下水道事務所業務継続計画(下水道BCP)」について、各種訓練や研修等を通じて職員への定着を図っていきたい。

# 新たな市街地造成等への対応

東部下水道事務所 施設管理班

## 1 はじめに

重要な社会基盤のひとつである「下水道施設」も震災により大きな被害を被ったが、地域全体の復旧・復興を支えるべく、迅速に災害復旧事業が進められた。この結果、当事務所が管理する3流域下水道(北上川下流, 迫川, 北上川下流東部流域下水道)については、平成26年3月に石巻東部浄化センター2系沈殿池機械設備復旧工事が完成したことをもって、すべての復旧工事が完了したところである。

震災から4年目となる今年度は、老朽化が進む処理場・ポンプ場設備の長寿命化工事に本格的に着手している状況にあるが、管内各市町が進める復興まちづくり計画等を踏まえ、汚水の流入区域や流入量の変動に対応した計画的な流域下水道事業の展開が求められている。

## 2 現状と課題

### 2-1 北上川下流流域下水道

北上川下流流域下水道は東松島市と石巻市を処理対象区域としており、震災直後には長期間の停電などの影響はあったものの、設備や水質への大きな影響はなかった。

震災後は仮設住宅の設置や内陸移転による人口の集中化に伴い、石巻浄化センターへの流入水量も震災前と比べ増加し、流入水量が多い日には処理能力である19,400 m<sup>3</sup>/日を超える状況であった。

そのため、平成22年度から行われてきた石巻浄化センター水処理第2系列の増設工事が急務となり、災害復旧工事と並列して進められていた。そして平成27年1月に覆蓋工事が完了したことで、全工事が完了となり、平成27年2月には第2系列の1/2を供用開始した。それにより処理能力が従来の1.5倍である29,100 m<sup>3</sup>/日に増加し、余裕を持った水処理が可能となった。



供用開始した第2系列 1/2 水路

今年度から宮城県震災復興計画の再生期に突入し、石巻市内においても須江地区の工業団地の設置や市立病院の新設、内陸部を中心とした復興まちづくり計画など様々な事業が活発に進められている。これにより、流入水量の予測が震災以前に設定したものから大幅に変化し、石巻浄化センターにおける設備増設の時期・規模についても現在の復興状況に沿った形へと修正することが必要となる。そのため、再生期における石巻市や東松島市の復興計画を十分に見極め、流入水量の急激な増加にも耐えうる増設計画を策定することが重要である。



## 2-2 迫川流域下水道

迫川流域下水道は登米市と栗原市内を処理対象区域としており、震災における設備や水質への影響はほとんど発生しなかった。しかし、石越浄化センターは敷地面積が大きく、将来増設用敷地が確保されていたことから、放射性物質に汚染された稲わらの保管場所として指定された。現在も稲わらの保管に協力しており、見学者は原則として受け入れていない。



稲わら保管状況

## 2-3 北上川下流東部流域下水道

北上川下流東部流域下水道は石巻市と女川町を処理対象としており、津波による浸水被害を受けた。このため他流域と比べて被害規模が大きく、設備の大部分を復旧させる必要があった。復旧対象設備が多く、段階的な工事が必要であったために復旧までに時間を要し、業務の主軸であった長寿命化計画の策定が他流域より1年遅れる結果となった。

災害復旧工事においては、水中部の設備は津波による浸水被害はないものとして扱われ、工事対象とすることができなかった。このため、屋内と水中にまたがって設置されている設備は浸水した屋内部のみが復旧し、設備全体としては、新・旧混在した状態となっている。

石巻東部浄化センターは供用開始から約35年経過しており、処理場全体としての老朽化が進み、設備の不具合が多発している状態である。そのため、浄化センター内の既存設備の多くは長寿命化対策が必要となっているのだが、すでに災害復旧工事によって部分的な修繕を行った設備を全面的に更新する必要が生じた場合などには、関係法令等に基づいた手続きが必要となることに留意しなければならない。また、長寿命化計画では、部分修繕による対応以外にも、更新によって対応する設備もあるが、更新時の設備能力の決定方針も震災による周囲の復旧状況を受けて再度検討することとなった。北上川下流東部流域では震災により人口が大幅に減少し、沿岸部の主要産業であった水産加工会社も震災前に比べ減少していることから、設備の能力決定に必要なパラメータである流入水量や水質が大きく変化している。現在の流入水は震災前と比べ負荷の低い水質となっているのだが、復興計画等に基づいた新たなまちづくりがどのように推移していくのかによって、今後も流入水質の状況が大きく変動していくことが予想される。そのため、管内の復興状況を予測・確認し、より計画的な事業執行を図ることが今後の課題である。

## 3 おわりに

東部下水道事務所としての災害復旧は完了しており、通常業務に移行している。しかし、沿岸地区の流域下水道施設を管理していることから、今後も国や関係市町等が進める復旧・復興事業との調整が不可欠である。

安定した下水処理を継続していくためにも、国や関係市町、県の他機関が行う事業との積極的な連携に努め、下水道事業の計画的な執行に活かしていくことが重要である。

## 復旧・復興 4年目の現状と課題

東部下水道事務所 施設整備班

### 1 はじめに

当班においては、平成25年度に災害復旧事業はすべて完了し、現在は通常の維持管理業務に移行しているが、他機関における復旧・復興事業が進むにつれて、流域下水道管渠に近接する工事が増加傾向にあり、近接協議や設計協議も増加している。間接的ながらも復旧・復興事業に関与していることから、より迅速な対応が必要となっている。また、協議の結果によっては流域下水道管渠の沈下対策、改築及び移設等を伴う事例もある。

以下、他の復旧・復興事業との協議調整と現状を踏まえ、管内流域下水道管渠の維持管理業務を行っていく中で見えてきた現状と課題について検証する。

### 2 復旧・復興事業との協議と対応

復旧・復興事業との関連で発生している協議については、大きく3種類に分類できる。

- (1) 工事に関連して、流域下水道管渠の近傍で施工が行われるが、大規模な対策工法を行う必要がない場合(以下、近接協議という)。
- (2) 工事に関連して、流域下水道管渠の近傍で施工が行われ、当所施設の移設、改築等大規模な対策工法が必要となり、影響が大きい場合(以下、設計協議という)。
- (3) 直ちに流域下水道管渠への影響はないが、今後の下水道事業計画そのものに影響を与える場合(以下、計画協議という)。

以下、これらの3種類のケースで、どのように対応を行っているか述べる。

#### 2-1 近接協議

近接協議の前段階として、石巻地区の関係機関が共同で組織する、地下埋設物照会があり、年間1,000件以上の問い合わせを受けている。その中で流域下水道管渠に対して、離隔3m以内のものを近接協議の対象としている。

近接協議は、家庭に水道や下水道を引く場合、電柱の移設等、民間事業者との協議が多く、震災後に増加している。協議は当所独自に定める「下水道施設近接工事の手引き」に基づいて行われる。



設計協議による下水道管の布設替え

#### 2-2 設計協議

設計協議は、流域下水道管渠が埋設されている箇所における、道路建設、築堤等によって発生する。復旧・復興事業の加速に従って増加

しており、平成26年度末現在において5件以上の協議が進行している。盛土荷重の影響で流域下水道管渠の沈下を伴う場合が多く、対策工法についても詳細に検討を行い、沈下観測等の条件を付けた上で同意を行っている。検討結果によっては施設の移設、改築を伴う場合もあり、管渠長寿命化計画等の維持管理業務に影響を与えるため、注意が必要である。

### 2-3 計画協議

流域下水道事業計画変更認可については、通常5年に1度のペースで変更を行っていたが、震災以降は流域自治体の復興公営住宅の建設等による都市計画の変更が増加したことに伴い、流域下水道事業計画の変更も必要になっている。

当所管内流域において、北上川下流流域では平成24年度に2回、平成25年度に1回、北上川下流東部流域では、平成24年度に1回、平成25年度に2回の事業計画変更を行っている。

また、今後大幅に水量が変動する予測があることから、施設建設計画の見直し、下水処理場間の連携強化等を模索している。

## 3 災害復旧事業完了後の維持管理業務について

今後の中心となる業務は、下水道管渠長寿命化計画に基づく管渠の長寿命化工事と、経年劣化等により部分的に損傷した箇所維持修繕工事である。

### 3-1 下水道管渠長寿命化計画の現状

管渠長寿命化計画に関しては、供用後概ね20年を経過する施設を対象として、5カ年程度の計画期間で行われる事業であるため、当初より他事業との関連を念頭に置かなくてはならない。長寿命化計画は調査、計画策定、詳細設計、工事の流れで行われる。

計画策定段階で他事業による移設や、布設替え等、予定がある箇所は当初計画から除外し、他事業との重複を避けるように努めているが、状況は変化するため当初の工事計画も柔軟に変更させ、対応していく必要がある。

### 3-2 維持修繕計画の現状

通常の維持修繕工事については、限られた予算の中で、優先順位をきめて計画を策定しているが、その他にも道路管理者及び住民からの要望対応が突発的に発生する。道路管理者からの要望に関しては、道路占用者会議等で得た情報から、ある程度事前に推測しているが、限られた予算の中で調整するため、修繕予定は大幅に変更になることがほとんどであり、計画を予定通りに実行することは非常に難しい状況にある。

### 3-3 今後の維持管理業務における課題

#### (1) 流域自治体及び他機関との連携強化

流域の各自治体や他機関に対し、積極的な情報提供をお願いするとともに、こちらの事業計画についても情報提供を行うことで相互間の情報共有をはかり、事業計画変更や協議等の調整、長寿命化計画や維持修繕計画への反映を迅速に行える体制を整えて行くことで、事業の重複解消や、復旧復興事業の進捗

を妨げることはないように配慮していく。

(2) 維持修繕工事における柔軟な対応

道路管理者からの要望に対し、柔軟な対応をとることが出来るように予算要求をしていき、突発的な要望対応により、修繕計画箇所が先延ばしにならないように配慮していく。

4 おわりに

平成26年度から「宮城県復興計画」における「再生期」の4年間が始まっている。情勢も刻々と変化しているが、復旧・復興計画や復興事業の進捗を踏まえ、個々の課題の改善を図りつつ、適正な管渠長寿命化、維持修繕等の業務に努めていきたい。



## 震災から4年

仙台地方ダム総合事務所 総務班



震災から4年が経過する。

当時、事務所の被災状況は、2階会議室及び更衣室において、天井が落下し使用できる状態ではなかった。執務室は、窓や壁の破損のみであったため使用可能であった。また、駐車場も一部の沈下や亀裂で済んだ。各ダムについても点検の結果、異常が認められなかった。

あれから4年、事務所は元の姿を取り戻し、当班は震災前と変わらず、各種工事及び委託業務の入札契約事務、予算の執行管理、庁舎管理等の通常業務を行っている。

平成26年度は、前年度監査の指導事項について検討のうえ方向性を見いだし、一部解決した。入札契約事務においては、入札不調等もなく適正に執行し、予算執行については、不適正処理とならないよう十分な注意を払い、請求書の即日処理をモットーに支出事務を行っている。また、七北田ダム管理事務所に山積みされていた廃棄物を管理班の協力の下処理した。

当班の職員は平成25年度まで3人であったが、平成25年7月31日に川内沢ダム建設事業が「事業継続」との国土交通省の方針が決定したことから、用地担当職員として1人増員され、管理第二班とタイアップし地権者等の把握に努めている。

## 大規模災害を想定したダム管理マニュアル作成

仙台地方ダム総合事務所 管理第一班

東日本大震災の発生から4年を迎える。

当事務所では被害はあったもののダム機能に大きな影響はなく復旧工事等も終わり、震災前と変わらぬ維持維持管理業務及び堰堤改良事業の遂行に追われる日々である。

しかしながら未曾有の激甚災害という危機的経験をした今、ダム管理における危機管理体制はいかにあるべきか改めて見直す必要がある。



ダム管理マニュアルを活用した点検

大震災時、商用電源が長時間停電するというリスクがあることを認識させられた。各管理ダムにおいては、幸いなことに自家発電設備により停電は回避できたものの燃料の調達に苦慮した。燃料については、劣化前の適切な入れ替え等、危機管理意識を持った適切な管理を継続していく。

ダム管理の大きな仕事は、正常なダム機能の維持、洪水対応と地震時の点検である。

地震時の点検において重要な点は、いち早く下流住民へ「安心」情報を提供し「不安」を取り除くことである。

しかしながら東日本大震災規模の被害が発生した場合、職員の参集に時間を要したり、参集不能となる可能性もある。

この問題を解決すべく、すべての職員が、確実かつ迅速に点検を実施できるようダム管理マニュアルの作成を、所管する6管理ダムについて行っている。

ダム管理マニュアル作成のポイントは、スムーズに点検出来るよう長文を使わないことを原則とし、点検者と同じ目線での写真を使用し、一目でその点検内容を理解できるダム管理マニュアルとすることを目標としている。

点検においては、各種情報をコンピューター操作によりモニターから得ることも多い。この場合も操作の途中で行き詰まったりしないよう実際の画面を使用したダム管理マニュアルを作成している。

また、地震時に注目する漏水量については、日々の点検時、データを記録しグラフ化し、各管理ダムへ掲示するようにしている。

これにより地震による漏水量の変化をいち早く把握することが可能となっている。

ダム管理マニュアル作成により、様々な疑問・質問等が抽出され、その解決のための議論により職員の危機管理意識の向上につながっている。

今後も更なる充実したダム管理マニュアル作成を行い、危機管理意識の向上を図りたいと考えている。

## 復旧・復興4年目のダム管理と川内沢ダム建設について

仙台地方ダム総合事務所 管理第二班

当事務所の管理ダムにおける東日本大震災による被害は、ダム機能に大きく影響するものではなく、平成24年度中には災害復旧工事を終えている。

震災によりダム機能に大きく影響を与える被害は幸いにして発生しなかったが、ダム堤体の漏水量が震災以降倍増しているなど、震災による影響と思われる観測値を示してるダムもあり、通常時からの日常点検の重要性を再認識し、担当外のダムにおいても対応が出来るよう各ダムにおける管理マニュアル等の作成を進めているところである。

また、震災と大津波により壊滅的な被害を受けたダム下流域では広域地盤沈下の影響や、現在も震災復旧・復興事業が進められており、下流域の浸水対策及び洪水被害対策として地元利水者等の協力の下、治水容量を増大を図るため、通常の常時満水位(制限水位)より1.0mまたは0.5m低い水位を設定し各ダムで運用している。



川内沢ダム建設事業  
地元説明会状況



川内沢ダム建設事業  
専門家による現地調査

平成6年9月22日豪雨により甚大な被害が発生したことを契機とし、名取川水系川内沢川において建設の検討を進めてきた川内沢ダム建設事業について、平成25年度に「事業継続」との国土交通省の対応方針が決定し、平成26年度に「建設採択」されたが、川内沢ダム建設予定地周辺に地籍調査未了地が存在し、地元名取市において、現在、震災復旧・復興事業を最優先としているため、地籍調査の完了時期が短期的には見込めないことから本事業により用地境界を確定させるために用地測量を実施している。

上記のとおり、管理ダムの適正な維持管理を図るとともに、震災以降沿岸部で進められている海岸防潮堤整備関連事業及び河川施設災害復旧事業等の事業進捗と併せ、被災地域の治水安全度向上を図るため、川内沢ダム建設に向けた調査・設計等を行い、平成32年度の完了を目指し事業の推進を図るところである。



川内沢ダム建設事業  
用地測量による現地立会い状況



## 大倉ダムこの一年

仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所

大倉ダムは、洪水調節により広瀬川を洪水から防御するとともに、かんがい、上水道、工業用水道等利水についても重要な役割を果たしている。

雪融けに伴う流入量の増加による水位管理においては、かんがい等利水の補給のために確保すべき水位が定められており、その水位を下回らないよう貯水位を管理しているが、5月21日の確保水位が常時満水位と同じEL. 270.60mとなっているため、この前後の時期は洪水が発生した場合の対応が問題となっている。本年は雪融けに伴う流入量が平年よりやや多く、5月にはまとまった降雨が1回あったことから大きな問題とはならなかったが、洪水に備えた水位低下を行うにあたり、どの水位であれば洪水にも対応でき、かつ利水の補給を確保できるかを検討しなければならなかった。過去のこの時期における洪水の状況をあてはめ、事前に低下させるべき水位を定めるといった方法で対応していきたいと考えている。

7月からの洪水期においては、7月1日9時の時点で EL. 263.35mを目指し水位管理を行ってきたが、6月における流入量が管理史上最も多かったことから、目標をEL. 264.35m以下に切り替え水位管理を行った。ところが、6月29日午後2時に時間雨量21mmの「ゲリラ豪雨」が発生し、その日の夕方には広瀬川で水死体が発見されたこと、また7月1日からのアユ漁解禁に備え事前に河川へ入る利用者がいることが想定されたことから、前日の日没後のゲート放流は行わなかった。その結果、7月1日9時の時点の貯水位は EL. 264.52mとなったが、その後数日間まとまった降雨もなく、結果として適切な水位管理ができたと考えている。

左岸法面は、貯水位変動、強風波浪等により既設護岸が陥没、崩落及び背面土砂の流出が確認されていた。今後更なる浸食が進むと崩落土砂等により貯水池に影響を与える恐れがあるため、早急な補修を行い、健全なダム機能を確保する必要があった。復旧方法は、残留水圧による押出しへの対策を考慮し、開放型の対策工を選択することが望ましいこと、また、大倉ダムは通年風が強く吹いているため、ある程度の強風波浪による浸食は避けることができないことを考慮し、地山変動に対する屈とう性に優れた対策工とすることが併せて必要なことから、最適復旧工として「かご工」を選定し無事工事を完成させることができた。

9月29日には、仙台市立大倉小学校児童(25名)を中心に「大倉ダム湖周辺清掃」を実施した。大倉小学校では、自分達が暮らしている地域環境を自分達の手で美しく保全しようとする意識を養うとともに、仙台市民・塩竈市民の水道水の水源である大倉ダムの水質を守ることの大切さを意識することを目的として清掃活動を続けている。この活動は、昭和42年に第1回が開催されて以来、今年で47回目を迎えた。活動後収集されたゴミは仙台市で回収・処分され、ダム湖周辺環境はきれいに保全された。



参加者の皆さん(総勢 153名)



## 筒砂子ダム建設事業の早期本格着工を願う

大崎地方ダム総合事務所 総務班

当所総務班では、通常の庶務業務や経理業務の他に、「鳴瀬川水源地域活性化対策協議会」の事務局を担当している。

当協議会は、筒砂子ダム建設事業において、本格的な建設工事に着手するまでの間、ダム地権者及び地域の活性化に資する対応について検討、協議するとともに、実施に際しての関係者間の連絡調整を行う目的で、平成14年12月10日に組織されたものである。

会員の構成は、会長が県河川課長、副会長が、加美町副町長と筒砂子ダム補償対策地権者会連絡協議会長、会員は、地権者側からは、筒砂子ダム補償対策地権者会連絡協議会の役員及び地元区長、行政側からは、加美町財政課長、県北部土木事務所長及び当所の所長が、監事は、加美町建設課長が充てられ、事務局長が当所の所長であり、総務班がその事務局を担当している。

毎年の事業内容は、毎年7月下旬頃開催する通常総会、筒砂子ダム補償対策地権者会連絡協議会への補助金の交付(2回に分けて交付)、年1回のニューステターの発行等である。また、その他の関連事業として、漆沢ダムに漂着する流木を再利用して行っている「炭焼き」や、毎年7月の「森と湖に親しむ旬間」の期間内に漆沢ダム周辺で催すイベント「水と森と風のくにまつり」の支援、筒砂子ダム建設に係る地権者会との意見交換会を実施している。

平成26年度においては、国土交通省が、平成25年8月23日、全国のダム事業の見直しで、県が行っていた「筒砂子ダム建設事業」は、国が実施していた「鳴瀬川総合開発事業」に統合するとの方針を決定し、それまで、県が行っていた「筒砂子ダム建設事業」は終了することになり、国が引き継いで事業を継続することになった。

以上により、事業主体が国になったことを受け、県が中心となって運営してきた本協議会は解散することになり、平成26年7月23日開催した平成26年度通常総会において、平成26年度の事業終了後、当年度の決算について監事による監査を受け、全会員へ報告することとし、当該報告をもって本協議会を解散する旨の承認を得、去る平成27年1月13日に、各会員に対し決算の報告をして、本協議会は解散となったものである。

今後、筒砂子ダム建設事業は、国で実施していくことになり、鳴瀬川総合開発調査事務所において、平成26年度から、各種の調査も始まり、事業の進捗が図られており、「鳴瀬川水源地域活性化対策協議会」の目的である「ダム地権者及び地域の活性化に資する対応について検討、協議するとともに、実施に際しての関係者間の連絡調整を行う。」との目的は、国の今後のダム事業を進めていくなかで、達成されていくものと思われる。



<平成26年度通常総会の様子>

## 平成26年度活動報告

大崎地方ダム総合事務所 管理建設第一班

### (1) 業務概要

漆沢ダム、化女沼ダム、上大沢ダム、岩堂沢ダム、二ツ石ダムの5ダムの管理・運用を行う。鳴瀬川水系鳴瀬川流域並びに北上川水系江合川流域の洪水調節ダム、また、水道用水・工業用水・かんがい用水及び発電用水の確保と安定供給並びに河川流水の正常な機能を図るため、ダム操作規則に従い適切な運用をする。

各ダムの管理設備等を良好な状態に保つため、堤体変位計測等実施するとともに、日点検、週点検、月点検を行う。震災の影響により下流域の治水安全度が悪化していることから、洪水調節容量を確保するため、気象状況を常に把握しながらこまめな貯水位管理を行う。また、利水ダムである岩堂沢ダム、二ツ石ダムは、鳴子ダム管理所及び大崎地域水管理協議会を窓口とする利水者と密に連携して有効な運用を図る。

ダム見学コース付近の環境整備等は、年間を通して職員自ら行い、ダム見学者及び出前講座等によりダムの役割と重要性をPRする。

### (2) 活動内容

#### 1) ダム施設見学会の実施

毎年、大崎地方ダムで管理している5ダムには、多くの見学者が訪れる。

今年度は延べ15回、計835名の見学者が訪れた。見学者は小学生からご年配の方と幅広く、海外(アフガニスタン)からも現場視察に来訪された。



二ツ石ダム見学  
(アフガニスタン)



岩堂沢ダム見学  
(玉造商工会婦人部)



漆沢ダム見学  
(瀬峰小学校)

#### 2) ダム湖周辺の地域活動の促進

化女沼ダムの環境を担うスマイルサポーターは3団体が活動している。今年度は、スマイルサポーターが主体となり、大崎市職員及び事務所職員による清掃活動を16回実施した。その他、宮沢小学校、大和ハウス㈱東北工場及びエコパル化女沼の共同開催による大崎市有志の環境美化活動も2回実施した。延べ参加者509名による清掃活動の結果、185袋(可燃ゴミ115袋、不燃ゴミ70袋)のゴミ、コンクリート塊や衣類、古タイヤ等粗大ゴミを回収した。清掃活動のみでなく、スマイルサポーターが参加者に化女沼ダムの役割やゴミの不法投棄について説明を行っている。

清掃活動の他に植樹活動も2回実施した。参加者は105名であった。

イ)「夢の桜」植樹活動(化女沼2000本桜の会主催 4月12日実施)

ヨウコウザクラ 50本

ロ) グリーンウェイブ2014植樹活動(化女沼2000本桜の会主催 5月23日実施) コブシ 10本



「夢の桜」記念植樹  
(スマイルサポーターによる)



清掃活動状況  
(スマイルサポーターによる)



環境美化活動状況  
(スマイルサポーターによる)

### 3) 地域が参加するダム行事の実施について

#### イ) 「第21回水と森と風のくにまつり」(7月20日(日)実施)

毎年の恒例行事であり、地元の漆沢地区青年部・婦人部、加美町、林野庁宮城北部森林管理署、当所の主催及び大崎水管理協議会協賛により、地域の豊かな自然を多くの人に味わってもらおうと、漆沢ダム及び溪流センターにて『第21回水と森と風のくにまつり』を開催した。

前日からの降雨により、祭り当日も小雨降る中の開催となったが、地元加美町はもとより、大崎市等から108名の方々にご来場いただいた。関係機関(漆沢青年部、加美町、北部森林管理署)の方々の協力により、盛況のうちに終了することができた。

#### ロ) 出前講座の実施(10月31日(金)実施)

加美町立賀美石小学校にて同校4学年の児童、教員23名を対象に出前講座を実施した。身近な公共施設について学習することを目的とし、社会科総合学習の一環として「二ツ石ダムの役割」をテーマに、二ツ石ダムが建設された経緯や果たしている役割などについて説明した。生徒は真剣に学習していた。



水と森と風のくにまつり



出前講座

### 4) ダム施設や周辺環境の紹介

#### イ) ダムカードの配布

ダムへの見学者や大崎地方ダム総合事務所に訪れた方々にダムカードを配布した。平成26年度は約1,500枚のダムカードを配布した。訪問者での最北は北海道、最南は三重県からの来訪であった。

#### ロ) ホームページ掲載

「みやぎ湖沼めぐり」コーナーを設けて、大崎エリア5ダムの周遊ルートや土木遺産観光地紹介を行った。

「ダム見学会の実施状況」「管内5ダムの貯水位状況」「化女沼環境美化活動状況」等を随時掲載した。



## 管理建設第二班の現状

大崎地方ダム総合事務所 管理建設第二班

東日本大震災から4年目を迎え、管理建設第二班では、平常時の状況把握が異常時における状況変化の把握に資するものとして各ダム点検を通し、管理、通信及び観測設備等における正常な稼働の維持、緊急時の的確な対応への備えを目的に班内講習や各機器の点検・修繕を行った。

緊急時の対応は、組織的に稼働することを想定しているが、特に設備機器の不具合対応について、個人の経験によるところが大きいと、全員が対応出来るようあらかじめ想定され得る不具合に関して、現地において操作講習を行うとともに写真を多用した点検マニュアルの作成を行った。(上大沢ダムについて本年度実施、検討を加え他ダムへの展開を予定している)

また、点検・修繕に関しては、長期的スパンで更新を見据え今後の設備維持内容について班内で検討を実施し、よりの確な点検内容とするとともに現在実施している通常点検を通して、引き続き問題箇所抽出、対応方法等を検討し担当者のスキルアップ及び情報の共有化を図っている。

今後も東日本大震災の教訓を生かし、ダム設備の安全確認をいち早く確実に実施するために検討していく。

11月19日に化女沼、11月25日に二ツ石ダムの定期検査を受検し指摘事項はなかった。

今後とも今回の検査結果以上の管理体制を維持していく。

現在のダム設備には、パソコン(以下「PC」)類が多数使用され、管理用制御処理設備を始めとした各種観測装置のデータ収録や帳票作成等を行っている。本年度もダム総

合事務所において、県庁向け通信サーバのハードディスク(以降 HDD)が故障し、一時的に県庁へのデータ送信が出来ない状況となった。しかし、予備品の HDD を使用することにより、早期復旧に至った。HDD は消耗品で突然故障する事例が多いため、今後も予備品の確保に努める。また、オペレーションシステムの進歩により、現在使用している PC 類の代替えが利かないものになってきており、更新の必要性が増している。

さらに他設備においても、防災情報の収集に欠かせない、防災ファックスの通信不良が発生し、人的な運用方法によって管理に支障を来さないよう維持するとともに県所有の予備品等について探索・適応を検討し、復旧を急いでいる。また、特殊条件時に発生する計測不良等が確認されていた事象については、発現及び機器構成条件の特定、原因機器の追求を保守点検業務と同時に実施して、保守業者と協力し合い計測不良等の解消に努めている。

震災時を教訓とし、老朽化している施設も多いため電力・通信手段の確保につい



<二ツ石ダム操作室>



て力を入れ、通常点検時に試験通信や非常用発電設備の試運転、燃料の残量確認を実施している。上大沢ダムでは衛星回線の異常が発見され、県所有の予備品を手配することにより、緊急に復旧することが出来た。今回は、単独ダムだけではなく同種の設備を抱える県内機関との予備品の情報交換をしたことで早期復旧、コスト縮減に寄与する事例となった。なお、衛星回線は通常商用回線のバックアップとして設置されており、送信データの欠測等は発生しなかった。また、ダムでは地震発生時に点検を要する箇所が、あらかじめ決められている。その重要な点検箇所の照明を確保するため(震災時に水没した経緯があり)、照明設備の設置工事を実施した。同じく漏水観測装置についても収録通報装置 PC の不具合が発生し、計測データの記録・確認が不可能となった。漏水観測装置は、地震時に重要な確認事項であり、早急な復旧が必要であったため、代替機による復旧を実施するなど非常時の対応でも遺漏がないようにしている。

また、上大沢ダム下流水位計局の水位計測不良に対しては、通常及び洪水時の観測時でも支障が出ないように機器交換(代替機)を実施し、現在正常稼働している。

停電による通信回線断が確認されている二ツ石ダムでは、管理事務所までの商用回線が整備されていないため、接続点に通信機器を設置してデータの受渡を行っている。よって、停電時に通信機器の機能停止により、通信が出来なくなる事を確認した。

ダムの情報が取得出来ない状況では、維持管理上容認できないため、現在、UPS の設置等対策を検討中である。将来的には接続点のダムへの移動も視野に入れて検討する必要があると考えている。

また、ダムにおいては停電時にバルブ操作用コントローラの停止が発生し、遠方からの操作不可能となることがあるため、復旧作業を全員が行えるよう講習を実施した。



ダム管理に限らないが、湿度の高い環境下にある電気設備においては、湿気対策が必要であり、除湿機の設置や湿気による不良部品の交換等を実施した。(例: 監査廊内昇降設備等)

また、湿気による障害としては、ダム管理上通知等を送受信するために必要なファックスの不具合が、夏場の高湿時に多く発生する事例(紙詰まり等)があった。対策としてコンピュータ室への移設、若しくは機器自体の更新を含め検討している。

毎年実施している「森と湖に親しむ旬間」イベントとして県民へのダム行政への理解を深めるために、7月20日漆沢ダム湖畔において、「第21回水と森と風のくにまつり」を開催した。当日は、天候不順にもかかわらず多数の参加があった。

震災から4年目ではあるが、当班においては通常の業務を通して、異常時を念頭に置いた維持管理を継続している。

## 漆沢ダム の 現 状 と 課 題

大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所

震災後4年目を迎えた漆沢ダムでは、震災以降中断していた弾力的管理試験を下流域の復旧工事が完成したことから再開した。弾力的管理試験は、洪水調節容量の一部に流水を貯留し、これを適切に放流することにより、ダム下流の無水区間の解消を図り良好な河川環境の創出を図ることを目的としている。

弾力的管理試験で検証すべき事項は、河川環境への有効性及び洪水調節に対する安全性の確認である。7月1日に活用容量を確保し維持流量も一定放流しているため、河川環境への有効性は確認できたが洪水調節に対する安全性(活用期間中において洪水の発生が予想されるときに、洪水調節に支障が生じないように、あらかじめ貯水位を決められた時間以内に所定の水位(制限水位)に低下する)については、所定の気象条件が生起しなかったことから検証できなかった。今後継続して安全性の検証を進める予定である。

大崎広域水道水はカビ臭が発生することがたびたびあったが、その原因となる物質はダム湖で発生するジェオスミンが主な物質であり、ダムから放流する水深の調整により最小限にとどめてきた。しかし、今年の夏季においては、これまで発生したことのない2-MIB(2-メチルイソボルネオール)が発生しカビ臭が発生した。2-MIBはこれまでのジェオスミンと比較し、活性炭の吸着がしにくいいため、水道管理者は、多くの費用を要した。このことから次年度にむけて土木部と企業局による漆沢ダム水質改善検討会を立ち上げ、これまで2回検討会を開催した。漆沢ダムでは、秋以降、休眠細胞を減少させる効果を期待し、ダム貯水位の低下を図った。今後、水質改善検討会において情報を共有し、貯水池の水質改善に向けたダムの運用を行っていく予定である。

[平成26年9月取水塔周辺]



ダムの管理については、管理施設及び設備の経年劣化が進んでおり、早期更新が必要な状況である。特に諸設備は、どのような条件でも目的通りに稼働するよう日常点検や整備に努めているが、機器障害が発生する機会が多くなっている状況にある。このことから障害発生時の対処法及び堰堤改良事業等による機器更新を早期に実施する必要がある。今年の降水量は、2060mmで累年平均を20%程上回り6回の警戒配備を行ったが、洪水に到達する降雨は無かった。利水については、利水関

係者と情報を密に行い安定した供給を行うことができた。

ダム施設見学者は小学生など8団体344名を受け入れ、ダムの役割等についてPRした。

また、ダム湖の流木処理費の軽減のため実施している炭化事業は、4回実施し、「水と森と風のくにまつり」「加美町秋祭り」のイベントで無料配布し有効利用と廃棄物の減量化を図った。

## 花山ダム の 現 状 と 課 題

栗原地方ダム総合事務所 管理建設第一班

平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震により、花山ダム上流域では多数の斜面崩壊が発生した。地震発生から6年が経過しているが、上流域の荒廃によるダム貯水池への影響は現在も続いており、洪水時には多量の土砂や流木が貯水池に流入している。

出水時の貯水池の状況（平成24年台風17号）

貯水池に多量の土砂・流木が流入、高濁度化



### 1. 「花山ダムにおける堆砂の進行」

花山ダムの年間堆砂量は岩手・宮城内陸地震による上流域の荒廃により、洪水流量が多い年には年間計画堆砂量(32千 $m^3$ /年)を大幅に上回る傾向にある。平成20年、平成24年及び平成25年の年間堆砂量はそれぞれ292千 $m^3$ 、282千 $m^3$ 、102千 $m^3$ で年間計画堆砂量の約9倍～3倍となっている。

平成26年末期における堆砂状況は下記のとおり。

- ・計画堆砂量 4,600 千 $m^3$  累加堆砂量 3,389 千 $m^3$  堆砂率 73.7%
- ・有効貯水容量(①32,000 千 $m^3$ )内堆砂量 2,289 千 $m^3$  ①に占める割合 7.2%
- ・治水容量(②20,000 千 $m^3$ )内堆砂量 147 千 $m^3$  ②に占める割合 0.7%

#### 【対応方針】

ダム上流域では、直轄砂防災害関連緊急事業が継続施工中であることから、洪水時の有効貯水容量内への土砂流入に留意しながら経過観察を継続する。同事業完了後も堆砂の進行が収束しない場合には、対策工の検討を行う。

### 2. 「花山ダムにおける濁水の長期化」

花山ダム貯水池には、岩手・宮城内陸地震以降、上述の土砂と一緒に濁水が流入し濁度上昇を引き起こしている。濁水は微細粒子を含み沈降速度が遅いため、高濁度の状態は長期に及んでいる。下流河道で取水している浄水場への対策として、表層の低濁度層を選択取水することで水処理の負荷低減を図っているが根本的な解決には至っていない。

なお、今年度はこれまで3回の洪水調節を行っているが、最大流入量は120 $m^3/s$ 程度だったので濁度は高い状態にはなっていない。

#### 【対応方針】

濁水長期化に対する改善効果を実証された事例はなく、濁水特性についても、未だ不明な点が多いので、今後も観測を継続して流入する濁水の特長(濁度、粒度、組成、沈降速度)及び経年変化等を調査した上で、今後の傾向を予測し対策工を検討する必要がある。

下流浄水場への当面の対策としては、選択取水を継続し、高濁度時にも円滑な水処理ができるようにダム貯水池の水質データを随時提供することとしている。



### 3. 「花山ダムにおける水質悪化」

平成23年9月に花山ダム下流にある3浄水場の給水区域においてカビ臭に関する苦情が発生した。平成24年9月，平成25年9月に2浄水場で2-MIBが基準値を超過する状況がみられた。

カビ臭発生の原因は，洪水時に土砂とともに放線菌が貯水池に流入し，堆積した土砂により形成された浅場の高水温下で繁殖し，湖底の貧酸素層下で死滅したこと若しくは，浄水場の前塩素処理段階で死滅してカビ臭が発生したものと推定される。

#### 【対応方針】

カビ臭対策についての水質改善効果を実証された事例はなく，同様の問題を抱える国内のダムでは対策工を試行しデータの蓄積を行っている段階である。花山ダムへの適用の可能性については，濁水長期化対策との並立が可能な対策をさらに検討する必要がある。

下流浄水場への当面の対応としては，貯水池の情報(貯水位，水温等)を提供するとともに，利水者と連携して水質を調査する必要がある。

## 荒砥沢ダム・小田ダムの現状と課題について

栗原地方ダム総合事務所 管理建設第二班

荒砥沢ダムは、平成20年に発生した岩手宮城内陸地震で大きな被害を受けたが、昨年度までに復旧工事や試験湛水を終えて、現在はダムの挙動を確認し、Ⅲ期管理への移行を目指している。

### 1. 「荒砥沢ダムの地震観測」

荒砥沢ダムでは岩手宮城内陸地震以降、多くの余震と思われる地震が発生しており、それらの地震の中には、気象庁では地震と発表されないが、ダム地点では25gal以上の揺れを観測することもある。

ダムに設置された地震観測装置については、収録装置等は更新されたが、堤体内部や基礎岩盤に埋設された感震器については更新されず、老朽化による計測値の信頼性低下が懸念されていたが、昨年度から東北農政局で更新工事を行っている。

#### 【対応方針】

荒砥沢ダムの状況、地震時の対応方法について、事務所全体で共有し、適切な管理を行う。

また、荒砥沢ダムについては、様々な団体が地震や地質の調査・研究を行っている。これらの調査報告から、荒砥沢ダムの健全性に問題ないか注視していく。



地震計更新工事状況

小田ダムは、平成20年の岩手宮城内陸地震や平成23年の東日本大震災の被害は少なく、昨年度からⅢ期管理へ移行している。

### 1. 「小田ダム周辺環境の維持」

小田ダムは周辺に希少な動植物が生息しており、建設によってそれらの動植物への影響が懸念された。そのため建設時からその影響について調査やビオトープ池等周辺環境の維持管理を行っている。調査開始から10年経過し、これまでの結果をとりまとめて有識者に報告を行ったところ、今後についても周辺環境の維持管理は必要との意見が出ている。

#### 【対応方針】

今後の周辺環境の保全について、維持管理の省力化や地元を含めた環境保護活動について検討する。



小田ダムビオトープ池

## 竣工式典の実施および清算業務対応等への対応について

仙台港背後地土地区画整理事務所 補償班

平成26年度は、当事務所の主たる任務である区画整理事業における換地処分  
の公告及び保留地処分に向けて区画整理班を中心に着実な手続や業務の推進を  
図っていたが、この間、事務所で経理・予算管理及び庶務を担当している補償班お  
いては、事業のほぼ完了を示す換地処分の公告に併せて23年に及ぶ事業の完了  
を祝賀する竣工式典の実施に向けての準備に取り組むこととなった。

土木部主催の祝賀行事としては、過去の行事における運営上の反省点から、式典  
マニュアル等が整備されていたものの、マニュアルで対応できることは、席次や次第  
の基本的な流れなど基本的な事項に限られること、また、こうした行事については実  
際には、当該工事の事業規模や経過年数、参集者の人数・属性等により、全く異な  
る仕様となっていくことから、近年、土木部内で実施した実績を参考にしつつ、開催  
規模や竣工式典内で執り行う企画内容を検討することとなった。

特に平成26年度の年度当初に竣工した長沼ダムの竣工式典については、事業に  
要した時間や規模感等が仙台港背後地土地区画整理事業にも類似していたこと。ま  
た、実施にあたって準備した通知類や資料類が冊子とDVDの形で部内各課に配布  
されていたことから、これらをひな形として式典準備に必要なスケジュールや各関係  
者への通知書類を準備することができ、大変参考になった。

また、近年「あすと長町」をはじめ東北各地での区画整理事業を行ってきているU  
R(独立行政法人都市再生機構)のホームページに掲載されている竣工式典等の入  
札情報等には、式典の委託仕様等が参照でき、こうした情報も非常に参考にすること  
ができた。

こうして収集した事例および都市計画課で検討した招待者リストを基に式典の規模  
を約300名と設定、また、会場については、天候に左右されずに式典を実施できる屋  
内会場として夢メッセが背後地地区に隣接して所在していることから夢メッセ会議棟  
の大ホールで実施することとした。

次に課題となったのは日程の問題であった。宮城県、仙台市の共同施行ということ  
で村井知事および奥山市長の双方の日程が確保できることを最優先に設定したが、  
各種の日程の影響を受け、最終的に11月10日を竣工式典の期日として確定できた  
のは7月に入ってからであった。

式典の企画運営については、事務所の直営では限界があることから、イベント等の  
運営実績のある企業への委託を行い遂行してもらうこととした。

業者選定にあたっては指名競争入札とすることとし、土木部内の竣工式典の受託  
実績や宮城まるごとフェスティバル等他部のイベントの受託実績等の情報収集を行  
い指名業者名簿を作成のうえ入札を実施し、7月初旬までに式典の設営及び運営企  
業を選定した。

企画運営の受託業者決定後、竣工式典の基本的な流れおよびアトラクションの検

討をおこなった。記念碑の除幕やくす玉開披等の演出のほか、地権者・進出企業と施行者に感謝を示す演出を加える必要があったことから、鏡割ほか様々な演出を検討したが最終的には、地区近隣の幼稚園の協力を得て、園児による歌と踊り、さらには関係者に対する手作りの記念メダルの贈呈という内容で確定することとなった。

このほか、出席者に対する記念品として、竣工記念碑に彫られることとなった知事の揮毫による「港地整栄」をプリントしたエコバックを配布することとした。また、エコバックや同時に作成した竣工記念誌は背後地のイメージカラーの青に統一した。

竣工式開催日の約1ヶ月半前となる9月下旬に招待状の発送を完了、10月中旬までには集計をとりまとめた。この間、逐次企画運営事業者と協議のうえ進行台本の作成を進め、10月20日の所内打合せをスタートに10月30日には、事務所および都市計画課・区画整理課の応援職員が参加し現地の会場を使用したリハーサルを行い、台本や演出等の細部の確認をおこなった。

最終的には当日の午前中に設営された会場において最終リハーサルを行い本番の竣工式に臨んだ。

11月10日の竣工式当日は、国会議員をはじめ、300名を超える出席者を得てほぼ会場は満席となった。アトラクションとして盛り込んだ和太鼓の演奏で始まった式典は、大きな問題もなくスムーズに進行し、予定時間を5分ほど超過したものの無事終了することができた。特に記念演出として行った園児からの記念品贈呈は、多くの参加者から印象に残る良い竣工式典であったと概ね好評を得ることができた。

年度の後半においては、区画整理班が作成した清算金の徴収および交付に関する要綱および清算金台帳に基づく、実際の清算金の受払に向けた準備に着手した。

徴収・交付者のうち、平成27年度当初には徴収者に対する納付通知書の送付の業務がスタートすることとなっており、財務端末においてスムーズに調定業務に着手ができるよう、納付者情報の整理と入力作業を進めている。

また、併せて保留地の精算業務に向けて契約者情報や精算金額の入力作業を完了させるべく作業を進めているところである。



## 換地処分の完了及び保留地処分の推進

仙台港背後地土地区画整理事務所 区画整理班

平成3年4月に宮城県と仙台市との共同事業として着手された仙台港背後地土地区画整理事業(事業主体:宮城県,施行面積:約258ha)は、平成26年度で、23年目を迎えた。

東日本大震災において地区内で被害を受けた道路施設(約7.7km)、下水道施設(約5.2km)の復旧工事及び、測量基準点の移動や土地の境界杭の流失・亡失に対応した地区全体の画地確定測量の再測量については、復旧期3年目であった平成25年度中に完了していたことから、平成26年度は区画整理事業の集結に向けた節目の大きな手続きとなる換地処分公告を予定どおり10月末に実施することが、区画整理班の最大の目標となった。

換地処分公告に至るまでには、前年までの成果に基づく事業計画変更の手続き、換地計画の縦覧や千名を超える関係権利者への換地処分通知及び通知未到達者に対する公示送達手続き等を着実に遂行していく必要があった。

しかしながら、県内の自治体施行の土地区画整理事業としては、平成4年に事業が完了した泉中央における土地区画整理事業以来であり、宮城県・仙台市とも十分なノウハウの蓄積の無い中で、関係機関や他県事例等を参考としながら一つ一つの手続きに取り組むこととなった。

年度当初は、換地計画の決定にあたって事業計画との整合が求められることから、平成25年度におこなった出来高確認測量の成果や事業費等の変更を反映させるために第6回目となる事業計画変更の手続きを行った。

平成26年5月1日に関係者に対する説明会を約70名の出席者を得て実施、その後2週間の縦覧を行い、事業計画(変更)の公告を6月17日付けで行っている。

これに並行して換地計画決定の手続きを進め、平成26年6月24日に換地計画の縦覧の公告を行い、引き続き平成26年6月26日から2週間に渡り、換地計画の縦覧を行った。

これらの縦覧手続きにあたっては、縦覧中に想定される様々な事態に対応するための縦覧手法や対応策の検討、事例収集を行い、万全を期し、特に大きな問題の発生や意見書等が提出されることもなく、無事、平成26年7月14日には換地計画を決定することができた。

次の大きな課題は、こうして決定された換地計画を関係権利者全てに通知する換地処分通知の手続きであった。換地処分の公告を行う前提として、すべての権利者に対して本通知が到達したことの確認が必須であり、通知の本人到達が確認できない場合には公示送達手続きが必要となるなど、事務所のみならず、他の自治体等からの協力が不可欠なものである。

このため、換地処分の公告予定日までに残された日程の中で諸手続を確実に進める必要があったため、換地処分の進捗管理を行うミーティングを毎週実施し、進捗状況の細かな把握と今後の手続きの確認を徹底して行った。

こうして1375通におよぶ権利者あての換地処分通知のうち、1363通が到達を確認したものの、12通の到達が確認できなかったことから、平成26年9月9日付けの宮城県公報により、未到達者向けの換地処分通知内容を掲示する旨の公告を行い、公示送達の手続きを行った。

その後、掲示期間が終了し、換地処分の前提となる手続きが全て完了したことから、換地処分完了届を平成26年10月17日に提出することができた。

この結果、予定どおり平成26年10月31日付けで無事換地処分の公告を行うことができたが、この公告日の決定についても、確定までに様々な調整が必要であった。

特に換地処分によって、従前地から区画整理後の新たな住所・地番の変更が生じ、そこに居住・立地する個人や法人の方々の住民票や戸籍等の基礎データに反映されることから、こうしたデータを管理している地区内各市の戸籍関係部局におけるデータ更新業務の工程が公告日を決定する上で大きな要因となるということは、実際に取り組んでみて初めて分かったことであった。

また、こうした住所・地番の変更に伴う、地区住民や企業への周知のための手続きについても、関係部局からの依頼に基づき事務所で対応することとなった。

換地処分の公告実施以降は、区画整理事業の最終的な手続きとなる清算手続きに向けて清算金の徴収および交付に関する要綱を策定するとともに、各権利者に対しての清算金額の通知や清算金にかかる公共事業用資産の買取証明書等の発送をおこない次年度には実際の清算金の受払を残すのみの段階まで業務を進めている。

こうした換地処分公告に向けた手続きを進める一方で、区画整理班のもう一つの役割である保留地処分の推進については、年度当初より順調に処分が進んだほか、年度末にかけては、保留地処分に一層の弾みがつき、年度当初42区画残っていた未処分保留地のうち、27区画の売却先が確定するとともに、残る15区画についても企業局との協議の結果、所管を企業局に移管のうえ、賃貸活用することとなり、保留地処分についてもほぼ目処をつけることができた。

こうした処分の過程において、契約締結案件の売買代金未納による契約解除に至った案件や、文化財包蔵地となっている保留地売買契約においてトラブルが発生したものの、都市計画課および土木部顧問弁護士との協議をしながら解決方法の検討および契約当事者との根強く交渉に当たった結果、最終的には二つのトラブルについても無事解決に至ることができた。

保留地については、最終的な手続きとして、区画整理登記および保存登記後に、保留地購入者との契約に基づく、精算と所有権移転登記の手続きが残ることになるが、これについても一般社団法人宮城県公共嘱託登記司法書士協会との協議を進め、登記費用の受取を含め所有権移転の嘱託登記手続きを一括して同協会に委託する契約を締結し、新年度の保留地売買代金の精算および所有権移転登記の手続きを進める準備をおこなっている。